

平成 2 5 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 3 月 5 日 開会

平成 2 5 年 3 月 1 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成25年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問	1 3
橋爪光雄君	1 3
佐々木英夫君	2 3
紺野榮重君	3 3
佐藤文子君	4 5
小黒敬三君	6 1
散会について	6 7
散会の宣告	6 7

第 2 号（3月6日）

議事日程	6 9
出席議員	7 2
欠席議員	7 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 2
職務のため出席した者の職氏名	7 2
開議の宣告	7 3
議事日程の報告	7 3
一般質問	7 3
馬場 績君	7 3
議案第3号から同意第2号一括上程、説明	9 6

次回日程の報告	1 4 5
散会について	1 4 5
散会の宣告	1 4 5

第 3 号 (3 月 1 5 日)

議事日程	1 4 7
出席議員	1 5 0
欠席議員	1 5 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 0
職務のため出席した者の職氏名	1 5 0
開議の宣告	1 5 1
議事日程の報告	1 5 1
議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 5 1
議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 7 7
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 7 9
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 8 6
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 8 7
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 9 6
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 9 6
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 9 7
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	2 0 0
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	2 0 1
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	2 0 2
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	2 0 5
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	2 0 5
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	2 0 6

議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	2 1 6
延会について	2 1 6
延会の宣告	2 1 6

第 4 号（3 月 1 8 日）

議事日程	2 1 7
出席議員	2 1 8
欠席議員	2 1 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1 8
職務のため出席した者の職氏名	2 1 8
開議の宣告	2 1 9
議事日程の報告	2 1 9
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	2 1 9
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	2 5 6
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	2 5 7
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	2 5 9
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	2 6 0
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	2 6 0
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	2 6 1
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	2 6 1
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	2 6 3
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	2 6 4
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	2 6 4
同意第 1 号の質疑、採決	2 6 5
同意第 2 号の質疑、採決	2 6 5
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 5
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 6
発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 7
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 8
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	2 6 9
町長あいさつ	2 7 0
閉会の宣告	2 7 1

浪江町告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、
平成 25 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 25 年 2 月 12 日

浪江町長 馬 場 有

1 期 日 平成 25 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時

2 場 所 福島県二本松市北トロミ 573 番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（19名）

1 番	愛	澤		格	君
3 番	山	本	幸一	郎	君
5 番	若	月	芳	則	君
8 番	泉	田	重	章	君
10 番	田	尻	良	作	君
12 番	鈴	木	辰	行	君
14 番	紺	野	榮	重	君
16 番	小	黒	敬	三	君
18 番	三	瓶	宝	次	君
20 番	馬	場		績	君

2 番	山	崎	博	文	君
4 番	吉	田	数	博	君
6 番	横	山	精	一	君
9 番	橋	爪	光	雄	君
11 番	渡	部	貞	信	君
13 番	佐	藤	文	子	君
15 番	佐々	木	恵	寿	君
17 番	勝	山	一	美	君
19 番	佐々	木	英	夫	君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 5 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 5 年 3 月 5 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１８名）

１番	愛澤格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
８番	泉田重章君	９番	橋爪光雄君
１０番	田尻良作君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
１９番	佐々木英夫君	２０番	馬場績君

欠席議員（１名）

１１番	渡部貞信君
-----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長	岩野寿長君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	中野夕華子
-------	------	----	-------

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来、11日で丸2年となります。
3月定例会開会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は18人であります。
定足数に達しておりますので、平成25年浪江町議会3月定例会を開会いたします。

11番、渡部貞信議員より欠席届が提出されております。

（午前 9時02分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、19番、佐々木英夫君、20番、馬場績君、1番、愛澤格君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期はただいま配付のとおり、本日より3月19日までの15日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、19日までの15日間と決定いたしました。

会期中の会議についてお諮りいたします。5日、6日、15日、18

日、19日を本会議、7日、8日、11日、12日、13日、14日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、以上のように決定をいたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。
-

◎行政報告

- 議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。
町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

- 町長（馬場 有君） おはようございます。
平成25年浪江町議会3月定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。
東日本大震災の発生から本日で726日を迎えました。今議会中に2回目の震災の日を迎えようとしております。改めてこの震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。
また、幾度の捜索にもかかわらず、今尚33名の方の消息が明らかにならない状況にあって、ご家族ご親族の皆様の無念さと深い悲しみに思いをいたしますと、万感胸に迫るものがございます。
このような中で、町では3月11日に、「浪江町東日本大震災追悼式」を二本松市の総合葬祭場「ほうりん」で挙行することといたしました。
震災発生から2年の節目の日に、犠牲者に哀悼の誠をささげ、町民が一丸となって震災からの復興に取り組むことを誓うために実施するものでございます。

町民の皆様におかれましては、避難生活が長期化する中で、精神的・肉体的にも疲弊され体調を崩されることが多くなっているのではないかと危惧しております。一日も早く、ふるさと浪江の復興や町民の生活再建に向けた具体的な見通しを示す必要があり、今般、避難指示区域の見直しに着手したところであり、ふるさとの復旧・

復興を加速させたいと考えております。

また、ふるさとの再生には、組織体制の強化が必要であり、今議会で提案いたしますが、南相馬市に「浪江町復興再生事務所」を設置したいと考えております。４月１日に施行される区域再編に対応し、町内の防火・防犯体制の強化と、復旧事業・復興事業を本格化するため設置するもので、今後、同事務所を町復興の拠点として位置付け、町民の円滑な帰町のための準備を進めていきたいと考えております。

さて、国政においては、昨年12月16日の第46回衆議院議員総選挙で自民党が294議席を獲得し、政権与党に復帰。12月26日に安倍総裁が内閣総理大臣に選出されました。

自民党の政権公約では、「まず、復興。ふるさとを取り戻す」として震災からの復旧・復興を国政の最重要課題と位置付けており、行動計画として、「経済再生」、「教育再生」、「外交再生」、「暮らしの再生」に係る施策を掲げておりますが、国政の優先性をみると、「経済再生」に尽力されている一方、「震災からの復興」は置き去りにされているような感が否めません。原発事故災害を風化させないためにも、震災からの復旧・復興を最大限加速させるよう、新政权には強く訴えていきたいと考えております。

次に、平成25年度の予算編成関係について説明させていただきます。

平成25年度予算編成につきましては、昨年度に引き続き町税をはじめとする自主財源が確保できず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない厳しい状況の中での編成となりましたが、長期に渡り苦しい避難生活を余儀なくされている町民の皆様の絆の維持、一日も早い暮らしの再建と「ふるさとなみえの再生」に向け、浪江町復興計画に掲げる３つの基本方針ごとに掲げられた重点取り組み事項と連動した予算編成といたしました。

基本方針の「すべての町民の暮らしの再建」に関しては、「町民健康管理」「生活再建促進」「町外コミュニティ整備促進」を重点取り組み事項として、町民の放射線に関する各種検査や、県内外での交流会の開催、町外コミュニティの意向調査等の事業等を実施することとしております。

次に、「ふるさとなみえの再生」に関しては、「除染推進」「生活環境再生」「産業再生」を重点取り組み事項として、国の除染同意取り付けへの事務協力、区域見直しに関わる防犯対策や初期緊急医療、水産物の経営再開を実現するための環境整備の概略設計を行う事業等を実施することとしております。

最後に、「被災経験を次世代や日本に生かす」に関しては、「子どもたちをつなぐ絆」「復興プログラム構築」を重点取組み事項として、震災記録誌の発刊や、震災によって離れ離れになった子供たちの交流事業等に取り組むことといたしております。

なお、事業費等については予算資料に記載させていただいております。

これらに基づく平成25年度一般会計予算の総額は、76億2,200万円、前年度比19.8%の増となっております。一方、特別会計9事業の合計は、国保会計、介護保険会計が昨年引き続き増加となったことで75億4,931万2,000円、前年度比19.8%の増となっております。

一般会計予算の内容ですが、歳入では、町税が税条例による減免等で72.4%減の2億3,167万5,000円。地方交付税が減免による町税の減収補てん、または復興関連事業の費用の一部として交付される震災復興特別交付税の増により17.1%増の37億5,068万4,000円。繰入金、浪江町復旧・復興基金繰入金の大幅な増加もあり937.7%増の6億5,108万4,000円。町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債3億6,500万円、4.0%増となっております。

歳出では、性質別に説明いたしますと、義務的経費が復興支援員報酬増等により1.2%増の33億2,891万円。投資的経費が道路災害復旧事業のための調査測量設計委託料や、仮庁舎倉庫建設工事の増により66.0%増の1億1,435万9,000円。その他の経費につきましては、復興交付金基金積立金の増や、浪江町防犯業務委託料・防災集団移転促進事業計画業務委託料、特別会計繰出金の増等により、39.1%増の41億7,873万1,000円となっております。

続きまして、町政の執行状況についてご報告させていただきます。

まず、衆議院議員総選挙について、ご報告いたします。

12月4日公示、12月16日投開票で行われました当選挙においては、期日前投票・郵便による不在者投票や投票日当日、その後の開票まで適正な選挙事務執行に努めたところであります。

今回の選挙では、期日前投票所を二本松、福島、郡山、いわき、南相馬に合わせて6カ所設置し、当日投票所は二本松をはじめ4カ所に設置いたしました。また、選挙のお知らせを全有権者に配布し投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、15、16日は仮設住宅から投票所までを結ぶバスを運行させるなどして、投票率の向上に努めてまいりました。

選挙の結果でございますが、当日有権者は1万6,418名でありました。投票者数は8,325名で投票率は50.7%、前回の投票率73.2%に比べ22.5ポイント下回りました。

今回の選挙では、不在者投票者数が前回の選挙に比べ約5倍にのぼり、選挙のお知らせ等による不在者投票制度の周知が一定の成果を得たものと思っております。しかしながら、まだまだ投票率は低く、なお一層の有権者への周知・啓発に取り組んでまいりたいと思います。

双葉8町村、福島県と国との意見交換会等について、ご報告いたします。

2月17日に原子力被災自治体、福島県と国との意見交換会が行われ、国側が根本復興大臣、茂木経済産業大臣、石原環境大臣ほか、県側が佐藤知事ほか、それに避難地域12市町村長が出席いたしました。

国から「福島対応体制の抜本強化」、「福島の復興・再生に向けた主な予算」、「避難解除等区域復興再生計画の策定」などについて説明がされた後、国、県、市町村間で意見交換を行いました。

私からは、「避難解除等区域復興再生計画の素案に中間貯蔵施設、最終処分場、減容化施設などの重要事項の記載がないこと」、「実施施策とすべきものが検討課題とされていること」、「事業用資産の賠償申告書を簡略化すること」などについての意見を述べたところです。

国からは、一部についての回答がありましたが、回答できなかったものもあり、それらについては、今後対応を検討したいとのことでありました。

町外コミュニティの個別協議について、ご報告いたします。

2月7日に南相馬市役所で復興庁、県、南相馬市、浪江町、飯舘村が出席しての町外コミュニティの個別協議を行いました。

協議内容は、「受入自治体の都市計画、復興計画など町づくりの方針との調整」、「避難者受入数の見込み」、「帰還時期見込みの想定」、「災害公営住宅の整備箇所、整備戸数」、「役場機能」などについてであります。

今後、第3回の意向調査結果を踏まえながら協議を続け早期の整備を進めてまいります。

桑折町との災害公営住宅協定について、ご報告いたします。

桑折町では町営で災害公営住宅建設を進めており、この災害公営住宅に桑折町民だけでなく、浪江町民も受入れするという話がありまして、2月13日に「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定書」を締結してまいりました。

桑折町には、仮設住宅もあり、213世帯406人の浪江町民が現在入居中で、災害公営住宅は仮設住宅の隣接地に建設するもので、1.4

ヘクタールの土地に木造長屋建て（チェーンハウス）２階建て47戸を建設する計画となっており、協定では、「桑折町は、住宅建設に必要な計画を策定するとともに、住宅整備に必要な業務を実施することとし、浪江町はこれに協力する」という内容となっております。

なお、入居に際しての詳細な事項については、今後覚書など別に取り交わす予定で桑折町とは話を進めております。

避難指示区域の再編に伴う住民説明会について、ご報告いたします。

避難指示区域の再編に伴う住民説明会を、昨年12月21日から26日までの間、３会場延べ６回にわたり開催いたしました。この中で行政区長や町民の皆様から様々な意見が提出されたことから、さらに検討を加えた後、１月23日開催の議会全員協議会に区域見直しの最終案を提示いたしました。

議会からは町の最終案を尊重するとの結果をいただき、１月25日に「避難指示区域見直し」に係る浪江町の方針決定について、区域見直しは、大字単位とし、「帰還困難区域」は13の大字、「居住制限区域」は10の大字、「避難指示解除準備区域」は10の大字に見直しするとの通知を原子力災害対策本部長にいたしました。

警戒区域への一時立ち入りについて、ご報告いたします。

第６回目のマイカーによる一時立ち入りを、11月３日から12月14日まで計27回実施いたしました。2,938世帯7,097名、車両台数で2,969台の立ち入りがありました。

また、バスによる一時立ち入りについては、11月29日から12月２日まで計３回実施し、123世帯169名、専用バス台数で37台の立ち入りがありました。

町民の健康管理について、ご報告いたします。

まず、現在行っております放射線に関する健康診査の実施状況について、ご報告いたします。

ホールボディカウンタによる内部被ばく検査につきましては、１月末現在、受検者１万1,557名、55.6%の方が検査を受けられており、内１万1,253名の方が預託実効線量1 mSv未満という結果となっております。

震災時18歳未満の方に対して行っている甲状腺検査につきましては、１月末現在、受検者3,845名、内1,272名の方に嚢胞や結節が認められましたが、直ちに二次検査の必要なＣ判定の方はおりませんでした。

また、昨年12月より40歳以下の方に対しても甲状腺検査を実施し

ておりますが、1月末現在147名の方が検査を受けられております。

更に、本年1月末より染色体検査による初期被ばく線量の推定を行っております。この検査は、当町と連携協定を結んでいる弘前大学によるものであり、採血後の血液を培養し、染色体異常の頻度を数えることにより、被ばく線量を評価するものであります。受検者は、希望のあった855名を予定しております。

次に、本年2月末まで免除になっていた国民健康保険、後期高齢者医療の窓口負担や介護保険の利用者負担についてであります。免除期間の1年延長が決まり、免除証明書の提示が必要な国民健康保険並びに後期高齢者医療について、免除証明書をお配りしたところであります。

しかしながら、震災以来、継続して要望しております医療費の恒久的な無料化や、県内外における検診体制の整備等については未だ不十分であり、今後とも、国として当然の責務であるという認識の下、強く要請してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

災害給付金等の状況について、ご報告いたします。

災害弔慰金等の支給に関しましては、3月11日、津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。2月末現在、申出受理件数が170件、支払件数は同じく170件であります。現在申出待ちが1件ありますが、申出書等関係書類が提出されましたら、審査のうえ速やかに振込してまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、2月末現在、申出受理件数が302件、うち審査件数が262件、うち認定件数が254件、支払件数が248件であります。

応急仮設住宅について、ご報告します。

南相馬市八方内に建設を予定しておりました、応急仮設住宅70戸が完成し、2月17日（日）に入居説明会を行いました。2月20日より順次入居の運びとなっております。

「浪江町みんなのれんらく帳」について、ご報告します。

全国各地で避難生活を送っている町民同士の絆の維持や連帯意識の高揚につなげることを目的に、掲載を希望する町民の氏名や避難先住所、連絡先電話番号を掲載した「浪江町みんなのれんらく帳」をN T Tタウンページ株式会社様の協力により発行することとなり、2月26日、発行記念式典が開催されました。町民への発送につ

きましては、3月上旬発送を予定しております。

町民交流事業について、ご報告します。

県内交流会についてですが、12月1日に須賀川市、12月2日に猪苗代町、12月3日に本宮市、12月9日に白河市、12月16日に南相馬市、1月16日に福島市、1月28日に郡山市、1月30日に相馬市で“しゃべり場”を開催いたしました。また定期交流会“集まっ会”を二本松市内で開催し、県内全体で約300名が参加され、多くの町民が交流し、絆を深めております。

次に、県外交流会についてであります。12月1日に千葉県、12月8日に岩手県、12月24日に東京都、1月16日に神奈川県で開催され、130名の方々が参加されました。

なかでも、12月24日に東京国際フォーラムで開催された、福島県主催による首都圏に避難されている県民を対象とした「ふくしま避難者交流会」が盛大に開催され、避難者160名の参加者に加え、同時開催された「げんき咲かそう！ふくしま大交流フェア」では、「ふくしま」を体感できる楽しいイベントが盛りだくさん開催され、避難者のみならず、数多くの都民の方もイベントを満喫されておりました。

なみえ3.11復興のつどいについて、ご報告します。

今年度の3.11復興のつどいの開催につきましては、3月16日（土）安達文化ホール並びに安達公民館を会場に、「震災を忘れず、ふるさと浪江町を感じることでできるイベント」として開催されます。仮設・借上げ住宅自治会を中心とした実行委員会が主催し、「失われた街」プロジェクト、なみえ復興塾、浪江町ふるさと家庭料理、自治会活動発表、伝統芸能等発表会などのイベントを予定しております。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

1月13日、二本松市安達文化ホールで「平成25年浪江町成人式」が開催され、新成人の門出を祝いました。

式では、大勢の来賓の皆様にご臨席を賜り、新成人への激励と祝福のお言葉をいただきました。

また、新成人を代表し三瓶美穂さん（津島地区）が、「私たちは、自立した大人として未来を見据えながら、一瞬一瞬を大切に生きていきます。」と誓いの言葉を述べ、新成人241名が二十歳の志を胸に力強く羽ばたきました。

次に、浪江町小・中学校思い出のDVD配付について、ご報告いたします。

原発事故によって、全国に離れ離れになった子供たち同士の絆や

ふるさととのつながりを維持する目的で、浪江町内の小・中学校で活動していた当時の思い出の写真集として、各校120校から200枚程度の写真を小・中学校別に収録したDVDを作成しました。

DVDは静止画ムービー形式で作成し、収録映像時間は各校15分程度のもので、被災当時の児童・生徒全員を対象に、3月中には発送いたします。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の新規制定案件が17件、一部改正案件が11件、その内13件が地域主権一括法の施行による関係条例の制定・改正案件となっております。また、平成24年度の補正予算案件が6件、平成25年度の予算案件が11件、議会の同意を求める人事案件が2件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁ともに簡潔にお願いをいたします。

◇橋 爪 光 雄 君

○議長（吉田数博君） 9番、橋爪光雄君の質問を許可します。
9番。

[9番 橋爪光雄君登壇]

○9番（橋爪光雄君） 9番、公明党の橋爪光雄です。3.11東日本大震災・原発事故から間もなく2年になります。犠牲になった方々に哀悼の祈りをささげるとともに、ご遺族・被災された皆様に心よりお

見舞い申し上げます。通告に従い、復興について、健康管理について、支援物資等について一括質問方式で質問いたします。

復興について。10兆円規模の緊急経済対策を柱とする平成24年度補正予算が2月26日、成立しました。復興の加速に向け、震災復興特別交付税1,214億円を増額し、被災者の住宅再建・原発事故で避難生活を送る住民の帰還促進支援208億円、被災者の雇用確保支援500億円などが実施されます。県の平成25年度当初予算は1兆7,319億7,000万円、うち震災・原子力災害対応分9,168億700万円が復興・再生を最優先に予算を編成されています。安倍首相は、復興庁の司令塔機能を強化し、復興大臣の統括指揮によって福島を除染など喫緊の課題の解決に全力を挙げる決意を表明していますが、復興を加速させて被災市町村に応えられる結果を示していただきたい。

当町は、避難指示区域見直しを踏まえ、4月1日施行に向けて取り組みをしておりますが、施行後に復興事業が実施されます。福島・宮城・岩手県は、防災集団移転促進事業として、被災者の高台移転を進めていますが、農地法の規制で被災農地の買い取りが進まないことが障害になっていました。公明党の強い求めに応じ、農林水産省は、2月4日付で農地法の施行規制を改正しました。規制緩和については、農地法による許可がなくても、被災市町村が農地を買い取ることが可能になり、利用計画は土地を利用する段階で示せばいいことになりました。すでに宮城県亘理町では、今回の規制緩和を活用した農地の買取が進んでいると伺っております。

当町は、町外コミュニティ計画をしていますが、受け入れ先との協議が進んでおりません。復興に向けたまちづくり計画を示されていますが、復興事業の取り組みについて伺います。

昨年12月に自公連立政権が発足して初めてとなる会議が2月17日、原発事故で住民が避難を余儀なくされた県内12市町村と政府の意見交換会が福島市で開催されました。このことについては、先ほど町長より行政報告をいただきました。その上で、町長は意見交換会に出席され、どう捉え、今後どのような取り組みをされていくのか。詳細について見解を求めるものでございます。

復興事業が本格化し、業務量の増加に伴い現在の職員で対応できるのか、懸念します。県は、被災市町村に対して職員確保のための人的支援事業を新規事業として予算を編成しています。町は、国・県に職員OB・技術職の要請をして復興体制の強化を図る必要があります。復興体制の強化について伺います。

健康管理について。町民は原発事故により、被ばくを心配し不安な生活をしています。県は、「県民健康管理調査」を県立医科大学

に委託して、被災市町村約21万人に、平成23年度・24年度と2回実施しています。平成23年度の調査結果では、10歳代から70歳以上の7万3,039人を調査。6万8,375人の回答結果を見ると、健康状態が悪い17.5%、きわめて悪い2.3%、睡眠の質については、少し不満46.0%、かなり不満15.4%、非常に不満・全く眠れなかった4.4%で悪い調査結果となっています。当町は、町民の健康を守るために、甲状腺検査、内部被ばく検査、総合健診を実施していますが、検査の実態について伺います。

現在の医師で患者への対応に支障はないのか、医師不足が懸念されます。医療体制の実態と今後の医療体制の取り組みについて伺います。

当町は、社会福祉協議会の職員等が仮設住宅を主に訪問・対話活動をして健康状態等を確認し、町民の健康管理に対応していますが、職員が少ないため、借上げ住宅の訪問は実施していません。県は、被災者健康サポート事業として、健康状態の悪化予防・健康不安の解消を図るため、健康支援活動の予算の編成をしています。長期の避難生活による県内の犠牲者は1,315人。当町は247人が犠牲となっています。今後、体調を崩し健康状態が悪化する町民の増加が懸念されます。職員を増員して、借上げ住宅も訪問できる体制をつくらなければなりません。県に、保健師等の派遣要請をする必要があります。訪問体制の取り組みについて伺います。

全町民に健康手帳を配布しましたが、行動記録を記入していない方が多くいます。行動記録を記入することが重要となります。どのような対応をしていくのか伺います。

今後、内部被ばく等の健康不安を持ちながら生活していく町民を、国は守る責任があります。町は、国へ医療保障の法制化に向けてねばり強く要望していただきたい。医療保障の法制化の取り組みについて伺います。

復興関連事業の増加に伴い、職員の健康が懸念されます。国・県に臨床心理士等の派遣要請をして、心身ケア対策に力を入れていただきたい。職員の健康管理について伺います。

物資等支援について。避難生活を余儀なくされた浪江町に、企業・団体・グループ等より、衣類、食糧等の支援物資をいただきました。感謝と御礼申し上げます。支援物資等の実態・どのように活用されたのか伺います。

現在、長期にわたり食糧の支援物資を届けている企業もあります。真心の支援物資を届けてくれました企業・団体・グループへどのような対応をされたのか伺います。

最初の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず復興事業の取り組みについてのおただしにお答えいたします。先ほど行政報告で申し上げましたように、2月17日に、双葉8町村と福島県、国との意見交換会を行いました。その中で、避難解除等区域復興再生計画の策定が今3月中に国のほうとしては取りまとめるという形になっております。その中で私が申し上げたのは、やっぱり今まで事務レベル会議の中で、浪江町の個別事業計画を出してきたおったのですけれども、それが先ほども報告で申し上げましたように、実施施策とすべきものが検討課題とされる。検討課題にするとか、あるいは実施事業についてちょっと予算が伴わないということで事業が削除されているというようなところがありますので、やはりこの会議の中で私は強く、町は町としての事情がある。復興計画も10年計画の中でつくった。そういう中で我々としてインフラの復旧であるとか、あるいは生活基盤の整備である医療福祉サービス機関の設置とか、そういうものは非常に必要になってくるということでありますので、その事業についてやはりしっかりと我々の意見を聞いていただいて、しっかりと計画の中に盛り込んでいただきたいということを申し上げました。

冒頭に橋爪議員の方から説明がございましたが、今回は福島復興総局というものをつくって、これまで以上のワンストップの窓口をつくるというような話がございました。それからそれに伴って各関係大臣、これは根本復興大臣の下に復興再生をするために何とか連携強化をしていただくというような話がございました。そういうことで、これからは若干今までとは違って、スピード感を持って復興再生の事業が始まると認識はしております。

それから2つ目の今後の復興体制の強化についてでありますけれども、議員おたなしのとおりやはり4月1日からいよいよ復旧工事が始まるように町民の方が自由に出入りしてまいります。そういう中で復旧事業が始まってまいります。今の現在の組織の中ではなかなかタイムリーに町民の方に適応できない点があると思いますので、今の浪江町役場を復興の拠点にして、私ども職員も移動した場合に宿泊できませんので、やはり通う形になります。したがって、非常に効率的のいい形の中で浪江町役場に入れるように、お隣の南相馬市のところにお世話になりながら、通いながら、職員の皆さんが復旧工事に携わってくるというような形になります。そういうことを含めて今の組織の体制の見直しを重点的にやっていくというような形に強化していきたいと思っております。

先ほど行政報告で申し上げましたように、課の設置条例の一部改正と、それからいろいろな再生に携わる事業の課も名称を変更しながらやっていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは復興事業の取り組みについて、お答え申し上げます。まず、町外コミュニティ関係の生活拠点の整備関係でございますが、現在、復興庁と福島県と当町によるアンケートを調査しました。その速報版ということで皆様のお手元に配ったとおりであります。さらに復興庁及び福島県を通じまして受け入れ団体との協議も段階的にスタートしております。詳細な整備内容及び整備予定場所、整備完了時期などについても協議を進めているところであります。

次に、ふるさと再生のための環境整備関係ですが、4月1日より予定しております区域見直しを踏まえまして、町内における国事業によります除染を加速させるとともに、震災や長期間放置により損傷したインフラの詳細調査、査定、復旧工事に取り組んでまいります。具体的なインフラ工程表は現在、国と最終調整中となっております。

津波被災地の復興についてでございますが、平成25年度は復興交付金を活用した防災集団移転促進事業の事業計画の策定という予定となっております。24年度で津波シミュレーションを実施しております。それを基に被災した住宅の高台移転、減災のための海岸林、避難道、漁港関連施設など、復興に向けた復興まちづくり計画を策定するというところで進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 職員体制についてお答えいたします。

町といたしましては、新規採用職員の確保のほかに国からの出向、あるいは他自治体からの中長期の派遣、または民間からの派遣などにより職員の拡充をしていきたいと考えております。また、専門職の雇用についても今後検討していきたいと思っております。

また、技術的部門などにつきましては、福島県市町村支援機構などがありますので、これらの団体を積極的に活用して、復旧復興の円滑な実施に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは健康管理について、はじめの健康調査、それから検査の実態、医療体制の強化についてお答え申し上げます。

現在、行っております放射線に関する健康調査の実施状況についてお答えいたします。町長の行政報告にもありましたけれども、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、1月末現在、受検者1万1,557名、55.6%の方が検査を受けられております。うち1万1,253名の方が預託実効線量1ミリシーベルト未満という結果となっております。

震災時18歳未満の方に対して行っている甲状腺検査につきましては、1月末現在、受検者3,845名、うち1,272名の方に嚢胞や結節が認められましたけれども、直ちに二次検査の必要なC判定の方はおりませんでした。また、昨年12月より40歳以下の方に対しても、甲状腺検査を実施しておりますけれども、1月末現在147名の方が検査を受けられております。

さらに本年1月29日より、染色体検査による初期被ばく線量の推定を行っております。受検者は希望のあった855名を予定しております。この検査の結果でございますが、1回受けますと6カ月ぐらいの検査の期間が必要でございます、6カ月後にその検査の結果を各個人に通知するようになっております。

次に、医療体制でございますけれども、仮設の津島診療所を安達運動場に設けておりますけれども、診療を受ける方が大変増えておりまして、現在関根先生ほか町内の開業医の方のご協力をいただきながら常時3名体制で診療を行っている状況でございます。今後の医療体制の確保のために、常勤の勤務医並びに看護師の確保に努めているところであります。

また、町民の生命、財産を守るためには、町独自の介護予防、それから健康支援、福祉、被ばく医療も含めた包括的な総合医療機関の構築が今後は必要だと考えております。

それから訪問体制でございますが、現在、仮設住宅並びに借上げ住宅に避難している高齢者や乳幼児のいる家庭については、町の保健師、それから臨時職員の雇用をいたしまして、県保健福祉事務所のご協力等もいただきながら訪問活動を行っております。

また、町生活支援課、それから社会生活相談員からの情報をもとに、保健指導が必要な家庭、それからそういった情報をもとに継続的に訪問支援を行っております。さらには、昨年いわき地区の訪問については日本赤十字大学によるご協力をいただきながら、実施しておる現状でございます。

しかしながら、避難している方全員へ十分な訪問活動を行うには、避難箇所が全国的に各地に広域的であって、なかなか訪問活動も困難な状況にあることも、そういった現状もあることも事実でございます。

ます。今後仮設住宅並びに借上げ住宅の自治会との連携はもちろんのこと、NPO等のボランティア団体の協力を図りながら、訪問活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、医療保障についてでございますが、原発事故に対する医療保障につきましては、平成25年度についても国保、後期高齢、介護保険とも利用者負担と減税の減免が継続されました。しかしながら、原発事故による放射能被ばくに対する健康被害への不安解消のために、検査体制の整備と医療保障の確立は、事故責任者としての国が当然責務として実施しなければならないと考えております。町では、全町民へ健康管理手帳を配布し、内部被ばく検査等の継続的な受診を啓発しているところでございます。また、同時にこの手帳を原爆被爆者へ交付されている被爆者手帳と同等の保障の確保のため、法制化を国に求めているところでございます。

しかしながら、今までそれに沿ったような回答は現在も得られておりません。昨年来、国の要望をしておりますけれども、新政権になりましたので、同じような中身でもって再度新政権に対して継続していくよう要望し、それから要求してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 職員の健康管理についてお答えいたします。

職員の健康管理には十分注意をしなければならないということで、平成24年度につきましては成人病検診、その他に人間ドックを実施いたしました。また脳ドックも実施したということであります。さらにメンタルヘルスでありますけれども、これはセミナーの開催、あるいはストレスチェック、臨床心理士による個別面談を行っておりまして、職員の健康管理には十分配慮していきたいということで今考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 3番の物資等の支援についてのご質問にお答えします。（1）支援物資活用についてですが、震災から現在までの支援物資件数は446件ありました。主に衣類、食品、自転車、洗濯機、水、医療などの支援であります。特に、昨年に引き続き四半期ごとに米、味噌、しょうゆの寄贈があり、その都度仮設住宅に配布しております。また、その他の会社や団体、個人からいただいた物資は計画的に県内外のみなし仮設住宅へ配布しているところであります。平成24年度の配布件数は、仮設住宅が2,500件、県内外避難者、借上げ住宅ですが1,250件となっております。

（2）支援者の対応についてであります。昨年11月3日の第40

浪江町功労者表彰におきまして、震災以来物資両面からご支援いただいた個人、団体等に功労表彰17名、善行表彰55名の方々を表彰し、感謝の意を表しております。その他多くの支援に対して、礼状と配布状況の写真を添えましてその都度送付しております。

また、町長が出張の折り、御礼のあいさつのため会社訪問も行っております。

○議長（吉田数博君） 9 番。

○9 番（橋爪光雄君） 再質問いたします。

住宅地を高台に移転する防災移転促進事業を対象に、大手ゼネコンへ各市町村が工事を一括して発注できる契約方式が発表されています。この発表について、復興を加速するために町はどのような取り組みをされるのか伺います。

それから、営農再開などの支援に246億円の補正予算が編成されました。この予算編成されたことに、町はどのような今後対応されるのか伺います。

次に、健康管理についてですけれども、浪江町民は44都道府県に避難しております。県外の町民の健康管理が行き届かない状況にありますので、今後、健康管理を、どのように取り組むのか、詳細にお答え願いたいと思います。

仮設住宅の入居期限が平成26年度末まで延長という方向で検討されておりますけれども、町民の健康の悪化が懸念されます。健康管理と訪問体制の取り組みについてお答え願います。

県は、18歳以下の甲状腺検査を25年度に終了させたいとしています。町はどのように対応されるのかお伺いします。

福島、宮城、岩手の被災3県の中核的な45病院・診療所のうち、約7割の30施設で被災後の患者が増えていることで、医師、看護師不足が加速していると、被災3県病院アンケート結果が報道されております。福島県では、患者の対応で医師19%が体調を訴えております。これはいうまでもなく医師不足が原因だと思います。先ほど答弁されましたけれども、当町の医師確保が懸念されます。今後の医師確保の対応についてお伺いいたします。

避難区域再生計画の最終原案に、県立大野病院と双葉厚生病院の統合の方向性の検討をされております。両病院には多くの浪江町民が利用していました。当町はどのようにとらえ対応されているのかお伺いします。再質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは再質問にお答えいたします。

津波被災地の防災集団移転促進事業についてでございますが、現

在、先ほども答弁しましたとおり、平成25年度復興交付金ということで、この事業を計画するということなのですが、具体的には被災者のさらなる意向調査、さらに移転促進区域内の土地の買い取り価格等の検討、移転先の住宅団地の整備構想、造成方法等を検討して、住民との合意形成を図るという計画になっております。

ただ、お質しの高台移転、大手ゼネコンの一括発注が発表されたということなのですが、現在のところ、そういうところまでは進んでいません。当然防災集団移転事業ですので、宅地の分譲、宅地の貸付、そこへの住宅の建設は個人で行うという計画もございます。

さらに一方で、町営での公営住宅の建設なども計画されてきますが、発注などについてはこれからの計画となっております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは今後の健康管理の取り組みについて、再質問についてお答え申し上げます。

44都道府県に浪江の町民の方々が現在避難しております。全国の健診体制でございますが、これにつきましては県のほうで77医療機関に対して協定を結んで、避難県民の方々の健診を今強化している状況でございます。県外については、県が主体となった健診の取り組みをしているわけございまして、やはり県を主体となった協定でございますので、町の方でもなかなか全国の各医療機関にお願いするのは難しい現状になっております。

したがって、県が指定している77医療機関が、我々の浪江町民の健康管理をしてくれるものと考えております。県内の健康管理の部分でございますが、健康管理につきましては毎年の健診、それからガン検診、放射線に起因するホールボディであったり、それから甲状腺の検査といったものの継続を今後もしていかななくてはならないと考えております。

それから、訪問体制の取り組みでございますが、訪問につきましては、非常に今、人員的な不足がございまして、まだ県内にも仮設、それから借上げ住宅等々に避難している方々に対して、まんべんなく今現在やっているかということ、なかなか難しい状況にあるのも確かでございます。今後でございますが、体制の強化というものを図りながら、各借上げ住宅、それから仮設住宅のほうにいろんな機関、社会福祉協議会の訪問指導員、それから町の支援課等の会議等、皆さんで集まってもらって、今、月1回ぐらいの定期的な会議を持ちながら、それで情報共有を図りながら、訪問体制を強化していくと考えています。

それから、町の検診体制でございますけれども、これにつきまし

ては、当然甲状腺検査、それから今現在染色体の検査もやっておりますけれども、今後も継続して毎年やっていきたいと考えております。

それから、医師の確保の対応でございますが、仮設の津島診療所に常勤の先生というのは関根先生、それから手塚先生の2名が今常勤でやっていただいております。ほかの1名の先生方については、町の開業医の方々が交替でやっていただいている状況でございますけれども、3月には関根先生も町の職員として退職なさるとなっておりますして、医師の確保が急務でございました。先月上旬に、ある程度の確保のめどがつきまして、それで今その先生との交渉を進めておるような状況でございます。さらには、この前は覚書を先生と取り交わしてきまして、町のために働いていただきということで先生には今年の9月か10月頃に浪江町にお越し願うような状況に今なっております。

それから、県立大野病院、双葉厚生病院についてでございますが、浪江町を含め、双葉郡の医療拠点であった。その医療に大きな期待を寄せていた矢先に原発事故が起きまして、双葉郡の医療そのものが崩壊してしまいました。双葉郡の再生は、当然のことながら県立大野病院、双葉厚生病院の再建にかかっているものとは考えております。今後関係機関と協議を重ね、病院が再建できるよう努力してまいりたいということで考えております。

それから町の、先ほども答弁申し上げましたけれども、町の中に帰町されていくためには、町民の方々の生命財産を守るというのは当然町の責務でございます。そのためには、町独自の介護予防なり、それから健康支援、福祉、被ばく医療も含めた包括的な総合医療機関というのが当然大切だと考えております。そのために、この避難生活の中にあっても、やはりもう少し拡大した医療の機関というか、医療の体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 農業の再生ということでございましたが、まず農業を再生するためには、除染がまず条件でございます。こちらについては、国が責任をもって除染するということになっておりますので、まず除染が終わってからということになるかと思っております。ただ、除染が今済んでおりません。それから除染がされたとしても、まだ浪江町の場合には作付制限がされております。ただ、畑作については、畑の野菜等については制限はされておりますが、今の状態ではご遠慮願うという形になっていくかと思っております。

ただ、町としては農業委員会、それからいろんな団体と協議を進めながら、今後の農業をどうしていくかということは当然進めなくてはいけないということで、新年度に入りましたらその体制をつくるということで現在準備を進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 9番。

○9番（橋爪光雄君） 復興事業が本格化することに伴って、国も予算を組んでおります。それに向けて、当町としては遅れることのないように、早め早めの対応が必要ではないかということを申し上げまして質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、9番、橋爪光雄君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時30分まで休憩いたします。
(午前10時16分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時30分)

◇佐々木 英 夫 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

19番、佐々木英夫君の質問を許可します。

19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

○19番（佐々木英夫君） 19番、佐々木英夫が一般質問させていただきます。12月の本会議で、原田直之君の名誉町民について質問いたしました。町長から、日にちと時間ですか、名誉町民にするということを知られましたら、原田さんからなんか町長からの話は聞いたということでした。ありがとうございます。御礼申し上げます。

原田直之君は、浪江町民のためなら一生懸命やると。いただいてから身を粉にして激励していきたいという言葉も受けました。私がいけない後は小黒議員にお願いして、その辺頑張っていきたいということであります。

まず一般質問、3問を出しておりました。このことにつきまして、3問について、簡単で結構ですから、答弁お願いしたいと思います。

昭和60年に私は当選いたしまして、今日、24年間こつこつとやってまいりました。今、町長なさっている馬場町長も、かつては私と一緒に議会を活躍されたところですよ。今思い出すと、あれは道後温泉だったかもしれません。廊下で、私こつこつと住民の方に絵はが

きを書いていたしたら、夜中にたばこを吸いに町長が出てきたんですよね。「なんだい、こんなところで書いているのか。」やっぱりこつこつやっているのは、町会議員の私。先を見据えておおらかにやっている人は、今県会議員をやり、町長をやっているわけです。やっぱりこういう形でないと、人間として成長できないのかと思っておりました。私も24年間の間に2年間、公職選挙法に触れまして、浪江警察署の留置場で20日間反省させられてきました。もう二度と政治には足を突っ込まないなどと思って捜査の方に話をしました。出てきまして、役場にいた同級生の森藤君が、「佐々木、かんかんち、火に当たらないか。」と言われました。なるほど、そうだよな。寒ければ当たるよな。じゃあ、私ももう一度挑戦するという事で、かれこれ24年間、頑張ってきておりました。

前置きはいいいとして、まず職員の服務規定についておただしいと思います。私は、これまで2回ほどそのことについて質問してきました。震災において、なかなか町民に対する対応もできかねたところもあると思いますから、それは差し置いたとしても、やっぱり中に、町民のために服務規定に沿った形でなかなか対応してなかったということがあるようです。全部が全部だといけませんよ。本当の一部の人だと思います。このことについて、町長から答弁お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 職員は、町民全体の奉仕者だということですので、本当に町民の思いに立った形で職責を全うするということが第一であると私は考えております。ああいう非常時でしたので、いろいろと動転したところもありましたけれども、やっぱり自分ということではなくて、全体の奉仕者という自覚のもとから、自分も犠牲をしながら職務を全うしていただく。現在、一昨年の3.11以降、昼夜を問わず、そして寝食も忘れて職務に精励していただいた職員については、本当に改めてご苦労さんと言いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 確かに一生懸命やっていただいたことについては、わかります。しかし、言葉で相手が傷つくということを考えていただきたい。

条例の1条に、職員の服務について必要な事項ということが書いてあります。2条に、職員は町民全体の奉仕者として、職責を自覚し、法令、条例、規則などに、上司の命令に従うということなんです。その3条の中に、任命者の面前で約束しているわけですよね。だからこのことをもう一度読み返して、町民のために全体の奉仕者

ということを頭から離さないで頑張っていたきたい。事あるごとに今後町長から、町民の奉仕者というものをあのおり約束したのだから、従ってくれというようなことをお願いしたいと思います。両副町長おりますから、かつてのあることが一番いいと思いますが、私はなかなか副町長にも、前、議会経験した方あたりが適任者かなというような気はしますけれども、職員に訓辞を与えとか。ぜひ檜野副町長、忙しすぎてなかなか大変だと思いますから。そういうことをお願いしておきたいと思います。

そのことについてどうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） まさに佐々木英夫議員の指摘のとおり、町長が言っていましたように、職員は町民全体の奉仕者としてその職務を自覚するということを議員が指摘されましたように、法令、条例、規則等及び上司の職務の命に従い、公益の利益のためにその職務を民主的かつ能率的に遂行するという。これはこの前でしっかり今後職員に再度自覚してもらうよう徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 安心して卒業できます。1問はこのくらいにしまして第2問、町復興住宅について、県との考えをただしていききたいと思います。

これまで2年間、復興のことについていろいろ話し合ってきました。それで、仮設住宅にいる方も、もう限界だということを聞いております。復興住宅が進む中で、どんな話が進んでいるのか。私は一戸住宅とかもいいのではないのか。それから集合住宅もまた捨てきれない。住民の希望などもいろいろあったと思います。住民アンケートなどで調べられておりましたら、その意見についてお伺いしたいと思いますけれども、どなたかご答弁いただけますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、おただしの復興住宅についてお答え申し上げます。まず協議状況でございますが、現在、復興公営住宅につきましては、復興庁及び福島県を中心に協議検討が進められております。受け入れ予定自治体、さらに国、県、そして私達お世話になる自治体が入った長期避難者の生活拠点の検討のための協議会が昨年9月に開催されまして、その後、復興庁、福島県により多くの浪江町民を含む避難者が希望されているいわき市と受け入れ環境に関する協議が現在進められていると聞き及んでおりますが、ただ、私ども受け入れ自治体及び避難先自治体が加わっての個

別協議にはまだ至っていないという状況であります。

ただ一方で、南相馬市との個別協議につきましては、復興庁、県、当町、飯舘村が出席して2月7日に行われております。協議内容につきましては、先ほど町長の行政報告でありましたとおり、受け入れ自治体の都市計画、復興計画など、まちづくりの方針との調整、避難者受入数の見込み、帰還時期の見込みの想定など。さらに災害公営住宅の整備箇所、整備戸数、役場機能などについてでありました。

なお、今後、二本松市とも県を仲介役に個別協議を進めてまいる計画となっております。

次にお質しの住民アンケートでの住居形態でございますが、皆様方の机の上に今朝方お配りしたとおり、昨日の夕方アンケートの速報版が国から届きまして、具体的なクロス集計がまだなされていないような状況であります。その中でも多くの方が戸建て住宅の整備を求めているということは間違いない状況であります。

ただ、町外における生活拠点の性格上、全体的には一定期間における居住を前提としていること、さらに利便性の高い場所における整備規模も強く、膨大な用地取得面での課題も考えられますことから、町外においては集合住宅による整備が中心になるものと想定されているところであります。

いずれにいたしましても、受け入れ自治体側において、当該自治体の被災者との均衡性の確保、まちづくり計画との整合性等の意向もあることから、受け入れ自治体を含めた中での検討を進めていくこととなります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今、住宅についてご答弁ありました。

私も仮設に住んでいる方の意見を聞きますと、隣の音が気が散ってだめだという話を聞いております。これは仮設だからそうなんでしょうけれども、もちろんこれからできてくるのは鉄筋コンクリートというものだから、遮音性については心配ないと思いますが、やっぱり隣との付き合いを今までできていなかった農家の方々なんていうのは、やっぱり一戸建てでないとだめだという話をしているわけです。私なんかもどちらかというとちょっと庭があってすぐ降りれるようなという希望を持っていたので、そういう戸建ての建物。それから中には、今の仮設に来て友達がいっぱいできたと。だからそういう人たちと離れるのは嫌だと。すぐおつき合いできるところがいいということで、集合住宅の希望している方もおられます。だから、この辺なんかのうまくバランスをとってやっていただ

ければと思っております。ですから、人によってそれぞれ違うということをもず頭に入れて、国県に申し込んでもらいたい。

しのぶ台という仮設がありますが、あそこに行きましたら、浪江の住民がここに仮設を建てたので、私達は大変迷惑をしている。車の音がうるさくてあやまった。それからいろんな意味で、私達はあなた達によってうんと迷惑しているというようなことを言われたそうです。やっぱりこれはなかなかあつてはならないことだと思いますが、浪江町民もなかなかできるなと思ったのは、好きで来ているのではないんだと。我々は東電の事故によってここに来たくなくても来ているんだということを言ったそうですから、ある程度安心できるところもあると思いますが、いずれにしてもそうやって被害を被っている方もおるようです。ぜひその辺も踏まえて、職員の方、前に進めていただきたいと思います。

それから、第3問の避難者の限界に気づいて欲しいということです。避難者については、まちまちな人がいると思います。鈍感な人、気の強い人はそんなに責められてはいないんですけども、性格で気の弱い人、それから年齢がいくつくと一人住まいの人なんかは、もう限界を感じているようです。まずは今、国による除染とか帰還が当面の課題となっておりますが、住めないと主張する人から見れば、汚染が残っている避難地域に戻るなどは、言語道断ということでしょう。国は、事故を社会的、政治的に収束させ、賠償金を節約するためにも町に帰っていただくことが必要としているのかもしれない。私達は、いままで原発安全神話にだまされてきました。今また除染神話にたぶらかされているのではないかと考えております。町長も国にいろいろな提案をされておりますけれども、国も東電もなかなか聞いてくれないという発言をしておりました。本当に我々が浪江町に帰って、あるいは住めなくてもちょこちょこ帰って大丈夫なのかということが一番心配しています。その辺について答弁。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

今、議員おただしのとおり、私の認識としては、今の福島第一の事故は収束はしていない。いろいろと問題があるという認識に立っています。そういう状況から、避難指示の解除については、当分の間これは出せない。区域の見直しについては、いままで住民説明会で話をしてきたとおりですが、いろんな形の中で区域の見直しをいたしましたけれども、やっぱり今の原発事故の収束の問題。それから我々が果たして自立できる、生活再建ができるような賠償の問題

も、まだ解決はしていません。そして除染の問題もそうです。そういうものを含めて、やっぱり総合的に考えていけば、我々は戻って生活のできるような状態にはならないということでありますので、やはりそういう認識の下で、これから町民の方々に心配しないような、生活ができるような生活再建に向けて国、東電には強く要請していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今の答弁を聞きますと、私の考えと町長の考えが共有しておりますので、ある程度は理解して心配はないだろうと思いますが、絶対にだまされないようにということが一番大事だと思います。それで私達住民は、汚染地域から逃れたとしても、被ばくの問題からは解決したわけではありません。既に浴びてしまった放射能は、私達の体に時限爆弾を仕掛けられたような感じでおります。これからいくら被ばくするののかということが問題になってきますが、それぞれに線量を測ったりして努力されていることはわかります。しかしながら、これからが大変な時期ではないかと思えます。ということは、浪江に行けますよ。浪江に行った。近くにまだ収束されていない原発ありますので、この辺も含めると大変なことだと思います。

そこで、「みえないばくだん」という絵本が出版されたそうです。原発事故で被ばくした子供が大きくなって結婚して、おてての形が変わっている赤ちゃんが生まれた話の絵本だそうです。原発がどんなに危険なものかを社会に向けて叫びたいのだろうと思いますが、福島の子供がこの本を読んでどういう気持ちになるか。広島や長崎の被爆者の中には、被爆したことを隠しながら生きてきた人達も少なくない聞いております。私達は、今度の原発災害で過去最大級の差別の社会問題を抱え込むことになりました。私は浪江の子供が一人たりとも犠牲にしてはいけない、こう思っております。そのことについて、町長と子供のことが話が出ましたので、教育長からも意見をお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） やはり放射能の被ばくについては、これはやっぱり非常に真剣に、そして長く考えていかななくてはならないと思っています。したがって、昨年8月、私どもでは独自の放射線量を測っていく、記録していく管理手帳を発行いたしました。これは万が一、10年後あるいは20年後に私どもの子供さん、あるいは女性の方々に何らかの健康被害が出た場合に、この低線量の被ばくといえども、それが一つの要因であったのかということを証明できるもの

になると思います。そういう形のものです。時間的な問題として、やっぱり放射線の管理というのはこれから私どもは徹底的にやっていかなければならないと思っています。健康保険課長のほうから答弁ありましたけれども、本当に時間が経っていわゆる甲状腺の検査とか血液検査とかやりましたけれども、時間が経ってるがゆえに正確な値が出ない。弘前大学のほうで、やっぱりそれをあの当時、一昨年原発事故から出てきた問題から染色体の検査をしながら推計値を出していかないとだめだということで、今回検査に踏み切ったわけですが、そういうことも含めて、これは国として本当はやらなくちゃなんないんです。国が原発政策を遂行してきたわけです。それから、加害者である東京電力がごめんなさいと。こういう事故を起こしてごめんなさいと。どういうふうに私ども避難者に対して目を向けてきたのか。それは、東京電力がそういうことをやらなくてはならない。しかしながら、そういうのを待ってられないんです。待ってられないから、私ども町独自でやっている。そういう体制を整えているということでやっております。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えします。

まず、子供の将来を本当に強く案じておられるお気持ち、大変感銘いたしました。ありがとうございます。私の立場からは教育ということですので、2つの観点からお答えします。1つは、さらなる被ばくを防ぐための教育という環境をきちんと整えることが私の立場の役割かと思っています。もう1つは、教育を通じて子供たちに今後そういう悲しい目から少しでも遠ざける必要があるんだろうと。具体的には大変悲しい事実でありますけれども、その事故の内容、それから放射能に対する知識といったものをしっかりと子供たちに理解をさせる。その上でどう対処したらいいのか。そういう対処の仕方についても勉強させる。そしてもう一つ大事なことは、やっぱり事実は事実として、もしかすると子供たちは悩まなければならない状況におかれるかもしれませんので、そういう中で、周りの方々の理解を得ながら、強く生きていく気持ちを育てなくてはならないと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） これまでの町長が活動してきた中のお話をお聞きしました。気を緩めることなくやはり戦ってもらいたい。私は、馬場さんの家族について、貫一さんの時代からずっと見てまいりまして、成しえなかったことをあなたが今一生懸命やろうとしている

わけです。期待はしております。いつの議会だったか、町長、やっぱり浪江町に銅像建つようになった方がいいですよということを言ったことがあります。これは、うまくいった時点で町長、銅像を建てるように私頑張ります。

それで、今、避難解除される部分が出てまいります。瓦れきについて、汚染されているものを除染するんだということが入ってくると思いますが、私達が今どういう立場にいるか。あるいはどういう立場におかれているか。汚染瓦れき処分問題についてみればよくわかると思いますが、自然放射線はともかくとして、いかに少量といえども、事故による人工放射線を浴びるのは無用な被ばくであります。原子炉から出た放射能などは除染によってかき集める一方、そのかき集めた汚染物を外に持ち出すのは再度の拡散にほかならないと言われておりますので、放射能は福島に押し込めておけといわれているのではないかという気がいたします。その福島にはたくさん人間が現に生活しております。今、浪江町に我々が生活させられようとしている現状で、どうその町の考えとしているのか。簡単に生活できるような状況にはないと思っております。よく考えて欲しいのは、原発運転をすれば、使用済み核燃料が必ず出てきておりました。これからそれをどこに持っていくのか。あつたとしても、今まで全部青森に持っていきました。しかし今度は簡単に青森も受け入れてくれるとは思いません。あそこにもし、中間貯蔵なども浪江町では考えるということ。各町村でもそれは考えているようですが、最終処分場がどこでも受け入れてくれるところはありません。国もそれは覚悟の上でしょうけれども、そのままになっていく体制が進んでいくような気がいたします。町としてはそれをどう考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 瓦れきの処理の問題についても、今、地区の方々に仮置き場を提供していただいてそこに仮置きというような形でやっています。これは、政府が言っているように、３年間仮置きをする。これは必ず明記してください。これは瓦れきを処理してから３年という意味ですので、そういうことを確認しながら３年間は仮置きですよ。ただし、それ以降については中間貯蔵施設に持って行っていただくということです。残念ながら、中間貯蔵施設についても、まだはっきり場所がわかっていない。調査する所は決まっているようですけれども。

問題は、最終処分場です。最終処分場は前から国が言っているように県外に出すというような話をしていますけれども、現実的にそ

うなるのかどうか、それは私も疑問には思っています。

しかしながら、これは県外に出すと政府が言ったわけですから、これは県外のどこかに最終処分場を作るということを必ず実行していただきたいということでもあります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今の言葉をぜひ町長、いつまでも頑張ってくださいと思います。

まずメルtdownした福島第一の原発は、核燃料を青森に再処理するなんて思っていますが、そんなことはできるわけがないと私個人としては考えております。事故で壊れた第一原発の3基は、まさに高レベル放射性廃棄物そのものであります。これを県外に持って行って仮置きするということは考えられないと私は思っております。双葉郡は、日本最初の高レベル廃棄物処理場となる日が近いのではないかと考えております。先ほどのことからすると、絶対頑張るという話ですから。しかしながら、今のあの状況で再稼働は無理にしても、あのままにしておかれるという可能性が十分にあるわけです。このことについて、国にどのような発言をしていくか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど答弁いたしましたように、高レベル廃棄物の問題についても、これは昔からトイレなきマンションとか言われておりましたけれども、やっぱりこれは国の責任のもとに廃棄物をとにかく処理していただくということを、強く国のほうに要請してまいりたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今までのを総合して、町長はこれからの浪江町をどんな町にしていきたいのか。前もそのことについて質問しましたが、今一度そのことについてただしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 前も答弁申し上げましたように、一昨年3月11日以前の町にするということが理想だと思いますけれども、ただ、なかなか放射能の問題であるとか、あるいは私どもの町はすべて崩壊されました。家族もそうです。それから社会の絆もそうです。そして生業もそうです。それが果たして以前に戻れるような状況になるのには相当な時間がかかると思いますけれども、できればそういう状況の浪江町に復元したいというか、再生したいと考えています。できればこれだけの複合災害に遭いましたので、浪江町が目指すべき都市というのは、災害対策研究都市という都市を造っていったら

どうであろうかと考えております。理想を言えば、つくば学園都市のようなかたちの研究機関の都市であるような、本当に次の世代に責任を持ったようなまちづくり、まちにしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） いずれにしても、町長のお話をお聞きしまして、これからの浪江町について、私としてはこれが最後ですから、町長にお任せしていくしかないと思っています。

ただ、4年後に今一度この席に戻ってきたいと考えております。それはなぜかという、3.11から2年間あまり活動をしてきませんでした。そのつけが今度の選挙に出てきております。私はいったんお休みして4年間十分に活動して戻ってきたい。それが浪江町のためになると考えております。

いずれにしても、町民が限界に来ているということは、町長も理解しているのではないかと思います。グアム島で起こった無差別殺人、あのようなことが仮設で行われないことを願っているわけです。そのためには何をするかは、町長からお聞きしておきたい。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。

今、議員おただしのおり、仮設住宅での暮らしも長期化いたしまして、少ない部屋数、狭い間取り、薄い壁など、不十分な住宅環境の中での暮らしを強いられております。そういう中で、また一方では、仮設住宅以外で生活している県内外の避難者の多くの方は分散し、孤立した生活を余儀なくされるなど、避難生活も2年が経過いたしまして、その上なかなか先の見えないという中で、住民の疲労感もピークに達していると認識しております。災害関連死も250人を超えており、避難生活そのものが新たな災害となっております。

そういう中で、町といたしましては、国、県等で検討が進められております町外における災害公営住宅の整備を早急に進める必要があると考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 事故発生以来、私は何回か町民の皆さんに一家族当たり国でも東電でもいいから5,000万円ぐらいずつ渡して、一時これで家を建ててそして生活して欲しいという提案をしたことがありました。今、2年経ってみると、これが一番住民に対しては安らぎのあった生活でないかと思えます。今、いろんな賠償しているようですけれども、こんなこつこつやっているよりも、5,000万円をどんと渡して、家を建てて、土地を買う買わないは別にしても、

借りてもいいというような、私は今後農地などを農地転用して土地を借りる。いずれ浪江に戻る予定ですから、そんなところに家を建てたいと今計画しておりますが、土地を買う金で家に回すということですから、そういう方法でやっていけば、今頃みんな安心していろんな生活にゆとりができたのではないかと思います。これも過ぎ去ったことですから、町長にいろんなことをお願いしていきたいと思います。

そこで、町長に私から最後の言葉を贈りたいと思います。24年間の集大成として、吉日を選び、方角を整え、時日を逃すこと口惜しく思い候、この言葉は吉日を待ったり、方角を選んだりするためにやりたいこと、あるいはやるべきことを期日を先延ばしにすることは全く無駄なことである。運は素早く、行動で引き寄せられる。行動も早ければ早いほど新しい展開が早く表れ、新たなチャンスを訪れるというものであります。早く行動すれば多くのことが得られるものです。日が悪いからとして先延ばししていることは、運が遠ざかってしまうという言葉であります。今一度申し上げます。吉日を選び、方角を整え、時日を逃すこと口惜しく候、この言葉を贈って、私の最後の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前11時11分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時12分）

◇紺野 榮 重 君

○議長（吉田数博君） 引き続き一般質問を行います。

14番、紺野榮重君の質問を許可します。

14番。

〔14番 紺野榮重君登壇〕

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問内容につきましては、事前に通知してあるとおりであります。質問の方法は一括質問方式でございます。よろしくお願いいたします。

4点、放射能除染の件、復旧、復興に向けての問題点、企業誘致と撤退企業の再開の件、健康管理についてということでございます。よろしくお願いいたします。

東日本大震災、原発事故以来、まる2年となります。亡くなられた方に哀悼の意を表するところでございます。大分私も二本松にも慣れてきましたが、望郷の念が堪えがたく、雨、雪が降るたび、強風の度、浪江はどうなっているのかと心配するところであります。浪江町の3区域見直しが国に提案されて認められ、4月から実施の状況となりました。いよいよ賠償、復旧、復興、除染、インフラ整備が進むと思います。

また災害から2年となり、賠償が進むにつれて、それぞれの進む道を決められる事と思います。新しい土地に家屋を求められた方もあちこちに聞こえてまいります。町長が言われるどこに住んでも浪江町民であるという基本的な考えの中で対応されていくわけですが、これからいっそう浪江に帰る人、帰らない人、帰りたくても帰れない人、それぞれの方向になるかと思えます。

それぞれの方向が違って、故郷がもとの姿に戻る事を願わない町民は居りません。我々は復旧、復興に力を注ぎ除染して元の浪江町の自然に戻してゆく、町民が戻ってこられるようにする。たとえ時間がかかろうとも津島、大堀、苅野、浪江、幾世橋、請戸の昔の1町5カ村を取り戻していきたいと思えます。

放射能除染の件でお伺いをいたします。浪江町の自然を取り戻す、存続させる要因に除染が非常に大事だと思います。町全体の除染を考えれば、平場の低線量地から、そして山の線量の薄い所からはさみうちにするような、この除染方法が浪江町にとってベターと思いましたが、津島地区全区域が帰還困難地域となり残念でなりません。

帰還困難区域は居住制限区域、避難解除準備区域よりも除染に時間がかかるわけですが、モデル除染だけでは除染が進みません。まずは幹線道路の整備と並行して除染を進めていかなくてはならないと思えます。

誰もが心配するのは水源地である津島の除染が進まなくては安心して水が使えません。旧町村では津島村が全域帰還困難となり、除染が手つかずにならないように浪江町は一つを合言葉にみんなで頑張らなければならないと思えます。

帰還困難区域の除染をどのように進めて行くのかお伺いをいたします。山麓線、国道114号線開通と合わせて沿道の除染してもらうように働きかけていかなくてはならないと思えます。町としての114号開通の見通し、沿道除染の働きかけをどのように考えておられる

かお伺いいたします。

4月から区域により日中は自由に帰れる中、インフラ整備であります。まず第一に電気、水道、下水道ですが、これらの対応は12月の一般質問で答弁をいただきましたが、進展があればお答えいただきたいと思います。

これから、順次除染計画、作業が施工されていくと思います。まずは常磐線から東、6号線までが先行するまではお聞きいたしました。進捗状況と概要をお示し下さい。

除染の計画に合わせて仮置き場の確保が必要なわけですが、説明では各行政区ごと確保するとしておりましたが、低線量地10行政区の仮置き場の確保はどのようになっているのか、確保できるのかお伺いいたします。

仮置き場の決まった地区より、同意を得て除染をすると言われたと思いますが、確保できない行政区の対応をどのようにするのかお伺いします。

また、仮置き場を確保するにあたっての基本的な考え、例えば学校の校庭、役場の駐車場、公園等は避けるべきだと思いますが、この確保にあたっての基本的な考えをお聞きいたします。

南相馬市の状況を参考にすると馬場地区大谷地の約10ヘクタール、大谷地区石田の約12ヘクタールに整備する計画と聞きます。大分広い面積確保のようですが、浪江町の計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、復旧、復興に向けての問題点についてお伺いいたします。

区域編成にあたり居住制限区域、避難解除準備区域の違いが分かりにくいわけですが、違いは何なのか。日中何時から何時までと時間的な制約はあるのか。営農、林業の再開何処まで可能なのか。居住の修繕事業、両地域の違いは何なのかお伺いいたします。

また、避難解除準備区域での診療所の開設、福祉、介護施設の再開は可能なのかお伺いいたします。区域に線引きが壁がない中でどのように周知区分けするのかお伺いいたします。

帰宅に際しての貴布祢の一時利用がなされるとお聞きいたしましたが、どのように利用されるのかお伺いいたします。また町長の以前の話で浪江の低線量のコミュニティの必要性を話されたことがありますが、老健施設の利用を言われているのかお伺いいたします。

発災から町の復旧6年はかかるであろうと町長は言われておりますが、その間の仮設の方々に町としてどのように援助していくのか、ある程度基準をつくるべきではないでしょうか。

例えば、浪江と違って雪の対策をしなくてはなりません。どの部分が町で対応して、どの部分が自治会にお願いするのか基準づくりが必要かと思います。浪江町立小中学校の除雪も同じかと思います。どの部分が浪江町でやるのか。あるいは二本松にお願いするところがあるのか、そういう基準をつくるべきだと思います。

仮設の入居状況をお伺いいたします。利便性で満杯な所、あるいは60から70%の所さまざまですが、今度は仕事の関係、自由に入れるようになれば浪江に近いところに仮設があれば便利なわけであり。原町区の大木戸に建てられた70戸の仮設住宅は、希望者が多くなかなか入れないと聞きました。今後は原町区あるいはいわき市の希望が増えてくると思います。本宮の仮設で移設されている所もあるようですが、入居されていない仮設の移設、あるいは更なる新設、県との連絡調整はできないかお伺いいたします。

津波で流された方の復興住宅の件でアンケートをとられたようですが、先ほどアンケートの結果ということはいただきましたが、どのようなアンケート結果なのか、更に町としての考え、計画をお伺いいたします。

次に、個人情報保護についてお伺いいたします。災害当初は親戚、知人、友人の安否を尋ねたくても個人情報保護で、相手に承諾確認してから教えていただくという形で時間がかかり困った方が多くおられました。私自身も仮設を訪ねる時に、仮設の配置図が情報保護ということだけでいただけません。また仮設の表札、名前が記載されていないところが多いのが現状であります。いろいろな面で不便な点があるわけですが、改善策はないのでしょうか。自治会を通して表札名札を本人の意思をもって記載することができないかどうかお伺いいたします。

仮設の老人の方に親戚の現住所が得られなくて大変困ると、浪江町の電話帳を作ってほしいと言われました。このことにつきましては、浪江町みんなの連絡帳発行されることになりました。このことは大変有り難いことだと思います。感謝を申し上げます。

企業誘致と撤退企業の町での再開の件であります。今回の災害で浪江町の優良企業が町から県外に移ってしまいました。小高区のタニコーは戻られて操業されております。新しい企業誘致も大事であります。県外移転された企業に戻っていただく努力も大切かと思えます。浪江町復興のためには産業の育成、働く場所が不可欠であります。まずは、県外撤退された企業との話し合いが大切かと思えます。どのように考えられておるのかお伺いいたします。

さらに、健康管理についてお伺いいたします。町内世帯に線量計

が配布をされました。また今回、区域見直しによって積算線量測定のためのガラスバッジが配布されての健康管理がされるわけですが、今後の放射能対策は、食べ物から体内に放射性を摂取されないように気を付けなくてはならないそうであります。浪江地域での食物は現在持ち出せないわけでありましたが、これから順次作物が作られ、あるいは山菜等が採れる状態になります。放射能摂取限界以下でなくては食することができないわけでありましたが、そのための測定機が浪江町に必要となります。どれぐらいのベクレルがあるか測定しながら、食に対しての安全を確保していかなければならないと思います。

現在、二本松市の上竹で測定されておりますが、今後は浪江町から持ち込むことができるのかお伺いいたします。また、今後は浪江でも測定できるようにすべきだと思いますが、今後の計画をお伺いいたします。

答弁に対して不明な点がありました場合には、再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご質問にお答え申し上げます。

国道114号の開通の見通しにつきましては、大字室原地内の仙人沢トンネルが平成24年6月19日から20日かけての台風4号によりまして、浪江町側坑口上部の法面が崩落し不安定な状況となっております。これを踏まえ通行止めとしておりましたが、現在二次崩落防止に向けた維持工事が県より発注されまして、今月末の通行止め解除を予定しております。

次に、町のインフラ整備の進展につきましては、上水道については今年度を実施いたしました災害復旧工事の災害査定が2月7日、8日に実施されまして国庫補助が確定しております。

施設の通電については、新たに大堀配水池、高区配水池、末ノ森中継ポンプ場、末ノ森配水池の4カ所を通電いたしました。これにより、すべての水道施設が通電されております。また、配水管被害調査の準備といたしまして、権現堂地区の常磐線東側から6号国道までの約3,000世帯の水道閉栓作業業務をただいま実施中でございます。下水道につきましては、管渠及び浪江浄化センターの被害一時調査を実施中でございます。浪江浄化センターでは高圧の受電設備の復旧工事が終了いたしました。また、すべてのマンホールポンプ場も通電されております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 帰還困難区域の除染の対応についてご

答弁申し上げます。帰還困難区域の除染の進め方でございますが、環境省では、平成25年度に帰還困難区域における高線量地域の面的除染モデル実証事業を実施しまして、除染の方法等を検討し、その結果を踏まえ、平成26年度以降本格除染を実施する予定としております。

それから、通称山麓線、それから114号の沿線の除染につきましては、以前から環境省のほうへ除染の要望をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 電気復旧の進展についてお答え申し上げます。東北電力では、浪江町の区域再編に合わせた電気復旧のスケジュールを策定しておりまして、この計画では3月中旬まで家屋の電力引き込み線とメーターまわりの点検、電柱等配電設備被害箇所の改修工事など送電の再開準備をしているということでございます。3月中・下旬に送電の受付開始手続きを行いまして、4月より受付に基づき地権者立ち会いのもと、送電の再開を行うということでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 常磐線から国道6号までの除染計画と進捗状況でございますが、事前調査はすでに終了してございます。現在、本格除染の事前作業といたしまして、農地の除草作業を3月末までの工期で実施しておるところでございます。その後、仮置き場が確保された行政区より、土地家屋の権利者の同意を得て国直轄による本格除染を実施していくことになります。

次に、仮置き場の確保の基本的な考えでございますが、環境省では行政区ごとに仮置き場を確保したいと考えております。仮置き場の候補地といたしましては、比較的アクセス性が良く、大規模な造成工事が必要のない土地を中心に検討しているところであります。

次に、仮置き場の確保状況でございますが、現在まだ確保はされておられません。国と町の担当者が現在各行政区長へ仮置き場の候補地についてご相談をしておるところでございます。

なお、十分な面積が確保できない行政区につきましては、他の行政区と調整しながら仮置き場を確保していきたいと考えております。

それから、町全体で必要な仮置き場面積は約142ヘクタールとなっております。

次に、居住制限区域と避難指示解除準備区域の違いについてご質問にご答弁申し上げます。

まず、避難指示解除準備区域でございますが、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となる地域でございます。この地域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されますが、復旧、復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域でございます。

次に、居住制限区域でございますが、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することが求められる地域でございます。

それから、区域内でできる活動でございますが、両区域ともに主要道路における通過交通、それから住民の一時帰宅、公益目的とした立ち入りなどができるようになります。

なお、避難指示解除準備区域につきましては、復旧・復興に不可欠な事業及び居住者を対象としない事業の再開については、町長及び国の原子力被災者生活支援チームの判断の下で事業の再開ができるとされております。

それから避難指示解除準備区域のみができる活動といたしまして、営農・営林の再開がありますが、稲の作付け制限等の国の指示や除染の動向に留意することとされており、浪江町では現在作付け制限、出荷制限、摂取制限を受けております。

また、両区域でできない活動といたしましては、区域内での宿泊がでございます。

なお、避難指示解除準備区域では、居住者を対象とする事業の再開、それから区域外からの集客を主とする事業の再開などではない活動となっております。

また、議員おただしの立ち入り時間につきましては、両区域とも午前9時から16時まで、住宅の修繕については、どちらの区域も可能でございます。

それから、診療所の開設につきましては、一時帰宅者等を対象とした復旧・復興に不可欠な事業として認められております。

なお、福祉、介護施設の再開につきましては、居住者を対象としておりますので、認められておりませんのでご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 2番目の貴布祢（老人介護保健施設）の利用についてお答えいたします。

区域見直しにより、帰宅が困難になる住民を対象とした休憩所を設置し、交流の場として町民へ開放するものであります。

老人介護保健施設貴布祢の使用にあたっては、施設の整備に時間がかかるため、平成25年9月を目途に開設の準備をしております。再編当初は、サンシャイン浪江で午前10時から午後3時までの施設の1室を談話スペースとして町民の方々へ常時開放します。また、施設内の管理、運営に当たる臨時職員の配置や自動販売機も設置し、気軽に立ち寄れる憩いの場として考えております。

除雪体制であります、明確な基準は設けておりません。仮設住宅の生活道路の確保ということで、駐車場及び広い通路の除雪でレンタルリース及び地元業者の依頼をいたしまして、これ以外については自治会にお願いしているところであります。自治会が立ち上がり1年半経過しておる現状から交流の場や、見守りなど独自の活動をされております。町としても今後自治会と連携して対応していきたいと思っております。

3番目の仮設の入居状況、空き家の移設についてであります。

南相馬への移築70戸が就学・就労・通院等により、仮設住宅の入居を開始しております。応急仮設住宅の建設予定ですが、国・県では建設の考えはなく、復興住宅へ移行する方向で仮設住宅の新設及び移築は困難であります。今後は、浪江町の復興に向けた住まいの確保が重要と考えられますので、県に帰還に向けた住宅確保のための新たな制度を確立するように要望しているところであります。

それと、個人情報保護の関係ですが、支援活動に支障を来している現状が多く見受けられます。自治会ではできるだけ表札をつけるように呼び掛けております。また町としても、入居の際には自治会長に一言あいさつをするようにと呼びかけているところであります。町民の集いの場として、全国各地で交流会を開催しまして、出席者から近所の方がどこにいるのか知りたい。今避難している近くに浪江の方がいないか知りたいなどの声が多数いただいております。個人情報の壁も大きく、避難先で孤立する町民を繋ぐきっかけとしていただきたいということで、このたび、浪江町みんなの連絡帳ということで発刊させていただきました。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは津波被災者のアンケート結果と町の今後の対応についてお答えを申し上げます。

昨年12月末に津波で被災された599世帯を対象に集団移転に関するアンケートを実施いたしております。347世帯からの回答が得られました。回収率は57.9%となっております。

アンケートでは、津波被災者の現段階での帰還の意思、帰還した場合の移転先、移転先での居住形態などを質問項目として設けてお

ります。

まず、「帰町することが可能となった場合、浪江町に戻りますか」という問いに対しまして、「戻る」と回答したものが91世帯23.7%、「戻らない」と回答したものが160世帯41.7%、「わからない」と回答したものが131世帯34.1%となっています。

次に、「帰町した場合、どこにどのような居住形態に何人でお住まいを考えていますか」という問いに対しまして、まず「どこに住むか」についてであります、「請戸地区の大平山」が90世帯40.5%、「北棚塩地区の高台」が43世帯19.4%、「幾世橋地区」36世帯16.2%となっています。

さらに、「どのような居住形態」という問いに対しましては、「災害公営住宅（一戸建て）」143世帯71.9%、「災害公営住宅（アパート・マンション型）」が9世帯4.5%、集団移転先に自力再建が29世帯14.6%となっています。なお、この上述のアンケートにつきましては、浪江町の帰還について「戻る」、「わからない」と回答した世帯を集計した結果となっております。

このアンケート結果につきましては、既に津波被災者に送付済みであります、現段階で浪江町への帰還を希望している津波被災者は全体の4分の1にも満たない結果となっております、町といたしましてはこの結果を重く受け止めなくてはならないと考えておりまして、津波被災者の一日も早い生活再建を実現するために、平成25年度は復興交付金を活用しての防災集団移転促進事業計画を策定する予定であり、さらにその中では被災者のさらなる意向調査、移転促進区域内の土地の買取価格等の検討、移転先の住宅団地の整備構想、造成方法等を検討し、さらに住民との合意形成を図ってまいりる計画となっております。

続きまして、大きい3番目の企業誘致と撤退企業の再開の件についてお答えを申し上げます。

町誘致企業は、ご存じのとおり浪江日本ブレーキ、浪江日立化成工業、エスエス製薬の3社がございました。ただ現在いずれも町外での事業継続に取り組んでいる状況にあります。日本ブレーキ、浪江日立化成工業につきましては、茨城県に生産拠点を設けております。エスエス製薬のドリンク部門につきましては、他メーカーに生産委託を行っている状況にあります。

いずれの企業につきましても、避難解除がなされたとしてもすぐに浪江での事業再開は厳しい状況にございます。特に飲料事業でありますエスエス製薬はハードルが高い状況であることは周知のとおりであります、浪江日本ブレーキ及び浪江日立化成工業について

も主要な生産設備を県外で設置しておりまして、浪江町での事業再開は莫大な再投資が必須となっております、企業努力だけでは町内再開が難しい状況にあります。町ではこのような状況を踏まえつつ、既存の立地企業が多く町の民を今なお雇用しているという実態も踏まえまして、引き続き連絡を継続していくとともに、これらの企業が再び浪江町での事業再開ができるよう国に対して支援策の拡充を求めていく考えでございます。

さらに町では、町からの情報をお知らせするという事で町内の事業主に対しての広報等をお届けする計画もしております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 浪江町内の食品の検査体制についてご答弁申し上げます。浪江町内からの食品の持ち出し及び出荷並びに摂取の制限がございますので、二本松市の上竹事務所への持ち込みはご遠慮いただくようになります。

なお、今後浪江町内でも、食品の検査ができるような体制を整えていきたいと考えているところであります。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） ここで第1回の質問並びに答弁に留め、昼食休憩のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前 11時52分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（吉田数博君） 17番、勝山君より午後欠席の届け出がなされております。午前中に引き続いて一般質問を行います。

14番、紺野榮重君、再質問。

○14番（紺野榮重君） 何点か質問させていただきます。114号交通の件ですが、線量が高くて通れないということだと私は思っておったのですが、仙人沢の被害があって通行止めだと、今度通行できるようになると答弁をいただいたと思いますが、確認ということで4月1日から通行できるようになるのかということを質問をします。

それから仮置き場の確保ということでは、基本的なことはどうだということでお伺いいたしました。ふれあいセンターの仮置き場を見て大変景観が悪いと思います。そういう中で、基本的なことを示した上で仮置き場を選定していただきたい。やはり仮置き場確保で問題となるのは、町の中のほうの確保が難しいと思いますが、これ

はお互いに協力しあって行政区同士協力できるように進めていっていただきたいと思います。

それから区域の違いということで質問をいたしました。時間は5時間、16時まで検問してくださいという方向のようではありますが。ここで高倉課長は、もちろん出荷するものは作るの駄目であるということで、しかし野菜というそういう面では大丈夫だと私は聞き取ったんですが、家庭菜園等は大丈夫だと私は受けとったのですが、その点もう一度確認したいと思います。

診療所の件なのですが、貴布祢につくりたいという何かそういうことを私聞いた気がするのですが、今後貴布祢に診療所を今後の計画であるのかどうかお伺いしたいと思います。

仮設の入居の件で、空き家があるというところは移設できないのかと。あるいはまた。浜のほうに仮設住宅ができないかという件に対しては、県のほうではそういう方向ではないと。これから復興住宅に力を注ぐということのようでもありますので、そのような方向でよろしくお伺いしたいと思います。

津波のアンケートの結果なのですが、私もこのアンケートの結果を読まさせていただいた中で、戻る世帯91世帯、戻らない世帯160世帯。それから大平山希望が90世帯、北棚塩が43世帯で、幾世橋地区に希望される方が36世帯。このアンケートから見ますと、高台ばかりではないのではないかと思うわけで、幾世橋地区あるいは町場地区を希望される方においては、造成というものがいらなくてできるのではないのかなと思いますので、大いにそういうところも検討していただきたいと思います。

それから、企業誘致の件なのですが、日立化成等におきましては、千葉のほうに移られたところでも、いろいろ浪江町とは違って同じ系列であっても賃貸料が大変で、なかなか経営が大変だと聞いております。近々中には無理かと思いますが、そういう企業とのコンタクトをとっていただきたいと思います。

それから健康管理についてであります。今後は食べるものから非常に注意をされるようにということかと思いますが、役場職員だけで測定をするということからではなく、やはり地域の方々にも自らできるように要請をしていっていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問の114号の仙人沢トンネルのほうですが、今日の議会の午前中に私どものほうに連絡が入りまして、3月21日から工事を始めて3月30日まで工事を完了するという連絡が入っております。それにあわせて国土交通省のほうから高速道路の無料化

について、来年３月31日まで１年間無料化するということであります。この件については、広報紙あるいはホームページ、フォトビジョンのほうに流すような予定に今なっております。

それから企業誘致、撤退企業との件であります。これはできるだけ撤退企業についてコンタクトをとりながらお話をしております。特に日本ブレーキの件については、昨年社長とお話する機会がありまして、現在、備品、重機等をすべて筑西市のほうに移転したということで再開するのは非常に難しい状況ですが、浪江町にはこれまで大変お世話になったということで、もし戻って工場再開ができる状況、状態になれば、日本ブレーキの関連する企業を必ず進出させたいという話も賜っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 再質問の仮置き場の件でございますが、先ほどの答弁と重なりますが、各行政区長さんとよくご相談を申し上げながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 先ほど橋爪議員にもお答えしましたが、これは水田は作付け制限、それから先ほども言いましたように、畑作物は制限はされておりますが摂取制限等がされておりますので、作付けはご遠慮いただきたいということでございます。要するに作付けをするということは、逆にいうと食べたいということに繋がりますので、ですから制限はされておりますが、野菜については、摂取制限はされておりますので、作付けはご遠慮いただきたいということしか今の状態では言えないということでございますので、ちょっとまどろっこしくて申し訳ないのですが、先ほど橋爪議員にお答えしたのと重複してしましますが、そういうことでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 診療所の設置についてでございますが、当初は貴布祢に予定しておったわけでございます。しかしながら設置についての所管である相双保健所との協議をいままで重ねてまいりました。貴布祢に関しましては用途変更しなければ診療所として使うことはなかなか難しいだろうという県のほうから回答を得ております。

したがって、４月１日から当然自由に町民の方々が入ってくるようになりますので、貴布祢に関しては難しいのかと思っております。それ以外の場所を、今、浪江町の町内の開業医の先生方に今お願い

しているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 津波被災地についてお答えを申し上げます。

議員がおただしのとおり、どこに住むかということでは、幾世橋地区についても36世帯という希望も実際ございます。そういう中で、津波の防災まちづくり計画を平成25年度作成するようになります。その中でその辺をしっかりと計画の中に盛り込む、当然町民等の意見を聞きながら、盛り込んでいくようになるかと思っております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 1時42分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時43分）

○議長（吉田数博君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

◇佐 藤 文 子 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

13番、佐藤文子君の質問を許可します。

13番。

〔13番 佐藤文子君登壇〕

○13番（佐藤文子君） 13番、佐藤文子でございます。議長の許可が下りましたので、一般質問をさせていただきます。質問方法は一括でお願いいたします。

さて、発災後まもなく2年の月日が過ぎようとしています。全国44都道府県に散らばった町民は、未だに過酷な避難生活を強いられていて、2万1,000人の人口の町民が避難しているということは、2万1,000通りの避難事情があり、形態がすべて違うということでございます。

広報紙に掲載されている「こころ通信」や、地方紙のふるさと欄、被災者欄の記事に載って、今置かれている状況や悩みをインタビューされて心の中を吐露できる人は、まだ幸いと言えます。

中には新しい環境を受け入れ、新たな友達との交流を持ち、震災後初めてのことにチャレンジをしたり、いろんなことで充実した生活をしているといった声もたまに聞きます。

しかし、そういった前向きに生きている人は、ほんのひと握りではないでしょうか。ほとんどの方が、2年経った今でも現状を受け入れられずに苦しみ、悩み、怒りの矛先を家族に向け、家族の中で夫婦関係をこじらせたり、親子関係がぎくしゃくしたり、二度と一緒に住めないところまで冷え切ってしまったという話も聞きました。やりきれない不安、不満をかかえているのが本当の姿ではないでしょうか。私にはそう思えてなりません。というのも女性は女性同士いろいろな悩みごと、困りごと相談にのったり、のってもらったりします。話していく間に、せきを切った胸のうかが明かされると、社協の相談員にも話せないことが多々出てきます。おしなべて狭い生活環境に追い込まれて、家族間のプライバシーはないも同然です。あげくに仮設の中の隣同士のプライバシーもない状態、いつまで我慢すればいいのでしょうか。限界がもうきているのではないのでしょうか。

さて最初の質問なのですが、生活の再生と再建の考え方について質問いたします。

同じことのように思えますが、書いてある字が違うということは意味が違うことなのではないかと私は常々考えています。

再生とは人としてどう生きていくか、この困難な避難生活の中でも、新たなことを考えたり、それを実行に移していく手段を模索したり、また壊れかけた人間関係、それから家族間の関係を修復するためのエネルギーを整えたり、そういった人としての心を担う部分が前向きに一步踏み出せるということを再生というのだと思っています。

今回、私たちが置かれている立場や状況、環境といったもろもろのことをきちんと把握し、自分のことを客観的に見据えることができる人は比較的問題がないと言えますが、現実には起きていることを認めたくない人、または受け入れられないで拒んでいる人はたくさんいます。私の身近なところにもいます。理屈ではない部分で納得できなくて、自分の中に悩みを抱えている方がいます。

他の町村はどうかは知りませんが、私たち浪江町民の本当意味での再生を考えると、単にネガティブな性格だということで片づけてしまっては駄目だと思います。町民一人ひとりがいきいきと暮らせる取り組みを本気になって考えるべきではないのでしょうか。

最近も安達の仮設で孤独死がありました。高齢者は比較的に見回りの方が気にかけてくれています、案外とその下の世代、シニア世代の独居世帯というのが盲点になったのかと思っています。二度と起きてはならない事態です。どういった対策の強化をとるのか。生

活の再生の考え方と、孤独死防止の対策についてお伺いいたします。
お答えください。

次に、生活の再建についてですが、復興住宅のことについては後ほどお伺いしますが、再生をソフト面、再建をハード面ととらえて考えると、先ほど述べたように仮設、借上げも忍耐が限界にきています。一刻も早く新たな住まいが必要です。この先、暮らす場所、土地、建物の形態を考えると、ほとんどの方がどうしていいのかわからない。仮設を出たあと住宅の目途が立っていないというアンケートの結果がありました。2月25日の民友新聞の記事に載っています。

また、浪江に残してきた家、屋敷を思い、住みたいけど住めない。4月から自由に出入りできる地区でも、今のあの惨状の家を見ると、気持ちが悪くて、たとえ直してくれると言われても住みたくないと思っている人が結構います。また孫、子の住まない所には、住みたくない、住めないという方もたくさんいらっしゃいます。だからといって、5年先どこか別な場所で自分が住んでいるというイメージがわからないという方が多数いらっしゃいます。

大きなハードルは賠償の金額にあります。私達の要望は再調達価格です。ところが今回、地域が3分割されましたが、準備区域、制限区域は賠償される金額は分母が6で切られて、6分の2、6分の3にしても、それぞれ初期に入る金額が異なってきます。2年先、3年先に次が出ると言われても、初期投資にかかる金額が手元になると、どのぐらいを投資していいのかというのが皆さん悩んでいることなのではないかと思います。一説によると、富岡町と同じように6分の5だというお話もありますが、こういったことも明確なご答弁いただきたいと思います。

それから、建物が古かったり、手元に入ってくる金額本当に少なくなってしまう。これからできる復興住宅の入居を選択しない人は、今後持ち家に住むことは不可能になってしまうのでしょうか。このことはたくさんの人に聞かれます。私はなんて答えたらいいのか、答えるすべがありません。

それから、賠償の継続についてですが、生活の再建の見通しが立つまで賠償は継続されるべきと考えますが、どの段階を再建されたと見るのでしょうか。復興住宅に入居したら完了とみるのか。持ち家が持てたら完了なのか。それとも数年後、浪江に戻ったときを生活の再建というのか。もちろん永久にとは誰も思っていないし、個人差は出てくると思いますが、町としてはどの段階が町民の生活の再建が果たされた、安定した生活が送っていられるとみるのか、お

教えてください。賠償の継続についても町の考え方をお答えいただきたいと思います。町民にとってはとても重要な関心事だと思いますので、考え方を詳しく教えていただきたいと思います。

次に、教育についてお尋ねいたします。町立小・中学校の将来像は今のままでは先細りになっていき、町立校の存続ですら、危ぶまれる状況ではないのでしょうか。在校生はもちろんのことながら、卒業生も母校がなくなる危機におちいるのではないかととても心配をしています。

先日、小学生が学校の統廃合というものを悩んで若い命を絶ったという事件がありました。やはり簡単にかたづけてはいけない問題ではないかと思っています。

津島校の再校を時期尚早という判断でしたが、私の考え方というのはどちらかというと賛成に近いものでした。問題も多々あると思いますが、たった一人の児童生徒、例えばたった一家族の不登校生が改善されれば、逆にそれでもいいのかと思いました。川俣に建っている飯館の仮設の校舎には、飯館にあった学校の看板が全部書かれてあったように記憶しているのですが、子供達が浪江小学校と浪江中学校は通っていた学校ではないと馴染めなくて違和感を感じるのならば、看板を全部全校のをあげるというのも一つの選択肢なのかとも思います。

学校のことは教育長はじめ教育委員の方も本気になって熱い思いで考えているのでしょうかけれども、今後の学校の将来像をどう描いているのか。教育長にお尋ねいたします。

例えば、二本松市に集合型の復興住宅ができるとしたら、大熊町の会津若松市や飯館村の川俣町の仮設校のように小・中一貫型の校舎を建てて、浪江町の子供達の集約を図るような計画はあるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

次に、学校の安全性についてなんですが、今二本松市さんからお借りしている針道と下川崎は、借りていうのもなんなんですが、当初線量が高い地域でありました。その後、除染作業でクリーンになっているということですが、安全性のアピールが不足しているのではないかと私は思っています。

県外に避難している子供達を持つ親御さんは、国・県の情報を信頼していませんから、線量の数値も疑心暗鬼です。町がもっと積極的にアピールし、もしも他の市町村で学校が楽しくないと悩んでいる子供達がいれば、少しでも保護者の助けになれないか検討すべきではないかと思っています。もちろん結論は保護者の考え、各家庭の問題で選択肢は自由だと思います。

次に、兼務の教職員のモチベーションについて伺います。もちろんモチベーションについては聞くだけやばな質問だと思います。上がるわけがないのですから、先生方は教えることを大学で学んできています。散らばっている浪江の子どもたちと連絡を取り、相談に乗ったりするのも今は大切なお仕事、役割だと思いますが、今のままでは手足を縛られたまま全速力で走りなさいと言われていくようで、本来の職業としての力が発揮できていないと思います。

今度の被災はもちろん未曾有の災害で初めての体験です。比較できるものがどこにもありませんが、過去に三宅島の避難や、雲仙岳の噴火のように、学校ごと避難することがなかったわけではないと思います。そういった事例を参考にして、ぜひ先生方のモチベーションが上がるような対策はとれないのでしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

それから、教育について最後の質問です。

町立校に配属されているスクールカウンセラーとソーシャルワーカーについて伺います。スクールカウンセラーについては現在、県からの派遣で対応していると思います。そしてソーシャルワーカーは町で配置していると思います。平成25年の当初予算を見ればある程度のことかわかるのですが、私達双葉郡のおかれている状況を考えると、もっと対応が不足しているように思えてなりません。

病院の医師、看護師、それから介護士等が福島県で危機的に不足しているのと同じように、スクールカウンセラーの不足も問題になっています。特に、年の若い方は家族ごと県外に自主避難して、人員の確保が難しいと聞きました。去年は相双地区では宮城県からの派遣を依頼した経緯があるそうです。もちろん経験と実績を積んだ方ならば、どこからの派遣でも問題はないと思いますが、しかし原発事故の避難は特殊で、他の市町村に通っている子供達も保護者はいじめや疎外を心配して、原発避難ということを学校で言いたがらないという事例もあると聞きました。親に口止めをされているという子供もいたそうです。心身ともに大きく成長する年月、心の底に潜むしこりを取り除けるように、カウンセラーの配置を今よりも充実していただきたいと思います。考え方をお聞かせいただきたいと思います。

そして学校に配置されているソーシャルワーカーの方は、県のスクールカウンセラーとの大事な繋ぎ役となっていると思いますので、やはりソーシャルワーカーの方は、前に浪江町に在住の方で避難を経験した方が配置されるのが一番ベストなのかなと思っていますので、ぜひお答えいただきたいと思います。

そういったことを取り除けるもの、それから心の悩み、辛さを軽減できることを少しでもしていくのが大人の責務だと考えています。子供達、一人ひとりに心のケアができるように、昨年よりもまして取り組んでいただきたいと要望も含めて対策をお伺いいたします。

最後になりましたが、復興住宅のあり方についてお伺いいたします。よく聞かれます。どこに、いつ頃、どんな建物、戸数はいくつ、優先順位は、家賃はいくら、何年間入っていられるのか等々たくさんの質問にあいます。最近最大の関心事と言っても過言ではないという復興住宅、皆さん待ちわびていらっしゃると思います。県で先行して建設する500世帯は、おそらく浪江町の分はまわってこないでしょう。先ほどから何度も申し上げておりますが、仮設住宅も借上げ住宅も、もう忍耐の限度がきています。一刻も早く仮であろうと、終の棲家であろうと、どこかに移り住みたいと思っています。現状脱出したがっています。まだ候補地すら決まらず、具体的な復興住宅の形が見えていないということは、前段に質問した方達のお答えでわかりました。

かろうじて桑折町が40何世帯が町の対策として町営住宅を建ててくださるということです。今は相馬市とかにもできています。馬場野地区に集合型、それから神明前という所に1戸建てと2階建てというのができてきて、3月末あたり、4月から入居が可能ということになっている建物を見てきました。そういった車で行って、これが集合住宅型なのだとか、これが1戸建てなんだとか、建設途中を見てこれる人はいいのですが、避難の方も車の運転しない方もいますので、復興住宅の現状というのを形が見えてこないということがすごく心配しています。住宅家屋の形態、形でも見ることであればイメージがわいて、実現が先に延びても待つことができるのではないかと私は思うのです。1戸建てとか、集合型、2階建て、3階建ての低層型いろいろあると思うのです。そこで県は、まずモデル住宅のようなものをつくって公開すべきだと思います。例えば交通手段のない方には、モデル住宅を見学するようなツアーを組むといったことをすれば、この先の生活の設計が可能になるかもしれません。町がそういった取り組みを率先して県に申し入れをしたらいいのではないかと思います。町長の考え方をお聞かせください。

昨年中に終わるはずの県の住民意向調査は遅れに遅れて今年にずれ込みました。そして先ほど机の上に載っていました。ざっとしか見ていないのですが、あんまりじっくり見れなかったのですが、このアンケートの調査を書いた時点で、調査票に書いたとおりのとこ

ろに自分が住めるんだなと思っている町民の方がいらっしゃるんです。今後どうするのというと、私は調査票にどここの町に何世帯、何人家族で住むというから、それに入れると言っている人がいるのです。それはアンケートだよと言っても、どうも勘違いしていて、そこに住むんだと答えている人がいますので、いずれ住めるのかどうか分かりませんが、具体的な今建っている相馬市のようなモデル住宅がわかればイメージが膨らむのではないかと思います。自分でも選べると思うのですが、ぜひモデル住宅見学ツアーというのは一例なんですけれども、そういったものを県のほうに申し入れしていただきたいと思います。

意向調査の結果の中には、今後どうしていいかわからないという人たちがたくさんいます。本当に何年経っても自分は高齢なので、放射能は恐くないから、絶対浪江町に戻るんだという方もいらっしゃいます。そういった町民一人ひとりのニーズにどうやって答えていくのか、検討している対策をお聞かせください。

それから相手先のあることで思うように進まないことは重々承知でございますが、例えば集団移転が可能な場合、今、分散している商店主等に働きかけて復興商店街の再開や診療所、生きがいデイサービスの介護施設、それから町立校を集約した学校運営、町民が集いあえるような集会所、ミニ公園など、できる限り町らしい景色ができれば、比較的町民としては避難の生活が癒されるのではないかと思います。生活の基盤が整わないことには、今の分散状態とあまり変わりなくなってしまうと思います。どういった構想をお持ちなのか、町長の考えをお聞かせしていただきたいと思います。そして町民が多く住める地域が1カ所でもあるということは、とても大切なことではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

それと復興住宅の入居を選択しない町民と、お世話になっている日本各地の自治体との関係をいかに円満に保っていけるのか。重要なポイントがそこにあるのかと思います。いつも町長がおっしゃっているように、どこにいても、どこに住もうとも浪江の町民だということを強い絆で結ばれているという町民一人ひとりが自覚を持てるような取り組みが町存続の大きなキーワードになってくると思います。絆の維持についての覚悟をお聞かせいただきたいと思います。

以上ですが、明確な答弁をいただければ1回で終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではお答えを申し上げます。

1番の町民の生活再生・再建の考え方についての（1）、（2）、

(3) をまとめてお答えを申し上げます。

震災前も震災後も一人ひとりのライフスタイルが異なっているということ。そしてどのような生活再建を果たされるかも違っていると考えられます。ただ、震災前と同様に「自立した暮らしが営める状態」を取り戻していくことは共通するのではないかと認識しているところでもあります。

県外で今後も生活し続ける道を選ばれる方、県内の他市町村で今後も生活を希望される方、一旦県外や他市町村で当面暮らし続け、ふるさとでの生活ができるようになった後にふるさとに戻って暮らされる方など、いくつかのパターンも想定されますが、居住や働く場を含めれば多様なあり方が考えられるところでもあります。

まず、安定して暮らす住まい、自立した収入や活動が可能となる働く場の2つがいずれの地域で住まうにしても必要となります。町では、制度的な支援を通じまして、住まいの確保、働く場の確保に努めていく考えであります。具体的には、全町民に共通するのは生活再建のための賠償の確保、住まいの確保、事業再開や企業誘致・農林水産業の再生による働く場の確保など、今後も町民の生活再建のため取り組んでまいります。

また、孤独死防止の対策につきましては、橋爪議員の質問の中で健康保険課長が答弁したとおり、高齢者や乳児のいる家庭には町保健師や県の福祉事務所の協力などでの訪問活動の実施、さらに社会福祉協議会の生活相談員からの情報をもとに、保健指導が必要な方への継続的な訪問支援などを行ってまいります。

賠償関係ですが、区域再編に伴う避難指示解除見込み時期が示され、帰還困難区域が平成23年3月11日、これは発災日から6年、居住制限区域及び避難指示解除準備区域は5年とされたところでもあります。町としましては、加害者である東京電力が被害者である町民の生活再建ができるまで賠償をするのが当然と考えております。

どの段階を生活が再建されたとみるのかにつきましては、なかなか難しいところではございますが、災害公営住宅を一定期間の拠点と考える方にとりましては、災害公営住宅に入居したからといって生活の再建とは考えられるものではありません。持ち家、借家に限らず、さらに浪江に戻る、戻らないに限らず、住むところがかたまり、仕事にも就け、買い物や通学など普通どおりの生活ができる状態となることが、ひとつの段階と考えるところでもあります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 2番の町の教育行政の基本的な考え方について、まず最初の町立小・中学校の将来像についてのおただしにお

答えいたします。

町立小・中学校のあり方につきましては、これまで避難先でのあり方と、それから浪江町帰還後のあり方の双方の関連を重視してまいりました。避難当初は、避難先での学校は浪江町に帰還して本格的に再開するまでの緊急避難的なものにならざるを得ないという考えをしておりまして、この考えで二本松市の浪江小学校と浪江中学校を再開して、もっぱら教育内容の充実のところに比重を置いて努めてまいったということが言えるかと思います。

現在、避難生活が既に2年になろうとしておりまして、さらなる長期化が現実的になってございます。双葉郡で既に帰還を果たした幾つかの町村小中学校の様子を見ますと、大変厳しい状況にありますので、この辺を考慮しまして、町立の小中学校につきましては、これまでと違う発想が必要かとそんな認識を持っております。

と申しますのは、浪江町帰還後の小中学校めぐる状況は、児童・生徒確保の問題をはじめとしまして、現在の避難先と変わらないものもあれば、さらに難しくなるという局面も十分予想されます。このことから、むしろ避難先の学校において、帰還後の学校の状況を見越した対応を、これまで以上に積極的に行うことができれば、それが帰還後の可能性を広めますし、むしろ現実的であろうと考えたわけです。

そこで、具体的には、当面緊急の課題が、1つは不登校の子供への対応と、再開している小中学校の児童生徒を増やすことがございますので、これはできるところから進めてまいりたいと思いますが、これと並行してただいま議員からのお話、これまでも議会を通じましていろいろとご指摘いただいております。例えば、就学前の子供との関係づくり、小学校と中学校の連携、教育効果に結びつく学校のまとまり方、こういったことについて検討して実現性のある将来像をできるだけ早く明らかにしたいと考えてございます。

しからばいつなんだということでございますが、避難先での学校のあり方と、町外コミュニティとの関連というのが、この後の大きなポイントになるのだろうという認識をもっていますので、その進捗状況をにらみながら検討を進めて、可能な段階で具体的な将来像をお示しできればと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 2番の現在の小中学校の安全性のアピールについて、私のほうからお答えを申し上げます。

現在の浪江小学校、浪江中学校が再開にするにあたっては、緊急雇用創出基金事業を活用して学校施設の環境整備を兼ね除染整備を

行いました。そのほか校庭の表土剥離工事、あるいは校舎の屋上の高圧洗浄機による除染作業も行っております。再開後は、空間放射線量については、両校とも毎日校舎内外の線量を9カ所から14カ所ほど計測しております。放射線量の動向に注意しながら、児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。

また、両校には文部科学省が設置しましたリアルタイム線量測定システムがあります。これは空間線量率の10分間平均値を、10分間隔で発信しております。これらの情報は、学校のホームページはじめ町のホームページ、あるいは文部科学省のホームページ等でもお知らせしているところでございます。

なお、リアルタイム測定システムは、小学校の場合ですと昇降口、中学校の場合ですと校舎の中庭のほうに設置してありまして、いつでも観測はできております。

一方、学校給食についてでございますが、現在、二本松市東和学校給食センターのほうに委託し提供しておりますが、放射性物質の基準は、食品衛生法よりも厳しい基準を設定しております。二本松市のほうで設定しております。また主食である米の検査方法についても、二本松市地域農業再生協議会で実施した全袋検査、これをさらに2回ほど検査して、限界値の10ベクレル未満であることを確認したうえで使用しているという状況でございます。このように学校給食の食材についても児童・生徒の内部被ばく防止と保護者の不安の払拭を図るため、努力しているところでございます。

その他、通学バスの安全運行についても十分注意しながら行っているところでございます。以上のような形で浪江小学校、中学校の安全対策を構築しながら運営しておりますが、あわせて安全性についても、現在掲載している広報紙の学校紹介欄やあるいは町のホームページ、学校のホームページ等でも引き続きアピールし、児童生徒が一人でも多く戻って来ていただけるよう、今後努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 3番目の兼務教職員のモチベーションについてのお尋ねにお答えいたします。

現在、浪江町立の学校で再開に至っていない5つの小学校と2つの中学校の教職員のうち、管理職以外の49名が本来の所属から離れたところで兼務という形で仕事をしてございます。

兼務教職員は、学校の再開に際しては、年度途中でも人事異動の可能性があるという位置づけでございまして、このことから原則的に学校担任はしておりませんが、教科指導をはじめ幅広い仕事に関

わっているのが状況でございます。ただ、それにプラスして区域外修学している浪江町の子供達の支援にもあたっているという立場でございます。このような非常に特殊な状況ですので、戸惑いや難しさを覚えながらも、大体多数の兼務教職員は自分の役割を懸命に果たしていると認識しておりますが、中には自分の力を発揮することができないなどの悩みを抱えている教職員もおります。

これまで、兼務職員が抱える問題を解決するためには、兼務者の職場環境や兼務者自身の思いなどを把握しながら対応に努める必要がありますので、本部校の管理職が兼務先を訪問して、先方の管理職やあるいは兼務者本人とあって、何かあれば解決のための話し合いなどを行ってきたところです。

また、浪江町や各学校が企画するいろんな行事がございますので、その準備とかあるいは実施の機会に集まって情報交換や人間関係、あるいは課題解決に努めてきたというのが状況でございます。

また、今後兼務が続くケースがございますので、これに対してはさらにきめ細かな対応が必要と認識してございます。本部校や管理職との結びつきや情報交換をこれまで以上に密にするための、例えば研修会とか交流会などは新たに工夫する余地はあるのかと考えております。

また、これまでもやっつけてはきておるのですが、兼務職員の立場と役割について受け入れ側にも理解していただく必要がありますので、この辺について県教育委員会を通じて求めてまいりたいと思っております。

なお、さまざまな事情からどうしても現在の兼務先での勤務にモチベーションが上がらないといったケースもございます。こういった場合には兼務者本人の希望を汲みまして、人事異動の際に別の学校の本務者として転出するとか、兼務校そのものを変更するといったことの対応を今進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 4つ目のスクールソーシャルワーカーの配置と心のケアについてお答え申し上げます。

心のケアに関する対応ですが、長期にわたる避難生活で環境が大きく変化し、いろいろな問題をかかえている家庭も多く、児童生徒は大きな不安やストレスを抱えております。特に議員がご指摘のとおり原発事故避難者ということで、子供達の普通の悩みごととはまた違った悩みを抱えております。こうした複雑な問題の解決に向けた支援を行うため、今年度は県の事業を活用してスクールカウンセラー2名と教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識

有するスクールソーシャルワーカー 1 名を浪江小学校、中学校のほうに配置しております。

相談員の皆さんは、児童・生徒へのサポート、それから家庭訪問を通じての相談、それから学校とのケース検討会を主たる業務として問題解決にあたっているところでございます。ご承知のとおり、全国に区域外就学していて遠方でこうしたケアができないケースもあります。この場合は、被災当時の担任教師や管理職などが電話や手紙などで励ましや助言を行って状況の改善に努めてきたところでございます。そのほかの対応としまして、困難なケースについては、町内 9 校の小・中学校等の管理職に組織している「浪江町校外指導対策委員会」との連携・協力で子供達の支援に努めているところでございます。

なお、平成25年度もスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは配置する予定でおりますが、スクールカウンセラーの現在の勤務日数が 1 日 6 時間、年間30日、180時間という勤務形態になっているものですから、学校側が要望する 1 日 6 時間で週 1 回、年間43週で258時間勤務と比較すると78時間不足しております。次年度はその不足分を町予算で補うよう予算で増を図ったところでございます。このような形でいろいろな悩みごとに対してもきめ細かに対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 復興住宅のあり方についてのモデル住宅の公開、今議員おただしのとおり、モデルルームの見学ツアーはぜひ実施していきたいと思えます。と申しますのは、応急仮設住宅をつくったときに、町民の方それぞれ独自でどこの応急仮設住宅がいいかとをいろいろ見学なさったようです。そういう状況も踏まえて、今後見学ツアーを実施してまいりたいと考えます。

県の復興公営住宅のほうで先行モデル整備として、現在500戸の整備を郡山市、いわき市、それから会津若松市で進めているという状況で、これは内密な話でございますが、いわきの市長のほうから浪江のほうに先行して応急仮設住宅を供給したいと。これはすべてではなくて、若干そういう形で浪江のほうに提供したいという話もでございます。もちろん500戸の中で、いわき市は250戸充てられるのか、200戸充てられるのかわかりませんが、そういう充てられた状況の中でも先行として浪江町のほうに充てたいというお話を伺っております。

それから、町民のニーズに応える対策ということでございますが、これまで国それから県、私どもの町として 3 回ほどアンケートをと

ってまいりました。そのアンケートの主体的なものは、立地場所そして住居の規格に関して非常に多くて、これから3回目の意向調査が今中間まとめに入っています。最終まとめに入りましたら詳しいものが出てまいりますので、4回、5回と意向調査をして、今度はニーズを絞っていきたいと考えております。この立地場所については、やはりいままでのアンケートで、いわき市、南相馬市が圧倒的に非常に多いということでございます。中通りについては、福島、郡山、二本松とありますが、二本松市に役場の機能を持っていますので、そこを中核として災害公営住宅、復興公営住宅を建設してまいりたいと考えております。

住居の規格等につきましては、本当に戸建てといたしますか、1戸建ての希望が多いようです。したがって1戸建てを建設する場合にやはり面積が相当有してくるということでもありますので、受け入れ自治体側といろいろと協議をしながら進めていかなくてはならないと思うのです。やはり自治体の被災者との均衡制の確保と、まちづくり計画との整合性も図っていく必要がありますので、その辺今後は受け入れ自治体と検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、集団移転の模索と町の将来像であります。できれば集合型の町外コミュニティというものが理想であります。いずれにしても、平常時におったところの地域と地域の繋がりがあります。今お聞きしているのは、例えばA地区に私どもは住んでいたのもので、A地区はA地区としてまとめて住めるような状況になりませんかという話を非常にお伺いしております。そういう中で、やっぱりそういうことを尊重しながら地域の絆というのが必要ですので、そういうことを考えながら入居できるような状況にしていまいりたいと考えております。

それからやはり利便性のあるところ、そういうところが皆さんお考えになっているような状況です。特に医療機関あるいは商工業、それから学校の利便性のあるところに設置をしていただきたいという声が非常にありますので、その辺も受け入れ先の自治体との協議になりますが、そういう状況の中で、でき得る限り、私ども生活に不便を感じないようなところに設置をしていきたいということでございます。

それから、絆を繋げるためには、伝統文化とか今自治会組織もございまして。そして前の自治会の行政区もありますので、そういう力を生かしながら、なんとか絆を深めながら、今後とも避難生活を取り切っていきたいという考え方に基づいて、今議員おただしのとお

り、町の将来像を現実的に浮かびあがらせていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 生活の再生の考え方については課長より答弁いただきまして、わかりました。わかりやすかったと思います。

ただ、賠償の継続については、いつの段階で再生が終わって賠償が打ち切られるのかというのは、町民の方がとても気にしていて関心があることだと思うのです。生活の再建というのは、どの段階で果たされたかという町の考え方が、直接町民の方々の生活に密着して反映されると思いますので、これは先ほどの課長答弁のように、いつの段階で再生だと思うのは、よくよく考えて考慮した上で住民の皆様にお知らせしていただきたいと思います。本当に生活ができて、仕事できて、前と同じような生活体系が保たれるということは私たちの生活の再生、再建ができたということだと思いますので、この実現が果たされるまで頑張っていただきたいと思います。

それから、小・中学校のことは理解できました。スクールカウンセラーについては、天栄村なんかだと自分のところの村の予算でスクールカウンセラーを雇っているんです。それを本当に密に一人ひとり家庭の状態もよくわかっていて、それはそれで大変便利でいいことなのですが、逆に町の職員になってしまうと、県だとか県外の人達の勉強会になかなか出席できなくて、今全国的な動向だとか、県内のいろいろな問題点というのがお互いに情報の交換ができないので、そういったものが壁になっているという情報もありましたので、町でソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを足りない時間帯を補うとしたらば、そういったことに十分配慮していただきたいと思います。これは現場でよく起こっている声だそうです。やはりいろんな事例をスクールカウンセラーの方は情報を交換してどういった対策をとったらいいのかというのが重要なことだと聞きましたのでよろしくお願いいたします。

それから、学校が集団移転に伴って学校が集合型になるということが理想なのでしょうけれども、これからどんどんそういったことが話し合っていけるのではないかと思います。生活の基盤に伴って、もちろん町長おっしゃったように、商店街だとか医療介護施設が来るのは必須の条件なのですが、それに伴って修学前の施設だとか、保育園、幼稚園、小・中学校が併設されるということは、例えば介護施設にいるお年寄りの方にもすごくケアになることだそうです。そういったまちづくりをするということで、マイナス面はほとんどなくてプラス面が過剰になっていくということなので、ぜひ

実現に向けた努力をお願いしたいと思います。

それと、まちの絆づくりだとかいろいろなことを考えるに、安否確認、安達の仮設で亡くなった方がいましたが、安否確認の訪問事業というのが、また大熊町で3日の民友新聞に載っていましたが、60歳以下まで範疇を広げて訪問をするような取り組みがなされるということでした。もちろん町でも取り組んでいると思いますが、例えば独居宅の方に協力をお願いして、朝起きたら玄関に黄色のリボンを掲げる。夜、無事でいたらばまた取り込むとかという対策をとっているところがあるのです。社交的でない方でも、外部の人とお話しなくても、自分の安否が皆さんにお知らせすることができるという取り組みをしているというところもあります。

それから、2年ぐらい前に過疎化が進んだ村で、安否確認の方法で誰でも朝1回テレビを付けます。そのテレビを付けたときにテレビのチャンネルの機能を利用して、朝起きてテレビを付けたらば無事だったら青、健康状態がおかしいなと思ったら黄色といったことができる企業が協力して取り組みを、新たな試みということで企業がそういったことを開発することの協力をした村があるそうなのです。そういったことで独居高齢者の安否確認がなされる場所があったということを2年ぐらい前のテレビ新聞を見たのですが、ぜひそういったことを研究して、浪江町の人達が他町村に抜きん出て絆づくりをしていると、健康管理をしていると。一人ひとりが人間の再生ができていっているということを、ぜひ他町村に抜きんできてやっていただきたいと思います。

それと、教育関係なのですが、今年つい最近、隣組会をやったんです。そこに来ていた隣組の方が今浪中にお世話になっているのですが、一期選抜で二本松の高校が決まったと。福島に最初に避難したときに、その学校に転校して行ったのが自分だけだったそうなんです。学校に行かなくなって親も大変悩んだと。学校で再開してくれるということになって、二本松だから遠いので親も随分考えたらしいのですが、朝早くても行くというのだったらば、不登校でいるよりいいかと思って決断したら、バスも出してくれるということで、今回高校が決まったと言って涙を流して喜んでおりました。そういったお一人の方でも保護者の方は、自分の子供は不登校だということは本当に悩むことだと思いますので、ぜひ町もこれからもっと力を入れてやっていただきたいと思います。質問らしくない質問ばかりなのですが。

時間3分の中に通告にないのですが、賠償についてひとつ踏み込んでお聞かせしたいのですが、精神的損害賠償1人10万円、おかし

いというのは町はいつも言っていますよね。家族の崩壊とか地域の分裂を考えれば10万円というのは精神的な損害ではないと私も思っておりますので、この町の町民の代弁しようとしている今の町の取り組みの進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 精神的損害賠償のご質問でございます。現在、某大学で各町民の方々の事情聴取といいますか、いろんな聞き取り調査をいたしております。その中で今議員おただしのとおり、精神的な慰謝料ではないということでありますので、その中で慰謝料に該当する項目、例えばS P E E D Iの不作为行為であるとか、あるいは地域の絆をずたずたに壊されてしまった。あるいは学校、学級が全部崩壊されてしまった。そして何と言いますか、災害関連死がこの原発事故で非常に増加している。それから要介護の認定者が増えてきている。そういう等々の項目を今精査をして、そしてまとめに入っています。まとめたものをこれから陳述書を作りまして、町の代理人として、町長がA D Rのほうに申し入れをするという手はずになっています。できれば10万円というのは、交通事故の自賠責の普通の入院費から出してきた数字なんです、現在の10万円。それであるならば、最高裁で認められている赤本の最高裁で認められた35万円、これが最高額として判例として出ているわけです。いわゆる交通事故の賠償額から算定したとすれば最高額の35万円に、先ほど申し上げた項目に追加増額、増額をしてそして35万円にもっていきたいということで、今陳述書の整理を行っている段階です。

できれば、今月中にやっていただければ良かったのですが、大学のほうでの手続きが遅れまして、来月にずれ込むような形でA D Rに申し込みをしたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 13番、ただいま通告外質問が出されました。今後かかることのないように注意を申し上げます。

13番。

○13番（佐藤文子君） 以上で終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、13番、佐藤文子君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで2時55分まで休憩いたします。

（午後 2時39分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時55分）

◇小 黒 敬 三 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

16番、小黒敬三君の質問を許可いたします。

16番。

[16番 小黒敬三君登壇]

○16番（小黒敬三君） 議長よりお許しが出ましたので、一問一答方式で質問いたします。

浪江町の復興に寄与するNPOや民間団体等に対する活動費の拡充を図る考えについて、何点か質問いたします。

例といたしまして、まちづくりNPO新町なみえの活動状況がどのようになっているかお話いたします。復興十日市や3カ所で行われた盆踊り大会の事業は、町の助成金で会場設営費や消耗材費のみであります。それでも不足をいたしまして、NPOから40万円の手出しとなりました。当然人件費は入っておりません。この不足分は別な協会からの助成金を利用したということであります。県内の交流会においては6ブロック4回、計24回のうち、12回を担当したということであります。この資金は、日本NPOセンターからの助成金でありました。また、町の12回の開催分に関してもスタッフの応援を行ったということであります。二本松市内の町委託事業のあつまっ会の予算は、1日当たり2万円で年12回、24万円であります。毎回のお茶だけではマンネリ化をしてしまうということで、安達ヶ原でやったものは食事会、会費500円をとって行いました。駅前市民交流センターでは、餅つき大会などを企画して、それぞれ10万円の手出しをしたということであります。福島県以外の東北5県で2回ずつ開催した交流会は、日本NPOセンターの助成金でありました。この助成金ではほかに6回に渡る町民のワークショップを経て、昨年8月に安達公民館で開催したシンポジウムは、町長や議員の皆さんも出席しました。札幌市から那覇市まで全国7カ所で開催した交流会は、NGO団体のジャパンプラットホームの助成金でした。今月9月、土曜日に男女共生センターで行われる第2回協働復興まちづくりシンポジウムは、早稲田大学佐藤茂研究室の協力で、何回かのワークショップを経て開催することとなっております。これは日本科学振興機構から、研究プロジェクトとして認められて出ている助成金であります。そしてまだまだありますが、以上がまちづくりNPO新町なみえのおおよその活動実態です。

先ほど申し上げたNPOからの手出しは、日本NPOセンター、NGOジャパンプラットフォームなどの助成金から流用したという

ことですが、問題はここからであります。次年度の活動費を確保するために、先ほどの助成団体に申請を出したところ、N P Oの活動はとても評価が高く、頭の下がるとのコメントでした。同時に、このような活動は国や県が担うべきもので、民間の助成金では追いつけないとの指摘があったそうであります。ここが本来、国、県がやるべきものだということであります。町は町民と協働のまちづくりを挙げていますが、これを現実のものとするために、今、汗を流している団体の活動を助けなければ条例にも反すると思います。

よって、活動費の拡充を国や県に働きかける考えはあるかどうか示してください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではお答えを申し上げます。

まちづくりN P O新町なみえは、議員おただしのとおり、復興なみえ町十日市祭、さらに協働復興まちづくりワークショップとそれを踏まえた提言、町との協働事業による交流会の開催という点で、行政だけでは担うことができない分野について公共的な活動に取り組んでいただいております。

町といたしましても、先ほど議員おただしのとおり、協働事業のパートナーとしての避難者支援事業の事業委託とか、補助事業等での事業実施を行ってまいりました。

また、この新町なみえにつきましては、独自に民間財源による活動助成金を受けて、交流会の開催や、支援物資の配布など、幅広く今回の事業活動を展開していただいております。

ただ、民間による活動助成金につきましては、支援団体がその意義を認めた活動、事業の遂行の手助けとして資金を提供するものでありまして、そのほとんどは申請し、一定の審査を経て決定され、さらに助成金の情報はかなり流動的ということで、去年、今年の助成事業が来年あるかどうか。そういうこともなかなかわからないといった不安定な事業もあるということも伺っております。そういう中で、財政運営面での苦慮をしているということも伺っております。

まちづくりN P O新町なみえに限らず、県内外を問わず多くのN P O団体などが今回の避難生活者への支援や、絆の維持などで尽力いただいております。そういう団体の存在は町にとって大変重要なことでありますので、活動費の拡充を国や県に求めるとともに、情報提供ということでの支援も考えていきたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 答弁いただいたのは、私の言っていることとま

ったくそのとおりということでもありますので、国、県に働きかけるということだと思うので、次年度ですか。今年度はなかなかそういった状況がほとんど皆さんがわからなかった。ほとんど民間の助成で行っていたということなので、やはり国のほう、来年度途中でもできるのかどうか。ぜひ来年度中には予算要望。本来、先ほども言いましたが国、県がやるべき事業を、ご存じのように国がなかなか動かないということなので待ってられない。町長も先ほど賠償のことで、待ってられないからこちらでやるということの状況なので、待ってられないので、来年度途中でも、ぜひ国、県からもらうあてがあるのか。そこまでしっかりやるのかどうかお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） ただいまのご質問ですが、現在のところのあてはあるかということなのですが、具体的なあてについては、今のところは国のほうにも当たっておりませんので、何とも言えない状況であります。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） それではあたるということではやるということですね。それではこの活動の重要性に一言述べたいと思います。

先ほど、本来は国や県がやるべきことだと申しました。行政では通常の業務に加えて除染に賠償、町民の健康や復興とめいっばいでありまして、行政では手の届かない隙間を担って補うものだと思っております。

また、2回目となるシンポジウムの中には、各大学の専門家も交えて練り上げたものでありまして、浪江町でつくった復興計画に町民の意見を入れ、より実効性のあるものとするものだと思っております。そして活動の各条の根拠についてお話したいと思います。なぜしつこく町民参加、協働の町づくりを強調するのかと申しますと、町では条例や要綱にしっかりと定めているということでもあります。

町の町民参加条例の平成15年9月26日に制定されました2条の基本理念でありますけれども、「町民参加の推進は、地方自治の本旨に基づき、町民の豊かな社会経験及び創造的な活動をとおして、町民と町民または町民と町が協働して、将来のよりよい町づくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。」と書いてあります。ここに、町民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動を通してとありますが、このことは交流会やワークショップを行ったときに、町民同士のお互いが顔を知っているということでもあります。その人の人格、背景まで知っているということでもあります。これは協力であります。こういった復興計画をやるためには、直接顔の見

える団体が担うことが本当に大事なことだと思っております。今まさにこのことが求められている時ではないでしょうか。

さらにすごい条例ではなくて要綱がありました。町民協働の町づくり職員研究会設置要綱というのが、平成21年6月19日に制定されております。趣旨は、第1条、「浪江町長期総合計画の基本理念であるみんなが参画する協働の町づくりの実現に向けて、町民が主役となる町づくりを推進するため、浪江町プロジェクトチームの設置並びにその運営に関する規定に基づき、町民協働の町づくり職員研究会を設置する」ということであります。ここでも、「町民が主役となる町づくりを推進するため」と書いてあります。改めて見ますと、浪江町は、町民参加に積極的な町だったということで、大変素晴らしいと思います。ぜひ町民協働の町づくり職員研究会で、浪江町民参加の財源をどう確保するかを研究していただきたいと思います。その研究会で議題に取り上げるか。考えをおたのだしいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今おたのだしのとおり、町民参加条例、そして職員の研究会のプロジェクト、私どもの規約、規定に載っております。これからの町づくりは行政ではできない。今議員おたのだしのとおりNPOであるとか、各関係機関と協働しながら、あるべき町の姿というものをつくっていくということであります。

そういう中で、今議員がご提案をいただきましたように、これからどういう町の展望が開けるのかという暗中模索の状況でありますので、ぜひそういう形のものを具体的に提案できるような組織を改めて認識をしていきたいと考えています。

当然、職員研究会、今残念ながらこういう状況でありますので、研究会は、今、開催されていない状況でありますので、ぜひ今回、早稲田大学の佐藤先生をはじめとする復興プロジェクトというものも出来上がってきておりますので、それとお互いに職員が参加をして、町づくりに参画をしてやっていきたいと考えています。

当然、補助金なり助成金の問題になってきますが、そこはNPOとの意思疎通も必要だと考えています。私ども助成金あるいは補助金を出す場合に、どういう事業をやっていくかというものも具体的に、これは申請主義になっていきますので申し入れをしていただく。そういう状況で、いろいろこれからNPOとの町づくりの関係を一層強めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黑敬三君） ぜひ研究会等、職員の中でも予算措置をする場合に、こういった事業がすべて大事だと思いますが、どこに重点配

備をしたらば、一番効率的な町民との協働ができるかということをやっていただきたいと思います。

それで、今若干気になったところですが、前から渡されております予算資料の6ページを見てみますと…。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（小黒敬三君） 予算の中を見ましても、ある事業に関しては、やはり7,000万円、8,000万円の予算が同じような事業、同じような内容をやるに対しても、片方では7,000万幾ら、8,000万幾らの予算が通っているわけです。ですからそういったところ、本当の予算措置、何処に効果的にやるか。やっている予算も当然大事だとは思いますが、もっともっと効果的な使い方があるのかということで、十分そのところも検討して、役場内で調整をしていただきたいと思います。

次に、なんでそんなに大変なのかということですが、通常のNPOや民間団体というのは、現在の浪江町のNPOとか、民間団体、これは借上げ住宅の自治会であるとか、そういったことを考えればいいと思いますが、この大きな違いというのは、生活基盤を持っているか、持っていないかなんです。生活基盤を失っても、なお町民のために活動している団体、これは全国でもほとんどありません。特異な例ということであって、そのところじつくり、通常のNPOとか民間団体ではないですということです。考えてみれば我々議員も通常生活をしているわけではありませんが。

先ほどNPOの例を話しましたが、いわき市の借り上げ自治会の予算は、大雑把な話ではありますが20万円、プラス緩やかな20万円。そして民間からの寄附5万円で45万円だそうです。いわき市は2,000人以上の人がおります。そして見守り隊のぐるりんこですか、おばさんたちが回っている謝礼と言いますかガソリン代は月2,000円だそうです。今、本当に好意の中だけで運営されているということでもあります。

平時のNPOや民間団体と同じ扱いでは活動が消滅してしまうのではないかということで、事務運営費や人件費等までぜひ考えていただきたいと思いますが、その考えは。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） ただいまの質問の前に、先ほどの職員研究会の話があったのですが、現在、町外コミュニティの職員研究会を立ち上げて、活動をしていますということを付け加えておきます。

それでは、ただいまの案件だったのですが、現在こういう世の中

で、行政が担う分野、要するに一般に不特定多数の方への支援については、行政が担う分野と言われております。

ただ、行政は平等、公平の原則というものがありますが、なかなか皆さんを平等に扱うということが難しい状況でございます。今回のこういう災害の中でも、皆さんに平等に、いろいろな支援の中でも細かく手を入れていくというのは大変難しいという状況が現実的にはございます。

そういう中で新町NPOに限らず、NPO団体につきましては、いろいろな面で支援をいただいています。交流会をはじめ見回り、いろいろな面で見回りなどをいただいているという内容であります。

ただ、NPOなど、こういう団体への助成につきましては、今のところ事業助成という形での助成、委託を考えておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 今すべて平等にということの話があったと思うのですが、いろんな民間団体がありますが、やはり借り上げの自治会であるとかは、今後浪江町の復興とかそういうものに中核となる人達だと思うんです。外部からきたNPOだとかそういったところとは、やはりわけて将来の浪江町の核になる人達がやっているということがあるので、特例なんです今回は。特別なので、通常のルールというものは、何とかそこら辺のところをはずせないのかということで、事業助成ということもありましたが、人件費というのはみられないのかどうか。例えば別なところなんかでは、緊急雇用だとかなんとかいままであったやつですよ。そういったものを、ある程度人件費等入っていますので、意味は違いますが、何とかそういったものがないと活動が続けられない。将来の浪江町の復興の核になる人達が息切れしてしまうということなので、これは通常のルールをどうにかできないかということなのですが、そこら辺のところ。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 人件費の関係なのですが、通常の今おっしゃいましたように、借り上げ自治会という中での支援関係では事業助成をやっているのですが、そういう中ではなかなか人件費までは入っていないというのが実態でございます。ですから、人件費まで含めるということになると、大きい形での委託など大きい形での支援事業をしていただくメニューでないと、なかなか人件費まで

はいかないのかと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） それでは、ぜひそういった知恵を出して、いろんな研究会とかなんかで知恵を出して、本当に浪江町の復興に支援するような団体の活動をサポートをしていただきたいと思いますので、復興計画の上からの押しつけとか、お手盛りではなくて町民自らの意思の入ったもの。でないと実際いざ帰ったときに、私は帰りませんよ。町民自らつくったものであれば、それなりの町民の責任も当然発生してくると思いますので、ぜひそのようなよりよい復興のために知恵を出していただきたいと思いますと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、16番、小黒敬三君の一般質問を終わります。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集をよろしくお願い申し上げます。

（午後 3時20分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 5 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

平成 2 5 年 3 月 6 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | | |
|-----|-----|-----------|--|
| 日程第 | 1 | 一般質問 | |
| 日程第 | 2 | 議案第 3 号 | 浪江町復興再生事務所設置条例の制定について |
| 日程第 | 3 | 議案第 4 号 | 浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例の制定について |
| 日程第 | 4 | 議案第 5 号 | 東日本大震災等による被災者に対する平成 2 5 年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 | 5 | 議案第 6 号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 | 6 | 議案第 7 号 | 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 | 7 | 議案第 8 号 | 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 | 8 | 議案第 9 号 | 浪江町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 | 9 | 議案第 1 0 号 | 浪江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第 | 1 0 | 議案第 1 1 号 | 浪江町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第 | 1 1 | 議案第 1 2 号 | 浪江町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第 | 1 2 | 議案第 1 3 号 | 浪江町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について |
| 日程第 | 1 3 | 議案第 1 4 号 | 浪江町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について |
| 日程第 | 1 4 | 議案第 1 5 号 | 浪江町移動等円滑化のために必要な特定公 |

		園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 6 号	浪江町公共下水道施設の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 7 号	浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 8 号	浪江町課設置条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 1 9 号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 2 0 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 2 1 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 2 2 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 2 3 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 2 4 号	浪江町土地改良施設管理条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 5 号	浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 6 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
日程第 2 6	議案第 2 7 号	浪江町図書館条例の一部改正について
日程第 2 7	議案第 2 8 号	浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 2 9	議案第 3 0 号	平成 2 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 0	議案第 3 1 号	平成 2 4 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 1	議案第 3 2 号	平成 2 4 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 2	議案第 3 3 号	平成 2 4 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 3	議案第 3 4 号	平成 2 4 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 4	議案第 3 5 号	平成 2 5 年度浪江町一般会計予算

日程第 3 5	議案第 3 6 号	平成 2 5 年度浪江町文化及びスポーツ振興 育成事業特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 7 号	平成 2 5 年度浪江町国民健康保険事業特別 会計予算
日程第 3 7	議案第 3 8 号	平成 2 5 年度浪江町国民健康保険直営診療 施設事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 9 号	平成 2 5 年度浪江町公共下水道事業特別会 計予算
日程第 3 9	議案第 4 0 号	平成 2 5 年度浪江町工業団地造成事業特別 会計予算
日程第 4 0	議案第 4 1 号	平成 2 5 年度浪江町農業集落排水事業特別 会計予算
日程第 4 1	議案第 4 2 号	平成 2 5 年度浪江町介護保険事業特別会計 予算
日程第 4 2	議案第 4 3 号	平成 2 5 年度浪江町財産区管理特別会計予 算
日程第 4 3	議案第 4 4 号	平成 2 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会 計予算
日程第 4 4	議案第 4 5 号	平成 2 5 年度浪江町水道事業会計予算
日程第 4 5	同意第 1 号	固定資産評価員の選任について
日程第 4 6	同意第 2 号	津島財産区管理会委員について

出席議員（１９名）

１番	愛 澤 格 君	２番	山 崎 博 文 君
３番	山 本 幸一郎 君	４番	吉 田 数 博 君
５番	若 月 芳 則 君	６番	横 山 精 一 君
８番	泉 田 重 章 君	９番	橋 爪 光 雄 君
１０番	田 尻 良 作 君	１１番	渡 部 貞 信 君
１２番	鈴 木 辰 行 君	１３番	佐 藤 文 子 君
１４番	紺 野 榮 重 君	１５番	佐々木 恵 寿 君
１６番	小 黒 敬 三 君	１７番	勝 山 一 美 君
１８番	三 瓶 宝 次 君	１９番	佐々木 英 夫 君
２０番	馬 場 績 君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	檜 野 照 行 君
副 町 長	渡 邊 文 星 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
代表監査委員	山 内 清 隆 君	総 務 課 長	根 岸 弘 正 君
復興推進課長	谷 田 謙 一 君	町民税務課長	大 浦 泰 夫 君
災害対策課長	岩 野 寿 長 君	産業・賠償対策課長	高 倉 敏 勝 君
復旧事業課長	鈴 木 敏 雄 君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺 野 則 夫 君
福祉こども課長	星 光 美 君	生活支援課長	中 田 喜 久 君
会計管理者兼出納室長	島 田 龍 郎 君	教育委員会教育次長	屋 中 茂 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 口 勝 美	次 長	岩 野 善 一
書 記	中 野 夕華子		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇馬 場 績 君

○議長（吉田数博君） 20番、馬場績君の質問を許可いたします。
20番。

〔20番 馬場 績君登壇〕

○20番（馬場 績君） おはようございます。日本共産党の馬場績です。全町民の暮らしと生業、地域とその文化をズタズタにした原発事故から2年になろうとしております。「人災」である原発事故、町民の暮らしが元に戻るまで、全面賠償を求め、加害者である国、東電の責任を問い続け、原発ゼロのエネルギー政策に転換させなければならぬと決意を新たにしているところであります。

通告した質問に入る前に、環太平洋連携協定・T P P交渉参加問題について、町長の所見を問うものであります。T P P参加問題がなぜ国論を二分するほどの重大問題なのか。それは食と農、医療と暮らし、さらには原発震災から復興を目指す経済のあり方に重大な影響を及ぼすからであります。安倍首相は、日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」などと言って、参加に踏み出そうとしておりますが、全くのごまかしであります。

J A全中や全漁連が即座に反対の態度を表明し、日本医師会も国民皆保険の崩壊に繋がるT P P交渉参加には反対であることを明らかにしました。

問題は、日米共同声明で何が確認されたのかということでもあります。米国やニュージーランドなどこれまでのT P P交渉参加国が確認した交渉の輪郭の達成、すなわちすべての物品が交渉の対象とされ、日本が求める関税措置の例外など、認められないことを共同声

明で改めて確認したのであります。東京大学の鈴木宣弘大学院教授は、「聖域がないことを確認しておきながら、聖域があるかのようには言うのは、ごまかしそのものです。」と痛烈に批判しております。被災町村は、地域農業と経済がこれからどうなるのかさえ不透明なのに、T P P 参加など、復興の努力を台無しにするも同然であります。町長は、昨年の自民党の選挙公約 6 項目にも反するアメリカ流経済ルールへの押しつけそのものである T P P 交渉に参加しないよう国に強く求められるか、所見をお示してください。

被ばくと健康管理についてであります。

さる 2 月 13 日、県健康管理検討委員会により、18 歳以下の 2 人の甲状腺がんが明らかにされ、これまでの 1 人と合わせ 3 人になりました。そのほか 7 人ががんの疑いがあるとして、県立医大で検査を継続していることに、多くの町民はチェルノブイリの子供たちと重ねて不安を抱いているのであります。県立医大では、もともとあった甲状腺がんを把握していると述べ、原発事故による被ばくの影響ではないとの見解であります。しかし、小児がん発生率は 100 万人に 1 人と言われており、18 歳以下の子供、県内 36 万人から既に 3 人が確認されたということは、発生率が 10 倍近いという現状にあり、子供の健康問題は深刻であるという認識はお持ちでしょうか。

ところが、報道によれば、原子力規制委員会の検討チームが、福島県の子供達の甲状腺検査実施機関の短縮を提案しました。浪江町の検査結果と、かかる現状において、生涯にわたる検査継続の方針についてお答えください。

さらに、県外避難の子供たちの検査機会の確保はどうかされているのか。対象者数と検査分類、検査率も合わせてお答えください。

昨年 6 月、超党派による議員立法で、原発事故子ども・被災者支援法が成立したことはご承知のとおりであります。避難する人、しない人も支援することを定め、また被災した子供の生涯にわたる健康診断、妊婦や胎児を含めた医療費の減免措置などを定めております。しかし、法律はできたけれども、支援対象地域を定める線量の「一定の基準」で線引きしようとしているため、このことが具体化されておられません。そもそも原発事故は、国と東電の責任であり、被災者と子供の健康不安に應えるためにも、早急に実効あるものにすることを求めるべきであります。浪江町がどこよりもさきがけ、健康管理手帳の発行や、県の隙間を埋める町独自の甲状腺検査、18 歳以下の子供を対象に染色体検査に乗り出したことは、「子ども・被災者支援法」の先取りであります。長期化する避難生活と健康不安は、一日も早い同法の具体化が求められる所以であります。浪江

町からどう発信するのかお答えいただきたいと思います。

孤立・孤独・災害関連死対策についてであります。

最近県内、県外で孤独死と思われる数件の事故が起きたことは痛ましいことであります。浪江町でも自治会の懸命な巡回活動や、ボランティアなどによる多彩な行事、町が「交流と絆事業」に取り組んできたこともよく承知しております。結果として仕事や友人、家族や地域とのつながりなどすべてを奪われた孤立感と孤独感、先が見えない原発避難の生活は、長引けば長引くほど心理的ストレスが増幅し、経済的にも困窮し、孤立・孤独・病気や健康悪化と介護の重度化など原発避難による災害関連死という二重三重の障害の連鎖に陥りやすい問題があることは、これまたご承知のとおりであります。おかれている状況がそうであるならば、子どもを含めた被災者の人命、人権、安全、安心第一の取り組みがどうであったのか、掘り下げてみる必要があるのではないのでしょうか。医師や臨床心理士など、専門家との連携、生活支援と保健福祉、自治会と行政など横の連携、情報の共有、赤色灯や緊急ベルの増設など、生活環境改善の継続的な取り組みが求められております。今後の対応についてお答えください。

3月3日、福島民友新聞は、県内仮設の一人暮らしの孤独死が18人（県警調べ）に上ると報じています。二重、三重の負の連鎖による災害関連死について、町はどのように実態を把握し対策を検討されているのかお答えください。

財物賠償と生活再建についてであります。町長が去る1月25日付けで決定（通知）した「区域見直し」において、町が付帯事項として示した（4）「避難区域見直しの施行後においても長期的な避難を強いられる住民に対し、損害賠償のみならず・・・」の項目は、政府との間で「居住制限区域」、「解除準備区域」とも「帰還困難区域」同様「全損一律賠償」が担保されたことになるのかお答えください。

2つは、東電の財物賠償基準の問題であります。土地、建物、事業用償却資産の賠償基準では「再調達可能な財物賠償」には程遠いものであり、見直しすべきことは町も議会も共通の認識であります。このことに対し、2月県議会において、共産党神山県議の代表質問に対し、県知事が会長を務める県原子力損害対策協議会として、東電に対し2回目の公開質問を行うことを答弁で明らかにしました。浪江町としても、賠償基準見直しについて、公開質問追加項目に入れるよう県協議会に提起すべきと思いますが、どうなされるのかお答えください。

そもそも賠償基準の基本的問題は、加害者が一方的に賠償基準を押しつけようとしていることであります。宅地の賠償は固定資産評価額の1.43倍です。これは公示価格の7割でしかありません。強制避難させておきながら、公示価格を財物賠償の基準にする合理的理由はありません。住宅建築の宅地購入の平均価格を賠償基準とすべきであります。住宅など建物については、建物が古くても新築できる損失補償とすべきであります。償却資産については大農機具や重機は経年減価方式や定額賠償ではなく、再調達価格とすべきであります。また再出発・再建のために代替取得した差額賠償についての見解と今後の対応についてお示してください。

今、固定資産税課税台帳明細書が町民に送付されるなど財物賠償の初期の手続きが始まりました。登記物件でも課税台帳に記載されていないとか、どちらにもないが有効活用資産であるとか、所有者と納税者が違うとか、様々な問題が起きております。相談窓口は今のままでよいのか。混乱を少なくするため、問題事案を整理し通知をどうされるのか。双方向での有効かつ合理的な事務的確認のあり方と財物賠償についてどのように検討されているのかお答えください。

原発避難と無用の被ばくに陥れておいて、1カ月10万円という精神的損害賠償基準が、過失相殺のある交通事故の慰謝料を適用すること自体、根本的な間違いであります。繰り返しますが、原発事故は人災であります。生産基盤が破壊され、故郷の当たり前の生活が根こそぎ奪われたのであります。生存権も財産権も、平穏な幸福追求権も、国民等しく保障されているのに、東電にはそれを償う誠意はないのでしょうか。町長が代表となり、精神的損害賠償の増額を求めてADR（原子力損害賠償紛争解決センター）に集団賠償請求することを検討していることを既に明らかにされております。取り組みの現状と、今後の進め方についてお答えください。

4月1日から施行される区域見直しにおいて、津島全地区を含む13の大字が帰還困難区域になりました。ところによっては集落の消滅さえ危惧されます。除染の計画は、果たして帰還はいつになるのか。賠償はどうなるのか等々、帰還困難区域の住民の不安は増すばかりであります。元の生活に戻るまで、賠償は継続されるべきであります。区域見直し決定（通知）にかかわる（5）精神的損害賠償については、十分な猶予期間を持って支払うこと」としたことについて、どのような確認が行われたのかお答えください。

3つの区域とも一時立ち入り、また立ち入り許可が出されても、そこには仮置き場も、仮設焼却施設也没有せん。国、東電の責任

で居住区域及び農地保全がなされるべきであります。また、生活ごみの処分はどのように進められるのかお答えください。

賠償金課税について伺います。国税庁は昨年11月、課税方針を決めました。賠償範囲を決めたのは文部科学省の「原子力損害賠償紛争審査会」が決めた指針の幅によるものです。完全賠償足り得ないことは先ほども指摘したとおりであります。水俣病患者や口蹄疫の被害農家に支払われた補償金や、オウム真理教事件の被害者に対する手当金も非課税でした。社会通念を超えた大事件であり、さらに被害の大きさに対する国の結果責任を認めたからであると思います。原発被害は、その実害も、その影響も比べものにならない被害であります。国策として原発を推進してきたことによる結果責任も国は認めざるを得ないでしょう。これまでの経緯からしても、賠償金は非課税にすべきであります。「雇用主以外からの支払い」である就労損害に対する賠償金の扱いも一時所得なのか、雑所得なのか、その線引きで混乱をきたしているのも事実であります。賠償金課税の試算がここにあります。国税、事業税、市・町県民税の最大値の試算によれば賠償金に対し、法人で最大40.4%、個人事業者でも低い人で22.9%という試算結果であります。これでは事業再開や生活再建を妨げるものであると断言しても差し支えありません。

従って建設業協会や医師会、浪江町商工会や民商や農民連など賠償金非課税を求める賛同署名が広がっております。被災地における非課税の特別措置を講ずるよう町として国に求めると同時に、県原子力対策協議会など、オール福島の共通問題として、国や東京電力との直接交渉の場を設定するよう求めるべきと思います。非課税措置に対する問題の認識とこれまでの対応、今後の対応についてお答えください。

復興・再生の現状と課題についてであります。

3月2日、3日と仮設の皆さんからたくさんの意見を寄せていただきました。一言で言うと、つらい期間が長すぎるということです。61歳の女性は、「仮設で今孫2人と暮らしているが四畳半の部屋2つでは子供の勉強道具さえ置くところがない。仮設倉庫はあるが小さすぎる。せめて子供の勉強部屋が欲しい。浪江では元気に野菜作りをしていたが、仮設の避難生活で今は杖を突くほど健康を害してしまった。通院するのも容易でない。町も、県も、国も何をしているのかさっぱり見えない。一日も早く今の生活を何とかしてもらいたい」と訴えられました。ある男性は「家にばかりもいられないから出てきた。何も変わらない。早く死ねということか」と吐き捨てるように言いました。避難先での復興計画の具体化は容易

なことではないかもしれませんが。しかし、町民の避難生活の苦痛に
いかに答えるかが今問われています。町外コミュニティなど浪江町
復興計画を我々は昨年10月に議決をしました。進捗状況についてお
示してください。

災害公営住宅について伺います。2月26日現在、県内33カ所のプ
レハブ仮設2,242戸に約4,500人、借り上げ住宅4,267戸に約9,400人、
そして7,000人の町民が和歌山県を除く45都道府県で避難生活を余
儀なくされております。2年に及ぶ避難先での生活は、病院や仕事、
通学やお買い物など、町が計画する仮の町構想とは別に、そこでの
生活のつながりができ、この近くの方がいいという声が時間ととも
に大きくなっているのも事実であります。受け入れ側自治体も様々
な課題を抱えながら避難者対策に取り組んでおられると思います。

いずれにしても、復興住宅の早期建設は、生活再建の最優先課題
であります。どこに、どれだけ、いつまで整備されるのか。モデル
住宅の設計概要と建設計画の住民説明はいつになればできるのか。
家賃負担と入居基準はどうなっているのか。一歩前に進んだ整備計
画を示す時期に来ていると思います。お答えをいただきたい。

2年目を迎える仮設住宅の住環境の改善は急務であります。二部
屋目の畳設置はいつになるのか。掃き出し口設置を何度も要望して
いるが、構造上難しいといわれた。防災と安全からも何とかしても
らいたい。雨どいの雨水が床下に入り湿気がすごい。排水処理工事
をしてもらいたい等であります。床板の張り替えと補強、一人暮ら
し以外でも赤色灯や緊急ベルの取り付け、談話室拡張の要望も出さ
れました。被災者の権利保障という立場で、改めて仮設全体の改善
の進行状況の全体調査と、そして早急な改善が求められております。
どうされるのかお答えをいただきたいと思います。住み替え条件の
緩和と仮設延長措置についてもお答えください。

津波被害の対策と生活再建についてであります。どこに視点を置
くべきか。地震と津波、原発被災者という多重災害の位置付けを明
確に改めて明確にすべきであるということでもあります。したがって、
特別な対策が必要であるということでもあります。「一時帰宅をして
も、持ち帰ることができるのはむなしさと思い出だけ、財物賠償の
対象にならないと言われた。なんとかならないか」という切なる願
いを放置していいのでしょうか。ハード面の災害対策ももちろん必
要です。同時に財物賠償の適用特例と特別な生活支援を先行させる
べきだと思います。どのように検討され、どのように対応されるのか
お答えください。

浪江町の新年度予算は、前年度比19.8%の伸び率です。総務費、

土木費が3割を超える伸び率、災害復旧費は138.4%の伸び率になっています。年度途中の補正増額も避けられないでしょう。問題はそれを実行する職員体制であります。自らも被災し、避難生活を続けながら復旧復興と被災者支援など、質の高い公共サービスが求められていることは御承知のとおりであります。災害対策に当たる職員はもちろん、医療、福祉、土木技術職などの正規専門職員などを増やすべきであります。お答えください。

最後に、脱原発と再生エネルギーの推進についてであります。

野田前首相が福島第一原発事故の収束宣言を出したのが、一昨年の12月16日です。今年2月、安倍首相は「収束していると簡単にはいえない」と述べましたが、「収束宣言の見直しをする」とは言いませんでした。3号機原子炉格納容器扉付近で毎時4,780ミリシーベルトが計測され、高濃度放射能汚染水はたまり続け、処理タンクが足りなくなる恐れさえ出ているありさまです。町民は、放射能汚染と原発事故の危険から、今なお一時的にしか帰れないのであります。

原発事故の風化や、被災者の立場に立てない賠償基準の根拠にされ、虚偽の宣言である原発事故「収束宣言」の撤回を国に求めるべきと思います。町長はどう対応されるのか、お答えください。

また、安倍首相は、前政権の「30年代原発稼働ゼロ」の方針を「ゼロベースで」見直しと原発再稼働することを表明しました。ゼロベースで見直すべきは「安全神話」につかり、これまで原発推進を続けてきた歴代政権であります。福島民報社1月の世論調査でも、県内全基廃炉が75.4%、浪江議会でも、県議会でも全基廃炉を決議しています。東電が国会事故調の現地調査に虚偽の説明をするなど今でも「ムラ」意識は残されており、度し難いものがあります。原子力規制委員会がまとめた再稼働の前提となる新しい安全審査基準は、活断層の評価においても、炉内の水位測定でも、安全を担保できるものになっていないことは、原子力専門家が指摘しているとおりであります。まだ、原発事故の真相究明も終わっていない状況にありながら、原発の新增設や再稼働など、県民と我々被災者を愚弄するものであります。「オール浪江」、「オール福島」で脱原発の国民的議論の広がりを発信してゆく社会的責任があると思います。町長の見解をお示しください。

最後に、浪江町の現在と将来エネルギー政策の転換を担える大規模、飛躍的な再生可能エネルギーの開発と導入について、本腰を入れて具体化し、推進していくべきと考えます。地域雇用と経済、浪江町の復興と再生につながる大学との連携や研究機関の設置など、

新たな社会貢献の前線基地を構築する事業に果敢に挑戦すべきではないでしょうか。具体的構想をお示してください。

答弁を求めて1回目の私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 20番に申し上げます。昨日も注意をいたしました、通告外質問についてはひとつかかることのないようにご注意をいただきたいと思います。

それでは答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まずT P Pの質問についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、今回の日米共同声明で何が確認されたのかと言うことで、安倍総理は聖域なき関税撤廃が前提ではないと述べております。確か先の衆議院議員選挙では自民党は聖域なき関税撤廃には反対という主張で公約をうたったわけです。現在、この共同声明の中身については、まだ私も精査しておりませんのでわかりませんが、やはり国に対しては、国民の命と健康を守る医療制度、食の安全安心の基準を遵守して農林水産業、農山漁村、そして医療制度を守ることが肝要と考えています。

したがって、この共同声明を精査しながらT P Pの問題については、町としては考えていきたいと考えております。

それから、原発事故子ども・被災者支援法の成立についての形で、浪江町からどう発信するのかということにお答えいたします。議員おただしのとおり、昨年6月24日に超党派による議員立法で原発事故子ども被災者支援法が成立いたしました。超党派の議員は96名といわれておりまして、川田龍平参議院議員、そして谷岡郁子参議院議員が代表世話人となって進めてきました。その中で、2月7日に、私がこの法案について、現地としての被災者としてのヒアリングをされまして出席いたしてまいりました。その中で明らかになったのは、この支援法はできたけれども、いわゆる基本方針が定められていない。半年以上もかかって未だ基本方針ができていないということで、超党派の議員も非常に怒りを持って担当の各省庁に苦言を呈していた状況もございました。私もこのヒアリングをしながら気がついたことは、やはり精神論としてはこの法律はできましたけれども、具体的なものがないということで、我々の被災者の立場に立った中で、今後個別計画を具体的に、しかも早く進めていただきたいということで、2月7日に発信をしてまいりました。

続いて、我々の次代を担う子供さんの問題がございますので、将来にわたってずっと発信をしていかなければならないと考えています。

それからADRの関係でありますけれども、この件については昨

日も佐藤文子議員にお答えいたしました。現在、各界各層のヒアリングをしております、論述調書を作るために今大学院のほうでまともに入っている状況です。町民の皆さんからADRの申し入れに対する精神的損害の35万円についての合意書をこれから取り付けるという段階にこれから入っていくと。この同意書をもとにまとめれば、ADRに申し入れをするというようなプロセスになると思います。

それから、事故の収束宣言の撤回についてどのように考えるのかということでもありますけれども、これは私も議員おただしのとおり、この事故は終わっていないという状況です。したがって、我々区域の見直しはいたしましたけれども、避難指示の解除についてはこれは認めない。つまり原発大事故が収束していないということで、避難指示の解除については、やっぱりその問題が完全に収束しなければ解除しないといっておりますので、私も収束はしていないと思います。

したがって、国に対してはやはりこういうことを強く機会があれば求めてまいりたいと思っています。

それから脱原発についてでありますけれども、今回の原発の惨状を思い改めて見ていただくということで、日本、そして世界に発信していきたい。

先日、グーグル社が我々浪江町の被災の状況をアーカイブ化するとか、あるいはストリートビューで悲惨な状況を町民の方に見せていく。そういう惨状を見せていくというような企画がありまして、現在そういう状況で発信していただいております。これはインターネットで映すということでもありますので、これは世界に発信されると思います。ぜひ、こういう状況のものについては発信をして、原発がない社会に持っていくべきだと考えております。

それから、最後の再生エネルギーの推進についての件でありますけれども、これは現在太陽光発電、それからバイオマス発電を利用しながら、できうれば浪江町の電力が自給自足できるような状況に持っていきたいということで、現在、ある企業と太陽光発電については、かなり現実的になるような話まで今来ております。まだ発表できない状況でありますけれども、そういう状況です。これに伴って、太陽光発電を誘致した場合には、蓄電池の製造会社も付き添ってきますので、蓄電池の会社もそれに付随して企業誘致といいます。そういうものを誘致しながら雇用の促進も図っていききたいと考えております。

それから、バイオマス発電については、これからいろいろな減容

化施設あるいは瓦れき処理の焼却施設が出てまいりますので、その焼却施設と相まってバイオマスを利用しながら発電もできるような装置をつけていきたいという形で、自然再生エネルギーの町を作っていきたいと考えております。

最終的にはきのうも答弁申し上げましたけれども、災害対策研究の町といいますか、そういうまちづくりを最終的には目指しながらいわゆる自然再生可能エネルギーの基地として町を形成していくと考えております。

以上、私のほうからは以上答弁を申し上げました。各担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは被ばくと健康管理についてご答弁申し上げます。

はじめに、検査の結果でございますが、震災時18歳以下の方に対して行っている甲状腺検査の結果についてお答え申し上げます。

平成23年度福島県が実施いたしました甲状腺検査についてでございますが、受検者が2,922名でございました。うちA 1判定が1,979人、A 2判定が921人、B判定は22人、C判定は0でございました。ちなみに浪江町が実施いたしました24年度についてでございますけれども、受検者が923人、うちA 1判定が594人、A 2判定が322人、B判定が7人、C判定は0でございます。B判定以上につきましては、県立医大で血液検査並びに尿検査によって二次検査を実施しているという状況でございます。

平成24年度の県からの実施状況についてのデータはございません。

それから、検査の継続方針でございますが、検査につきましては、健康管理をしていく上で必要不可欠であると考えております。従いまして、町独自の健康管理をしていく上で、毎年この甲状腺検査を当然のことながら実施してまいりたいと考えております。

それから、県外に避難している子供たちの検査機会の確保でございますが、県外での検査につきましては、平成24年11月から福島県と協定を締結している全都道府県、77の検査機関において検査を実施しております。県外の未受診者への案内が順次送付されており、検査機会の確保はなされているものと考えております。

また、対象者数は1,409名でございます。受検者は69名、健診率は4.9%となっております。また、検査内容につきましては、エコーによる嚢胞、結節の確認の検査でございます。検査の結果につきましては、県からの報告はいまもって町のほうには届いておりませ

ん。

それから、孤立・孤独・災害関連死対策でございますが、人命安全第一の取り組みについてということに対してお答え申し上げます。

現在、町におきましては、町の保健師、それから臨時職員の雇用等々をしながら、それと県の保健福祉事務所等のご協力もいただきながら訪問活動を行っております。

また、町の他部署との連携、それから社会福祉協議会の生活相談員からの情報を元に、保健指導が必要な家庭、それからそういった様々な事例の元に継続的に訪問を行うなど、支援を行ってまいりました。今後、仮設住宅並びに借上げ住宅の自治会との連携はもちろんのことでありまして、訪問を支援している関係の団体と定期的な会議を持ち、情報の共有を図るとともに、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） それでは災害関連死の実態を問うについてお答え申し上げます。

災害により死亡された遺族の方に支払われる災害弔慰金の支給に関しては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において関連死の可否について審査をお願いしているところであります。構成員は医師3名、弁護士2名と学識経験者2名の計7名であります。審査会は、先日の2月15日まで、延べ29回開催されております。双葉郡内の状況ですが、申出受理件数が942件、うち認定件数が747件、残りが審査待ちや資料収集のものなどであります。

また、浪江町の状況ですが、申出受理件数が302件、うち認定件数が254件であります。関連死の主な要因としては、避難移動中の肉体的あるいは精神的な疲労によるもの。また、避難所における生活の肉体的、精神的な疲労などが上げられます。原発事故による長期避難の影響により、今後も申請がまだ続くことが想定されます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） それでは賠償関係につきましてお答え申し上げます。

まず、町内一律の賠償の件でございますが、これにつきましては、まず避難指示解除準備区域と居住制限区域については、見込み時期発災後5年ということになっておりまして、現在は賠償の額が6分の5ということになっておりますが、町が避難指示解除を示した6年ということになりますと1年延びますと帰還困難区域の6年と同一ということになりますから、ある程度その意味では一律賠償が担

保されてきたのかという考えは持っています。

次に、土地、建物の賠償基準と代替取得の差額賠償の件でございますが、町でも東電で示す財物の賠償額が再調達価格にはほど遠いと考えております。これまでも国及び電力にはたびたび申し入れをしてきております。特に、住宅等の平均購入価格を参考にしましても、改めて双葉郡内の町村と連携しながら、県に対して賠償基準の見直しを提起していかなければならないと考えてございます。

また、現在、再取得した資産に対する賠償については、対象外になっている状況でございます。こちらについても、関連団体等と連携しながら対象とするような形で求めていきたいと考えてございます。

それから課税台帳の未記載の確認、財物賠償についてでございますが、おただしのように未登記での固定資産税の未課税の物件は、浪江にかかわらず双葉郡内すべて12市町関連でこれが今非常に問題になっております。現地確認をするということで現在は進めておりますが、土地建物に対する賠償は所有者に対して行うとの方針を示されているところではあります。町としては避難者に対して、適切な賠償がされるよう要件の緩和を求めているところであります。また、町民からの様々な疑問、要望等が発生することが考えられますので、電力の相談窓口の強化、それから請求手続きが容易にできるためのリーフレット等の配布、それから説明会等の開催等も求めているところでありまして、必要に応じて訪問しての説明にも応じるように要求しているところでございます。

集団賠償については先ほど町長の方からありましたので、省かせていただきます。

次に、帰還困難区域の賠償継続についてでございますが、これは昨日、佐藤議員のほうにもお答え申し上げましたが、中間指針では、確かにその賠償の終期は避難指示解除後の相当期間となっておりますが、町としては加害者が被害者に対して行う賠償は、原状回復が基本であると考えておりますので、避難町民が震災前と同様の生活ができるようになるまで賠償が継続されるということが当然だと考えておりますので、そのように求めていきたいと考えてございます。

居住区域及びその農地の保全についてでございますが、町の農地の保全につきましても、当然電力が、国が責任をもってすべきだということに、また環境省が責任をもって行うということになっておりますので、除染後の農地保全についても帰れるまで、国、東京電力で管理をするように求めていきたいと思っておりますが、農業関係者とも協議しながら、農業の再生を目指すようにしてまいりたい

いと考えてございます。

それからちょっと飛びますが、津波被害の特別なご配慮という話も先ほどありましたが、これにつきましても、建物については流されましたが、家財については早めに行けば取れたらということ、電力、国のほうに再三申し入れをしているところであります。これにつきましては、国のほうからもある一定の回答は得ておりますが、まだ納得できるものではないということで、一度持ち帰りということになっておりますので、現在の状況だけお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 賠償金課税につきまして、賠償金の非課税措置に対する問題の認識とこれまでの対応、今後の対応についてお答えいたします。

東日本大震災によりまして、罹災された方々につきましては所得税法上の取り扱いによりまして国税庁より明示されておりますが、また相続税、または贈与税に関しましては新たな税制上の措置が追加されましたが、生活再建を目指すためにはまだまだ不十分であり、被災地域における特別な措置の拡大を図る必要があると考えております。

また、平成25年2月14日には、仙台国税局長へ町長より直接特別措置の拡大を要望しており、後日、仙台国税局長より国税庁へ伝えた旨の回答をいただいております。またさらには、経済産業省より、特別措置に関して、国税庁へ確認中である旨の報告を2月20日にいただいております。これにつきましても、今後さらに国、県に強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 区域再編に係る家庭ごみの処理についてのご質問にお答え申し上げます。

避難指示解除準備区域、それから居住制限区域に限られますけれども、まず可燃ごみの収集をことし4月から実施したいと思っております。その他、不燃ごみ等につきましては、取りあえず家庭内で保管していただくようになります。また、そのごみの収集については、今後ごみ収集カレンダーを各世帯に配布したいと考えておるところであります。これらの対応策につきましては、今後発行されます町のしおりに掲載したいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは復興再生の現状と課題について

て、町外コミュニティの現状を示せについてお答え申し上げます。

町外コミュニティにつきましては、現在、国と福島県が中心となりまして、受け入れ自治体との調整に着手した段階にあります。

昨日も答弁しましたとおり、最も多くの方が希望しておりますいわき市につきましては、個別協議には至っておりませんが、復興庁、福島県を中心に広域的な課題整理、状況調整を行っている段階であります。いわき市以外につきましては、段階的に個別協議に進むこととなっております。先行して南相馬市との事務的な調整が始まったところであります。今回のアンケート結果を踏まえまして、立地場所及び整備内容についての協議も具体的に進展していくものと考えております。

続きまして、災害公営住宅について、全体計画、モデル住宅等設計概要、家賃負担などについてお答え申し上げます。

まず全体計画についてでございますが、町の復興計画におきましては、仮設住宅の入居期限が到来する平成26年3月というのが一定の目途としております。そういう中で、平成26年度から順次入居が始まるように設定しておるところであります。国、県の進度が不明な中での計画となっておりますが、町民の負担軽減を考えれば、極力早期の整備を求めていくことが重要と考えているところであります。

場所につきましては、いわき市、南相馬市、二本松市での整備を県に求めているところであります。整備戸数につきましても、今回のアンケート調査に基づきまして、詳細な集計結果がまとまれば、ある程度の実数が把握できると考えておるところであります。

モデル住宅につきましては、福島県で郡山、いわき、会津若松の3市に500戸整備を予定しておるところであります。早ければ平成26年度当初からの入居を目指しているとの内容が示されております。県の通常公営住宅の仕様に準じれば、2LDK、3DK、3LDKなどの集合住宅での整備になると考えられるところであります。家賃及び入居基準についてであります。県からは現在何も示されてはおりませんが、入居基準といたしましては原発被災者向けの復興公営住宅であれば、原子力災害による避難指示区域内に発災時点居住していた方が対象になります。家賃につきましても、現時点では公営住宅の入居基準をベースといたしまして、東日本大震災の津波、地震被災を踏まえた軽減措置の適用に留まっております。政府による避難指示の実態を踏まえると、非常に問題のある制度と考えているところであります。町といたしましては、入居段階においても避難指示が継続することが想定されておりますので、仮設住

宅、借上げ住宅との均衡が確保されることを国に求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） （３）仮設・借上げ住宅についてお答えいたします。住環境の整備と住み替えの条件緩和ですが、避難生活も長期化となり、住環境の改善要望が増えております。避難者の要望に合わせて安全性、利便性、快適性など、十分に確保する必要があると考えられます。つきましては、県に強く改善要望をしていきたいと思っております。

また、住み替えの緩和ですが、現在病気・けが・事件・事故・就学・就労等、やむを得ないと判断される場合のみ、１回に限り災害救助法による対応となり、それ以外については東京電力の賠償となります。災害救助法と東京電力原子力発電事故に係る賠償の取り扱いについて、明確にするように県へ要望しているところであります。

②仮設・借上げ期間延長措置の件であります。入居期限が平成26年３月31日までとなっております。現時点では、期間延長については明確にされおりませんが、入居期限後住む場所がないなどないように柔軟な制度運用と期間延長の早期明示を平成25年１月７日、復興副大臣に要望しております。

ただいま県からの情報としましては、新年度早々に示す予定であります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 復興・復旧に対応できる職員体制の拡充を図るべきについてお答えいたします。４月１日より、いよいよ避難指示区域が見直されます。いよいよ町内の復旧・復興事業が本格化すると考えております。この復旧・復興事業を加速させるためには、体制の強化が必要であるということで、今議会に議案として、浪江町復興再生事務所設置条例の制定について。また、浪江町課設置条例の一部改正についてを提出したところでございます。また、議員ご指摘のとおり、復旧・復興業務の円滑な対応のためには、それを支える職員体制の拡充が必要であるということで認識しております。町といたしましては、新規採用職員の確保のほかに、土木あるいは弁護士等、専門職の雇用の検討、国、県からの出向、他自治体からの中長期派遣、または民間企業からの派遣などにより職員体制の充実に努めたいと考えております。

また、技術的部門につきましては、ふくしま市町村支援機構など、外部団体を積極的に活用するなどしまして復旧復興業務の円滑な実施に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 續君） T P Pの問題では、町長の政治的な所見ということで求めたわけですが、自民党としては聖域なき関税撤廃には反対だということで自民党も公約しているということを町長もしっかりと認識されていて、今後、共同声明の中身を精査して、町としては考え方を明らかにしていきたいということでもありますので、基本的には公約を守れという立場から認識は共有できたと思います。

被ばくと健康の問題です。県外避難の子供たちの検査が4.9%、極めて低い。答弁を聞いて私も申告に受け止めたわけですが、これは県とも十分協議をして、町長、こういう状況を放置できないと思うんです。ほかの問題でも触れますけれども、県の姿勢が厳しく問われている具体的な問題の一つだと思います。これまで担当課長も県や国と渡り合ってきたわけですが、結果としてこういう状況ですから、厳しく強く改善を求める必要があると思います。改善を求めるもう一つの理由としては、町長も2月22日の毎日新聞の一面の記事を見て衝撃を受けたと思うのですが、一言でいうと県で25のモニタリングポストがありながら、ようやく去年の9月までかかって解析が終わった。県がやっていた健康調査のデータにはこの線量は反映されていない。見てびっくりなわけですが、1号機の水素爆発は2011年3月12日、午後3時36分でした。ところがベントは午前10時17分。その前、5時頃から原発10キロ圏内で通常線量の720倍の放射能汚染が実は県のモニタリングで確認されていたということが、ようやくつい最近明らかになった。こういうことからしても、県内の甲状腺検査についてもA2判定、それからB判定が出ているわけです。これには、これは甲状腺検査ですが、内部被ばく推定線量には、この県のモニタリングの放射線量は反映されていないということは県も認めている。認めていながら、それをどうするかは今医大で検討中だという話なんです。一体、県民の命をどう考えるのかということでもありますので、強く被ばく推計線量の範囲のあり方、それから県外での甲状腺検査、ホールボディカウンターの検査を進める必要があると思います。改めて町長が一步乗り出すべきだと思いますが、どうされるかお答えいただきたい。

それから、賠償の問題についても、言ってみれば今までの答弁からは一步も脱していない。そこで、局面をどう打開するかということを政治的に考えていく必要があると思うんです。

これも新聞で報道されたことですが、川俣町では2月3日に、第2回原発事故被災町民大会を町と議会が主催して開催してい

るわけです。こういう形で浪江町も、一番いいのは双葉郡8カ町村が連携してできればいいわけだけれども、なかなか温度差があるということであれば、町と議会が連携して国と東電をよばって、現場の声をぶつけると。そこで改善を求めるということでなければ、今の局面は打開しないのではないかと。いわゆる復興復興、町民の被ばくと健康、全面賠償を求める町民大会を開催する意思があるかどうかお答えいただきたい。

それから、次に孤独死の問題です。担当課の健康保険課なり、あるいは生活支援課においても、いろいろ取り組まれていると思うんですけども、これも3月2日の福島民報新聞ですけれども、特別養護老人ホームや老健施設での死亡者は、震災前の2.4倍だという状況です。先ほども申し上げましたように、福島民友新聞の報道では、県警調べでは県内の孤独死は18人に上ると。仮設の名前は申し上げますけれども、18人の中に多分入っているのではないかと思いますけれども、ある仮設で一人暮らしの老人が亡くなったと。自治会にも連絡なしで、次の朝、家族がそつとご遺体を運んだという話も聞いております。したがって、町としてはいろんな情報はあると思うんですけども、災害孤独死あるいは孤立孤独死という問題が発生しているということを深刻に受け止めて、縦横の連携、今までの取り組みでは十分な対応ができないのではないかと思います。

したがって、それをどう改善するか、改めて今後の対応についてお答えいただきたい。

それから、様々な障害があって孤立、孤独、混乱、困難が起きているわけですけれども、先ほどもいいましたように、3月2日、3日にかけて、いろいろ直接聞いたり、アンケートで声を寄せていただいたりしました。ある女性のアンケートに対する回答を読んで、こういう状況だと。どうするんだということを質問したいと思います。高齢の女性ですが、「仮設で命を落としたくないので、一日一日を頑張っています。若くして主人を事故で亡くし、2人の子供を夢中で育て、戦争を経験して12歳で戦争を終えました。今、金もなく、着るものもなく、食べるものもなく、高齢になり、こんな避難生活を考えても見ませんでした。命ある限り生きたいです。高齢の女性を頼みます。」こういうアンケートの声です。これはたまたま私のところに直接届いた声ですけれども、置かれている状況は同じだと思います。こういう現状認識をされた上で、じゃあどうするかということを、改めてお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 被ばく医療に関しての県の姿勢をどうするんだ

というご質問でございました。私も2月22日の新聞報道を見て、またびっくりしました。もう、びっくりするほど何回もありましたけれども、またも出てきたのかということで大変怒りを感じておりますけれども、やっぱり我々としては低線量でありますけれども、すべての町民の方が被ばくしている。そういう認識の元に、担当の部局である県の保健福祉部には再三いろんなWBCの問題、あるいは甲状腺の問題、そして公開の問題、医療体制に対して私ども公開を求めてきましたけれども、もう本当に非公開であるということ等、いろいろと要請してきました、どうも体質がやっぱりそういう体質になっているのかどうか、甚だ疑問だと思っています。

したがって、さらなる県としての取り組み方を改善するとともに、早急に我々の被災者の目線に立った中で、医療保険、医療福祉というものを強く進めていただきたいということを強く要請してまいりたいと考えております。

それから、町と議会でいわゆる全面賠償を含めた中での大会をやったらどうかという提案でございます。これは議会とも相談をしながら、やっぱり町としてあるい程度2年も経過しているわけですから、こんなに遅々として進まない賠償の問題、それから国、東電の責任の取り方、あり方が問われていますので、ぜひ議会と相談をしながら、そういう大会ができればやっていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは再質問にお答え申し上げます。

一人暮らし、それから高齢者の仮設の入居状況ですか。この前の新聞を見まして、本当に心が痛むものでございます。なかなか町としては今まで保健師しなり、それから社協の生活相談員なり、すべての方々にいわゆる仮設なり、それから借り上げ住宅を訪問していただいて、その状況を町のほうで踏まえながら今まで訪問活動をしてまいりました。しかしながら、こういった事象が起きるということは非常に残念でなりません。

今後でございますけれども、やはりトータル的な介護も、それから福祉も、医療も、訪問介護も、保険の支援もトータル的なもので考えなければならないと思っております。そのためには、診療所の先生も含めまして地域的な、包括的な総合医療というものも視野に入れながら、今後こういった孤独死がないような対策に取り組まなければならないと考えております。

今のところはそんなことでの答弁でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 續君） それでは最後になりましたので、残りの分について質問いたします。

被災者の生活、一番の問題は賠償の問題ですけれども、先ほどの産業・賠償課長の答弁では、帰還困難区域以外についても、6分の5延長すれば追加ということで、一律全損賠償が担保されたのではないかというお答えでした。これは議会での答弁としては、担保されたのかということですから、担保されたのではないかということで、私はやっぱり町民に返すわけにはいかない。そこで、直接交渉に当たられた町長あるいは副町長の立場から、そののところもう一度はつきりお答えいただきたいと思います。

それから、たくさんあるんですけれども、住み替えによる家賃負担の問題で、原則1回だと。あとは東電の賠償でということですが、住み替えした場合、東電が間違いなく賠償すると担保されていますか。同僚議員のメモでありますけれども、2月19日の参議院予算委員会で、茂木経済産業大臣は賠償対象になると答弁したということですが、東電との間でこういう確認がなされているか。非常に重要な問題ですので、確認されているとすれば町民に周知すべきだと思います。

あと仮設住宅の改善の問題、これは答弁ありませんでした。これほど具体的に質問したにもかかわらず答弁がないということについては、極めて残念です。福島でも二本松でも、共通して出されている問題です。今一度言わなくてもいいと思います。質問原稿も上げております。改めて仮設において改善の取り組みに温度差があるということですので、実態を調べてすぐにでも改善していただきたいと思うんです。実態調査をいつまでやるのか。しかも畳とか掃き出しとか、こういうことについては前々から言っていることです。あとでどこの仮設でということを申し上げても結構ですが、早急に改善していただきたい。それをなされるかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、町外コミュニティの問題です。町外コミュニティの問題で、今、南相馬市と具体的に話が進んでいるという答弁はありましたけれども、きのうの地方紙の報道では、去年の9月に協議会はできたけれども、国はそれっきり投げっぱなしだと、事は進んでいないという報道があったことは御承知だと思います。

したがって、町民はいつまで仮設におくんだということでも、昨日も話が出ましたが、もう置かれている状況は限界だということです。したがって、いわきと南相馬と二本松に仮の町を考えているというのであれば、アンケート集約ということも町民に返す一

つの方法だと思いますけれども、今の段階でトータルとして2,000戸なら2,000戸、浪江町の分で3,000戸なら3,000戸考えていると。そのうちどこの町にはどれだけと。あるいは桑折町のような事例も含めてそれぞれの町村との関係でこういう話を進めているということで、被災町民に話が見えるように返していかなければ、先ほど私が申し上げたように、町も県も国も何をやっているかさっぱりわからない。そこには我々も入っているんですよ。町会議員、議会は何をやっているんだ。こういう厳しい批判ですよ。したがって、県と町との話だけではなくて、町の計画も示してこれでどうですかと。県から国から回答を引き出すこういう計画を示しましたということ町民に示していくというのも一つの方法だと思います。

いずれにしても、町外コミュニティの事業化を具体化してもらいたい。今後、具体的にどう進めるのかお答えいただきたい。

それから、賠償の問題でいうと、局面突破は町民大会を開くしかないと思うのだけれども、固定資産税課税台帳が送られて相当混乱しています。先ほど1回目の質問で言ったように、問題事案を整理してこういう場合にはこうなります、こういう場合にはこうしますという対応はできないんですか。いかがでしょう。お答えください。

あと賠償金課税については2月20日付で。経済産業省も国税庁のほうに非課税の立場で考え方を伝えたという理解でよろしいんですか。だとすればその中身についてお示しいただきたい。

それから、脱原発の問題です。町長としても原発がない社会にしたいということですから、非常に重い大きな答弁だと思います。そこで、改めて確認の意味で質問しますけれども、原発ゼロという立場から浪江小高原発については、東北電力はまだその計画に残しております。それは東北電力の考え方だから乗り込んでいってそれを取り消せというわけにはいかないと思いますけれども、浪江町として議会としては白紙撤回、浪江小高原発誘致決議の白紙撤回をしました。改めて、浪江町は原発ゼロを目指す、再生可能エネルギーの前線基地を作ると、具体的に今メーカーとの話も進んでいると。したがって、浪江町に進出計画をした浪江小高原発については、白紙に戻してくださいということを改めて浪江町の脱原発、浪江町の新たなまちづくりとの関係で東北電力に申し入れする必要があるのではないかと。そうされるかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 最後の東北電力の浪江・小高地点の誘致の白紙撤回の件でありますけれども、これは私は事あるたびにいろいろ内外に白紙撤回をするという形で議会の方も先行いたしまして撤回さ

れましたので、そういう考え方と一緒に行政もしておりますので、白紙撤回をいろんな機会内外を通じて発信しております。

したがって、東北電力のほうも私のほうには再考していただきたいとか、そういう話は一切ございません。そういう状況の中で、そういうことであれば白紙撤回の申し入れをしたいと思います。

それから、町外コミュニティの件で、具体的にどうしていくのかということですが、今回3回目のアンケートの中で、ある程度の具体的な地名、具体的にどちらのほうに住まいをしたいということも出ましたので、そのアンケートを検証して、これからどれだけの戸数が必要なのかどうか。そしてどここの場所にどのぐらい設置していくのか。これはやっぱり具体化していかななくてはならないと思っていますので、今回のアンケートの調査結果は非常に重要なアンケートであったと思います。

さらに具体的に地名を出された、回答していただいた町民の方に、さらにもっと詳しく浪江町独自のアンケートをとって、そして町外コミュニティのいわゆる特に住環境の形のものをなるべく早く具体化していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） ただいまの住み替えの件であります、これについては先ほど申し上げましたが、災害救助法ということで、これはもう2年目で、今後、東京電力の賠償の取り扱いということになっております。これについて、実は事務的なレベルなんです、8町村の中でこれに対しての質問が多いわけなんです、県が具体的には示されておりません。その辺も事務担当者会議の中で正式に示してくれということで、今県の方に問い合わせしております。ただ、今の段階では東京電力の賠償という扱いとされております。それぞれの個人の事情によりましてそれがすべて認められるかということがあるわけなんです、その辺もはっきりさせてくれということで、今問い合わせをしているところであります。それが明確になれば、4月の中でホームページ等で提示していきたいと考えております。

次、仮設住宅の改善、実態調査についてですが、これにつきましては、先ほど述べたように、住環境の改善について、毎日のように問い合わせがあります。その都度県のほうに改善要望ということで出しているわけなんです、今後、各自治会を通しまして、どうすることが必要かということで、調査をしていきたいと思っています。

それで、先ほどご質問の中で畳の設置についてですが、これについては、今、要望の集約を行いまして、それぞれ業者に手配するようということで指示がありまして、随時設置していくようになります。

ます。そして掃き出しにつきましては、一部仮設において構造的なものがあまして出来ないということなのですが、その辺を何とか出来ないか、今県のほうで検討しております。

それと排水処理、床の張り替え、基礎の補強とかあるわけなんです、それについても以前から承知しているわけなんです、なかなかこれについても改善されない部分がありますけれども、その辺も含めまして平成25年度について、今後改善していくように県に要望していきたいと思います。

あと、特に多いのは談話室というか、集会所の増設要望が今増えております。各仮設の中で活発に活動がなされておりますので、だんだん狭くなっているという要望がありましたので、その辺の談話室の拡張についても要望しておるところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） 全町一律賠償が担保されたかということでございますが、議員御存じのように、区域見直しの時に困難区域及び居住制限、解除準備区域を区域割りするときに、賠償に関しては避難指示解除見込み時期を決めなければならなかったということで、そこで町としては人として生活できる環境を整えるためには、発災から6年、要するに5年ということで主張してまいりました。これについては、復興庁においても、その整合性が図られたわけですが、ただ、これはやってみなければわからないということで、国のほうは一応居住制限、解除準備区域ともについては発災から5年ということで、困難区域については6年ということで、主張が町の主張とは違ってきましたが、そういうことで今回の解除見込み時期については一応整理されております。

しかし、この解除見込み時期については、一度解除見込み時期を決定した場合であっても決定内容の見直しを行うことは可能であり、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、除染作業の毎年度の進捗状況を踏まえて町と協議するという1項目があります。これによって先ほど課長がいましたように、この毎年見直しの中で町のほうの主張は発災から6年ということを主張しておりますので、実際そういう作業をやって見直しを行えば、6分の1制限区域については6分の1を見直しを行うということでありますので、それを担保かどうかということについては明言できませんけれども、町としては今も間違いなく5年、発災から6年にかかるということで、作業に入って進捗状況をみて見直しの作業に入りたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） おただしのよう、現在固定資産税評価台帳を送付しましたところ、町民税務課のほうに1日100件程度の問い合わせの電話が入っております。私どもの課のほうにもそこまではいきませんが、相談の電話は入っております。今、電力のほうに申し入れをしているのは、とにかく様式をもっと簡単にしろと。前回のように面倒くさい様式ではだめだということで何度も申し入れをしております。町民ができるだけ簡単に記載しやすい、そしてわかりやすい、そういう様式を作れということで申し入れをしておりますので、まだできあがったものは我々見ておりませんが、申し入れは何度もしております、その中で非常に書きづらい、理解しづらい点が出てくれば、それもまた修正させるという考えで現在、電力のほうと詰めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 賠償金の非課税の問題でありますけれども、経済産業省から国税庁への確認をしている中身につきましては、不動産登記法に基づく所有権移転につきましては、国税庁の発表によりまして、避難指示区域につきましては、公示価格がゼロということで、現在平成24年中につきましては、課税になっておりません。

ただ、一番問題になりますのは、贈与税です。賠償金につきましては、東京電力は平成23年3月11日現在の所有者に賠償金を支給するという形になっておりまして、今後長男の方とか息子さんが新たに土地を求めて家を取得するため、その財源に賠償金を当て込んだ場合につきましては、現行法で行けば贈与税が発生する。ちなみに、賠償金が1,000万円以上の場合ですと225万円を控除した残りの50%が贈与税の対象になる。こういった状態でありまして、当然生活再建の多大な支障を来すということで、その辺を含めて経済産業省から国税庁へ確認をいただいているということで、免税に対する的確な回答をいただいておりますが、そのような形の中で先ほども申し上げましたように、また再度仙台国税局局長のほうからも、再度国税庁にこういった実態を把握していただくために申し出をいただいているということでございます。

○議長（吉田数博君） 以上で20番、馬場績君の一般質問を終わります。
通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。
以上で一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩いたします。
(午前10時37分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 10 時 52 分）

◎議案第 3 号から同意第 2 号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 3 号から日程第 46、同意第 2 号までを一括議題
といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 2、議案第 3 号から日程第 46、同意第 2 号までを
一括議題といたします。

日程第 2、議案第 3 号 浪江町復興再生事務所設置条例の制定に
ついてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 3 号 浪江町復興再生事務所設置条例の
制定についてご説明いたします。

本案は、平成 25 年 4 月 1 日に施行される避難指示区域の見直しに
伴い、庁内が避難指示区域の見直しに伴い、町内が避難指示解除準
備区域、居住制限区域又は帰還困難区域に設定されることから、立
入りする住民の安全、安心の確保と生活環境の再生、整備を推進し、
もって住民の帰町の円滑化を図るため、浪江町復興再生事務所を設
置するものです。

なお、当該事務所の位置は、現在の南相馬出張所を整備の上、設
置したいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 3、議案第 4 号 浪江町原子力損害賠償
請求に係る支援に関する条例の制定について、町長から提案理由の
説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 4 号 浪江町原子力損害賠償請求に係る
支援に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、浪江町民に対する賠償が早期に、かつ、公平・公正に行
われるよう、原子力損害賠償請求に係る支援に関する事項を定める
ため、条例を制定するものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、ご説明を申し上げます。

まず、条例の最初に前文を掲げております。前文とは条例の趣旨、目的、基本原則を述べるときなど、条例制定の理念を強調する必要がある場合に条例本体の前におかれるものであります。この条例は原子力災害の被害者である、町民への賠償が早期にかつ、公平、適正に行われることに目指して東京電力、国の責任を追及し、町が全面に立って町民を支援していくという意思表示をするものであり、その意思を全面に押し出すことが最も重要であることから、条例の制定趣旨を前文という形で規定したものでございます。

第1条であります。第1条については目的について定めたものでございます。第2条は、用語の定義。第3条は、原子力損害賠償請求に係る支援についての町の基本理念を定めるものでございます。第4条は、損害賠償請求に関し、必要な支援に係る施策を策定し、実施する責務を町が有することを定めるものです。また、国等の関係機関と連携し、原子力損害賠償請求に係る支援のための施策が、円滑に実施されるよう努めることとしております。

第5条第1項、町民が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるようにするために行う町の支援について規定をしております。町民からの相談に応じるとともに、町や各種機関が実施する支援策について情報提供を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。

第2項では、原子力災害の被害者が原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の仲介の申し立てをする場合に必要な資料の提供、その他和解の仲介に必要な援助を行うことができることとしております。

第3項では、第1項及び第2項のほか町長が必要と認める支援を行うことができることとしております。

第6条では、推進体制を規定しております。附則としてこの条例は、条例の公布の日から施行するとしております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する平成25年度の町税等の減免に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する平成25年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者

等の納付すべき町税等を減免するため本条例を制定するものです。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） ご説明いたします。

第1条は制定の趣旨であります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者の平成25年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定にかかわらず、今回の制定の条例の定めるところによるとしたところ です。

第2条は、用語の定義であります。東日本大震災原子力災害の用語の定義を記述したところでございます。

第3条は、町民税の減免であります。平成24年中の合計所得金額が1,000万円以下であって、賦課期日において避難指示区域内に住所を有していた者についての個人の町民税については、500万円以下については減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万円以上を超え1,000万円以下については4分の1に減免したところであります。

第2項は、町内に事務所、事業所又は家、屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない者に対する均等割を免除するとしたところ でございます。

第3項は、東日本大震災により、居住する住宅が全壊した世帯に属する者に対する個人町民税については、減免の割合を10分の10に減免するとしたところ です。

第4条は、固定資産税の減免であります。土地と家屋については、地方税法で課税免除としたところ であります。償却資産については、浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害により被災し、事業の用に供していない償却資産については10分の10に減免するとしたところ です。

第5条は、軽自動車税の減免であります。地方税法では警戒区域内で用途廃止があった場合は課税免除をするとしたところ ですが、賦課期日を基準として、東日本大震災による流失、避難指示区域内に放置した軽自動車について、減免するとしたところ です。

第6条は、国民健康保険税の減免であります。浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主については、全額を減免するとしたところ です。

第2項は、平成25年度に課される平成23年3月分以後の国民健康保険税について、平成26年3月31日までに納期が到来するものにつ

いても減免とするとしたところです。

第7条は、介護保険料の減免であります。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者については、全額を減免とするとしたところです。

第8条は、委任であります。条例の執行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしたところです。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第6号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第6号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興産業集積区域において固定資産税を5カ年度免除するために本条例を制定するものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） それではご説明いたします。

第1条は制定の趣旨であります。東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興産業集積区域において国が定める対象施設の新設または増設にかかる固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するものであります。

第2条は、条例の概要であります。本町における復興産業集積区域内に新設または増設した対象施設、設備等を対象として5年間固定資産税を免除することが可能としたところであります。

第3条は、適用であります。前条のほか浪江町税特別措置条例による課税免除もしくは不均一課税のいずれかを選択うえ、適用することとしたところでございます。

第4条は、課税免除の申請であります。課税免除を受けようとする納税義務者は、免除を受ける各年度初日の属する年の3月20日までに申請書を町長に対して提出することを規定したところでございます。

第5条は、委任であります。条例の執行に関し必要な事項は町長が規則で定めるとしたところであり、関係条例の一部改正でありまして、本条例の制定に伴い、同じく固定資産税の課税免除等について規定した浪江町税特別措置条例につきましても、いずれかを選択できるよう字句の改正を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第7号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第7号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行により、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるため、条例を制定するものです。

詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、ご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきます。第1章、総則であります。この条例の趣旨は、第1条において介護保険法に基づき、指定地域密着型サービス事業の人員、整備運営に関する基準を定めるものであります。

第2条では、事業者、利用料、費用基準等の用語の意義を定義付けております。

第3条では、事業者が利用者に対しての責任について、一般原則を定めたものとなっております。

続いて、4ページ、5ページをお開きいただきます。第2章では、定期巡回・随時対応型訪問介護事業について規定したものでございます。第1節の第4条において、この事業の基本方針について、介護状態になった場合であっても可能な限り、居宅において日常生活を送ることができるよう利用者の入浴排せつ、食事等の介護など、安心して生活ができるための援助を行うと共に、療養生活の支援、心身の機能維持回復を目指すものとなっております。

そして、第5条は、定期巡回サービス、随時訪問サービス等のサービスの提供を規定しております。

第2節の第6条は、事業所の職種及び人員を定めたものとなっております。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

第7条は、事業者ごとに管理者をおくものとするものの条文中でございます。

第3節の第8条は、事業所に事業を行うための専用スペースを設

け、事業提供に必要な設備、備品を備えなければならないという設備に関する基準を規定したものとなっております。

第4節では、第9条から第42条において、手続きの説明、提供許可の禁止、受給資格等の確認、事故発生等の対応、会計区分、記録の整備など事業運営に関する基準を定めたものとなっております。

次に、24ページをお開きいただきます。

第5節では、第43条と第44条で事業従事者の職種、人数についての適用除外、指定訪問介護事業者との連携を定めた連携型指定定期巡回、随時対応型訪問介護の人員、運営に関する基準の特例を規定したものでございます。

続いて、25ページをお開きいただきたいと思います。

第3章は、夜間対応型訪問介護事業についてでございます。

第1節の45条では、この事業の基本方針について、夜間において定期的な巡回、通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護等夜間において安心して生活ができるようにするための援助を行うことを規定してございます。

第46条は、サービスの提供を規定しております。

次に、26ページをお開きいただきます。第2節から第4節では、第47条から59条においてその人員、設備運営に関する基準について規定してございます。

続いて、32ページをお開きいただきます。

第4章は、認知症対応型通所介護についてでございます。

第1節の第60条では、この事業の基本方針について、この認知症である利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっております。

第2節のうち、第1款、第61条から63条では単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護の人員及び設備に関する基準について定めてございます。

同じく第2節のうち、第2款、第66条では共用型指定認知症対応型通所介護の人員及び設備に関する基準について定めております。

次に、38ページをお開きいただきます。第3節では、第67条から第80条において、その運営に関する基準について規定してございます。

続いて、43ページをお開きいただきます。第5章は、小規模多機能型居宅介護でございます。第1節の第81条では、この事業の基本方針について、要介護者がその居宅、又は通所若しくは短期間宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援

及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅においてした生活を営むことができるようにするものとなっております。

そして、第2節から第4節では、第82条から第108条においてその人員、設備運営に関する基準について規定してございます。

続いて、57ページをお開きいただきます。

第6章は、認知症対策対応型共同生活介護でございます。

第2節の第100条では、この事業の基本方針について、要介護者であって認知症であるものについて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した生活を営むことができるようにするものとなっております。

次に、58ページをお開きいただきます。

第2節から第4節では、第110条から第128条において、その人員、設備、運営に関する基準について規定してございます。

続いて、67ページをお開きいただきたいと思います。

第7章は、地域密着型特定施設入居者生活の生活介護の提供を受ける入居者がその施設において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようにするものとなっております。

次に、68ページをお開きいただきます。

第2節から第4節では、第130条から第149条において、その人員設備運営に関する基準について規定してございます。

続いて、78ページをお開きいただきます。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。第1節の第150条では、この事業の基本方針について、この事業を行う施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることなどとなっております。

次に、79ページをご覧ください。第2節から第4節では、第151条から第177条において、その人員、設備、運営に関する基準において規定してございます。

次に、95ページをお開きいただきたいと思います。

第5節では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準についてでございます。

この第1款では、第178条において趣旨として、この施設により、一体的に構成される場所であるユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援の基本方針並びに設備及び運営に関する基準をこの5節で定めるものとなっております。

そして179条では、その基本方針として施設は居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と、入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することとなっております。

次に、96ページをお開きいただきます。

第2款の第180条ではその設備に関する基準を、97ページの第3款では181条から189条においてその運営に関する基準を規定してございます。

続きまして、103ページをお開きいただきます。

第9章は、複合型サービスでございます。第1節の190条では、この事業の基本方針について、訪問介護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものとなっております。

第2節から第4節では、第191条から第222条において、この人員、設備、運営に関する基準について規定してございます。

この条例の施行につきましては、平成25年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第8号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第8号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。

2 ページをお開きいただきます。第 1 章総則でございます。この条例の趣旨につきましては、第 1 条において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定めるものでございます。

第 2 条は、事業者、利用料、基準額等の用語の意味を定義付けてございます。

第 3 条では、事業者の責務について一般原則を定めてございます。

続いて、3 ページをお開きいただきます。

第 2 章では、第 1 節の第 4 条において、指定地域密着型介護予防サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針について、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっております。

続く第 2 節から第 3 節では、第 5 条から第 40 条において、その単独型、併設型、共用型の各指定介護予防認知症対策型通所介護において、人員、設備、運営に関する基準を規定しております。

続きまして、19 ページ、20 ページ、お開きいただきます。

第 4 節では、第 41 条から第 42 条で、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について規定してございます。

続きまして、22 ページをお開きいただきます。第 3 章では、第 1 節の第 43 条において、指定地域密着型介護予防サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針について、利用者が可能な限り、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとなっております。

続く、第 2 節から第 5 節では、第 43 条から第 69 条において、その人員、設備、運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について規定してございます。

続いて 38 ページをお開きいただきます。第 4 章では、第 1 節の第

70条において、指定地域密着型介護予防サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針について、その認知症である利用者が可能な限り、共同生活住居において家庭的な環境と、地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持、又は向上を目指すものとなっております。

続く、第2節から第5節では、第70条から第90条において、その人員、設備、運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について規定してございます。

なお、この条例の施行につきましては、平成25年4月からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第9号 浪江町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第9号 浪江町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準について定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。

第1条でございますが、趣旨として介護保険法の規定に基づきこの事業者等の規定に関し、基準を定めるものとなっております。

第2条では、施設の入所定員を29人以下と定めるものでございます。

第3条は、事業申請者の資格を定めているもので、事業者は法人であるものとしてございます。

この条例は平成25年4月から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第10号 浪江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第10号 浪江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、浪江町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。

第1条でございますが、対策本部の目的を定めたものでございます。

第2条は、第1項から3項まで、本部長以下の職務等を規定してございます。

第4項では、対策本部に本部長、副本部長及び本部員、必要な職員を置くことができるものとなっており、職員については町長が任命するものと5項では規定してございます。

因みに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条では、本部長に町長、本部員は副町長、教育長、消防団長、関係職員とする規定としてございます。

第3条は、会議内容について規定したものでございます。

第4条は、部の設置についての条文であり、具体的に対応するための実働部の設置でございます。

なお、この条例の施行は施行の日からとなっております。

また、条例の制定に伴い、職員の給与に関する条例を改正するものでございます。資料の新旧対照表をご覧ください。災害手当第23条に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条の規定による読み替え後の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の条文を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第11号 浪江町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第11号 浪江町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、道路法が改正されたことに伴い、町道の構造の技術的基準について定めるため、条例を制定するものです。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明いたします。

1 ページ、第1条は、制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めるものとしたところでございます。

第2条、用語の定義であります。歩道、自転車歩行者道、車道、車線、路肩等の用語の意義を記述したところでございます。

2 ページから4 ページにつきまして、第3条は車線等であります。道路の区分及び地形の状況並びに計画交通量により、車線の数、車線の幅員の値について定めるものとしたところでございます。

5 ページ、第6条は路肩であります。道路の区分及び地形の状況等により、路肩の幅員の値について定めるものとしたところでございます。

7 ページ、第9条は自転車歩行者道であります。歩行者の交通量が極めて少ない道路にあっては、自転車歩行者道路の有効幅員を2メートル以上とすることができるものとしたところであります。

7 ページから8 ページ、第10条は歩道であります。歩行者の交通量が極めて少ない道路にあっては、歩道の有効幅員を1.5メートル以上とすることができるものとしたところでございます。

8 ページから9 ページ、第14条は設計速度であります。道路の設計速度を道路の区分に応じ定めるものとしたところでございます。

次に、14ページから15ページの第30条は待避所であります。交通量が少ない平地部の町道に待避所の設置を可能にすることについて定めるものとしたところでございます。

次に、第31条は交通安全施設であります。交通事故の防止を図るため必要がある場合、照明施設、視線誘導標、道路標識等を設けるものとするものを定めるものでございます。

以上、これらの道路構造については、道路構造令に準拠いたしております。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第12号 浪江町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第12号 浪江町町道に設ける道路標識の寸

法を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、道路法が改正されたことに伴い、町道に設ける道路標識の寸法について定めるため、条例を制定するものです。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それではご説明を申し上げます。

第1条は、制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、町道の道路標識の寸法を定めるものとしたところでございます。

第2条は、用語の定義であります。道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において使用する用語の例によるほか、本標識、補助標識の用語の意義を記述したところでございます。

1ページから3ページの第3条は、道路標識の寸法についてであります。町道に設ける道路標識のうち、案内標識の設計速度に応じて決まる文字について、1から1.5倍の範囲内で自由に設定できることとし、1.5倍を超える拡大率は、標識令に準拠したところでございます。

以上、案内標識、警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法及び案内標識を除いた道路標識の文字の大きさについては、現行基準のままだとも内容を判読するのに支障がないことから、標識令の基準を変えず、条例で定めるものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、議案第13号 浪江町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第13号 浪江町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、公営住宅法が改正されたことに伴い、町営住宅等の整備に関する基準について定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それではご説明を申し上げます。

まず、第1条は目的を規定おります。

第2条は、用語の定義を規定しております。

第3条は、町営住宅及び共同施設は、健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備をすることとしております。

第4条は、災害等に対する安全、衛生、美観等を考慮し、安心かつ便利で快適なものとなるよう整備をすることとしております。

第5条は、費用の縮減への配慮ということで、建設にあたっては、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとしております。

第6条は、敷地の位置について、住環境が著しく阻害される土地をできるだけ避け、日常生活の利便を考慮して選定することとしております。

第7条は、敷地の安全等であり、軟弱な地盤、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地については地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずること。又排水施設等の必要な施設を設けることとしております。

第8条は、住棟その他の建物は良好な居住環境の確保を考慮して配置することとしております。

第9条は、住宅の基準として、住宅には防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとし、第2項ではエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置。第3項では遮音性の確保を適切に図るための措置。第4項では劣化の軽減を適切に図るための措置。第5項では、構造上、主要な部分に影響を及ぼすことなく、点検及び補修を行うことことができるための措置をそれぞれ講ずるものとしております。

第10条第1項は、住戸の基準を定めたもので、但し書きのほか、町営住宅、一戸の床面積の合計は、25平方メートル以上とすることとしております。

第2項では、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室、並びにテレビジョン地震設備及び電話配線を設けるものとしております。

第3項では、化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずることとしております。

第11条、住戸内の各部、第12条、共用部分では移動の利便性及び安全性の確保、高齢者が日常生活を支障なく営めるための措置を講ずるものとしております。

第13条では、附帯施設として、敷地内には必要な自転車置き場、物置、ごみ置き場等を設けることとしております。

第14条は、児童遊園、第15条で集会場、第16条が広場及び緑地、第17条が通路、第18条が駐車場の基準について定めております。第

19条は、災害時の特例であり、災害時には町営住宅及び共同施設の整備基準に関し、必要な範囲において特例を定めることとしております。

附則であります。この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第14号 浪江町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第14号 浪江町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、都市公園法が改正されたことに伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準について定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明申し上げます。

第1条は制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正に伴い、町が設置する都市公園の配置及び規模に関する基準並びに当該都市公園に公園施設として設けられる建築物の割合を定めるものとしたところでございます。

第2条は、用語の定義であります。都市公園、公園施設、建築物の用語の意義を記述したところでございます。

第3条は、都市公園の敷地面積の標準であります。町民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を10平方メートル以上としたところでございます。

第4条は、都市公園の配置及び規模であります。町内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ防火、避難等災害の防止に資するよう考慮し、その配置及び規模を定めるものとしたところでございます。

2ページの第5条は、公園施設の建築面積であります。都市公園内に設ける公園施設の敷地面積に対する建築物の割合を100分の2を超えてはならないとしたところでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第15号 浪江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定

について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第15号 浪江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明を申し上げます。

第1条は、制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の基準を定めるものとしたところでございます。

第2条は、用語の定義であります。

1ページから4ページ、第3条は園路及び広場であります。園路及び広場内の出入り口、通路、階段及び傾斜路の基準を定めるものでございます。

4ページから5ページの第5条は、休憩所及び管理事務所であります。不特定多数のもの又は高齢者、身障者等が利用する休憩所及び管理事務所を設置する際の出入り口、カウンター、広さ及び便所の基準を定めるものでございます。

6ページから7ページの第7条は、駐車場であります。不特定多数のもの又は高齢者身障者等が利用する駐車場に設ける車椅子利用者用駐車場の数、幅、位置、表示、又は通路の基準を定めるものでございます。

7ページから8ページの第8条、第9条、第10条は便所であります。不特定多数の者又は高齢者、身障者等が利用する便所の床の構造、便器の種類及び出入り口の幅等の基準を定めるものでございます。

以上、現行の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、公園施設の機能を発揮するうえで必要かつ十分なものであることから、政令の基準どおり条例に定めるものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日より施行するものでござ

ざいます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第16号 浪江町公共下水道施設の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第16号 浪江町公共下水道施設の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、下水道法が改正されたことに伴い、公共下水道施設の構造及び維持管理の基準について定めるため、条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明を申し上げます。

第1条は、制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する事項について定めるものとしたところでございます。

第2条は、用語の定義であります。この条例において使用する用語は、下水道法において使用する用語の例によるものとしたところでございます。

第3条は、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準であります。堅固で耐久力を有する構造とすること。耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講じられていること等を定めるものでございます。

次に、1ページから2ページの第4条は、排水施設の構造の基準であります。配水管の内径及び配水管の断面積の基準等を定めるものでございます。

第5条は、処理施設の構造の基準であります。脱臭施設、污泥処理施設の構造の基準を定めるものでございます。

第7条は、終末処理場の維持管理の基準を定めるものでございます。

附則としてこの条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第17号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第17号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、水道法が改正されたことに伴い、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について定めるため条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明を申し上げます。

第1条は制定の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について定めるものとしたところでございます。

第2条は、布設工事監督者が監督業務を行うべき、水道の布設工事を定めるものでございます。

次の第3条、2ページまでありますが、第3条は布設工事監督者の資格を定めるものでございます。

2ページ、第4条は、水道技術管理者の資格を定めるものでございます。

附則として、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のために1時30分まで休憩をいたします。

（午前 1 1 時 5 0 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第18号 浪江町課設置条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第18号 浪江町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成25年4月1日に施行される避難指示区域の見直しに

に伴い、立入りする住民の安全、安心の確保と生活環境の再生、整備を加速するとともに、避難住民の生活の安定に資するため、組織を再編するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは新旧対象表によりご説明を申し上げます。

第1条であります、「課及び室を置く」ということで「室」を新たに追加しております。

その下でございますが、改正内容であります、災害対策課を廃止しまして、新ということで帰町準備室とふるさと再生課を新設しております。また福祉こども課を介護福祉課に改めております。

第2条の課及び室の事務分掌であります、第2項の帰町準備室は、第1号で復興再生事務所の庶務に関すること。避難指示区域の見直しに関すること。第3号以下、避難指示区域内の危機管理、町民立ち入り、防犯及び防災に関すること。消防に関することなどを担当することになります。

第3項の復興推進課ですが、第4号の都市計画に関することを追加しまして、改正前の第6号の企業誘致に関すること第7号の原子力発電所誘致に関することを削っております。

改正前の第4項の災害対策課を削りまして、第5項の産業・賠償対策課では、農林土木に関することを削りまして、新たに第3号の前2号に掲げるもののほか、東日本大震災からの産業の再生に関すること。第4号の企業誘致に関すること。第5号の雇用対策に関することを追加しております。

第6項のふるさと再生課の事務分掌としまして、避難指示区域内の放射性廃棄物の除去に関すること。環境衛生に関すること。廃棄物の処理に関すること。津波被災地対策に関することを掲げております。

第7項の復旧事業課では、第3号の農林土木に関することが、産業・賠償対策課から移管されております。

第8項の健康保険課では、介護保険に関することが介護福祉課に事務移管されております。

第9項の介護福祉課は、介護保険に関することが追加になり、一方、子育て支援に関することが教育委員会へ移管されます。

第10項の生活支援課では、第3号の東日本大震災における避難者の防災、防犯、環境衛生対策等に関すること。第4号の町民交流事業に関することが追加となっております。

この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。
よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第18、議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成25年3月31日までとなっている町長、副町長及び教育長の給料月額の特例期間を平成26年3月31日まで延長するため、所要の改正をするものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第19、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、非常勤の特別職として、浪江町復興支援員及び健康管理検討委員会委員を追加するための所要の改正をするものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 資料の条例の新旧対照表によりご説明いたします。

新のほうの中ほどにあります、浪江町復興支援員（県外避難者の絆づくりに従事する者）、新設でありまして、月額15万円を追加するものであります。

さらに、その下段になります。健康管理検討委員会委員、医師については月額1万4,000円、その他につきましては、月額5,000円を新たに追加をするものであります。

この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第20、議案第21号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第21号 職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成25年4月1日に施行される避難指示区域の見直しに伴い、国及び福島県の取扱いに準じ、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当について所要の改正をするものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 議案第21号資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

新しいほうになりますが、第5条第2項第2号及び第3号は避難指示区域の見直しに伴いまして、第2号においては帰還困難区域設定されることとなった区域において行う作業。第3号では、居住制限区域に設定されることとなった区域によって行う作業に従事したときに特殊勤務手当を支給することとしております。

別表の改正であります。災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当が対象となります。免震重要棟の外において行う作業のうち、原子炉建屋内において行う作業については1日4万円。故障した設備等を現場にて確認する作業は1日に2万円、上記以外が1日1万3,300円、免震重要棟において行う作業が1日5,000円、第5条第2号の作業、これは帰還困難区域での作業になりますが、屋外において行う作業が1日6,600円、4時間に満たない場合は3,960円、屋内で行う作業は1日1,330円となります。

第5条第3号の作業、これは居住制限区域内での作業になりますが、屋外において行う作業が1日3,300円、4時間に満たない場合は1,980円、屋内で行う作業は1日660円となります。

備考の2として、「災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、同一の日において2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。」を追加しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、議案第22号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第22号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一

部を改正する政令の施行により、第14条の新たな第3項を加えられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第22、議案第23号 浪江町介護保険条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第23号 浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、第5期浪江町介護保険事業計画に基づき、平成25年度から平成26年度までの介護保険料率を定めるため、浪江町介護保険条例の一部を改正するものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 資料の新旧対照表でご説明申し上げます。今回の介護保険料改正内容につきましては、介護保険料率の改正でございます。

「平成24年度から当分の間」を、「平成25年度から平成26年度までの」。保険料率の額につきましては、1号及び2号に掲げる者「1万9,800円」を「3万9,000円」に、3号に掲げる者「2万9,700円」を「5万8,500円」に、4号に掲げる者「3万9,600円」を「7万8,000円」に、5号に掲げる者「4万9,500円」を「9万7,500円」に、6号に掲げる者「5万9,400円」を「11万7,000円」に改めるものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第23、議案第24号 浪江町土地改良施設管理条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 浪江町土地改良施設管理条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、第2次地域主権一括法による土地改良法の一部改正により、「第96条の4」に第2項が追加され、本条例の第1条の引用箇所を「第96条の4第1項」に改正するものです。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第24、議案第25号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 浪江町道路占用料徴収条例の一部

改正についてご説明いたします。

本案は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、浪江町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） 資料によりご説明申し上げます。

資料の新旧対照表をご覧ください。1ページをお開きください。

第3条第1号中「第11条の7第1項」を「第11条の8第1項」に改めます。

第6条中、延滞金の額「14.5パーセント」を「10.75パーセント」に改めます。

以下は第2条関係の別表であります。占用料の額を改定いたします。改定の額については記載のとおりでございます。一つ一つの額の説明については省かせていただきたいと思います。

次に、6ページをお開きください。6ページに占用物件の欄、中程にございます「政令第7条第2号に掲げる工作物」を、占用料の単位の欄に「占用面積1平方メートルにつき1年」を、金額の欄に「820円」を追加いたします。同様に下の欄に。「政令第7条第3号に掲げる施設」、「占用面積1平方メートルにつき1年」、「Aに0.028を乗じて得た額」を追加します。

次の欄の「政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料」を「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」に改めます。

次の欄の「政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設」を、「政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設」に改めます。

7ページになります。占用物件の欄に、「政令第7条第8号に掲げる施設」、「トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの」、「上空に設けるもの」、「その他のもの」。占用料の単位の欄に、「占用面積1平方メートルにつき1年」、金額の欄に「Aに0.02を乗じて得た額」、「Aに0.028を乗じて得た額」を追加します。

次の欄の「政令第7条第6号に掲げる施設及び同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「政令第7条第9号に掲げる施設」に改めます。

次の8ページをお開きください。占用物件の欄に、「政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場」、「建築物」、「その他のもの」

の」、占用料の単位の欄に「占用面積 1 平方メートルにつき 1 年」、金額の欄に「A に 0.02 を乗じて得た額」、「A に 0.014 を乗じて得た額」を追加します。

次の欄の「政令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物」を「政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物」に改め、「上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの」から上空を削除し、「上空に設けるもの」を新たに追加します。

9 ページになります。「政令第 7 条第 9 号に掲げる器具」を「政令第 7 条第 12 号に掲げる器具」に改めます。

次の欄の「政令第 7 条第 10 号及び第 11 号に掲げる施設」を「政令第 7 条第 13 条に掲げる施設」に改め、上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架なものに限る。）の路面下に設けるもの」から上空を削除し、「上空に設けるもの」を新たに追加します。

次に、一番下の備考、第 6 号中、「政令第 7 条第 10 号及び第 11 号」を「政令第 7 条第 8 号に掲げる施設のうち特定連結附属地に設けるもの及び政令第 7 条第 13 号」に改めます。

10 ページをお開きください。附則でございます。1、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

2、改正後の浪江町道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

3、改正後の条例の第 6 条の規定は、施行日以後の占用料（浪江町道路占用料徴収条例第 2 条第 1 項に規定する占用の期間の始期が施行日以後である占用に係るものに限る。）に係る延滞金について適用する。としたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 25、議案第 26 号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 26 号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、公営住宅法施行令の改正及び地域主権一括法の施行による公営住宅法の改正等に伴い所要の改正をするものです。

詳細については総務課長より説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○**総務課長（根岸弘正君）** 議案第26号資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第6条の町営住宅に入居できるものの資格であります。第1号では収入基準を定めておりまして、アで21万4,000円、第2項第4号に該当する場合で、当該災害の発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円を超えないこととしております。

イとして、アに掲げる場合以外も同額としております。第2号で現に住宅に困窮していることが明らかな場合であることとしております。

2ページの第2項の新設であります。前項第1号のアの、特に居住の安定を図る必要がある場合について定めております。

第1号では、アからオまで障害者基本法、戦傷病者特別援護法に規定する障害者で障害の程度が規則で定める程度であるものなどを指定しております。

第2号は、60歳以上の者で、かつ、同居者がいる場合にはそのいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合。

第3号が、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合。

第4号で、激甚災害に対処するための場合において、町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げたものである場合としております。

第3項は、第2項に定めるもののほか、町長は、必要があると認めるときは、入居者の資格について別に定めることができるとしております。

第7条は、改正に伴う引用条項の改正であり、第13条は事業主体の定める数値を「0.7以上1以下」を「0.5以上1.3以下」に改めるものであります。

4ページ、別表ですが、北上ノ原B住宅「7戸」を「6戸」に、御殿南住宅、10戸を追加するものであります。

附則でありますがこの条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び別表の改正規定は、公布の日から施行するとしております。よろしく申し上げます。

○**議長（吉田数博君）** 日程第26、議案第27号 浪江町図書館条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第27号 浪江町図書館条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地域主権一括法の施行により、図書館法が改正されたこ

とに伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については教育次長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案第27号資料をご覧くださいと思います。

浪江町図書館条例の第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えるものです。

第2項、協議会の委員は、次の次に掲げるものの中から任命する。

第1号、学校教育及び社会教育の関係者。

第2号、家庭教育の向上に資する活動を行う者。

第3号、学識経験を有する者。

この第1号から第3号を新しく追加するものです。

この条例一部改正は、平成25年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第27、議案第28号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町地域スポーツセンターの設置に伴い、本条例別表第1に、施設の名称と位置を追加するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第28、議案第29号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第8号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

本案は、年度末に伴い、各種事業の事業費が確定したことにより、歳入歳出それぞれ4,635万5,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、公有建物災害見舞金7,484万6,000円の増額、浪江町復旧・復興繰入金4,249万2,000円の減額等であります。

歳出の主なものは、公共用施設維持基金積立金7,500万円の増額、浪江町復旧・復興基金積立金2億円の増額、障がい者自立支援給付費等給付事業2,000万円の増額等であります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 事項別明細書によりご説明を申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。まず、款 1 町税、項 1 町民税、目 1 個人で、今回の補正額2,110万円であります。現年課税分で940万円、滞納繰越分で1,170万円であります。これは決算見込みでございます。

次に、法人であります。今回補正額が1,030万円あります。現年課税分で860万円、滞納繰越分で170万円でございます。

次に、固定資産税であります。滞納繰越分としまして1,900万円の補正増でございます。

次に、10ページになります。項 4 市町村たばこ税であります。今回補正額が543万3,000円、決算見込み額でございます。

次に、款13使用料及び手数料の目 2 土木使用料であります。今回補正額が274万5,000円、町営住宅の使用料滞納分でございます。次に目 4 労働使用料、今回補正額が199万9,000円あります。これは勤労者総合福祉センター使用料、これは除染等に使用した使用料等でございます。

次に、11ページの下段になります。款14国庫支出金、目 1 民生費国庫負担金であります。節 1 社会福祉費国庫負担金で950万円あります。主なものが障がい者自立支援給付費ということで1,000万円の補正増であります。これは県より事務移管されたためでございます。

次に、12ページになります。目 6 農林水産業費国庫補助金で109万8,000円の減額であります。農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金ということで、事業規模の変更によるものでございます。

次に、款15県支出金であります。目 2 民生費県負担金の節 1 社会福祉費県負担金475万円の増であります。これも障がい者自立支援給付金ということで、事務移管分による減分でございます。節 2 児童福祉費県負担金で276万6,000円の補正減であります。乳児医療費で299万5,000円の減額であります。医療費の無料化に伴う減額でございます。次に節 4 災害救助費等県負担金で2,531万3,000円でございます。内訳としまして、災害弔慰金で1,125万円の減、災害障害見舞金で1,406万3,000円、決算見込みによるものでございます。

次に、県補助金になります。目 2 民生費県補助金、節 1 社会福祉費県補助金で1,791万9,000円でございます。仮設住宅等緊急通報設置事業補助金で203万8,000円、大きなものが仮設住宅等生きがい活動支援事業補助金507万円の補正減でございます。事業実績によるものでございます。

次に、目3 衛生費県補助金であります。節1 保健衛生費県補助金で260万2,000円の補正増でございます。大きなもので福島県被災者健康支援体制整備事業補助金300万円で、これは被災者健康管理システムの構築をする補助金でございます。

目4 労働費県補助金777万5,000円の減額、緊急雇用創出基金事業費でございます。決算見込みによるものでございます。

次に、14ページ、目6 教育費県補助金であります。600万円の補正増であります。被災児童就学生徒就学支援等臨時特例交付金でございます。これも精算見込みによるものでございます。

次に、項3 委託金になります。目1 総務費委託金の節2 選挙費委託金で550万円の補正減であります。衆議院議員総選挙委託費、実績によるものでございます。

次に、15ページにまいります。款17 寄附金、目1 総務費寄附金、970万円の補正増でございます。ふるさと納税の寄附金でございます。件数は約80件あります。今回は大口の寄附者があったということでの補正増でございます。目2 教育費寄附金で117万1,000円、教育費寄附金でございます。

次に、16ページになります。目5 浪江町復旧・復興基金繰入金で今回の補正額が4,249万2,000円の減額でございます。復興計画等においては、実績減額になったということで繰り入れもあわせて減額をするものでございます。目6 財政調整基金繰入金であります。今回の補正額で3,950万1,000円ということで、平成24年度の財政調整基金からの繰入金はございません。

次に、款24 諸収入、目1 雑入であります。大きなもので自立支援給付費負担金過年度追加交付金163万4,000円であります。また子ども手当交付金過年度分で254万9,000円でございます。原子力等立地地域振興支援事業助成金で160万円の減でございます。大きな減額が災害援護資金借入金ということで7,858万7,000円の減額であります。実績によるものであります。その1つとんで公有建物災害見舞金で7,484万6,000円の補正増であります。津波によりまして被害を受けましたマリンパークなみえであるとか、請戸小学校についての災害見舞金でございます。全国自治協会からの見舞金でございます。労働保険料還付金で133万8,000円の増でございます。

次に、18ページ、19ページになります。歳出になります。款2 総務費の目1 一般管理費の節13 委託料で200万円の補正減であります。職員衛生管理委託料ということで実績による減額でございます。

目2 文書広報費の節13 委託料で234万9,000円の補正減であります。大きなものでホームページ構築・運用管理委託料これも実績に

よる減額でございます。

次に、目 5 財産管理費、25積立金7,500万9,000円の補正増であります。公共用施設維持基金積立金で7,500万円であります。これは、先ほど雑入で歳入がありました公有建物災害見舞金を、公有施設維持基金として積み立てをするということでございます。

次に、目 6 企画費、25積立金で 2 億12万3,000円であります。積立金としまして 2 億円を積み立てをするということです。

次に、21ページにまいります。目13仮庁舎管理費ということで、11需用費550万円の補正減であります。消耗品で400万円の減、光熱水費で150万円の減、決算見込みによるものでございます。12役務費で100万円の補正減、通信運搬費の補正減でございます。

次に、22ページになります。項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費の中の 8 報償費で245万5,000円、納期前納付分ということであります。固定資産税、町民税の前期前納付分の見込みによる減額でございます。13委託料で133万2,000円の補正減でございます。これも実績による減額でございます。

次に23ページの目 6 衆議院議員総選挙費、11需用費で139万3,000円、役務費で217万5,000円の減額をしてございます。これも実績によるものでございます。

25ページになります。一番下の段になります。款 3 民生費、目 1 社会福祉費総務費の20扶助費、1,850万円の補正増であります。この更正医療給付費で100万円の減であります。

26ページの頭になります。障がい者自立支援給付費等給付事業で2,000万円の補正増であります。法改正によりまして県より事務移管になったための負担増であります。障がい者施設入居措置の負担分ということでございます。節28繰出金281万4,000円、国保会計への繰出金でございます。

目 2 老人福祉費、13委託料861万9,000円の補正減でございます。緊急通報システム事業委託料、訪問介護安心サービス事業委託料、仮設住宅等生きがい活動支援事業委託料ということで、いずれも減額になっております。精算による減額でございます。次に19負担金補助及び交付金で938万2,000円の減額でございます。仮設住宅移動販売事業補助金108万2,000円の減、救急医療キット配布事業補助金830万円の減、これは避難先で救急医療キット配布があったことでの補正減でございます。

次に、目 3 老人保護措置費、扶助費で100万円の減ということで、入所者の死亡による減でございます。

目 6 災害救助費であります。 1 報酬で220万円の補正減、執行計

画策定委員の報酬実績でございます。

28ページになりまして、8報償費130万円の補正減でございます。復興アドバイザー謝礼等の減額になっております。

9旅費で592万9,000円、総務課分ということで129万9,000円の補正減、他自治体から支援を受けております方々の移転料の減ということでございます。あと復興推進課分ということで、費用弁償437万円の補正減、復興計画等に伴うものでございます。

11需用費で950万1,000円の減であります。総務課分としまして、印刷製本費360万円の補正減、これは封筒等の減額でございます。復興推進課分、印刷製本費394万2,000円の補正減、これは復興計画等の印刷の減でございます。

次に、12役務費1,055万3,000円、総務課手数料で1,040万1,000円、実績によるものでございます。

13委託料で2,874万7,000円でございます。大きなものが復興計画策定支援業務委託料で約407万6,000円、また教育委員会事務局の自動車運転委託料で470万円ほどの減額となっております。

14使用料及び賃借料で513万8,000円の減額でございます。復興推進課の会場借上料で110万円の補正減、災害対策課、仮設トイレリース料で627万2,000円の減額、これは当初予算へ移行したためでございます。次、30ページになります。生活支援課で重機借上料で223万4,000円の補正増、仮設住宅除雪用の借上料でございます。

18備品購入費で100万円の補正減、仮設住宅集会所用備品を見込んでおりましたが、今回備品の購入がなかったということでの減額でございます。

19負担金補助及び交付金1,691万5,000円の減であります。災害派遣職員人件費等負担金で1,546万円の減額でございます。他自治体からの職員の給与に対する負担金でございます。これは当初6人をみておりましたが、3.5人であったということでの減額でございます。教育委員会分で、児童生徒健康診断負担金で100万円の減額であります。対象者がなかったということでの減額でございます。

次に、節20扶助費で6,245万円の減額でございます。災害障害見舞金で1,125万円の減額、教育委員会としまして、小、中学校就学援助費で5,120万円の補正減、これは避難先での援助があったための減額ということでございます。

21の貸付金7,852万7,000円の補正減でございます。災害援護資金貸付金、実績によるものでございます。

次に、33ページ、款4衛生費になります。目4母子衛生費の節13委託料で250万円の補正減、これは妊婦一般健康診査委託料の減で

ございます。実績によるものでございます。

次に、項 3 上水道費ということで、19負担金補助及び交付金で2,713万円の補正減であります。上水道事業補助金ということで精算による減額でございます。

款 5 労働費であります。目 1 緊急雇用創出基金事業費で、事業費の中の節 7 賃金で5,585万円の減額であります。臨時労務員賃金の減額で、これは実績によるものでございます。

次に、34ページでございます。7 賃金で234万円の減額、臨時事務補助員賃金ということで、これも実績による減額でございます。

次に、款 6 農林水産業費、目 4 農地費、節19負担金補助及び交付金で423万3,000円の補正減額であります。土地改良区事業運営補助金ということで、事業実施をしなかったということでの減額でございます。

次に、目 7 基幹水利施設管理事業費ということで、13委託料135万円の減額であります。これも事業実績がなかったということで減額でございます。

目 8 農業振興費、節19負担金補助及び交付金109万9,000円の減額であります。農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金で事業精算によるものでございます。

36ページになります。款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 2 公共下水道事業費の中の節28繰出金1,320万円の補正減、公共下水道事業特別会計への繰出金の精算によるものでございます。

目 3 公園費、節14使用料及び賃借料で103万5,000円、土地借上料の実績による減額でございます。

次に、37ページ、款 9 消防費であります。目 1 常備消防費、節19負担金補助及び交付金116万5,000円、消防緊急無線デジタル化等整備事業負担金、これは広域圏に対する負担金ではありますが、実績による減額でございます。

次に、款10教育費であります。目 2 幼稚園振興費、節19負担金補助及び交付金450万円の補正減であります。幼稚園就園奨励費も実績による減額でございます。

38ページになります。目 4 文化財保護費、節19負担金補助及び交付金125万円の減額でございます。指定文化財保存修復補助金ということで実績がなかったということでの減額でございます。

目 6 町史編さん費、8 報償費415万円、町史原稿執筆謝金400万円の減額が主なものでございます。

次に、最後の40ページになります。款11災害復旧費、目 1 道路橋梁施設災害復旧費、節13委託料1,290万円の補正減であります。調

査測量設計委託料も実績による減額であります。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正ということで追加であります。款3 民生費、項1 社会福祉費、事業名特別養護老人ホーム建設補助金ということで、金額2億3,300万円を繰越明許費を設定しまして、翌年度に繰り越すものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第29、議案第30号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第30号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ8,003万1,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を3,733万円、国庫支出金を3,107万5,000円、共同事業交付金を756万9,000円、繰入金を281万4,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を4,762万1,000円、共同事業拠出金を333万2,000円、予備費を2,939万6,000円増額するものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） ご説明を申し上げます。

今回の補正は、国保税の滞納繰越分の収入見込み、並びに国等への変更申請に伴う予算措置でございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きいただきます。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税3,700万円を増額し、1億1,523万3,000円とするものでございます。内訳につきましては、医療給付費分滞納繰越分として2,700万円、介護納付金分滞納繰越分400万円、後期高齢者支援分滞納繰越分600万円の増額でございます。

次に、款3 国庫支出金、目1 療養給付費等負担金3,024万2,000円を増額するものでございます。これは変更申請による増額分でございます。

次に、款7 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金756万9,000円の増。これは国保連合会に対する変更申請確定によるも

のでございます。

8 ページ、お開きいただきます。款 9 繰入金、目 1 一般会計繰入金 281 万 4,000 円を増額するものでございます。これは出産件数の増加に伴い出産育児一時金を繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。9 ページをご覧ください。

款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費 4,341 万 5,000 円を増額でございます。これは給付見込みによるものでございます。

10 ページをご覧ください。目 1 出産育児一時金 420 万円の増、これは出産件数が増加に伴いまして、10 件分を今回増としております。

次に、款 7 共同事業拠出金、高額医療費拠出金 333 万 2,000 円の増、これは変更申請によるものでございます。

次に、予備費として 2,939 万 6,000 円を計上するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 30、議案第 31 号 平成 24 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 31 号 平成 24 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

本案は、外来収入等の診療収入の見込み額により歳入歳出予算を補正するものであります。

歳入の主なものは、社会保険診療報酬収入 300 万円の減、診断書等文書料 280 万円の増等であります。

歳出の主なものは、医療用消耗器材費 120 万円の減、医薬品衛生材料費 120 万円の増等であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 31、議案第 32 号 平成 24 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 32 号 平成 24 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ 1,320 万円を減額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金 1,320 万円の減、歳出では、下水道施設調査業務委託料 800 万円の減、下水道災害復旧費委託料 180 万円の

減などであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第32、議案第33号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第33号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、保険給付費の所要見込額の増により、歳入歳出それぞれ1億464万円を増額するものであります。

歳入の主なものは、調整交付金5,707万2,000円、支払基金交付金4,823万7,000円の増等であります。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費4,581万1,000円、介護予防サービス給付費1,559万7,000円の増等であります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは今回の補正についてご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきます。款3国庫支出金、目1介護給付費負担金1,593万9,000円の減、これは変更申請に伴い減額するものでございます。

次に、目3災害臨時特例補助金3,672万3,000円、目5調整交付金5,707万2,000円を増額するものでございます。これも変更申請による増額でございます。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金4,823万7,000円の増、これも変更申請によるものでございます。

款5県支出金、目1介護給付費負担金2,119万円を減額するものでございます。これも変更申請に伴う減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。

款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費4,581万1,000円、地域密着型介護給付費1,623万4,000円、施設介護サービス給付費1,000万円を増額するものでございます。これは給付見込みによるものでございます。

8ページをお開きいただきます。目1居宅介護サービス計画給付費1,276万1,000円の増、目1介護予防サービス給付費1,559万7,000円の増、これも見込みにより増額するものでございます。

9ページをご覧くださいと思います。目5介護予防サービス

計画給付費189万5,000円を見込みにより増額するものでございます。

次に、高額介護サービス費120万円の減、これは利用者負担分がないため減額するものでございます。

10ページをお開きいただきます。目1 特定入所者介護サービス費149万4,000円は、給付費の見込額算定により増額するものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第33、議案第34号 平成24年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第34号 平成24年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益で4,950万円の減額、水道事業費用で83万8,000円の増額補正をするものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明申し上げます。補正予算の8ページ、一番後ろになります。お開き願います。

収益的収入の収入でございます。1 款水道事業収益、2 項営業外収益、4 目補助金で4,980万円の減額、これは事業実績によりまして他会計補助金2,713万円、国県補助金2,267万円を減額するものでございます。

次に、その下の収益的支出でございます。1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、修繕費の200万円。目2 配水及び給水費で修繕費の2,300万円の減額、こちらにつきましても事業の実績によるものでございます。

続いて、3 項特別損失、2 目過去度損益修正損2,583万8,000円の増額、こちらは平成24年9月定例議会により議決いただきました平成23年3月分の水道料金の減免によるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ここで2時45分まで休憩をいたします。

（午後 2時28分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時45分）

○議長（吉田数博君） 日程第34、議案第35号 平成25年度浪江町一般会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第35号 平成25年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度一般会計予算の総額を76億2,200万円と定めるものであります。この予算額は前年度に対して12億5,900万円、19.8%の増額となっております。

歳入の主なものは、町税が、減免条例に基づき72.4%減の2億3,167万5,000円。地方交付税が減免による町税の減収補てんや震災復興関連事業の費用の一部等として交付される震災復興交付金交付税の増により17.1%増の37億5,068万4,000円。国庫支出金が、東日本大震災復興交付金や区域編成の準備事業等に交付される原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金等により167.7%増の10億606万1,000円。町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債が4.0%増の3億6,500万円となっております。

歳出予算の編成につきましては、今年度策定されました浪江町復興計画の3つの基本方針である「すべての町民の暮らしの再建」「ふるさとなみえ再生」「被災経験を次世代や日本に生かす」に掲げられた重点取組事項と連動した予算編成といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費が復興支援員報酬の増等により1.2%増の33億2,891万円。投資的経費が道路災害復旧事業のための調査測量設計委託料や、仮庁舎倉庫建設工事の増により66.0%増の1億1,435万9,000円。その他の経費につきましては、復興交付金基金積立金の増や、浪江町防犯業務委託料・防災集団移転促進事業計画業務委託料、特別会計繰出金の増等により、39.1%増の41億7,873万1,000円となっております。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは、平成25年度一般会計特別会計歳入歳出資料によりご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算であります。一般会計が平成25年度当初予算が76億2,200万円、増減額で12億5,900万円の増であります。伸び率19.8%の増であります。また、特別会計を含めました合計額では151億7,131万2,000円、増減額で25億528万6,000円の増となっております。伸び率が19.8%でございます。

それでは、平成25年度一般会計当初予算歳入の構成について申し

上げます。主なもののみをご説明したいと思います。

まず、町税であります。平成25年度予算額が2億3,167万5,000円であります。増減額で6億887万5,000円、伸び率で72.4%の減額であります。これは個人町民税で5億2,602万2,000円の減、固定資産税で1億1,118万2,000円の減等によるものであります。税の減免等による減でございます。全体に占める構成比が3%ということで、非常に低い構成比となっております。

次に、中ほどにまいりまして地方交付税であります。平成25年度予算額が37億5,068万4,000円、増減額で5億4,668万4,000円。伸び率で17.1%の増でございます。これは震災復興特別交付税の増によるものでございます。

次に、国庫支出金であります。平成25年度予算額が10億606万1,000円でございます。増減額で6億3,026万1,000円、伸び率で167.7%の増であります。これは東日本大震災復興交付金、また原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金、また福島避難解除等区域生活環境整備委託料の増によるものでございます。

次に、県支出金が9億9,494万5,000円あります。増減額で9,530万9,000円、伸び率で10.6%の増でございます。これは福島県応急仮設住宅維持管理事業補助金、あるいは参議院議員の選挙費の増によるものでございます。

次に、繰入金で6億5,108万4,000円。増減額で5億8,834万3,000円、伸び率で937.7%の増でございます。これは財政調整基金からの繰入金、また浪江町復旧復興基金からの繰入金、東日本大震災復興交付金基金からの繰入金の増によるものでございます。

町債については3億6,500万円ということで、これは臨時財政対策債の発行によるものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。上段でございますが、自主財源、依存財源に区分した表でございます。自主財源の平成25年度予算額が11億6,244万円でございます。増減額で1,512万3,000円の減、伸び率で1.3%の減でございます。構成比が15.2%でございます。主なものは町税でございます。増減額で6億887万5,000円が減額になっております。一方、繰入金で5億8,834万3,000円ということで、町税の減を基金からの繰り入れ等で補った格好になってございます。

一方、依存財源であります。依存財源の小計が64億5,956万円、増減額で12億7,412万3,000円、構成比で84.8%でございます。主なものは地方交付税で37億5,068万4,000円。復興特別交付税の増等によるものでございます。また、国庫支出金で10億606万1,000円、県

支出金で9億9,494万5,000円でございます。非常に依存財源に頼った財源構成となっているということでもあります。

次に、一般財源特定財源でございますが、一般財源の小計が50億8,144万8,000円。増減額で2億416万8,000円。伸び率で4.2%の増でございます。大きなものが町税で2億3,167万5,000円、地方消費税交付金で1億8,200万円、地方交付税で37億5,068万4,000円ということでございます。この表におきましては、町税の減が地方交付税、復興特別交付税の交付によることで置き換えになっているということでございます。

次、特定財源の小計が25億4,055万2,000円でございます。増減額で10億5,483万2,000円、伸び率で71.0%の増でございます。主なものが国庫支出金で8億9,719万円、県支出金で9億9,493万5,000円、繰入金で5億8万2,000円となっております。右側が、財源構成等の表となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。これは、平成25年度当初予算の目的別歳出の構成でございます。これにつきましても主なもののみ説明いたします。

まず総務費であります。平成25年度当初予算額が10億1,754万6,000円、増減額で2億9,291万6,000円、伸び率が40.4%でございます。これにつきましては、東日本大震災復興交付金基金積立金の積み立ての増、あるいは参議院議員通常選挙費の執行による増でございます。

次に、民生費が39億9,962万2,000円、増減額で7億6,636万7,000円、伸び率で23.7%の増でございます。これは浪江町防犯業務委託料あるいは防災集団移転促進事業計画業務委託料、また町づくり計画策定業務委託料の増によるものでございます。

次に、土木費であります。平成25年度予算が4億6,497万2,000円、増減額が1億1,025万1,000円、伸び率が31.1%の増であります。これは公共下水道事業特別会計等への繰出金の増によるものでございます。

次に、公債費は6億5,200万円で増減額で1,987万9,000円の減、伸び率で3.0%の減となっております。

次に、性質別の構成の状況であります。義務的経費であります、小計が33億2,891万円。増減額が3,849万円、1.2%の伸びであります。この中で人件費で4,530万6,000円の増となっております。これは、復興支援員の報酬等の増によるものでございます。

次に、投資的経費では平成25年度の予算額が1億1,435万9,000円、増減額4,545万4,000円。伸び率が66.0%の伸び率であります。その

他の経費であります。小計で41億7,873万1,000円、増減額で11億7,505万6,000円の増となっております。伸び率で39.1%の増であります。

大きな伸び率を示しているものが物件費であります。7億9,822万9,000円の伸びであります。これは防犯業務委託料、また防災集団移転促進事業計画業務委託料、あるいは仮設トイレリース料等の伸びによるものでございます。

また、積立金で2億281万3,000円の増であります。これは東日本大震災復興交付金基金積立金の増によるものであります。

また、繰出金で1億9,150万8,000円の増となっております。これは、公共下水道事業等特別会計への繰出金の増によるものでございます。

歳出の目的別状況につきましてのグラフにつきましても5ページに掲げたとおりでございます。

次に、6ページにまいりまして、平成25年度一般会計当初予算の主要事業でございます。まずすべての町民の暮らしの再建ということであります。

①町民健康管理プロジェクトの中の事業としまして、健康管理事業で3,980万1,000円を計上しております。ホールボディカウンターやバッジ式線量計の配布ということでございます。また健診等保健事業で7,169万9,000円の計上をしておるところであります。

また、②生活再建促進プロジェクトということで、原子力賠償支援事業ということで1,009万3,000円の予算を計上しております。原子力損害賠償紛争解決センターへ精神的苦痛に対する賠償金の増額を求める集団申立ての実施等の事業概要でございます。

また、復興支援導入事業ということで7,520万8,000円、県外5カ所に配置をしたいということでの計上でございます。緊急雇用促進事業ということで8,716万4,000円を計上しています。

次、7ページ、③町外コミュニティ整備促進プロジェクトということで町外コミュニティ意向調査事業ということで267万3,000円の予算計上でございます。

次に、ふるさと浪江の再生ということであります。①除染推進プロジェクトということで、除染同意取付事業で146万4,000円ということで、除染仮置き場設置のための同意取付けの事務等を予定しております。

②生活環境再生プロジェクトということで、防犯対策事業ということで1億7,756万4,000円の補正計上であります。町内の出入りの管理あるいは車両巡回等の実施ということで、町民の安全安心の確

保をするという事業目的でございます。

また、仮設トイレ設置事業ということで4,245万2,000円の計上があります。町内60基の仮設トイレの設置ということで予定をしています。

次に、8ページになります。上から2番目の都市防災総合推進事業ということで、まちづくり計画策定委託ということで4,000万5,000円を計上しております。

また、集団墓地・霊園整備事業基本設計業務等委託事業で1,158万3,000円ということで、共同墓地について移転計画を検討し、基本計画を実施するというところでございます。

また、③産業再生プロジェクトということで、水産業共同利用施設概略設計業務委託、また水産業共同利用施設コーディネート業務委託ということで、共に3,000万円ずつの予算計上をしたところでございます。

次に、被災経験を次世代や日本に生かすということであります。

①子どもたちをつなぐ絆プロジェクトということで、仮設学校運営事業、1億6,226万6,000円ということで浪江小、浪江中の運営費でございます。また、スクールバス購入ということで、これは2台を見込んでおりますが、1,120万円を計上したところであります。

また②復興プログラム構築プロジェクトということで、浪江町復興計画策定事業ということで3,390万6,000円を計上しております。

9ページであります。金額は小さいですが、震災記録誌の発刊ということで200万円を計上したところでございます。

その他の主要事業ということで、災害障害見舞金で2,500万円、災害弔慰金で5億円を計上したところであります。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計における町債及び債務負担行為の状況であります。平成23年度末の地方債の現在高が58億641万5,000円であります。平成24年度末現在見込額が56億276万5,000円となっております。これに平成24年度の起債見込、平成25年度の償還見込額を増減します平成25年度末現在高見込額では54億382万5,000円となっております。確実に減額をしているということでございます。

債務負担行為の状況であります。債務負担行為の限度額が83億1,983万3,000円でございます。平成25年度中の支払予定額が1億7,963万円、平成26年度以降支払予定額が3億4,239万4,000円であります。

国営請戸川土地改良事業、いわゆる大柿ダムの負担金、これが平成25年度で終了となります。平成26年度以降の支出予定額につま

しては、大部分が県営請戸川土地改良事業に対する債務負担行為になります。

平成25年度の一般会計予算につきましては、以上でございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第35、議案第36号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を255万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金の254万円で、歳出の主なものは助成費の250万円であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第36、議案第37号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第37号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を42億1,630万4,000円と定めるものであります。この予算額は、前年度に対し5億3,684万4,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が99.6%減の330万円、国庫支出金が60%増の26億1,441万9,000円、療養給付費等交付金が47.3%増の2億420万9,000円、前期高齢者交付金が10.2%減の3億7,335万9,000円、県支出金が15.2%増の2億2,262万4,000円、共同事業交付金が58.3%増の5億5,550万5,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費が12.5%増の31億4,424万円、後期高齢者支援金が17.7%増の4億1,734万2,000円、介護納付金が37.0%増の2億3,107万円、共同事業拠出金が21.2%増の3億2,301万1,000円であります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは予算資料10ページをお開きいただきます。予算資料でご説明を申し上げます。

それでは歳入についてご説明を申し上げます。

はじめに、国民健康保険税、平成25年度330万円、平成24年度と

比較いたしますと、7億3,495万円の減でございます。これにつきましては、平成24年度は現年度分、過年度分を計上いたしました。平成25年度につきましては、当初より保険税の減免を考慮しながら、現年課税分については計上しておりません。したがって、平成25年度330万円につきましては、過年度滞納繰越分を計上したものでございます。

次に、国庫支出金、平成25年度が26億1,441万9,000円、平成24年度と比較しますと、9億8,039万3,000円の増でございます。これは税等の補填分を当初より見込んで計上したものでございます。

次に、療養給付費等交付金、平成25年度が2億420万9,000円、平成24年度と比較しますと6,561万2,000円の増となっております。これは支払基金からの交付金でございます。

次に、前期高齢者交付金3億7,335万9,000円、平成24年度と比較しますと、4,256万7,000円の減額となっております。これも支払基金からの交付金でございます。

次に、県支出金2億2,262万4,000円、平成24年度と比較しますと2,943万6,000円の増、次に共同事業交付金5億5,550万5,000円、平成25年度と比較では2億467万2,000円の増、これは高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業費として国保連合会からの交付金であります。

次に、繰入金2億3,265万2,000円、平成24年度との比較では3,424万8,000円の増、これは一般会計からの繰り入れであります。

次に、繰越金1,000万1,000円、平成24年度と同額でございます、これは歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

はじめに総務費でございますが、平成25年度が6,188万5,000円、前年度と比較しますと606万円の増でございます。

次に、保険給付費31億4,424万円、前年度と比較しますと3億4,923万3,000円の増。これは医療費の増加、国保加入者の増加に伴う予算増でございます。

次に、後期高齢者支援金4億1,734万2,000円、平成24年度との比較では6,287万7,000円の増額でございます。

続きまして、介護納付金2億3,107万円、平成24年度と比較いたしますと6,241万3,000円の増。

次に、共同事業拠出金3億2,301万1,000円。平成24年度との比較では5,639万2,000円の増、これは国保連合会の拠出金でございます。

次に、保険事業費1,715万8,000円、平成24年度の比較では40万8,000円の増、これは検診事業等でございます。

諸支出金830万3,000円、平成24年度と比較しますと582万6,000円の減額でございます。

次に、予備費に平成24年度より536万4,000円増額し1,247万9,000円を計上したものでございます。

合計は、歳入歳出とも、平成24年度と比較しますと5億3,684万4,000円増の42億1,630万4,000円の予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第37、議案第38号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を1億8,693万3,000円と定めるものであります。この予算額は、前年度に対し362万6,000円、2%の増額となっております。

歳入の主なものは、診療報酬1億423万5,000円、7.4%の増、繰入金7,686万4,000円、1.9%の減、繰越金500万円、16.7%の減であります。

歳出の主なものは、総務費1億897万2,000円、5.3%の増、医業費7,646万1,000円、2.8%の減額であります。

詳細については、事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津島診療所事務長。

○津島診療所事務長（紺野則夫君） 予算資料の10ページでご説明を申し上げます。

事業の概要を申し上げますと、避難町民の健康を守るため、医科を主とした町直営の診療事業でございます。

それでは歳入についてご説明を申し上げます。はじめに診療収入でございますが、平成25年度1億423万5,000円、平成24年度と比較しますと760万8,000円の増額でございます。内訳につきましては、国保診療報酬、社会診療報酬、後期高齢者医療報酬収入が主なものでございます。

次に、繰入金でございますが、平成25年度7,686万4,000円、平成24年度と比較しますと149万2,000円の減額でございます。内訳につきましては、一般会計から運営費としての繰入金でございます。

次に、繰越金、平成25年度が500万円、平成24年度と比較しますと100万円の減でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。総務費、平成25年度1億897万2,000円、前年度と比較しますと555万7,000円の増、内訳の主なものは人件費等でございます。

次に医業費、平成25年度7,646万1,000円、前年度と比較しますと231万1,000円の減、その主なものにつきましては、医薬品等の購入費でございます。

次に、予備費に前年度より20万円を増額しまして150万円を計上しております。合計は、歳入歳出とも平成24年度比較しますと362万6,000円増の1億8,693万3,000円の予算でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第38、議案第39号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を4億3,869万1,000円とするものです。対前年比29.7%の増となっております。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金の4億3,768万7,000円で29.8%の増であります。

歳出では、公共下水道事業費で1億1,816万円となり、671.2%の増、公債費で3億1,953万1,000円となり、0.9%の減となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明を申し上げます。

予算資料11ページをお開き願います。公共下水道事業の歳入でございます。繰入金4億3,768万7,000円で、前年比1億45万9,000円の増でございます。繰越金については、平成24年度剰余金100万円を予定してございます。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費1億1,816万円、前年比1億283万9,000円の増で、主に震災に伴う災害復旧費で、浪江浄化センター及び管渠の被害2次調査及び浄化センター自家発電機等の復旧工事並びにマンホールポンプ場の災害復旧工事でございます。

次に、公債費3億1,953万1,000円で通常償還でございます。

予備費については100万円増50万円の増となっております。

以上、歳入歳出それぞれ合計が4億3,869万1,000円となり、対前年比18.7%の増となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第39、議案第40号 平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第40号 平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を603万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものは繰越金であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第40、議案第41号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第41号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を3,336万8,000円とするものであります。対前年比18.7%の増となっております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の3,286万5,000円で19.1%の増であります。

歳出では、農業集落排水事業費で947万5,000円となり124.7%の増となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご説明を申し上げます。予算資料11ページでございます。

農業集落排水事業歳入でございますが、繰入金は3,286万5,000円で、前年比525万9,000円の増でございます。

繰越金については平成24年度の剰余金50万円を予定しております。

次に、歳出でございます。農業集落排水事業費947万5,000円で、525万9,000円の増となっております。主に震災に伴う災害復旧費で管渠の被害2次調査でございます。

次に、公債費2,339万3,000円で、前年と同額で通常償還分でございます。

予備費については、50万円と前年と同額となっております。

以上、歳入歳出それぞれ合計が3,336万8,000円となり、18.7%増

となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第41、議案第42号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町介護保険事業特別会計予算の総額を25億9,628万円と定めるものであります。この予算額は、前年度に対して6億188万円、30.2%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金が98.6%増の12億1,193万8,000円、支払基金交付金が15.4%増の6億6,420万8,000円、県支出金が17.6%増の3億4,912万8,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費が19.4%増の22億8,425万7,000円、諸支出金が2億2,598万8,000円などであります。

また、介護保険料につきましては今年度も減免となるため、当初予算には見込んでおりません。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 12ページをお開きいただきます。資料に従ってご説明を申し上げます。

歳入についてははじめにご説明をいたします。国庫支出金、平成25年度12億1,193万8,000円、平成24年度と比較しますと6億168万5,000円の増額でございます。これは保険料等の補填分を当初より見込んで計上したものでございます。

次に、支払基金交付金、平成25年度6億6,420万8,000円、平成24年度と比較しますと8,863万円の増額となっております。

次に、県支出金3億4,912万8,000円、前年度と比較しますと5,215万3,000円の増。

次に、繰入金3億5,137万6,000円、平成24年度との比較では5,369万3,000円の増、これは一般会計からの繰り入れでございます。

次に、繰越金726万9,000円、平成24年度と比較しますと400万円の増額でございます。

次に、諸収入1,236万円、平成24年度との比較では247万2,000円の増額でございます。

次に、保険料、平成25年度0円となっております、平成24年度と比較いたしますと2億72万3,000円の減でございます。平成24年

度につきましては、予算計上いたしました、平成25年度は当初より減免を考慮いたしまして、予算計上はしてございません。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。総務費5,995万2,000円、前年度と比較しますと316万円の増でございます。

次に、保険給付費、平成25年度が22億8,425万7,000円、前年度との比較をしますと3億7,177万8,000円の増、

次に、地域支援事業費2,090万6,000円、平成24年度との比較では95万2,000円の減額でございます。

次に、諸支出金2億2,598万8,000円、前年度との比較では、2億2,558万7,000円の増額でございます。これは利用者負担分が主なものでございます。

次に、予備費に平成24年度より237万3,000円を増額といたしまして、517万5,000円を計上してございます。合計は、歳入歳出を平成24年度と比較しますと、6億188万円増の25億9,628万円の予算でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第42、議案第43号 平成25年度浪江町財産区管理事業特別会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第43号 平成25年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度予算浪江町財産区管理事業特別会計の総額を543万円に定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金542万8,000円であります。

歳出の主なものは、苅野財産区、津島財産区それぞれの報酬が7万9,000円ずつであります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第43、議案第44号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第44号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を6,371万4,000円と定めるものであります。この予算額は、前年度に対し287万1,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、繰入金が3.9%減の6,344万9,000円などあります。

なお、後期高齢者医療保険料は免除期間の延長につき、当初予算

には見込んでおりません。

歳出の主なものは、総務管理費が69.6%減の415万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が13.3%増の5,929万5,000円であります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 12ページでもってご説明を申し上げます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。はじめに、繰入金6,344万9,000円、平成24年度と比較いたしますと258万2,000円の減額です。これにつきましては、一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。総務費でございますが415万7,000円、前年度と比較いたしますと952万6,000円の減額でございます。

次に、広域連合納付金、平成25年度5,929万5,000円、前年度と比較いたしますと694万4,000円の増でございます。

合計、歳入歳出とも平成24年度で比較しますと287万1,000円減の6,371万4,000円の予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第44、議案第45号 平成25年度浪江町水道事業会計予算、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 平成25年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、災害復旧業務を主軸とした上水道事業の経営にかかるものです。

収益的収支で、収入が2,201万1,000円、支出が2億831万6,000円となります。また、資本的収支では、支出のみで9,880万円となります。

詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） 水道事業会計予算について、ご説明を申し上げます。予算資料でご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出であります。収入の営業外収益で2,200万1,000円、対前年比57.7%の減であります。これは水道復旧補助金と、それに伴う他会計補助金でございます。

次に 2 ページに移ります。支出の営業費用でありますが、原水及び浄水費が1,639万5,000円で76.1%の増であります。主に各水道施設、維持修繕費及び動力費でございます。

次に、配水費及び給水費が4,038万4,000円で15.9%の増であります。主に旧配水施設維持修繕費でございます。次に、総係費1,189万1,000円で5.9%の増でございます。減価償却費9,250万円で4.1%の減となっております。

次に、営業外費用では支払利息が4,044万6,000円で7.8%の減になります。したがって、収益的支出合計は 2 億831万6,000円となり、対前年比 5 %の増であります。

次に、3 ページをお開き願います。資本的収入及び支出であります。本年度においても資本的収入はございません。

次に、4 ページに移りまして、支出の配水設備改良費で1,210万円となります。これは取水場に計器類の設備を取り付ける工事でございます。

次に、企業債償還金で8,670万円、4.9%の増となります。

次に、予算書のほうをお開き願いたいと思います。水道事業会計予算書の 4 ページになります。資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,880万円は、減債積立金8,670万円、建設改良積立金1,210万円で補填するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第45、同意第 1 号 固定資産評価員の選任について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第 1 号 固定資産評価員の選任についてご説明いたします。

本案は、現固定資産評価員の根岸弘正氏より辞職願が提出されていることから、後任の固定資産評価員を選任するにあたり、地方税法第404条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める檜野照行氏の略歴については、資料に記載のとおりですが、永年、福島県職員としてご活躍され、その後、民間企業の経験も積まれていることから、固定資産の評価に関し、豊かな識見を有している方であります。

固定資産評価員として適任であると考えておりますので、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第46、同意第 2 号 津島財産区管理委員会委員

の選任について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第2号 津島財産区管理委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、津島財産区管理委員会委員であった紺野壽幸氏が逝去されたことにより、委員に欠員が生じたことから、津島財産区管理条例第2項の規定に基づき、後任の津島財産区管理委員会委員の選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。委員の任期は前任者の残任期間の平成25年6月28日までとなっております。

今回、同意を求める嶋原眞三氏は南津島上区より推薦のあった方であります。

よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。質疑については15日、18日、19日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が7日、8日、12日、午前9時30分から中会議室2で、産業・建設常任委員会が7日、8日、12日、午前9時30分から小会議室A、Bで、文教・厚生常任委員会が7日、8日、12日、午前9時30分から中会議室3で開催いたしますので、各関係課長等につきましても委員会への出席要求があった場合にはよろしくお願いいたします。

また、全員協議会を14日、午前9時30分から大会議室において開催をいたしますので、ご参集をお願い申し上げます。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

15日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

（午後 3時37分）

平成 2 5 年 3 月 7 日 (木曜日)	委員会
平成 2 5 年 3 月 8 日 (金曜日)	委員会
平成 2 5 年 3 月 9 日 (土曜日)	休 日
平成 2 5 年 3 月 1 0 日 (日曜日)	休 日
平成 2 5 年 3 月 1 1 日 (月曜日)	休 会
平成 2 5 年 3 月 1 2 日 (火曜日)	委員会
平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (水曜日)	休 会
平成 2 5 年 3 月 1 4 日 (木曜日)	全員協議会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 5 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

平成 2 5 年 3 月 1 5 日（金曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 浪江町復興再生事務所設置条例の制定について |
| | 議案第 4 号 | 浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例の制定について |
| | 議案第 5 号 | 東日本大震災等による被災者に対する平成 2 5 年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| | 議案第 6 号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の制定について |
| | 議案第 7 号 | 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| | 議案第 8 号 | 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| | 議案第 9 号 | 浪江町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について |
| | 議案第 1 0 号 | 浪江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| | 議案第 1 1 号 | 浪江町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| | 議案第 1 2 号 | 浪江町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| | 議案第 1 3 号 | 浪江町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について |
| | 議案第 1 4 号 | 浪江町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について |
| | 議案第 1 5 号 | 浪江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の |

	制定について
議案第 1 6 号	浪江町公共下水道施設の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定について
議案第 1 7 号	浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
議案第 1 8 号	浪江町課設置条例の一部改正について
議案第 1 9 号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第 2 0 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 2 1 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第 2 2 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第 2 3 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
議案第 2 4 号	浪江町土地改良施設管理条例の一部改正について
議案第 2 5 号	浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 2 6 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
議案第 2 7 号	浪江町図書館条例の一部改正について
議案第 2 8 号	浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第 2 9 号	平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 3 0 号	平成 2 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 1 号	平成 2 4 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 2 号	平成 2 4 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 3 号	平成 2 4 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 4 号	平成 2 4 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 5 号	平成 2 5 年度浪江町一般会計予算
議案第 3 6 号	平成 2 5 年度浪江町文化及びスポーツ振興

	育成事業特別会計予算
議案第 3 7 号	平成 2 5 年度浪江町国民健康保険事業特別 会計予算
議案第 3 8 号	平成 2 5 年度浪江町国民健康保険直営診療 施設事業特別会計予算
議案第 3 9 号	平成 2 5 年度浪江町公共下水道事業特別会 計予算
議案第 4 0 号	平成 2 5 年度浪江町工業団地造成事業特別 会計予算
議案第 4 1 号	平成 2 5 年度浪江町農業集落排水事業特別 会計予算
議案第 4 2 号	平成 2 5 年度浪江町介護保険事業特別会計 予算
議案第 4 3 号	平成 2 5 年度浪江町財産区管理特別会計予 算
議案第 4 4 号	平成 2 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会 計予算
議案第 4 5 号	平成 2 5 年度浪江町水道事業会計予算
同意第 1 号	固定資産評価員の選任について
同意第 2 号	津島財産区管理会委員について

出席議員（１９名）

１番	愛 澤 格 君	２番	山 崎 博 文 君
３番	山 本 幸一郎 君	４番	吉 田 数 博 君
５番	若 月 芳 則 君	６番	横 山 精 一 君
８番	泉 田 重 章 君	９番	橋 爪 光 雄 君
１０番	田 尻 良 作 君	１１番	渡 部 貞 信 君
１２番	鈴 木 辰 行 君	１３番	佐 藤 文 子 君
１４番	紺 野 榮 重 君	１５番	佐々木 恵 寿 君
１６番	小 黒 敬 三 君	１７番	勝 山 一 美 君
１８番	三 瓶 宝 次 君	１９番	佐々木 英 夫 君
２０番	馬 場 績 君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	檜 野 照 行 君
副 町 長	渡 邊 文 星 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
代表監査委員	山 内 清 隆 君	総 務 課 長	根 岸 弘 正 君
復興推進課長	谷 田 謙 一 君	町民税務課長	大 浦 泰 夫 君
災害対策課長	岩 野 寿 長 君	産業・賠償対策課長	高 倉 敏 勝 君
復旧事業課長	鈴 木 敏 雄 君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺 野 則 夫 君
福祉こども課長	星 光 美 君	生活支援課長	中 田 喜 久 君
会計管理者兼出納室長	島 田 龍 郎 君	教育委員会教育次長	屋 中 茂 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 口 勝 美	次 長	岩 野 善 一
書 記	中 野 夕華子		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時05分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第3号 浪江町復興再生事務所設置条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 18号の問題もありますので、ここでは簡単に確認をさせていただきます。これまでの説明で、浪江町復興再生事務所は支所機能を持たせるということでした。予算執行の権限などどこまで与えられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 決裁関係でありますけれども、予算の決裁につきましては、ある程度専決ということで対応しております。当然ながら、これが今後どこまでということでもありますけれども、再生事務所長のほうにある程度の権限を持たせたいということで考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 専決の権限を与えると、専決の権限を持つということが一つ。あと、これも実際展開してみないと予想がつかないことでもありますけれども、今、開会冒頭、渡邊副町長から突然の報告がありましたけれども、現地においてはそういうこともあり得るだろうし、それ以外何が起こるかわからないと。何を確認したいかというと、現地で現金を必要とする場合もあるだろうと。そういう場合、支所機能を持たせるということだから、現金保管もすると私は判断するわけですが、支所の専決権と合わせて、現金管理についてどういう管理をしていくお考えなのか確認しておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○**総務課長（根岸弘正君）** 現金管理ということでありましてけれども、これは現在もそうでありますけれども、現金で支払うということはほとんど浪江町で今やっておりません。ある程度伝票での支払いということになります。現金で支払う場合については資金前渡を受けてその中で支出をするということで、あらかじめ現金を持っているということについては、ほとんどないということでありまして。

したがいまして、現金管理につきましては伝票管理ということとで執行していきたいと考えております。

○**議長（吉田数博君）** 20番。

○**20番（馬場 績君）** 原則として現金管理はしない、させないということだけれども、それはあり得るだろうということだけ指摘をしておきます。

その上でなんですけれども、再生事務所設置条例が提案されているわけなんですけれども、支所機能を持たせるということですから、設置条例に伴う具体的な権限も含めた再生事務所の機能について、規定をした条例が必要ではないかと思えます。例えば津島支所設置条例のようなものを想定できるわけなんですけれども、そのことについてはどういうふうに検討されていますか。

○**議長（吉田数博君）** 答弁者、総務課長。

○**総務課長（根岸弘正君）** 支所機能を持たせるということで、浪江町復興再生事務所設置条例というものがその条例に当たるということでありまして。いわゆる地方自治法の155条第1項の規定によるというものが、支庁・地方事務所・支所等の設置を定めた条例条項でございます。

○**議長（吉田数博君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（吉田数博君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（吉田数博君）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第3号 浪江町復興再生事務所設置条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**議長（吉田数博君）** 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第4号 浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 本条例を作るについては、多分いろいろな関係機関と協力しながら今日までやってこられて、ようやくこの条例になったと思います。また、私は評価はいたしますが、2、3、疑問がありますのでお尋ねいたします。

この条例に支援する損害賠償請求に係る支援に関する条例ということでありまして、賠償請求のものについて、条例で制定することによって、町が条例に縛られるということが今後起きてくるかもしれません。その辺のことについてどのようにお考えになっているか。

あと、説明については、取りあえず精神的な賠償の増額を求めていくんだというようなことだったと思うんですが、時期的なものはいつ頃、第1回のアクションを起こすのか。スケジュール等々。紛争審査会、俗に言う解決センターですか。解決センターのほうに取りまとめて町が行うと理解しておりますが、ただ、条例を見ると、その他いろいろな面にわたって身体的、精神、財産、就労、営業等に関わる云々ということが入っておりますから、多岐にわたっているものですから、この辺の時期についてどうなのか。あとどの程度まで明記されているものすべてに今後関与、あるいは取りまとめていくのか。町の縛りというのは、ある程度町が発信して、精神的慰謝料の増額を求めますよとか、町が発信する場合はいいんですが、条例となれば、町民に末永く平穏な生活を営むことまで条例で援助するんだということになれば、町民からの要望が多々あると思うんです。多分いろんな状況がございますから、賠償についてはそれぞれの個人の考えで10人集まれば何種類か分かれる。要するに、町民から言われたものについては、どうまとめていくか。私は非常にちょっと懸念、要するに町が逆に苦しい立場に陥ることが有りはしないかということを懸念して質問しております。

どうか町の縛りに関することと、これの時期、いつ頃町民の皆さんを取りまとめて増額交渉に入っていくのか。あと内容はどの辺までを条例を作るわけですから考えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今回の条例でありますけれども、理念の条

例ということだと思います。こういう賠償請求に係ることに継続性を持たせると強い意思を発信するということでの条例であります。

また、ここにはやはり縛りというものが、ここで意志を明確にしておりますので、縛りというものは出てくると思います。ただ、ここにはそれぞれの予算であるとか、そういうもので対応していくことになろうかと思えます。その都度議会との議論を得て、どこまでの支援をできるかということが政策的に出てくるのではないかということがあろうかと考えております。

また、時期につきましては、産業・賠償対策課長よりご答弁申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 予定でございますが、現在まで6回ほど弁護士、それから大学の先生方とのお話を進めてまいりまして、仮設それから借り上げ住宅等、いろんな今までの経過等の聞き取り調査も行っております。今月、再度取りまとめの打ち合わせをする予定になっております。それらをもとに申し立ての内容の整理をさせていただくということになりますので、今ここで、いついつまとめて申請をするという時期については明確にお答えできない状態でございます。できるだけ早いうちにまとめて申し立ての形に持っていきたいということで、これには町民の方の当然意向調査といいますか同意も必要になってきますので、その辺どういことを町民の方に書いて委任をいただけるとかということも必要になってまいりますので、今ここでいついつという時期は、申し訳ございません、申し上げられませんので、ただ、急いで新年度に入って、また至急取りまとめをして早いうちにしたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 答弁漏れあったんですが、中身の問題です。今精神的損害については報告あったと思うんですが、今、我々財物とか償却資産等の近々に上げなくてはならない部分があるんで、そういったことまで含めてあるいは営業損害とか、そういったものを含めて考えておられるのか。それは答弁漏れの部分です。

いいことだと思うんですが、心情的には。理念とお答えしたようですが、確かに理念的には町民に町の方から強い発信で賠償を勝ち取るんだという理念はわかります。非常に結構だと思いますが、条例とすると私は両刃の剣だと思うんです。ですから、つくったことの重みはやはり我々も議決案件ですから、非常に重く感じなくてはならない。そして賠償について、常に町民に寄り添って、できるだけ町民の意向を勝ち取るような形でやるということは、非常に大切な

ことだと思います。やらなければならないと思います。ただし、条文として、条例として、町の法律としてつくった以上は、やはりその重みを感じれば、私はいずれ、今はいいです。いずれ重みに足かせ、町議会が本条例にしばられる時が必ず来る。町民の方がいろいろな要望、要求、すべてある程度条例によって支援をしていかななくてはならないわけですから、頭から云々ということはできなくなってしまいます。今、多分想像しているのは、町が発信をしてそれに町民が乗るという形、それはいいんですよ。スムーズにいきます。しかし、原子力損害賠償請求に関わる支援といいますと、いろんな賠償の請求が町民はそれぞれ10人いれば10人違うと思うんです。それに答えていかななくてはならないという責務が発生します。ですから、その重みをやっぱり十分に理解してやってほしい。これつくってあれやって気持ち、理念、信条には私は賛成です。

それから、時期については、できるだけ早くということなんで、やはり熟慮するということは必要です。これは原子力損害紛争解決センターに転送すると、よその部分の賠償も一切止められるという部分がございます、現況はそれがいいか悪いか、心情的には悪いんですが、現況そうなっています。ですから、仮に一つの問題を提起する。精神的損害、慰謝料を提訴すれば、他のものまでストップされるということがございます。そうすると、我々ある程度賠償で今生活している現況がありますので、その辺の絡みを十分に検討されながら、今後スケジュールを組んでいかれるのか。

それから、どの程度までというのが返答がなかったんですが、私はこの辺も含めて、要するに今言ったのと含めて総合的に判断していかないと、支払う方といただく方の問題がありますから、その辺どうお考えになっているのか。この2点について、まずお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 今回申し立てをするのは、精神的被害ということでの現在の10万円、月なっているものについての申請をする考えでございます。それによってお話がありました他の請求行為がどうなるかということも当然詰めていかななくてはいけない問題だとは考えております。

それから、この申請行為も含めて、今町としては町長を代理人として、精神的被害について詰めておりますが、当然その他のことについても、既にADRに申し立てをしていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃると思いますので、その辺のことについても弁護士の先生方とも詰めながら、調整を図って進めていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 町の縛り云々についての私の懸念というのは十分ご理解いただいたと思います。今後そういう懸念が起きないようにひとつお願いします。

それから、精神的賠償だけなんですね。この条例出るんで、私はまず一番最初にやらなきゃならないのは、まず時効の問題なんです。請求者がこの間、何らかの本会議で1,000人超えるような話をいただいております。時効と所有権移転は、緊急に条例、文書化した形で東京電力あるいは国は、時効はないと口では誰でも何でも言えるんです。ところが、まだ一度も申請していない方の名簿を町に配布するという東電の姿勢が新聞に載っておりました。結局あれが時効をやっぱり念頭においているという裏付けだと思います。

ですから、損害賠償請求にかかわる支援ですから、やはり一番最初時効を迎えようとしている町民の把握とその請求のお手伝いは一番最初やらなくてはならないだろうと思います。その辺、今後どうやっていくのかお答えください。

それから、先ほどもお話ししましたがけれども、一つの問題で紛争解決センターに提訴するのは甚だ両刃の剣ということで、非常に危険ですので、総合的に必ず判断して時期を見誤ると、それによって別なことで被害を受けるという町民が必ず出ますから。2万1千人の人口ですから格差があると思います。

それから、最後になりますが、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、とぎれなく支援をしていくんだということなんですが、そろそろ私どもも、前は生活再建といったことまで賠償ということですが、やはりこれは個人差もあります。生活の再建とか、平穏な暮らしができる人、できない人。そういったものではなくて、廃炉が完了するまでとか、東京電力の原発の事故によって起こったものですから、相手の最終的な収束まで突っ込んだ形できちんとした形でやったほうが私はいいいのではないかと考えます。その辺、抽象的な言葉でいいのかどうか。

あと最後になりますが、裏の2番なんですが、町は原子力損害賠償請求にかかわる支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し及び協力しなければならないと、連携し及び協力しなければならないと、今呼んでいるとなんか合うかな。文章がちょっと連携がおかしいと思ったのですが、この辺。及び協力がよければそれはそれで私の考え。以上、答えられるものに続いて最後に答えていただければよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君）　まず時効の問題ですが、これについては私どもの担当課長会議が先月ございまして、その中でも当然文書等とっておくべきだという意見は出ております。これについては浪江町だけではなくて、全体として何らかの形で残そうということになっておりますので、多分文書になると思うんですが、そういう形の回答はいただくようになると思います。

それから、現在までで3月1日時点でございますが、浪江町で1回も請求を出されていない方というのが現在1,800件ほどございます。ですから、大体町でいいますと約92%は既に申請をなさっているということでございます。その他についても、我々としてはいろんな方法を探って申請ができるようにということで探っておりますが、なかなか個人情報という問題がありまして、情報をいただけない部分もございまして難しい面はございますが、現在もやはりどうしたらわかるかということで、いろいろ関係機関と調整してございますので、できるだけこれがゼロに近づくようにやっていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

16番。

○16番（小黒敬三君）　定義の第2条のところの（1）原子力災害は、「平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震」と書いてあるんです。これでいいのかなのかです。議案を比較するために議長、申し訳ないのですが、議案第5号の2条の（1）は東日本大震災の定義が書いてあります。太平洋沖地震。原子力災害は、東日本大震災に伴う原発事故ということで、各所に文言の整理ができていないところがあるんです。だから太平洋沖地震なのか。ですからこの定義があっちこっちになっているんです。これはどうなのか。多分さらっと見た感じ、他にもいっぱいこういうところが見受けられるんです。そこのところどうなのか質問します。

○議長（吉田数博君）　暫時答弁調整のため休議いたします。

（午前　9時31分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前　9時34分）

○議長（吉田数博君）　答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　第2条の定義を述べているところでありましてけれども、東北地方太平洋沖地震、これは地震名の正式名称が、

この東北地方太平洋沖地震ということになります。定義付けとしまして、原子力災害というものは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害ということでもあります。

4号と5号との差でありますけれども、法令上の引用といいますか用語の定義によりまして、こういう言い回しといいますか、配置になっております。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） それぞれによって、ですから原子力災害の定義が、4号と5号では文言が違う。意味は同じだと思うんですけども、片方は正式な東北地方。東日本大震災は、俗称ということで、こちらのほうでは俗称を使っているのかとなってしまう。話が違ったらそれはそれでいいんですけども。

あともう1点、このところはそれ以上突っ込まないんですけども、あと原子力災害のところに、損害賠償請求するということであれば、人災という文言を入れなくていいのかどうかです。一応人災と認められているわけなんで、こういった強く請求するという意思があるのであれば、このところに原子力事故による人災とか、そういう文言を入れなくていいのか質問します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 議案第4号と5号の関係だと思いますけれども、5号はまだ審議の対象になっていませんけれども、東日本大震災ということで、第1号で用語の定義をしていますので、その定義の仕方の関係でありますので、これはご理解いただきたいと思います。

あと、人災という文言でありますけれども、これ特に人災だということを入れなければならないというものでもないということで特に入れておりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。10番。

○10番（田尻良作君） この町の損害賠償請求に関する条例についてありますが、まず1点は浪江町行政対東京電力という構図になると思うんです。実は私もこの賠償請求については、やりとりをしながらなかなか手こずっている。これは私ばかりではなくて、町民からもいろいろといろいろとそういう声が挙がっています。町としてしっかりした条例設置の中で、賠償請求をするということなんですが、まずひとつ伺いたいのは、この設置条例を浪江町のほうで、行政のほうでこれについて設置条例をするわけですから、一つの法律という形になっていきます。これで、要するに我々町民が賠償につ

いて、大船に乗っていいのかというような感じがするんですが、その点についてどう考えているのかが1点。

2点目なのですが、既にもう浪江町から離れている。新天地を求めて県外に住居を求めて生活をしている。そういう元浪江町民という形になると思うんですが、その人達にもいわゆる浪江町としての行政サービスが対象になってくるのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

あと3点目で、先ほど産業・賠償対策課長の方からあったまだ未請求について1,800という数字があったんですが、これは1,800件ということなのですが、これは個人なのか世帯なのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 大船に乗ったつもりでいいのかということでありまして、いろいろな支援をするということでありまして、例えば弁護士による相談であるとか、情報の提供を積極的に行っていきたいという考えであります。

また、対象者でありますけれども、これは3月11日震災当時に行った町民が対象と考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 1,800人です。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 1,800人。1世帯で1人の人もいるし、その辺はわかりました。

私の質問で、大船に乗ってこれから賠償請求について関わってくるんですが、その点については、あくまでも請求は個人ですわけですから、請求についてもつれてなかなか納得する金額にならないという形になれば、ステップを踏んでいってADRまたはさらに裁判という形になっていくのですが、そういう流れの中で町としてのどの辺まで、当然弁護士の費用は町負担してくれと言うことにならないと思いますが、相談については町の役場窓口に来てこういうわけだということになってきて、どの辺のところまで町として踏み込んでそれに対応してくれるのか。言い方がちょっと抽象的な形になるんですが、その部分についてはその費用の発生ということがあるのかどうか。その辺確認したいと思います。

それとあと県外、浪江町から離れた人については、3.11を基準に対応する考えのようですが、この辺については法律的に、制度的に可能なかどうか。私も住所を移して県外に行って、それについて相手方がいるわけですから、そういう仕組み、構図になったときに、

果たしてあなたはもう浪江町民ではないんだからというようなことで主張されるような懸念はないのかどうか。それに対して町は負けないで、元浪江町民なんだからということで後押しをしてくれるということ。その辺をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） それではお答えしたいと思います。

まずどこまでやるかということですが、具体的には第5条の中に、第1項、第2項、第3項と掲げていますが、まずどんなことをやるかというのは、第5条の第1項ですと、いわゆる今まさに賠償の請求を含めてみんななかなかうまくいっていないという中では、それらについての情報提供、こういうふうにやってこういうような倍賞を受けた例もありますよとか、いわゆる情報提供をしっかりと密にやりましょうと。それから、いわゆる助言というのは、口だけではなくて手も含めて応援をする。それから連絡調整というのは、当然戦うためには他の町もありますし、それから町民の中にもいろいろグループを作っている方もありますので、そういう調整をとる。

それから2番目では、具体的にADRに対して、なかなか個人的に元気があってやっている人もいますが、できない人もいるということも踏まえて、そういう申し立てについての必要な書類の作り方とかに対する提供。こんなふうに作ればいいんですよとか、それから必要に応じては、手助けしましょうとか、それから今度和解に入ったら町民だけでは心許ないということであれば、今回の集団的な申し立てなんかも一つの例ではありますが、具体的にしっかりと援助をしていきたいと思いますということを今までは何となく、当然役場は町民のためにあるわけですから、当然にやってきたわけですが、それを一つ条例の中にしっかりとうたって、我々は逃げないでどこまでもしっかりとやる。そういう意味では、先ほど2番目の質問でありましたいわゆる町民を離れた人に対して法律的にどうかというのが現実的には大きな問題になるわけですが、今まで実は地方自治法という法律の中で我々は動いているわけですが、そういうことを想定していないんです、元々。ですから大変なことだと思います、現実的に。ただし、議会も我々も、震災以来、町民に向かって大きく言っていたことは、町を離れるように、戻れなくて離れるような人に対して町民としてしっかりとできることはやっていきますということを言ってきたわけです。それらはやっぱりしっかりと我々ができる限りのことをやっていくということだと思います。

現実的には、これから町民も戻る人、それから戻りたいけど戻れない人、それから新しいところで生活を始める人、それぞれ出てく

ると思います。現実的には、今、法律的な話をすれば、先ほど言われた離れて別なところの町とか、市の住民になった方について、我々が法的に何か言えるかという、なかなかそこは当然その自治体の住民になるわけですから、いろいろな問題はあるという中でも、浪江町としてあのときに一緒に大変な被ばくをした、生活を追われたというあのときの浪江町の思い、それから自治体としての固まりとして、できることはやっていこうということを、これからもやり続けていくしかないのかということで、条例自体は法律に基づいてつくるしかないものですから、その法律を超えた部分までは作れないので、今、ぎりぎり我々としては、先ほども質問の中でここまで条例をつくって大丈夫かという心配もありましたけれども、やっぱり我々も議会もそこまで町民にしっかり言っていたわけですから、それはしっかりと位置付けをはっきりさせて、今後は厳しい道をしっかりとやり遂げていくということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 今、檜野副町長から、聞いていて非常に心強い決意というものがわかりました。あと最後に町長のほうから、本当にさっき言ったように、我々町民が賠償請求について、安心できる担保ということで議案第4号なんです、これについて一言お願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。安全な担保というお話でございましたけれども、やはりADRも現実的には非常に審査が遅れ、そして和解の送致をなかなか發揮できていないところがあります。私どもは、ADRに対して賠償を、いわゆる町民の方の代理になって町としてやっていくということは、一つ風穴をあける。そして動かしていくことを、私どもはやっていかなくてもはならないのではないかと思います。

議員御存じのように、文部科学省の損害賠償紛争審査会を審査会を開け、そして被災地、被災者の話を聞けといっても今もって開かないのです。だからそういう動きも示さない。それから東京電力もいわゆる最初の考え方と違って、非常に支払を渋ってきている状況もあります。

したがって、そういうものに対しては、我々は非常に苦労しているんだと。これからの生活再建するのにも、なかなか容易でない状況だということを、強く訴えて、そして勝ち取るものは勝ち取っていかなくてはならないという時点に入っていると思うんです。

したがって、今現在、膨大なホームプロジェクト、あるいは弁護士等々が集まっていたいて、それでとにかく精神的損害です。これはいわゆる自賠償、交通事故の自賠償から出してきた金額だとすれば、赤本に書いてある35万円の精神的損害、慰謝料を支払うべきだということで今まとめて論述調書をつくっている段階です。

やっぱりこれは強くADRに訴え、東京電力に訴え、それから賠償紛争審査会にも訴えることをして、そういうことをして風穴をあけていかないと前に進まないということで、この条例の制定に至ったところであります。これから戦いでありますので、ぜひ議員もお力添えをいただきながら一緒に戦っていただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） ただいま4号議案の審議中ではありますが、条例案件という議案の性格上、それぞれ意見があることは十分理解いたしておりますが、質疑でありますのでできるだけ簡潔に質疑をしていただいて、大分時間を落しておりますので、質問、答弁ともに簡潔にご協力いただきたいと思います。

他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 所管案件です。所管委員長ですけれども、非常に重要な問題なので、本会議での質疑有りとするということについては、所管委員会で確認していることとあります。ということを一言申し上げた上で、今の質疑でここは整理しておく必要があると思った点について1点おただししたいと思います。

勝山議員から、この条例に基づいてADRに損害賠償請求した場合、他の請求が閉ざされるという問題があるという質疑がありました。担当課長は、総合的に判断してそういうことも考えられるということで、総合的といえは総合的、抽象的といえは抽象的なお答えでした。

したがって、この条例に基づいて、町がADRに対して申し立てをすると、町長が代理人になって申し立てをすると、したという場合、その他の損害賠償請求項目について、いったんは中断することになるのかどうか。ここははっきり整理しておく必要があるんではないかと思っております。どうですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。他のものは止まりませんとエネルギーも、東京電力も、現在では確認はとれています。とれていますが、今までの運用は、今、議員が質問されたように、ADRに持ち込んだ段階でいったん次の請求書が届かないという事例があった事

例はありますが、我々がエネ庁と確認してやっている段階では、いわゆる案件ごと、項目ごとにADRにやるとか、同意で請求するということは、項目ごとにそれぞれ別々に動いていいとなっていますので、そういうことは実際に心配があったり起きたときには、具体的に町が入って処理をしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 非常に重要な見解ですので、ここは我々議員も誤解しないで、町民に町民の背中を押せるように言動行動をとるべきではないかと思います。

最後に一言。私はこの条例は、非常に評価しています。理念条例ではあるけれども、具体的に原子力損害で、被害を受けた。無用な被ばくをした。あるいは原子力被害に伴う精神的苦痛の幅が極めて広い。それに対して、加害者たる国、賠償基準も含めてですが、審査会も含めてですけれども、国あるいは東電は、加害者としての誠意ある態度はとってこなかったというのがこれまでの経過ではないか。町長が言うように、そのことに対して、町民がこぞってこういう形で流れを変える、一石を投ずるという意味では非常に重要な運動だし戦いだと思います。多分これは、全国で初めての条例ではないかと思います。様々な問題が発生することも予想されますけれども、基本理念第3条にあるこの賠償請求に関わる支援は、被害者が再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、町としては途切れなく支援するという非常に力強い条例だと思います。町民に対してここまで約束するという執行部、町長を先頭とする執行部の姿勢に対しては、私は議員の一人として惜しめない評価を送りたいと思います。様々な困難があると思いますけれども、執行者と議会が一緒になって推進していく必要があるということを申し上げて、理念条例に対する評価ということで、そういう角度から評価をして私の意見を申し上げておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 先ほども議長としてお願いいたしましたが、あくまでも討論ではございませんので、質疑でございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号 浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に

関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する平成25年度の町税等の減免に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第5号、町民税減免条例の根拠法令については、原子力災害特措法だということであります。そのことを確認した上でなんですけれども、課税の特例についていろいろ調べてみました。福島復興再生特措法と課税の特例という特例措置があります。

冒頭申し上げましたように、この町民税減免条例は、今言った福島復興再生特措法と課税の特例については根拠法令にはなっておりません。

なぜこれを私がおたдаしするかというと、今申し上げたこの法律の第2節課税の特例の第19条に、所得税及び法人税の課税について、特例の適用が明記されているんです。

したがって、これは町民税、個人町民税ですけれども、兼ねて私が申し上げてきたように賠償金課税の問題が、町民にとって大きな問題になってきております。営業損害は所得扱いだということで賠償金課税になる。しかし今、私が申し上げた福島復興再生特措法と課税の特例によれば、所得税及び法人税の課税されないという特例適用があるんですけれども、この町民税減税の根拠法の一つに福島復興再生特措法が適用されないのかどうか。されない理由は何なのか。されないとすればされない理由は何なのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議いたします。

（午前10時02分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前 10 時 03 分)

○議長（吉田数博君） 若干時間がかかるようでございますので、ここで10時15分まで休憩いたします。

(午前 10 時 03 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前 10 時 16 分)

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） それではお答えいたします。

先ほどの福島復興特別措置法に関わる所得税法の適用、もしくは地方税法の適用ということですが、この措置法につきましては、所得税法のみ適用で、地方税に関わる町民税については適用外という形になっております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 結論として、福島復興再生特措法による課税の特例によれば、所得税の特例措置が否定されていて、非課税というか減免。非課税と減免はまた違うわけけれども、所得税に対する課税の特別措置があると。しかし、今回の町民税減免に関する条例は、福島復興再生特措法は適用されていないということで、当然のことながら、町は所得税については直接関係はしないわけけれども、町民税の今回の減免措置については、原子力災害特措法の適用のみだということですのでよろしいのか。ちょっとくどくなりましたけれども、福島復興再生特措法による課税の特例では、所得税の特例措置があるということを確認できるのかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

所得税法にうたっている部分につきましては、申告期限の延長が現在されておりまして、これはその法律に基づいた形での申告期限の延長が現在継続しております。町民税につきましては、あくまでも先ほど申し上げましたように地方税法ということで、地方税法の部分につきましては、特措法の適用はされないという形になっております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） ちょっとかみ合わないんだけど。要するに今回上程されている議案は、原子力災害特措法に基づく町民税の減免だということはわかる。その上で、これまで賠償金課税の問題で

議論してきたと。いろいろ私なりに調べてみたら、福島復興再生特措法に基づく特例措置があって、そちらのほうが適用されれば、所得税の課税の特例が適用されるという理解で、受け止め方で間違いないのか。税務課としては、そこまでこの場で確認できますかということです。町民税と所得税の地方税法と所得税法の窓口が違うということを聞いているのではないんだよ、私は。町民税だからそれは地方税ですよ。地方税だけでも、所得税の特例措置について、福島特措法の中に課税の特例措置があって、法人あるいは個人事業者の特例措置が明記されているということについては税務課として、この場で確認できますかという確認事項です。わかりますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 答弁いたします。

福島復興特措法の中で、地方税の税の優遇措置につきましては、のちほど議案第6号でも議案上程させていただいておりますけれども、福島復興産業集積区域が特措法に基づく課税免除の措置でございます。こちらのほうは、特措法に基づく課税免除という部分で適用させていただきたいと思っておりますけれども、第5号につきましては、あくまでも町民税につきましてはこの特措法の適用はされないということでございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前10時22分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

国税の部分についての所得税につきましては減免については確認しておりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第5号 東日本大震災等による被災者に対する平成25年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたし

ます。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第6号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第6号にいう浪江町の復興産業集積区域に指定されている区域はどこでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

指定されている区域につきましては、浪江町では南工業団地及び北工業団地の2カ所となっております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 具体的な問題ですので、もう一つだけ確認しておきます。南と北、西ではなくて北。北の工業団地ってどこだろう。浪江町では2カ所が指定されている。南工業団地はわかりますけれども、北工業団地というのはどこを指して言っていたのかお答えいただきたいと思います。

その上で、現在は全町避難、すべての事業所が避難しております。そういう場合でも、集積区域に指定されている事業所が現在避難していると。避難しているところについて当該固定資産税が課されることとなった年度から5カ年分という、当該固定資産税が賦課される年度というのは発災の日なのか、それともこの条例の施行の日だから、例えば4月1日から施行されるということであれば、平成25年4月1日から向こう5年間ということになるのか。適用期間について、どうなるのかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

まず第1点の北工業団地はどこなのかという部分でございますが、北工業団地につきましては、エスエス製薬のエリアが北工業団

地となります。

あとこの条例につきましては、企業等が新たに新設または増設した部分に対する適用でございまして、この期間につきましては一応5年間ということで平成28年3月31日までの期間に、企業等の新設または施設の増設による投資の促進、また雇用の機会の創出を図ったものに対しましては、先ほど申しました浪江町の南工業団地及び北工業団地の指定を受けているエリアで再開した部分に関しては適用するというでございまして。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 平成28年度賦課までに、賦課の期間、課税を免除するということだから、今、指を折って数えましたけれども、平成24年、25年、26年、27年、28年度という期間なのか。それとも平成23年4月1日ということなのか。そうではなくて、第2条にある課税の免除の設定期間というのは、その土地の取得の翌日から起算してということですから、原発被災とは全く関係なくて産業集積区域による課税の特別措置だということではよろしいのか。そこを整理してお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。そのとおりでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
16番。

○16番（小黒敬三君） これは前々からあった集積地域ということでありましても、これから復興に対して、既存の事業者に対する特例措置は今後考えているか、考えていないか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

既存の事業所であっても、先ほど申しました増設と新たに施設をつくるといった部分につきましても適用になります。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 場所はこれのみに限られるのかということです。
これだけでは復興にはならない。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 場所につきましては、福島県のほうで一応浪江町につきましては現在、北工業団地、南工業団地の2カ所という部分で、これはあくまでも平成28年3月31日までの適用ということで、その後につきましては、今後現在の避難指示区域の延長とか何かが出てくればこれに追随する部分の検討は必要かと思いま

すが、現時点につきましては、この場所の指定は制限されております。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 最後に、復興に関しては、浪江町に帰る可能性のあるということです。準備区域及び居住制限区域はすべてこれに該当するよう県のほうに今後働きかけていただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 事業再開に当たっての事業者に対しては、私どもの浪江町の経済活性化のためには、就労、雇用の促進とかを図っていかなくてはならないと考えていますので、ぜひ事業再開に当たっての事業者に対する減免。あるいは新規の事業を興す事業者に対してもある程度のインセンティブを与えるような形のものを今後考えていきますので、ぜひ国、県には要請してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第6号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第7号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番。

○13番（佐藤文子君） 議案第7号と第8号、第9号、国の法律、介護保険法とかの条例改正に伴って、地方の条例が変わることだと思っているんですけれども、まだ第8号、第9号は審議に入っていないんですけども、この国の法律の改正に伴って大きく内容が変わ

るということがあれば答えていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） この条例でございますが、いわゆる法律でもっていままでしぼりがありました。浪江町独自のものをつくれということの趣旨であります。今回の条例に関しては、国からのひな形が来まして、それに浪江町が置き換えたということでございます。いわゆる今までと同じ法律の中身の条例になっているということでございます。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 今回はそういった条例に則ってまた地方の条例を変えるということなのですが、町独自の条例を改正するという事になれば、例えばグループホームで従業員が正規の従業員が何人になくちゃいけないとか、あとは宿泊に何人と決められていた法律が、町独自の条例改正が行われていて、そういう人数が帰ることができるようになれば、利用者が介護のサービスなどについて、不利益が講じないのかどうかを教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 今話したように、国の今までの法律の部分を現在町の条例に置き換えたということでございまして、今後、その実情にあった中で改正も考えていかななくてはならないと思っております。条例の改正に当たっては、やはり不利益の被らないような中身に改正したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
20番。

○20番（馬場 績君） この条例改正は、提案理由の説明でもありましたけれども、地域主権改革法に基づく、これが改革かどうかは私は大いに疑問を持っておりますけれども、地域主権一括改革に基づく条例制定の提案だということです。

なお、地域主権改革に伴う関連は、第一次、第二次があって、私はとてもとてもついていけませんけれども、第一次一括法では42本、第二次は188本、あわせて230本の法律が改正されたことによる様々な国、地方との関係で改正が行われるという流れだということを私は思っている。そういう流れのもとで今回提案されたと思っております。

そこで、これもとても我々の与えられた議案調査の時間では、精査することは正直不可能でした。不可能だけれども、私なりにただしておくべき点についてただしたいと思います。

議案第7号の1ページから2ページ、目次といえは目次なんです

けれども、非常にわかりやすく整理されておりまして、例えば第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第3章は夜間対応型訪問介護、それから第6章については認知症、第7章地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章、第9章ということで、それぞれ対象となる施設、動けなければそれぞれの施設の設けなければならない基準について続けて書かれているということです。本来ならば、これ全部調査した上でどうなのかという質問を、本来ならば私はしたいんですけれども、そこまで調査はできませんでしたので、この1ページから2ページ、私は具体的に調べたのは87ページにある地域密着型施設サービスについて、いろいろ計画の作成について書かれています。

しからば、地域主権改革に基づく法律の制定によって今回制定される条例のもとで管理される様々な施設運営設置基準については、今、佐藤文子議員の質疑の中では従来と変わらないということでしたけれども、浪江町では、それぞれの施設がここに定められてある基準内で設置され、運営され、管理されているのかどうなのかについてお尋ねしたいと思います。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。今、議員の質問の中で説明されたように、地方分権ということを我々が営々と求めていったという中で、国がやっと動き始めて、現実的には地方が求めているのであれば、我々の法律はなくすから、いわゆる自分達で決めてしっかり運営しろということになっています。

それで、先ほどの佐藤議員の質問と関連しますが、とはいっても現実的には今ここで提案している新しく制定する条例のようなルールと、いわゆる補助金とか交付金が全部連携しています、現段階では。現実的には。これをまず作らないと、今運営しているものの交付金とか、お金も請求できなくなってしまうというのが、いわゆる国一本で基準を設けて動かしていた基準から、地方が自分でやりたいという姿に移行する一番の過渡的段階にあるわけですが、現実的には、先ほど課長が回答したように、今この切替の時期にこれを作っておかないと、国が運営したそのもの。ですからこれらと同じ基準に国がつくっていたもので我々の施設は当然つくられて、それに基づいて国に補助金とか交付金を実はいただいていたという姿ですので、ここで今隙間をあけることなく、現実的には7号以下とうとうとたくさん並んでいます、これらの制定についてはすべてそういう関連ですので、そういうことをご理解いただいた上で審議をお願いしたいわけですが、中身はそういうことで今これをまずつくら

ないことには、今やっているものが全部止まってしまうことになります。それから当然に、国から我々に応援いただくお金についても連携しているということでもありますので、ここで著しく自由に制度自体を大きく変えて、じゃあ自分でお金を探してというところまではいけないので、そういう事情の中で、今回はこれらの条例の新たな制定が求められていますので、それを新年度に向けて、すき間が空かないように運用したいという趣旨で提案しておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 馬場議員の浪江町の今現在ある施設が基準通りなのかというご質問にお答え申し上げます。今、浪江町で現在行っておりますこの法律の中身でやっているものについては、虹の家、いわゆる認知症対策型の共同生活介護の施設になります。その施設の中身でございますが、基準通りでやっているところの前、開所式及び運営委員会ございまして、そこに出席した限りでは基準通りやっているということでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 虹の家については基準通りだと。私はこういう事態ですから、とてもとても基準通りに運営すること自体、不可能ではないかと。基準をオーバーしていても必要とするサービス利用については提供すべきではないかと思っております。

その上でなんですけれども、本当はこれ前もってお願いして資料で出してもらえば良かったかと思っておりますけれども、その時間的余裕もなかったのでこの場で確認しておきますけれども、第2章にいう定期巡回・随時対応型訪問介護事業をやっている現時点での事業所、あとそれから地域密着型特定施設、あるいは地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着介護施設、複合サービス施設なるものが、現状においてどういう形で存在し、運営されているのかということを具体的に確認しておきたいと思います。

本来ならば一覧表でもらった方がわかりやすいんですけれども、きょう本会議ですからそういうわけにいかないなので、この場で答えていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 先ほど申しましたけれども、浪江町で今現在やっているというものに関しては、認知症の対応型共同生活介護でありまして、虹の家のみでございます。全国につきましては、さまざまなところでやっているものと。そのどこで何をやっていて、どこの県で何があるのかというのは、まだ確認はしておりませ

ん。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） この条例のページは抜けてますけれども、今具体的には指摘できませんけれども、地域密着型じゃなくて、地域包括センターは活動しているのではないかと思います。地域法かつセンターとしての具体的な活動が今どう行われているのかということです。

なお、これで最後ですので、この地域主権改革に伴う様々な問題についてあるわけですが、一つ、二つ確認をしておきます。今回の法律改正に基づく条例制定で、檜野副町長は地方が求めているものがこういう形になって表れたという答弁がありましたけれども、逆に私は、本来社会保障分野の基本的方針は国が担うべきものだ。それに伴う財政も腹と背中の関係で背中に背負って地方の運営を手助けすべきだと考えております。正直言って、今回の地域主権一括改革については、様々な分野で地域主権という看板の下に、国の責任放棄ではないのかと。それから、こういう条例を作らないと、交付金がついてこない。隙間なく運営するためにはこういう条例制定が必要だと。それはそれで私はわかりますけれども、形を変えていえば、本来国が追うべき生命、福祉、社会保障の各般にわたる運営については、基本的には国が責任を負うべきものだ。それが地域主権改革という看板の下に、地方に国の責任が放棄され、地方に移ったのではないかと。これまで議論になってきました三位一体改革、あるいは集中改革プランというものの一つの現れとして地域主権改革という看板の下に、今回の条例制定が提起されてきていると。

したがって、これまでどおり運営できる。基準についても変わらなしということですが、地方自治体の責任は大きくなったけれども、国の追うべき義務、国の責任放棄に繋がる問題はないのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。

非常に大きな基本的な国と地方の関係に関わるご質問ですので、我々の範囲でなかなか今答えられるものははっきりありませんが、ですから地方分権というのも現実的に求めれば、こういう姿も実はある。ですから、今あった姿から変わっていく段階ですが、財政も含めて現実的には今権限の部分でこれ今いろんなことをやっているわけですが、第7条でいえば、具体的にいうとこれは今ある施設云々だけではなくて、浪江町の中でこういう施設を民間で設置

して運営したいというときにも適用される基準なんです。

ですから、今あるものだけをいっているのではなくて、こういうような施設を例えば民間で浪江で運営したいということであれば、ただ自由につくって気ままにつくったものではだめですよ。例えば夜間だったらこういう人員の配置が必要だとか、施設はこうだよという基準が現実的に定めないと、無法地帯になってしまうということなので、そこで我々としては当然に今の段階では、これらに基づくこの条例を作る内容に基づいて、具体的に浪江町でどのような運営、それから民間の施設ができるか。それらによって、例えば今後の国と地方の大きな税金に対する再配分の方法の割合とか、いろんな問題は実際はあるんだと思います。

だらだら答えてもあれなので端的に言いますと、そういう中では一つ一つ今我々できることはやっぱりやっていく必要はあるのかなということで、曲がりなりにも役場職員が短時間の間でここまでやっとなんかできるというところでやっておかないとだめなのかなということで、今一つ一つ臨んでますので、今後実際のこれを適用しているんなものが必要になった、つくるという段階になって、それから国との関係の中で、新たに我々がさらに意見を述べて改善を求めるようなことがあるのであれば、それらについてもまた議会の皆さんと協力しあってその辺については今後臨みたいと思いますが、今の段階では我々が答えられるのはここまでなので、ご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは地域包括支援センターの活動ということでございます。これは一般質問なり、今までの議会の中でも町の今の地域包括支援センターの業務については答弁をしてきておりました。今現在、どんな活動なのかということでございますけれども、いわゆる社協の相談員、それから本人の申し出、医療機関等々の相談がございまして、いわゆるDVであったり、介護の相談があった場合、どのような対応、どこに相談すればいいのか。そういうことで、適正なその人に応じた中身で今現在、対応している状況でございます。

ただし、県内での活動のみということでございまして、県外にも幅広く本来ならばやっていきたいわけでございますが、なかなか人員的なものがございまして、県内でのみの活動ということでご理解願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 調査の時間も不十分でしたし、全町避難ということで具体的にどうなっているのかの現状もつかめないという状況で、私自身この議案に対する調査の不十分さを自認した上で、あえて反対討論をしておきたいと思います。

要するに、後から出てくる諸議案についても共通する問題でありますけれども、地方に義務付けはするけれども、地域の実情にあったものになっているかどうかという問題が私は一つはあるということです。

それから、大きな問題としては、国の法律の改正に基づいてこういふことになったわけですが、この地域主権改革関連三法案が採択されたときに、正直共産党は反対しました。そのときの付帯決議についても極めて問題があるということです。付帯決議についてはこうなっております。地方の財源を確保すること。地方の裁量を発揮するように配慮すること。政策決定に地方の参画機会を確保することなどは付帯決議に入っております。しかし、問題とされる社会保障の充実という観点から、あるいは住民自治を拡充されるという観点から、この地域主権改革関連三法案は、補強拡充されたものになっていないという重大な問題があります。加えてこの地域主権改革は、市町村合併の流れ、あるいは三位一体改革の流れ、あるいは集中改革プランの流れ等、住民の暮らしと地方自治を破壊する方向で進められてきた問題であります。本来、国が責任を持つべき福祉、社会保障、教育に関わる国の責任を住民の自己責任と、一方では市場化をさせるという方向で地方自治に丸投げするようなものであります。このような地域主権改革は、極めて大きな問題があると思います。

顧みて、我々浪江は全町避難をしております。被災者救援、復旧、復興に大きな困難を抱えております。今必要なことは、そうした実情にあった本来の地域主権改革であるべきであります。国の流れだから仕方がないということで、地域の実情も反映されるか定かでない条例については、私は基本的な問題として異論を唱えておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第7号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第8号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 先ほどの議案でもおたдаししましたけれども、この条例についても介護予防サービス事業の人員、あるいは設備、運営など、具体的に今介護サービスを受けようとしている人が2.3倍にも増えているというのが浪江町の実情です。そういう状況にあって、対応するそれぞれの施設がそのサービスに对应えられるものになっているのかどうかというのが基本的な問題。その上で、それらの施設がこの条例にいう基準通りに運営されているかどうかお尋ねしておきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではお答え申し上げます。

浪江町におきましては、先ほども申しましたように、認知症のいわゆる認知症型の介護施設虹の家のみでございます。当町の今までの要介護の方々、いろんなどころの施設にお世話になっている現状でございます。2.5倍の要介護者それから要支援者の方々が震災前から増えておるのは御存じのとおりだと思います。そういう施設すべてにお世話になっている状況でございます。施設の設備につきましては、当然のことながら基準どおりで実施するものと考えております。

それから、あと今後の浪江町の要介護、要支援者のサービスでございますが、今、100人ほど介護の入所というか施設に待機しているのも事実でございます。そういう方をなるべく早く施設のほうに希望通りに入所していただいて、それで生きていただく。生きることが大前提にあるわけでございますから。その方向で町では

今現在誠意努力しているということでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 基本的な問題は、議案第7号の際、反対討論で指摘したとおりであります。なお、全町避難あるいは多くの高齢者が仮設住宅で厳しい生活を強いられ、介護サービスを必要とする人が急増している。その中で、町当局がご苦労され、努力されていることはわかりますけれども、国あるいは県との関係でいえば、我々浪江町民が求める状況にはなっていないし、条例制定の出所が先ほどのような国の責任放棄、基本的な国民として、市民としての社会保障のレベルを引き下げるものに繋がる危険をはらんでいる問題でありますので、町は町の努力として理解しながらも、基本的な問題として、出発の段階で大きな問題があるということを指摘して、反対の討論をさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第8号 浪江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第9号 浪江町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） この地域密着型サービス事業者については、先ほどから出てきている虹の家のみで、今後、増設する必要性、動き

があるのかないのかについてお尋ねをします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではお答え申し上げます。

虹の家につきましては、現在9名のユニットになっております。当然9名では非常に皆さん利用される方にとっては入れない方の中にはいらっしゃるわけございまして、当然のことながら増床というか増設というのは考えてまいりたいと考えています。

虹の家とも今後相談しながら、また場所、建物についても当然必要になってくるわけございしますので、今、1ユニット9人でやっておられまして、その増床も今後考えていかなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） この提案条例では、基準は29人以下まで入所できるという条例であります。現状は、浪江町としては1つしかない。受け入れできるのは9名だけだということです。

したがって、現状に希望するサービス利用についていけないということが明らかになったわけでありますけれども、施設入所の待機者は、老人施設の待機者は、これは特老も含めてということだったと思いますけれども100人。私はだぶっている分があるかどうかはわかりませんけれども、これまでは150という担当課長の答弁があったと記憶しております。

因みに、地域密着型サービス事業を必要とする対象者は、現段階ではどのぐらいいると判断されているのか。あるいは把握されているのか。現状についてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではお答え申し上げます。

確定した数字ではございませんけれども、二、三十人はいらっしゃるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 避難生活が長期化すればするほど、認知症が進むということは、この場でも何度も議論して、担当部署でも調査をされているのではないかと思います。再度確認をしておきますけれども、社協との生活支援相談員でしたか。あの方々からの報告とあわせて、現在、現段階で認知症として確認されサービスを必要としているのは、虹の家のほか20名から30名ということで、ざくっとしたお答えがありましたけれども、実態調査をされているのかどうか。社協との連携はどうなっているのか。今後どうされるのかということについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは社協から相談員の方々、今いろんな仮設なり、借り上げなり今訪問されております。我々の当課の健康係のほうからもいろんな報告がございまして、認知症になりつつあるという方々については20名から30名と報告がございまして、そのぐらいの人数ではないかと考えております。

これからでございますが、やはり社協の相談員、それから診療所の先生、医療も含めてでございますが、やはり認知症の方々、認知が始まっている方というのが当然医療機関の方でも確認されているという状況がございまして、再度社協の相談員、それと医療、診療所も含めてでございますが、密なる連携を取りながら、認知症の方々の対応について、的確な処置をできるようなものを今後構築しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号 浪江町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第10号 浪江町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号 浪江町新型インフルエンザ等対策本部条

例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第11号 浪江町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号 浪江町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第12号 浪江町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第12号 浪江町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第13号 浪江町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 第6条に、位置の選定の条文があります。ここには、「町営住宅及び共同施設の敷地の位置は、災害発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、」となっております。

そこで2点ほどお尋ねいたします。1つは阻害されるおそれがある土地を、できる限り避けると。わかったようなわからないような条文規定であります。条例で定める場合、こういう曖昧模糊とした条文ではちょっと表現は悪いですけれども、なにかあったときに責任逃れをする、逃げ道をつくっておくという表現ではないかと考えるわけです。そこでできる限り避けるというのはどういうことになるのかお尋ねします。

もう1点です。私はこの条例と条文を見て、改めて実感したわけですが、我々はたびたび繰り返しますけれども、原発災害で全町避難です。したがって第6条にいう災害発生のおそれ、4月1日から線引きはされる、区域見直しはされるけれども、基本的には長期滞在や宿泊はできないということです。では問題の基本は何かというと、原発災害で避難して、現在置かれている町の町営住宅あるいは共同施設の敷地について、ここにいう災害発生のおそれが多い土地及び公害、原発災害も社会的な公害、原発公害といってもいいと思うんですけれども、原発災害による原発避難による条例の公害という概念の規定との関係で、どう判断すればいいのかお示しいただきたい。どう判断されているのかお示しいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず阻害されるおそれのある土地ということでもありますけれども、これはこのとおりでありまして、こういう土地については避けるということでもあります。これは今後、町営住宅を建てる場合という意味でありまして、現在も町営住宅建っておりますけれども、こういう土地はなるべく避けて現在まで建設されているという状況であります。

また、原発の災害でありますけれども、現在持っております町営住宅、大体10キロ圏内にほとんどであります。なかなか距離的なものを考えますと、どこからが安全な土地。原発から見て安全な土地というのはなかなか町内では難しいという判断をしております。応えられるのはこの程度かと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） お互い困る部分もあるわけだけれども、でも議会にかけているわけだし、我々も議決するという責任と権限があるわけなので、あえて一押ししておきますけれども、居住環境が著しく疎外されるおそれがある土地という程度ならばまだしも、その土地をできる限り避けるということだから、線引きしようがないんだな。できる限り避けましたよ。設置者の主観の問題になりはしないか。地質調査もするということを含まれているということであれば科学的な根拠がある。できる限り避けるという、町民に安心してもらう判断材料は何かということです。

あと原発公害との関係で、どう判断されているのかということで、課長答弁を一言でいえば、この条例はこれから建てる場所のことではあるけれども、現在建っている町営住宅、公共施設も原発から10キロ圏内にあるということを考えれば、場所としては適切ではないという答弁と受け止めてよろしいのかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。

原発、我々今汚染された浪江町のことを考えると、非常に苦しいことになるわけですが、現実的には我々は除染も含めて時間の流れの中での放射能の減衰力も含めながら、それらを踏まえながら帰還については、町民の安心安全を考えながら戻ることになるわけですが、いわゆる今年の4月1日というのは取りあえず自分の家の片付けとかそういう状況を、放射能の汚染を気にしながら十分注意していただいてということの前提でやっていくということです。今の町営住宅ということになると、それは当然に今議員がいわれたような状況、時間的な経過、それから除染の推移、それから現実的なそれぞれの場所の線量等の確認をしながら、この条例の趣旨に添うような姿になったときから、そこを運用されるということに実際はなっていくということに理解をいただきたいと思います。

できる限りは当然に我々はそういう趣旨を全うできるようにやっていく。ただし、現実的にできる限りという表現自体は、議員の質問の中でもありましたけれども、それぞれ個人が見たときにはいろんな、町民も多くの人がおりますので、それぞれその個人の意見と

しては大方の人は安全だと見れる場所も、私にとっては違うという見方もないことはないという意味では、やはりここでは1か0かではなくて、そういうことを総合的にしっかり判断していく上でできる限りということで、いわゆる全く全部はだめだということではなくて、その中でもそのできる限りだから中途半端なものをとという意味ではありませんが、そういうことを含めて条例の表現としてはそういう物言いになっているとご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 場所の選定については、今、外野から指摘がありましたけれども、最善を尽くすということも、この言葉には含まれているということかもしれませんけれども、条例として阻害のおそれがある土地をできる限り避けるというのは極めて私は曖昧だと。これは、今議会では修正提案は出せませんけれども、副町長がいう町民に安心して公営住宅に入ってもら。安全な場所に設置するという責任を前提とすれば、こういう表現は出てこないはずだと。上からきたものをそのまま流すからこういうことになるんであって、それこそ先ほどいう地方の主体と責任において、きっちり行政運営をすべきであるという注文をして、私の要望も含めてここは指摘にとどめておきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
17番。

○17番（勝山一美君） 実は長年議員をやっております、驚いております。昭和26年この法律ができたようですが、この町営住宅については、今まで私考えていたのですが、料金の徴収額あるいは入る条件、その程度しかなかったのかと。今回初めてそういう土地から何からの条件整備。ただ、法としてあったんだから、これを遵守しながら今まで選定してきたと。この6条に関してはちょっとわかりませんが。そういう意味合いで初めてこういう細かい条例が今提示されているんですが、今までは法としてのみ準用して、条例としては多分入るための条件とか料金とか決めていなかった。こういうことは、別にやっていなかったのかどうか。権限移譲というわかるんだけど、すべてそうなんだけど、道路も前のあれなんかも、今までなかったのが私は不思議なくらいなんです。上位法でやっていた。ただ、町営住宅については町の住宅ですから、町のあれで上位法があっても、細かくどういう場所、選定がこれについてなかったということなんですね。何を準用してつくっておったのか、選定していたのかということの問題になるんです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。

今まで規定はありました。町でつくっていないだけで、国のほうで条例とか規則がありまして、それに基づいて、我々が町営住宅を建てるときの補助金や何かそれに基づいたもので建てるときに補助金をいただいていたということで、住民がそこに入るかどうかというのは基準は当然その前になっているので、ですから今提案している条例というのは、日本の中では町営住宅を造るときには基準は元々あって、ただそれはいわゆる国が我々からいうと、地方分権の中で国が何でもかんでも基準だとかそういうところまで決めるのはおかしいよね。地方でやっぱり合ったように決めたいという流れの中で、じゃあ国のほうを無くすからそれぞれの自治体が自分のところで作ってくださいということなので、今回それを制定しているという意味ですので、よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 私は、今副町長の懇切丁寧な説明は十分自分では理解しております。

ただ、町営住宅を建てるときに、こういった法律、自分のところの条例がない中でやっていたということを問題だったのではないかと。あくまで上があるからといっても、町営住宅の細かいところは町の条例でしょう。そうすると、主観的な問題なんです、町営住宅といわれれば建てる場所から何からの条例は必要だったのではなかったかと。やはり不備、上位法があるからと、すべてそれにではなくてやはり町としてもあつてしかるべきだったのではないかとということなんです。状況はわかります。じゃあ、上見ればなんでもはいはいと、それでやればいいんだけど、こういう町営住宅というのは本当に町に関わる問題だったわけです。町が率先してつくる、つくらない。補助金を申請して云々ということはありませんけれども、こういうあれがない中でやっていたということについては、私はやっぱり条例の不備、瑕疵、上位法にすべて、それ以上超えることはできませんが、町の条例としても必要だったのではないかとということをいいたいです。上位法があるから、じゃあ何も決めないかといったら条例なんか何にもいらないんじゃないですか。すべて上位法によって憲法から法律、また法律は国会で決めて、その下で省あるいは政府が決める省令、政令、あと通達等ありまして、そういったものを超えてはならないわけですから、だったら何にも条例なんかいらないんじゃないですか。町独自の物なんかないんですから。だから説明はわかっています。ただ、町に係わるあれが、そもそも我々も気がつかなかったし、町もあつてしかるべきだったと私

は思っている。それを一通りの説明だけで終わらせられるというのは、私としては、自分の気持ちが伝わってないという思いがあるわけです。だから、議員の人にも文句を言われながらもこうやって今お話ししているんです。わかりましたね。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。

当然に今議員が言われているように、仕組みも全部わかっているという前提の中で、ですからこの今条例もそうですけれども、それぞれ見ると、我々の極端なことをいうと箸の上げ下げまで、国の条例とか規則で定められていたんですね、今まで実は。ですからそれについて、大きな地方分権についてはいろいろ考えはありますが、今議員が質問されている趣旨のように、当然浪江町という独立した町であれば、自分のところでそういう技術的な基準も、例えば国があったとしても、例えばそれよりも細部についてもっと高く基準を、安全を求めるとか、例えばそういうことを決めることは必要だったんではないかという意味では、それはまさに我々も意見としてはそのとおりだと思いますし、ただ過去には戻れないので、今我々はそういうことも含めて、まさに国で箸の上げ下げまで決めているようなものも含めて、我々がだんだん議会の皆さんともいろんな議論をしながら、今後は、浪江町という自治体の運営をしっかりときめ細かいところまで住民を思いやりながらやるということで、今後努力をしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） まさにそこなんです。今回の一括法の趣旨というのは。だからようやくご理解賜ったと。今までこれから精進してしっかりやっていくこと。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第13号 浪江町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第14号 浪江町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第14号 浪江町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第15号 浪江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第15号 浪江町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第１、議案第16号 浪江町公共下水道施設の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第16号 浪江町公共下水道施設の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第１、議案第17号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第17号 浪江町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君）　ここで昼食休憩のために午後１時30分まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 4 5 分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◎議案第 1 8 号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第 1、議案第18号　浪江町課設置条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君）　議案第18号について質疑をさせていただきます。

帰町準備室については、議案第 3 号でも上程されたわけですが、復興再生事務所設置条例ということで上程されました。私は今回の課設置条例について、2つの角度から吟味する必要があるのではないかと考えました。目玉は帰町準備室ということですが、吟味する一つの角度は、町民アンケートに答えた、あるいは答えられる課設置条例になっているかということから吟味する必要があると。これはアンケートとの関係であります。

それからいま一つの角度は、避難者の生活支援、2年を経過して今なお仮設で暮らしているのは2,224戸に4,500人です。借上げ住宅が4,267戸、約9,400人。借り上げと仮設をざっくり分ければ、仮設では戸数にして、県内の場合、全体の34.5%、35%。人口にすると県内で1万3,900人のうち約4,500人ということですから、32.3%が仮設にいる。あとの残りが借上げだということですが、借上げとはいえ、不自由な生活をしているということです。そういう角度から私が今申し上げた2つの角度から検討した場合、十分な体制だとお考えになっているのかどうか。そのところ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場 有君）　第1点の町民の意向調査の関係の角度から組織を再編したのかというご質問でございます。これはベストではありませんがベターという形で、これから議案を上程いたしましたときに説明しましたように、立ち入りする住民の安心の確保と生活環境の再生、整備をとにかく加速していかなければならないということから、このように再編したところであります。

それから、借上げ、仮設等の不自由な生活を強いられているとい

う角度からの課の設置かという質問でございましたが、これもこれから我々のライフライン、インフラの復旧あるいは住宅の改善、これは町外コミュニティの中でもそうでありまして、また庁内の新たなコミュニティといいますか、町づくりも同時にしていかなければならないということで、まず復興再生事務所を中心に復旧工事の手がかりをとにかくつかんでいくということでもあります。これは、進捗状況をみながら人員を増員していくという柔軟性を持った課の設置条例になっておりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今、今回の課設置条例については、ベストではないけれどもベターだということです。

それで、町民のアンケートからどうなのかということで、再度お尋ねしたいと思います。町民アンケートでは、帰還の意思ありというのが39.2%ですが、約4割。判断がつかない29.4%、戻らないということで、戻らないというのが57%ですけれども、大まかにつかめば6割。それで改めてアンケート調査結果を触れさせていただきました。町としては、大括りで39.2%が帰還の意向ありという括りにしていますが、解除後今すぐ戻りたいというのが2.3%なんです。

それから、自宅に帰れるのであればいったいどこに住むのか、条件を整えば浪江町に帰りたい。この2つを合わせると6.8%、すぐ戻りたいということと、かなりここに近いというものも合わせて町民の意向を冷静にみた場合、この2つ合わせても10%にならない。

町の施策としては、帰町の準備と生活支援を充実させる体制で進めることについては異論ないし、そういう方向でもっていききたいということになっていると思います。しかし、現実には、

大丈夫だったかな、入っているかな。

現実にはこのアンケートから帰還の意向を考える。それに沿った業務体制と考えた場合、副町長が率直にきのう言われたが、軸足を帰町準備室に移すということが、副町長の全員協議会での発言からも確認されたことです。しかし、私はもちろん帰りたいという人がいるわけだから、帰れる準備を着々と進めるということが必要だと思います。

しかし、現実には町民のアンケートを見た場合、町民は何を求めているのかといえ、もちろん原発で荒れ果てた、あるいは東日本大震災で破壊されたふるさと浪江を復興再生していかななくてはならないということについてはまったくそのとおりです。

したがって、帰還の意向は39.2%と大括りしたけれども、冷静に

みれば2つ、3つ合わせても十何パーセント。その上、私が独自にアンケート調査をやっていて、3月11日まで返ってきた件数が221です。あとで町長にもコピーして渡したいと思います。アンケートについては、アンケート項目によってかなり考え方は分かれると思いますが、復旧、復興に対する私のアンケートの項目で、複数回答です。復旧、復興は長期計画で進めたほうがいいというのが、221のうち110、今大雑把に言うと50です。それから、一番多いのは、希望者全員が入居できる復興住宅を急いでつくってもらいたいというのが159件で、221分の159というと72%です。あと続くのが、避難先での生活、住宅再建のための特別支援。浪江に戻るか、戻らないかは難しい問題でもあり、当面避難生活の支援を拡充してもらいたいというのがそれぞれ139件ありまして、221の63%がそうだと。そうすると、基本的には帰町の対策も進めなくてはならないけれども、町民が今求めているというのは避難先での生活再建ということがこのアンケートでも確認されているし、先ほど申し上げた帰還の意向ありで、なかなか厳しい数字が出ているということは、逆に言えば戻るか、戻らないかは非常に悩んでいるし、今避難先で非常に苦勞をしていると。絆も含めて生活支援を強めてもらいたいということではないかと思います。

その点で私は若干懸念しているのは、副町長が全員協議会でお話されたように、軸足を帰町帰還に置くということは、方向として私は間違いはないと思うのですが、町民の置かれている状況からすれば、軸足は現に今避難している避難者の生活者支援。このことについては誰かの質問に対しては、県外避難も含めてNPOの協力もあってさまざまな支援をしているということだけでも、行政というのは最大にして最高のサービス機関ですから、行政のサービスを越えるものはない。それを部分的に補填というか補完というか、部分的なフォローをしているのがNPOだと。これも冷静に考えれば、ないほうがいいし、やらないほうがいい。それはそのことによっていろんな交流もできているわけだし、避難生活で支えにもなっているということだけでも、この課設置条例の目玉が帰町準備室だと。軸足をそちらに置くということになると、置かれている町民の状況からすると、ちょっと乖離している部分があるのではないかと。そこをどうするのだということが、私も避難者の一人として、あるいは寄せられる相談に対して、あるいは現実に私のアンケートに答えてくれた中身からも、そういう生活をしている人の支援がやはり重要だと思います。

そのバランスという言葉を使いたくないけれども、行政の展開

をどう進めていくのか、この課設置条例の中でどう進めていくのか、お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 現在、議員おただしのとおり、緊急の復旧期と申しますか対応期であります。復旧期が、非常にこれから進んでいく場合に重要な期間だということでありまして、この復旧期においては復興計画にも書いてありますように、避難先での生活を早急に改善をしていくと。その場合、住まいの確保あるいは避難先自治体との連携、そして先ほど来から出ています絆の維持、そういうものを確保しながら改善をしていきたいということであります。そのうえで、ふるさとの再生にも着手をしていかななくてはならないということで、現在インフラ、ライフラインのこれから復旧にあたっていかななくてはなりません。そのための設計調査をやって、今年の9月あるいは10月頃から復旧の工事に入っていくような手順にしていきたいという形です。

したがって、現在の避難している状況、復興計画の中でも5年、あるいは6年は浪江では生活できない、帰れないという状況の中で目標設定しておりますので、その間に避難している町民の方々には避難先での住宅の改善、復興災害住宅の建設をしたり、さらなる絆の維持を図るために、いろんな催し物をうっていきたいと考えております。

そういう状況の中で、今議員がおただしのとおり、なかなか難しい局面にたつと思えますけれども、やはり浪江町での復旧については、ステップ、ステップを段階的に進めていかなければなりませんので、当然副町長が申しましたように、帰町するという方向に向かっていく。これは短兵急ではなく今申し上げましたようにステップ・バイ・ステップで歩いていくという形になろうかと考えています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） ステップ・バイ・ステップの一直線ということではないということなので、そこは私が指摘問題意識と共通の立場ということを確認しておきたいと思います。

いま一つ、町民が今望むことについて何かとお尋ねしましたところ、今一番取り組むべきことについては、復興住宅の早期建設ということも、また別な項目で157件ということで71%。あとは医療、健康の問題、賠償金非課税の問題なども6割、7割を超えています。

そこで、復興住宅の問題について、課設置条例との関係でおただ

ししたいと思うのですが、正直、課設置条例ですから全体像を明らかにするということは無理かと思いますが、町民からすれば、少しでもやはり今の生活環境を改善してもらいたいと。復興住宅、町外コミュニティということもありますけれども、なかなか進まないということで、復興住宅について2つお尋ねをします。

一つは、復興住宅の全体計画はいつ頃示せるか。それからいま一つは、一般質問のときにも議論しましたが、桑折町のようないわゆる町が町営住宅を造って避難者に提供すると。桑折町のような独自の取り組みに協力してくれる自治体との協議。そういう角度からの復興住宅の全体計画の推進、促進ということを進めるべきではないかと思います。この課設置条例の中では、そういうことも含めてやっていくということなのか、どうなのかということが一つ。

なんと言っても最前線に立つのが職員です。全員協議会でも、この件については議論になりましたが、総務課長は10月1日と今年の4月1日を比べると職員数は減っているということですが、具体的にどういう数字になるのか明らかにしていただきたい。

それから、職員体制をどうするかと。いわゆる避難2年目、ステップ・バイ・ステップということで進めていくにしても、復旧・復興、これは所管の委員会でもいろいろ議論はしましたが、土木も含めて専門分野、事業量の増加、あるいは介護福祉、医療との関係で専門的な職員の配置、あるいは業務体制の改善が求められる。

それといま一つは、私の一般質問に答えて弁護士も採用していくと、総務課長がそういう答弁をされました。専門職という立場、先ほど議論になったADR集団申し立て取り組みとの関係もあってそういう構想になると思いますが、弁護士の採用について具体的にどう進めていくのか。この課設置条例との関係ではどういう形になるのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私のほうからは、前段に対する答弁を申し上げます。

復興公営住宅の建設については、現在、南相馬市と協議に入っている状況です。これから意向調査にもありましたように、いわき市、二本松市の中で協議を詰めていくという状況になっています。いずれ、4月1日から区域の見直しも施行されますので、施行されると同時に、先ほど来の復興庁、それから福島県、浪江町との3者で意向調査をいたしました。その結果もまとまってまいりましたので、これから具体的な協議に入っていきたいと思っています。

桑折町のような形で本当に被災者のことを考えていただいて、桑

折町の町営住宅の中に、私どもの町民も入っていいですよという好意もございました。そういう中で協定を結んだわけですが、これからそういう状況で、例えば福島市あるいは郡山市で、出ないとは限りませんが、そういう状況にあった場合も、それを視野に入れながら考えていきたいと思います。

ただ、私どもの理想を申し上げれば、町民の方がある程度集約された中で同じ避難先のほうに集まっていたいただいて、町外コミュニティを形成していただければ非常にありがたいと思っております。これも町民それぞれの考え方があると思いますので、先ほど来から質問されています戻る人、それから戻りたいけれども戻れない。戻らない人という3局の視点を大切にしながら、行政として効率的な運営ができるような形にもっていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 職員数であります。平成24年10月1日、町の正職員というのが164名であります。4月1日現在見込みであります。156人に減少いたします。また、派遣職員を合わせますと10月1日が169人、4月1日予定が162人となっております。なお、そのほかに他自治体からの短期派遣であるとか経済産業省、あるいは復興庁からの派遣を今後見込んでいるところでございます。

なお、専門職であります。弁護士につきましてはいろいろ損害賠償等の相談業務に対応するために任期付職員ということで採用を考えているところであります。

そのほかの土木であるとか、そういう専門職につきましては支援機構等の協力を仰ぎながら、また他自治体からの派遣を受けながら進めていきたいと考えているところであります。

弁護士の採用を考えているのは1人であります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

3番。

○3番（山本幸一郎君） 確認等からいきたいと思います。

復興再生事務所のところの本庁舎1階というのは、浪江町役場を指しているかと思うのですが、異動時期なのですが、4月1日はよくわかります。それで下の復旧事業課の6月1日予定となられていて、その下がふるさと再生課が10月1日、これまでの事業、それまでに至までの時期の事業は、原町の復興再生事務所でやられるかどうかということと。もしやらなければ、こちらのほうにそれまではこの課を置くのかどうかということがよく見えないのですが、その辺ははじめの1点です。

2点目は、万が一復興再生事務所に異動というか職員ですけれど

も、私若い職員の方に聞いたところ、今でさえ避難しているのに、もう一度異動するのは大変厳しいと。アンケートはあったのかというお話を聞いたら、今のところはつきりはないということを言われていた職員がいたのですが、万が一、強制的に原町の復興再生事務所に行ってくれと言われると、もしかすると辞めるかもしれないと、雑談であったのですが、そういう方も多分いらっしゃると思うのです。その辺の異動される方の職員とのコミュニケーションは十二分にとれて、了解のもとに行ってもらえるのか。はじめにこの2点お聞きしていいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 本庁舎1階ということですが、これは浪江町役場の本庁舎を指しております。

4月1日には、帰町準備室の防災係が先乗りをするといいますか異動するという事で考えております。また復旧事業課、ふるさと再生課につきましては6月1日、10月1日という宿舎の関係等もございまして遅れるということでもあります。その間ではありますが、それにつきましては、二本松事務所のほうで当分の間、事務をとっていただくということで考えているということでございます。

また、異動であります、遠隔地移動になりますので、本人の了解をとって異動をしていただくことになろうかと思っております。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） はじめの復旧事業課とふるさと再生課の場所は、当分の間はこちらのほうでやるということで了解いたしました。

異動の件なのですが、これ万が一了解を得られなかったという、30人ぐらいの人と前説明があったかと思うのですが、今の時点で30人という方の、今から了解をもらうのでしょうかけれども、内諾みたいなものは、さってばさでできるのかと不自然的に思われるんです。大変失礼なのですが、多くの職員の方からそういう要望してくれということをお願いしているんです、私個人。上のほうではわからないですけど、言えば行ってもらえるような形にいらっしゃるのでしょうかけれども、先ほどもいいましたが、今この状況でも避難をしていて、若干落ち着いている様子があるのに、今からわからないが、もう一回旦那だけ行けよとか。万が一奥さんだけ行けよというのは、かなり念入りの調整をしてもらったうえで、なるべく退職者がでないような施策を十二分にとっていただきたいと思います。課設置条例にあわせて無理のない異動をよろしく願いしたいというか、その辺をもう一度今から確認するのかお願いします。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。人事異動の話なので、ここで個別の話とは思いますが、我々は基本的には町民に雇われているということです。これから役場の職員というのは、町民が考えているいろんな姿がありますが、いずれにしても浪江町民を守るためには、浪江町はどこで存在できるかという、浪江以外の土地で存在できることは将来的にはないです。ですから、当然に役場職員は、そのことをわかって役場に奉職しているわけですから、まさにそういう意味では3.11の困難な中でも、まさにそれを乗り越えて、みんなで町民を守りながらここまで転々と異動しながら。

今議員が言われるように、役場職員自体の生活もまさに避難している状況ですから、それは言われるとおり普通のことではない。大変なことにはなっている。だけれどもここはやはり役場職員は、町民を、議会からもいっぱい求められておりますが、町民が安心できるようなことをやれということです。そうすると、少なくともそれを担うのは役場職員であって、その役場職員が、自分のおかれた職責をしっかりと再認識をして、かなり陰しい大変なこれから道になるわけですが、それをみんなで乗り越えていくしかないのかと。そういう意味では、今議員が言われたことは非常に我々も心の中に大きく受け止めますが、結果的に役場といっても人の集まりですから、人を殺したのでは話になりませんので、やはり人それぞれがということでみんなが成り立つようなこと。ただ、やはり簡単なことではないです。ですから、これはやはりしっかりと方向をみんなで確認しながら、その方向に向かってなるべく全体でそういう方向の仕事を全うできるように、これからも職員の管理も含めて努力していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第18号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番。

○16番（小黑敬三君） この中で、浪江町復興支援員、ちょうど中程ですが、県外避難者の絆づくりに従事する者とあるんですが、月額15万円。町外避難者ですと土日の活動が多くなるかと思うのですが、一部の復興支援員ですと土日は休みだということで連絡がとれないという状況があるのですが、勤務形態どうなるのかお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 土、日の活動とその勤務体制ということでありますが、現在、山形県と千葉県と復興支援を配置して活動しているわけなのですが、そういうこともありまして、今回特別職ということで、週4回以上で午前7時から午後9時までの間で7時間45分以内で勤務していただくということで、平日、休日、夜、昼を問わないということで、今後そういう形で募集をかけていきたいと考えております。その管理としましては、毎週末に所属長に報告をしていただくということになります。そしてまた、各都道府県

のNPO団体との連携も図りまして、そこに拠点ということで施設も一緒にお借りしたいということで考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第21号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） この議案にいう作業というのは、第5条第2号 うんぬんの項目にあるように、被災地域での作業活動。第5条第2号は、帰還困難区域に設定された区域において行う作業。3号においては居住制限区域に設定された区域において行う作業。したがってここには避難準備解除区域には入っておりません。しかし、警戒区域は解除されたわけではありません。避難指示解除準備区域での作業については、この条例ではどういう取り扱いになるのかというのが第1点です。

それから、別な言葉でいうと放射能管理区域に入るわけですから、当然のことながら法律の正式な名称は忘れましたが、放射線管理衛生法に基づく管理の縛りがかかるのではないかと思います。当然のことながら被ばく量、あるいは作業時間等についても制限されるわけですが、そのことはこの条例ではどういう取り扱いになるのか。

それからあと手当の問題ですが、特殊勤務手当の問題ですが、提案理由のときは、国、県の基準に合わせるということで右ならえの条例ですが、放射線管理区域に入る場合の特殊手当は、今問題になっている除染での危険手当は、20ミリ以下のところでの除染も基本

的には1万円の危険手当を出すことになっているということです。そういう点で右ならえの基準にされたわけですが、一方ではそういう特殊勤務手当、危険手当が出されていて、それと比べると2,000円とか5,000円ということですから、作業場所における線引きにはなっておりますが、いかがなものかと。ここの設定はこれでいいかどうかということについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 前からもそうなのですが、職員の特殊勤務手当につきましては、改正前は警戒区域についての特殊勤務手当を支給しておりました。今回区域の見直しということで居住困難区域、帰宅困難区域について特殊勤務手当を支給するという事で改正しております。避難解除準備区域であります、これについては支給しないということになります。

また放射能の管理であります、現在、放射線の区域に入っていくら放射線を浴びたかということでの管理をしてございます。

また手当額であります、双葉郡の総務課長会議等でもこの金額等についての話し合いを持ちました。その中で、今回、国、県と同じ取り扱いをしようということでの金額を決定したわけでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 準備区域においては手当なしということですが、これはまた双葉郡内での総務課長での確認事項とか、国、県の基準に従ったという答弁であれば、通り一遍の答弁になるわけけれども、準備区域とはいえ、ホットスポットも含めて放射能汚染の全体像が明らかになっていないわけですから、私は線引きで、特殊勤務手当の差をつけるべきではないと。これはやはりそういう危険区域で作業をさせるわけですから、健康管理、被ばく管理もさることながら、当然の危険な場所で作業をすることに対する当然な対価だと思います。職員にしろ、あるいは派遣職員にしろ、臨時にしろ、まともな人間として扱う考えがあるとすれば、私はそこは見直していくべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 国、県と同一歩調をとった、また郡内との同一歩調をとったということであり、これにつきましては、改正前にも警戒区域については特殊勤務手当が出た。計画的避難区域には出ないという矛盾もありました。今後どういう改正が出てくるかわかませんが、ある程度国、県、双葉郡と足並みを揃えた改正をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 他町村と横並びというのも、ひとつの判断基準だと思います。しかし、作業の現場は普通の災害現場ではないということ为前提にして考えるべきだと思うのです。線量計を持たせるとはいえ、準備区域の中でもホットスポットは必ずあると。逆に、雨に流されて、今回の線引きで避難解除準備区域にされた地域でも高濃度の汚染箇所があるのではないかと。そういう調査もしっかりやったうえで、したがって問題ないというのであれば放射線の衛生管理、あるいは職員の管理という点からも一定の合理性はあると思うけれども、全体像がわからなくて、ただ線引きをして避難指示解除準備区域については20ミリ以下だから、ほかの町村も出さないから出さないという線引きによる格差そのものが、別なことをいうと賠償の問題でもそういう問題が出てきているわけですが、そうあってはならない。一律賠償だと言っているわけでしょう。それはやはり本題は違うけれども、そういう発想、思想は持つべきだと思います。見直しするつもりはないですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。見直しがあるのかどうかということではありますが、今までの隣接する自治体、そして県の自治体と整合性をとっていかなくてはならない面が出てまいりますので、今回は見直しをするような状況ではないということを申し上げておきたいと思います。

ただ、今、質問がありましたように、やっぱり高い所も確かにホットスポット的なものがあると思いますので、そういうことをやはり主張しながら双葉郡あるいは福島県のほうにも、こういう考えもあるということを提示をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 放射能汚染区域での勤務、作業に対する職員の特殊勤務手当に関する条例は、一言でいうと職員の健康と安全を軽視しているという条例内容だということが今の議論でも明らかになったと思います。

繰り返しますが、今、原発サイトでは人も入れない極めて危険な区域もあります。しかし、あそこで廃炉に向けて何千人の人がさまざまな分野で活動していると。派遣の職員もいると。その中で、今

何が問題になっているかというところ、あそこで働く労働者の安全と、それを担保する現場で働く労働者に対して、正当な扱いがされていないと。第一線で働く労働者があってこそ復興再生だということが大きく問題になっております。

浪江町でも、こういう条例を制定するわけですが、基本的にはやはり低いところでの土木作業あるいは調査確認、さまざまな作業が展開されると思います。第一線の労働者は尊重すると、大事にするという姿勢にたつてこそ、職員と理事者の信頼関係が生まれるのではないかと思います。不十分さを残した条例であるということを指摘して、反対の討論にいたします。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第21号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第22号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第22号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第23号 浪江町介護保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 第5期の介護保険料の改定であります。この期間は、少なくともこれまでの経過からすれば、国保税あるいは介護保険についても減免されると思います。現実には、浪江町で介護保険を運営していくと、介護サービス事業を運営していくということになると、1万9,800円を3万9,000円、2万9,700円を5万8,500円、3万9,600円を7万8,000円、4万9,500円を9万7,000円、5万9,400円を11万7,000円、これまで最大の値上げであります。

1つは、新ためて確認する必要もないことではありますが、大幅引き上げになる理由は、どういう理由なのかということです。それと大幅値上げに伴う財源の補填であります。制度上減免されることがあっても、原発避難という予想もしなかった事態による保険料、介護保険の大幅利用増と、それに伴う保険料値上げということになるわけですから、基本的には介護保険の趣旨からしても、原発被災という特別な問題からしても、国が責任をもって減免という形ではなくて、制度上、介護保険会計に対する財政補填があつてしかるべきだと思いますが、そのことについては、県や国との関係でどういう協議がなされていたのかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではこの値上げになった理由でございますが、第5期計画におきましては、給付額が2年間、3年間の分でございますが、59億7,900万円ほどになりました。第4期においては40億円でございますので、増減で申し上げますと約19億円のお金、いわゆる給付額が伸びたわけでございます。

その中の被保険者分、いわゆる料金改定分なんでございますが、12億5,500万円が1号保険者の負担相当額になってくるわけでございます。そのために保険料が1号から5号、6号という形で倍以上になっているという状況にあります。

それから、財源の補填でございますが、これも1月臨時議会の中で補正として上げたもので、県のほうからいわゆる保険料の値上げの補填分ということで480万円の交付金がまいりました。その基金も保険料の中に組み入れた部分がございます。

それから財源の確保でございますが、当然こういった災害において身体的に、精神的に疲弊している。したがって、当然介護状態に

なってくるというのが、明らかな状況になってくるわけです。今現在、来年の2月28日までは、1年間また保険料なり、それから介護給付費の一部負担金は減免になりましたが、当然国のほうでは来年も、再来年も、半永久的に我々のこういった現状を考えるならば、国は財源を町のほうに振り分けて、当然、保険料それと一部負担金の減免についてはやるべきだと考えております。今後につきましては、当然国のほうに制度の継続をさらに強く求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第23号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第24号 浪江町土地改良施設管理条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第24号 浪江町土地改良施設管理条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第25号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第25号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第26号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 町営住宅の条例一部改正であります。これは第6条の改正がひとつあるわけですが、第6条の1号、居住の安定を図る必要がある場合として、次項で定める場合の21万4,000円。当該災害の発生の日から3年を経過した場合には15万8,000円。ここは、超えた場合の適用の問題。

それから第6条1号のイ、アに掲げる場合以外の場合、これが超える場合。アの場合は超えない場合。具体的にこの改正条例の適用について、もう少し説明をお願いしたいと思います。

それから、13条家賃の決定、事業主の定める数字は0.5以上1.3以下で町長が規則で定める。これは町営住宅の家賃の0.5あるいは1.5というのは、町営住宅のつくりによって違うのか。家賃の決定の適用条件について説明をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず6条であります。今回改正になった大きなものとしまして、いままで同居親族がいなければならないと

ということがありました。これを外しまして、同居親族がなくても単身でも入居できるということになっております。また、金額であります、住居に困窮している方で、一般的には21万4,000円を超えないことということになっております。ただ、次項ですが、第2項の4号に該当するものということで、3ページになります。第4号に該当になった場合、第8条第1項もしくはとありますが、災害の場合の公営住宅の建設等にかかる国庫補助の特例を指します。これらによって災害等にあつて、町営住宅に入居する場合については15万8,000円まで引き下げますよということでございます。

それと13条関係でございますが、これは利便性の関係でありまして、例えば公共施設でありますとか、駅とか便利な場所、そうでないところよってのケースとなります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今は町営住宅は利用できない状態でありまして、確認に留めますが、利便性によつては1以下、あるいは場所によつては1.3倍ということでしょう。そうすると築年数ということとはまったく関係なくて、地理的な利便性でもつて計数をかけて家賃をはじき出すということになるわけですが、単なる利便性だけなのか。それとも築年数なんかは勘案されないのか、どうなのかということを確認だけしておきます。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 利便性ということでありまして、その周辺地域の立地状況と公営住宅の設備等について利便性を上下させるということでありまして。

なお、参考までに現在の町営住宅の利便計数であります0.78～0.94の間に入っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第26号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第27号 浪江町図書館条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第27号 浪江町図書館条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第28号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第28号 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで3時まで休憩をいたします。

(午後 2時42分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 3時00分)

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第29号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第8号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 補正予算第8号であります。今回の補正には地方交付税の歳入が計上されておられません。復興交付金あるいは復興基金という形で来ているから、年度末の地方交付税の交付金の追加交付は見通せないということなのか。それとも我々議会が任期満了になったあと、専決で歳入を処分するという見通しと考えるのもとで本補正予算に対応されたのかどうなのか。今後の見通しについてお示しをいただきたい。

それから18ページであります。総務費、一般管理費で50万円の時間外手当が計上されております。年度期限から言えば3月末までということになるわけですが、これも全町避難で、これからいろいろ新年度に向けてかかる状況のもとでのそれぞれの課で作業があるのではないかと思います。したがって50万円で足りるのかどうなのか。時間外勤務の現状はどうなのかと。現状との関係で50万円の補正で足りるのかと、追加補正があるのではないかとということをお聞きしたいと思います。

それから、時間外勤務に関連してですが、県内各地に避難していると。ほとんど通常勤務になって土日が休みだと。できれば土日のどこかの窓口での業務と、それから金曜日の時間延長ができないかと、ぜひ町のほうに提起をしてくれという要望もあります。50万円の補正予算で、時間外手当50万円の予算で対処できるかどうかは別にして、県内各地からここにくる。そして次の日、浪江に入るとか、あるいはいろんな交流があると。そういうことのために金曜日に二本松に来る人もいるんだと。5時で終わりでなく時間延長できるように求めてほしいという要望がありました。時間延長について、土日の業務あるいは金曜日の時間延長について、どのように検討されているのかお答えいただきたい。これが18ページの補正との関係であります。

それから19ページには、復旧復興基金の積み立て2億円が、今回

の補正で計上されております。2つの名目の復旧復興基金がありましたが、それぞれの基金残高は、交付金基金といったか一つは。基金残高は幾らになっているのか。それから地方交付税の特交も含めた追加交付との関係もありますが、基金の追加交付はあるのか、ないのか。

それから38ページ、町史編纂であります。町史編纂について、報償費も含めて大幅に減額であります。執筆がなされていないと、この補正予算書からは判断するわけですが、町史編纂の大幅減額と今後の編纂の計画についてお示しいただきたい。

それから、戻りまして27ページです。災害救助費の節7のところに賃金があって、臨時技能員賃金、これが福祉こども課です。それから教育委員会での臨時労務だから臨時技能職賃金が計上されております。それぞれどういう中身で支出予定なのかお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 地方交付税であります。去年は多くの額が決定していなくて、専決で18億円予算化したと覚えております。今年度は、ある程度震災特交についてもある程度既に交付になっておりますので、それについては既に予算化をしているというところであります。

ただ、3月交付分であるとか普通交付税の調整率の戻し分については、まだ3月の補正に間に合わないということで、これについては指令を待って専決させていただきたいと思います。ただ、昨年のような18億円とか大きな額にはならないということでは考えております。

次に、18ページの時間外手当であります。50万円ということでもあります。50万円に間に合うのか、足りなのかということでもあります。50万円に足りということでの今回の計上、補正をしているところであります。

また、土日の休みの開庁、役場を開いてくれということでもあります。また、金曜日、時間延長ができないかということでもあります。現在まで、このことについては、土日については日直扱いと考えていましたので、これについては今後庁舎内のほうで検討させていただきたいと思います。

19ページの復旧復興基金の現在高であります。これは16ページ、繰入金の説明の中の最後の欄に、補正後基金残高見込額ということで42億8,212万3,000円、これが積み立てをして、また取り崩しをしたあとの残額ということでもあります。現在までの残高ということでは

ございます。

基金の追加交付ということにつきましては、先ほど申しましたように、今後まだ確定していないものについては、ある程度専決予算でお願いせざるを得ないということでもあります。その中で、財源が出てきた場合については、基金ほうにも積み立てするようになるかもわからないということでもあります。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 教育委員会関係２点ほどご質問が出ておりますので、ページ順にご説明申し上げます。

最初に27ページ、教育委員会分は28ページ、臨時労務賃金等でございますが、今回の補正は平成23年度の臨時職員の精算ということで補正を組ませていただきました。平成23年３月１日から３月11日まで勤務した分の精算分でございます。一時仮払いはしておりますが、今回出勤簿等を学校のほうから持ち出してきており、それで確認できましたので、今回精算ということで補正を組んでおります。

内容は、用務員４名、給食調理員19名、児童クラブ指導員20名、幼稚園臨時職員４名、それに介助員10名、事務補助員３名ということで、それらの方々の補正予算でございます。

38ページ、町史編纂関係でございますが、まず町史編纂委員報酬、町史編纂専門員報酬等についてそれぞれ減額しております。委員の皆さんには町史の原始、古代、中世編の発刊に向け、いろいろなご意見を聞きながら進める予定でありましたが、委員の中には被災されて避難されている方、あるいはお亡くなりになった方もございまして、開催に至らなかったというのが大きな理由でございます。

次に、報償費の執筆原稿料の謝金の減額でございますが、執筆の先生方は６名、それから協力員が３名それぞれお願いし、平成23年３月まで原稿をお願いしておりました。震災後、先生方と連絡をとる時間がなく２年間経過してしまったところでございます。お一人の先生からは原稿が上がってきております。そのほか執筆の先生方には、やはり震災で避難されている方、あるいは職場が転勤になった方、あるいは原稿が出来ていたのですが家が倒壊して原稿が見つからないといった先生方もおりますので、そういった報告を受けております。

今後ですが、避難生活という異常な状況下だからこそ、ふるさとへの思いや絆を大切にする上からも発刊に向けて期待を抱いている方もおりますので、その辺も含めまして今後早い時期に町史編纂委員会を開催し、皆さんのご意見を聞きながら今後の計画をもう一度立て直したいということを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 27ページ、臨時技能員賃金の件ですが、ただいま教育委員会のほうでも説明あったのですが、保育所の臨時職員の分でございます。コスモス保育園、津島保育所、児童館の38名分の精算分でございます。3月1日から3月11日までの分の精算分でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 財政の問題でいうと、3月にまた地方交付税の追加交付があるのではないかと、その分については専決をしたいということですが、私は役場に勤めたことはありませんが、地方交付税の交付については、ある日突然通知が来て、いつのこまにか入っていたというものではないと思うのです。一般的に私は。

したがって、決定通知が来ていないけれども内示があるとか、そういう流れになっているのではないかと。現時点で予想される追加交付があるのかどうなのか。財政需要額の申請との関係でこれぐらいは見込めるというものがあるとすればお示ししたいと思えます。

それから、窓口業務については今後検討ということですが、私もそういう連絡をいただいてそうだなと思ったんだけど、ほとんどここが平日業務になっているということで、遠くの方は土日が休みなので、できれば金曜日時間延長お願いできないかという要望でした。したがって、これは50万円の残業手当の追加補正で足りるかどうかはわかりませんが、今の教育次長の答弁ではないけれども、臨時職員の賃金、平成23年3月1日からの精算と。これがいいかどうか、またあとで確認しますけれども、そういうこともあり得るので、それこそ避難という異常事態における町民サービスの在り方の一つだと思います。新年度からということではなくて、できるだけ年度末でもあるし、総務課長の判断なのか、副町長の判断なのか、町長の判断なのかはわかりませんが、町民サイドからの必要な、あるいは非常に重要なというか、避難していればこそその要望でありますので、ぜひそれに応えていただきたいということですので、一歩踏み込んでお答えをいただきたいと思えます。

復興基金の残高については42億8,200万円ということで、大変大きな金額であります。前段、課設置条例のところでも避難町民の生活支援という意見を申し上げましたが、ハード事業だけが復興復興基金の支出目的ではないと思いますので、町民に浪江町との信頼関係、生きて頑張るという意欲、そういう夢、希望を持ってもらうためにも、基金の有効な活用を進めていくべきではないかと思えます。

お答えください。

今年度分としての追加交付もあり得るということでありましたが、全く額としては想定できないものなのかどうか。そこも含めてお答えください。

町史編纂も、まったく現状は答弁のとおりだと思うのです。逆に私は答弁を聞いていて、町史編纂のための必要な資料収集というのは、より一層難しくなってしまったのではないかと。発刊に向けた計画の立て直しという答弁でしたが、やはり現代史の中に、この震災記録も浪江町の近現代の歴史として残しておく必要がある。その角度からも、町史編纂として取り組んでいく必要があるのではないかと。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会の賃金の問題ですが、前段でふれましたが臨時職員の賃金の精算で、平成23年度3月1日からの分で精算したと。これはいままで別な科目で払っていたと思うのです。払っていないということはありませんので。次長の答弁の中にあったのかもしれませんが、聞き漏らしましたので、今までの支払いはどうされていたのか。今回は精算だということですが、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず地方交付税であります、ご承知のとおり地方交付税の中には普通交付税、特別交付税があります。普通交付税につきましては、需要額マイナス収入額ということで、ある程度金額はすぐ確定します。ただ特別交付税の場合につきましては、いろいろ要求、要望はするのですが、その中ですべてが全部入るということではありませんので、なかなかその額についての確定は難しいということで、通知が来ないとわからないところがありまして予算化が遅れるということがございます。

次に、金曜日の時間延長ということですが、どういう窓口であるとか、どういう職場が残ればいいのかという検討も必要だと思いますので、これは庁内で検討させていただきたいと思っております。

基金の有効活用であります、42億円ございますが、やはり復旧・復興になれば、相当な額が出ていくのではないかと考えております。これは本当に交付金等も使いながら有効に基金を活用していきたいと考えております。

また、今後の基金の繰り入れといいますか、積み立てであります、依存財源でまだ決まっていない、額が決定していないものがあります。それらの財源の増減によって見通しがたたないとい

うことでありまして、それらで増加額が出てくれば、ある程度基金のほうには積み回しをしたいという考えを持っているところであります。現在どれぐらい基金に積み立てるかという想定はできないといことのでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 町史編纂についてお答えいたします。先ほど次長からお答えしたとおりですが、少し補足を申し上げながらお答えを続けますが、現在、古代から中世までのものの編集にあたっております。被災の平成23年の前半、8月から9月あたりまでに原稿を揃えるという形で進めていたわけですが、被災のために滞っているというのが状況でございます。

個々の先生方の事情は先ほど次長がお答えしたとおりですが、中には原稿を一旦失ったけれども、何とかこれまでの関わりを生かして浪江町の力になりたいとおっしゃってくださる委員の方もおられますので、こういったことを力に、当面は平成25年度の間は、そういった方々の力をいただきながら、どこまで修復できるかはともかく、今取りかかっている編の原稿あるいは資料をできるだけ集めたい。

それから先ほど議員がおっしゃったように、従来の編纂の一連の流れはできておったのですが、いろんな事情が変わっておりますので、順番であるとか内容の分け方なども含めまして編纂委員会をもう一度開いていただいて、きちんと見定め直すことが必要なんだろう。こんなことも平成25年度あたり資料収集と並行して進めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 28ページの賃金の件でご説明申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、教育委員会の予算というのは本来であれば10款でございます。10款のほうから先に概算払いということでお支払いしておきましたが、タイムカードとかあるいは学校関係ですと出勤簿なんです。学校関係の出勤簿というのは金庫に保管していたということで、なかなか持ち出しも出来なかったという理由もございまして、今日になったところでございます。今回遅くなったというお詫びも含めまして、明細をはっきりさせて今回精算したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 最後の答弁ですが、別な科目で支払っていて今回それを精算するというのではなくて、いままで未払いになっていたということだけ結局。学校職員、用務員のタイムカードの持ち出

しできなくて支払いが遅れていたと。それを精算するということですね。それはわかりました。

それから、町史編纂については、方向としては共通の立場を確認できたと思うのですが、一言、災害記録史は町で発行するといっていますが、災害記録史とは別に、浪江町の町史として未曾有の災害を受けた今時の災害記録を町史という立場から編纂する必要があるのではないかと。従来の遅れている町史の編纂を進めるということと合わせて、今後の新たな課題として取り組むべき問題ではないかと思うのですが、そこのところどうお考えなのか。

それから、基金の追加交付についてはあり得ると。依存財源として予定している部分もあるので追加があるのではないかと。ただ今後、復旧、復興に大きくお金がかかると思われるので、そちらに使うようにしたいということです。私は前段、職員の災害現場での危険手当の議案でも指摘しましたが、やっぱり復旧、復興の土台は、私は人だと思えます。だからもちろんハード面での復旧、復興それはそれで必要です。同時に、町民が本当に町との信頼関係を深めることができるような支援、先ほどの課設置条例のところではいろんな角度から議論はしましたが、やはり町民を大事にすると。それが復旧、復興の基本だと。人間の再生が大前提、家と言えば土台、柱だと思えます。そういう角度で避難町民の支援にも活用していきたいというお考えがあるかどうか、町長お答えください。

それから、土日の勤務です。これはどういう需要があるか庁内で検討していきたいということです。それはそれで必要な手続きだと思えますが、我々が考えられることとしては、4月1日から立ち入りが自由になると。あるいは津島も含めた帰還困難区域が新たな手続きが必要になると。そういう業務は増加すると思います。それに応える業務体制をつくる必要があるだろうと。それと、あえて優秀な皆さんには釈迦に説法かもしれませんが、年度末であり新年度を迎えます。そういう暦の節々での新たな手続きの仕事が出てくることは100も200もご承知のとおりであります。避難町民がぜひそういう業務体制をつくってもらいたいということですから、そんなに時間をかけて議論しないと結論出せない話ではないと思います。町民の要求に応えるスピーディーな行政展開をどうされるのか、きっちりとお答えいただきたい。総務課長の権限で答えられないとすれば、人事管理については檜野照行副町長からぜひお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 町史についての重ねてのご質問にお答えし

ます。災害に関する記録をきちんとした形で残さなくてはならないというご指摘ですが、これは本当に大切なことだろうと思います。ちょっと小難しいことを言って恐縮ですが、町史ということになりますと、通史という古代からずっと一つの大きな流れがございます。それから執筆をお願いしている方は、それぞれの学者の方でございますので、専門性とか学問性を非常に大事にされますので、そういう流れの中にどういう形で組み込めるのか。あるいは資料として、町史を補う資料として、例えば既に出ております民俗編であるとか、自然編というのはそういう性格を持っておりますが、そういったどういう形がいいのかも含めまして、編纂委員の方々のご意見いただくのが一番だろうというご指摘をいただいたということを前提に、そんな道筋で考えてみたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えいたします。町民のサービスのための窓口の時間延長ということだと思います。これについては、それがまさに町民が今一番求めているということであれば、それに対応するのが当然なので。ただ現実的に、今それぞれの部署にそれらの要望とか延長してくれという声が上がっているんだと思いますので、その辺を早急に確認をしながら中で検討して、必要なものは対応したいということで臨みたいと思います。

というのは、一つは町民も多分我々の開いている時間にあわせて努力して来ていただいているのかなということもあります。

ただ、窓口開けたけれども全く来ないまま、ずっとやるということも、ちょっとある意味ではもったいないということもありますので、だらだらと時間をかけるという意味ではなくて、実際の声と我々のところでどんなところをどうすればいいかということを検討して、早急に対応したいと思います。

それから、関連して人でもって住民にサービスするものですから、役場職員の手当も含めてしっかりとそういうことを考えてお金を使えということだと思います。それらについても当然に必要なものはしっかりと使って、実際に働いている人が

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副町長（檜野照行君） 基金の話は、今大きな話で言われたのだと思います。そういう意味で、大変な金額の基金も抱えるわけですが、それらについても一番どう使っていくのがいいのか。これは確認しながら有効に使うことを考えていきたいと思っています。

よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第29号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第30号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第30号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第31号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第31号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第32号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第32号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第33号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計

補正予算（第３号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第１、議案第34号 平成24年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号 平成24年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

18日は、午前９時より本会議を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

（午後 ３時４０分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 2 5 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 4 号）

平成 2 5 年 3 月 1 8 日（月曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 5 号 | 平成 2 5 年度浪江町一般会計予算 |
| | 議案第 3 6 号 | 平成 2 5 年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計予算 |
| | 議案第 3 7 号 | 平成 2 5 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計予算 |
| | 議案第 3 8 号 | 平成 2 5 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計予算 |
| | 議案第 3 9 号 | 平成 2 5 年度浪江町公共下水道事業特別会
計予算 |
| | 議案第 4 0 号 | 平成 2 5 年度浪江町工業団地造成事業特別
会計予算 |
| | 議案第 4 1 号 | 平成 2 5 年度浪江町農業集落排水事業特別
会計予算 |
| | 議案第 4 2 号 | 平成 2 5 年度浪江町介護保険事業特別会計
予算 |
| | 議案第 4 3 号 | 平成 2 5 年度浪江町財産区管理事業特別会
計予算 |
| | 議案第 4 4 号 | 平成 2 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計予算 |
| | 議案第 4 5 号 | 平成 2 5 年度浪江町水道事業会計予算 |
| | 同意第 1 号 | 固定資産評価員の選任について |
| | 同意第 2 号 | 津島財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 2 | 発委第 1 号 | 浪江町議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 3 | 発委第 2 号 | 浪江町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 発委第 3 号 | 原子力災害からの住民の生活再建に向けた
施策の実施を求める意見書（案） |
| 日程第 5 | 発議第 1 号 | 北朝鮮の地下核実験実施に対し厳しい制裁
を求める意見書（案） |
| 日程第 6 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査について | |

出席議員（１９名）

１番	愛 澤 格 君	２番	山 崎 博 文 君
３番	山 本 幸一郎 君	４番	吉 田 数 博 君
５番	若 月 芳 則 君	６番	横 山 精 一 君
８番	泉 田 重 章 君	９番	橋 爪 光 雄 君
１０番	田 尻 良 作 君	１１番	渡 部 貞 信 君
１２番	鈴 木 辰 行 君	１３番	佐 藤 文 子 君
１４番	紺 野 榮 重 君	１５番	佐々木 恵 寿 君
１６番	小 黒 敬 三 君	１７番	勝 山 一 美 君
１８番	三 瓶 宝 次 君	１９番	佐々木 英 夫 君
２０番	馬 場 績 君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	檜 野 照 行 君
副 町 長	渡 邊 文 星 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
代表監査委員	山 内 清 隆 君	総 務 課 長	根 岸 弘 正 君
復興推進課長	谷 田 謙 一 君	町民税務課長	大 浦 泰 夫 君
災害対策課長	岩 野 寿 長 君	産業・賠償対策課長	高 倉 敏 勝 君
復旧事業課長	鈴 木 敏 雄 君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺 野 則 夫 君
福祉こども課長	星 光 美 君	生活支援課長	中 田 喜 久 君
会計管理者兼出納室長	島 田 龍 郎 君	教育委員会教育次長	屋 中 茂 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 口 勝 美	次 長	岩 野 善 一
書 記	中 野 夕華子		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第35号 平成25年度浪江町一般会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 任期最後の議会であります。よろしくお願いいたします。いくつか当初予算の問題で質疑をしたいと思います。

まず、平成25年度予算と基本姿勢という角度からおただしいと思います。予算資料めくって裏のページに、平成25年度予算について、概括的な説明があります。こういう書き出しです。震災発生以降、全町避難が継続している当町の財政状況は、昨年度に引き続き町税をはじめとする自主財源が確保できず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない厳しい状況であることに変わりはない。ここに書かれていることを否定するつもりはありません。

私は、常々申し上げているし、理事者においても共通の認識をお持ちだと思いますけれども、かかる事態になったのは、東京電力福島第一、第二原発事故による避難という根源的な問題があるからです。改めてそういう立場で概括的な説明について確認をおきたいと思いますが、少なくとも私はこういう位置付けということになれば、県、国との関係でも、財政問題では受け身にならざるを得ないのではないかと。自主財源に頼らざるを得ないという財政事情ではあるけれども、浪江町としては何も受け身になる必要はないと私は考えております。そのところ、理事者はどういう認識なのか。根源的な問題として指摘をして確認しておきたいと思います。

次は、同じく予算資料の薄い資料ではあるけれども、コンパクトに要領よくまとめられております。6ページから3つの基本方針に基づく重点取り組み事項について書かれてあります。

第1は、すべての町民の暮らしの再建というタイトルで、主な事業について書かれてあります。

この事業と財源構成を検討させていただきましたけれども、当然執行者はおわかりだと思えますけれども、一般財源が50%を超しているんです。すべての項目について申し上げますけれども、この第一の柱の主な事業の総額が4億1,579万2,000円です。国県財源が36.8%、一般財源が2億1,416万7,000円で51.5%、その他の財源が5,126万1,000円で12.3%ということで、町民健康管理プロジェクトについては7事業、生活再建促進プロジェクトにおいても7事業、町外コミュニティ整備促進については1事業、そのトータルが先ほど申し上げましたけれども、それぞれ特色のある重要な事業がプロジェクト事業として計画されております。

しかし、それぞれの事業の必要性については冒頭に申し上げましたように、原発避難、放射能被ばくということからくる様々な事業であります。それなのに、なぜ一般財源が50%も超す財源構成になっているのかお尋ねしておきます。

それから、それに関してでありますけれども、食品等放射能分析事業、これは6台配備するということです。国県からの配備ということになっていきますけれども、設置場所をどこにするのか。設置場所はどこなのか。当然のことながら、内部被ばくを考えた場合、食品の放射能分析の事業は極めて重要だと思います。しかし、6台の設置のみということになれば結論から言えば、私は足りないと思うわけですが、このことについて、このままでいいとお考えなのか。取りあえず国県から6台が来ると。今後については、こういうふうに拡充したいという考えがあるとすればお示しいただきたい。

それから、足りないところをどうカバーするかということでもありますけれども、一つは避難先町村との連携の問題もあると思います。そのところを具体的にどうされるのか。

それから、県内県外配備の計画。県外にいる人だって、放射能が心配だから遠くに避難しているわけでありまして、県外避難すべてということは無理かもしれませんけれども、少なくとも浪江町のプロジェクト、あるいはNPO、そういう事業体のあるところにおいては配備する必要があるのではないかと。その計画があるのかということです。

それに関連して機材の性能であります。食品放射能分析機械においては、安いのは3万6,000円、それから中の下、40万円程度。高いものになると1台180万円、あるいはもっと高いものになると260

万円。今回配備される分析機というのはどの程度の品物なのか。国県から来るからそれを使わせてもらおうということになるのかもしてませんけれども、そこまでやっぱり確認して。逆にいえば、その程度のものでいいのかということもまた考えておく必要があるのではないか。機材の性能についてお尋ねいたします。

それから、食品分析に関して、4月1日から区域再編に伴う現地浪江に出入りすると。この場でも、浪江で野菜を作っているのか、食べていいのかという議論もなされたようでありますけれども、注意はしても人情として作ったり、持ち出したりすることも考えられるということで、区域見直しとの関係で水際対策をどうするのか。ガラスバジとスクリーニングはするけれども、食品については持ち出し禁止とするからそれはないということだけでは済まされないのではないかと、水際対策についてお尋ねいたします。

それから、町民の健康管理と暮らしの再建の問題でありますけれども、町民の健康管理という点からいえば、大熊町では百六十何カ所、町が独自に空間線量の測定をやっている。それがつい最近の新聞にも報道されました。2、3日前、津島区長会主催で定例の区長会がありました。区域見直しに伴う町の説明ということで、副町長渡邊さんも出席をされておられました。そこでもお聞きになったと思いますけれども、ここ1年以上、基本的には冬場を除いて大字の区長が自分達の住宅の空間線量を毎月一辺、町から機械を借りて継続的に検査をしております。終わってから議論になりましたけれども、浪江町では放射能対策とは言っているけれども、独自の検査をやっていないということがわかったと。それでいいのかということでした。町民の健康管理という点から、町独自の線量調査、私はこの場で何回も申し上げておりますけれども、文部科学省がやっているとか、農林水産省がやっているとかということで、部分的なデータの提供はありましたけれども、改めて土壌、水、河川、森林の調査の必要があるのではないかと。少なくともこの予算、平成25年度予算を見る限りはそれがないということです。

なお、大熊で独自に空間線量調査をやっているということについては、3月16日の民報新聞に報道されております。当然職員の健康管理も考える必要があるし、土壌検査とか水質検査ということになれば、専門的な技術も必要だということなので、大学や研究所などとの連携が必要ではないか。そういう立場からの町独自の線量調査、ここには入っていないわけだけれども、どう対処するおつもりなのかお示しいただきたい。

それから、町民の健康管理に関係して、私も一般質問でおただし

しましたけれども、県外避難の子供達の甲状腺検査、これは対象者が1,409名いるのに終わったのはわずか69名。検査率が4.9%です。これは県外にいるからということで放置はできない。いろいろ県外との連携もすると担当課長はお答えになりましたけれども、かかる状況は緊急に18歳以下の子供達の甲状腺検査をやる必要があると思います。そのことについて、平成25年度予算の中でどうクリアしていくのか、改めてお尋ねいたします。

それから、資料ページ7ページ、町外コミュニティの意識調査の問題であります。これもいくつかありますけれども、質問項目は取りあえず一つにいたします。私も一般質問で申し上げましたけれども、今現在、県内のプレハブ仮設住宅に4,500人、2,242戸の方が今なお住んでおります。あえてこれを取り上げましたのは、なぜ町外コミュニティづくりが遅れているのか。この予算資料では、③で町外コミュニティ整備促進プロジェクトで町外コミュニティの意向調査をやると。この予算が267万3,000円だと。必要な調査だとは思いますが、総論的に言えば遅れていると。

今ここに入ってくるときに、町内のある女性と会いました。あんたは避難民だと言われて、考え方が違う。会社をくびにされた。医者にかかりたいんだけど、会社をくびになったので保険証をどうすればいいのかということで町に相談に来たということです。詳しい話は時間もなかったので聞きませんでしたけれども、プレハブに入っていて、町民がやっと仕事を見つけて働いていても、そういう意味では、一方的な受け止め方になってしまうのかもしれないけれども、言われなき非難を受けて解雇される。帰り際にいわきナンバーだということで、車の当て逃げもされたということまで涙ながらに話しておりました。担当の女性の職員も真剣に彼女を説得していました。同情だけではすまされません。

平成25年度が浪江町の復興元年だとするならば、町外コミュニティづくりをどう促進するかということが問われている。意向調査もいいでしょう。やることははっきりしているわけだから。具体的に一つ一つこなして、町民の苦難に伝えていく必要があるのではないかと思います。改めて、遅れている町外コミュニティづくりの促進をどうされるのかお尋ねしておきます。

それから、生活再建の問題、ふるさと浪江の再生に関わってお尋ねいたします。アンケートについては答弁を聞いてからまた改めて取り上げたいと思いますけれども、町のアンケートで「判断がつかない」29.4%、「戻らない」27.6%、57%。これはアンケート概要版の16から17ページに書かれております。要するに財物賠償も遅れ

ているということもありますけれども、示されている財物賠償基準そのものが極めて不十分だと。そこで町として、オール浪江の声として2つの角度から取り組みを強化し、ふるさと浪江の再生、すべての町民の暮らしの再建を支えていく必要があるのではないかな。

2つの角度というのは、1つは被災者生活再建支援法という法律があって、今の法律では全壊家屋に対して300万円の国の支援があります。300万円もらったところで新築できるわけではない。もちろん財物賠償もあるけれども、新天地で土地を求めて家を買うということになると、被災者生活再建支援法300万円をせめて500万円に引き上げるということが必要ではないかな。平成25年度の大きな取り組みの一つとして町が力を入れるべき仕事ではないかな。もちろん我々議会でもありますけれども、任期はこれで終わりであります。

それと合わせて、どうみても福島特措法でそこまでは考えていない。したがって、福島は特別な事情があるわけですから、被災者生活再建支援法の全壊家屋、半壊家屋に対する財政支援の増額と同時に、福島特措法でもこれを対象にさせるということが必要ではないかな。法的な支援金の拡充に対して、平成25年度予算の中で、いわゆる大きな項目としてあげられている事業の大きな取り組みとして進めていくのかどうかおたдаししたいと思います。

それから資料8ページであります。被災者経験を次世代や日本に生かす。脱原発、災害対策。非常に大きな構えです。こういうスタンスがやっぱり浪江町としては非常に大事だ。狙い所が非常に良い。改めて評価をしておきたいと思います。

その上でです。いくつかありますけれども、確認しておきたいことがあります。一つは、被災児童の就学援助の問題であります。これは市町村が組んだ予算の半分を国が補助すると言うことであります。この8ページの資料によれば、仮設学校運営という事業名の中に、就学援助等も含めて1億6,200万円あります。いろいろ決算書も見ってみました。予算書も見てみたんですけども、多分民生費に入っているのではないかと思います。教育費にはありませんでしたというかな、私は確認することができませんでした。就学援助について、浪江町ではどのような予算を組まれているのかということについてお尋ねいたします。

それから、震災記録史の発刊についても書かれてあります。このことについてでありますけれども、一つは私が山古志村に去年行ってきましたけれども、山古志村の支所は合併して長岡市になりましたけれども、山古志の支所に大地震の被害の状況を3Dで約30分の放送しておりますというかな、希望者にはそれを映像記録として見せ

ております。そこには必ず職員が立ち会って、いろいろ当時の状況や視聴者の質問にも答える。震災記録史の発行と同時に、やっぱり映像記録も残す必要があるのではないか。こういう計画があるのかどうか。

それから、震災記録史については、発行部数2,000ということです。なぜ2,000部なのか。単純にお尋ねしておきます。

それから、被災経験を次世代に残すという意味では、今のような取り組みと同時に、復興プロジェクトを別な角度から立ち上げる必要があるのではないか。子供、若者の意見や提案、女性の視点からの提案、高齢者からの提案、事業再開を目指す提案。あとでまた時間があったら私が今取り組んでいる独自のアンケートでも、50%以上が仕事がないという方です。仕事を求める、雇用の場を求める立場からの浪江町復興プロジェクト。行政の感覚だけではなくて町民の感覚で復興再生のプロジェクト事業に取り組む必要があるのではないか。そういう計画があるのかどうか。そして、大きな構えがあっていいといいましたけれども、計画策定を日本と世界に発信していくと。脱原発の問題も含めて、こういう視点での取り組みが求められている。そういう計画があるかどうかお答えください。

それから、9ページのその他の事業のところに災害弔慰金のことについて記載されております。災害弔慰金は、平成25年度として5億円の予算。要するに災害関連死が今後もこれだけ予想されるということです。

そこでお尋ねいたします。一般質問でも取り上げましたけれども、今なお孤立、孤独による災害関連死、災害ストレスによる関連死、身体機能の後退による精神障害にまで発展している人達、認知症の増加による家族の介護や支援の苦難。これは災害弔慰金はそういうものまでは入っておりませんが、正直他の町村と比べると、浪江町の災害弔慰金の申請件数に対する認定割合は非常に高い。それは、それだけ審査会で真剣に被災者の立場で審査しているということだと思います。他の町村のことをあまり言いたくはありませんけれども、残念ながら同じような立場にありながら、飯舘村では極めて低いという現状です。そういう意味からすると、浪江町で真剣な取り組みが行われているということは推察されます。その上で何ですけれども、被災者の立場で広く認定すべきであると。そういう立場で審査会に町の方としては、上がってくる申請に対して少なくともそれ以上は目を通すわけでしょう。認定されなかった問題についても、審査会の審査結果として回答を見ているわけですから、そういう点から、なぜ認定されなかったのか。1件でも災害関連死と

して認定されるような問題点の整理をする必要があるのではない
か。認定から外れた主な理由について。もし、担当課のほうで整理
されているとすればお答えいただきたい。

以上、平成25年度当初予算に関連して、いくつかの問題について
お尋ねいたしました。お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 平成25年度の予算編成についての考え方という
ことでのご質問がございました。議員おただしのとおり、受け身には
なっておりません。現在、ことあるたびに各省庁に対しては強く
要望して、とにかく財源の維持、保持がぜひ必要だということで、
事あるたびに申し上げて要望しております。議会の皆さんも、要望
活動を強めていただいております。議会と一緒に、やはり私
どもは攻撃的に、予算確保のために動いていかなければならないと
いうことでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 財源の問題でありますけれども、一般財源
の比率が高いのではないかというご質問でありますけれども、今年
度の予算につきましては、まず国、県の予算につきましては、原子
力災害避難区域帰還再生加速事業委託金等を使っております。また、
福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金、これらの補助金、委
託金を活用して予算編成をしたところであります。またこの一般財
源でありますけれども、復興特別交付税につきましては、交付税と
いうことでどうしても一般財源になってしまうということでありま
す。復興特別交付税の中には町民税の減収分、あるいは手数料等の
減収分、これら一般財源の補填をするための措置がされております。
これらを当然財源として充てておりますので、一般財源扱いという
ことになりますので比率が高くなっているということでございま
す。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

資料の6ページ、職員等放射能分析事業でございますけれども、
この事業につきましては継続事業でございます。現在上竹のほうで
機器を6台、それから職員等を6名配置してモニタリングをやっ
ているということでございます。平成25年度も継続的にやりたいと
いうことで予算を計上したものでございます。

今後ですけれども、4月1日から区域再編が施行されるというこ
とでございますので、町内でもそういった検査機器を設置したいと
いう検討を今後したいと考えておるところでございます。

それからこの機器は、1台約500万から600万円程度だということはお聞きしております。

次に、水際対策でございますけれども、対策につきましては、今後、町広報、さらにはフォトビジョン等で町民への周知をしてみたいという考えがございます。さらに、町独自のモニタリング調査でございますけれども、現在町内の公共施設、それから仮設住宅、警戒区域内の井戸水関係の調査を町独自で行っておるところでございます。これらにつきましては、平成25年度も継続的に実施していきたいという考えでございます。なお、その結果につきましては、町広報等でお知らせしております。

さらには国独自でも土壌、あるいは河川の水質検査は実施しているということでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは県外へ避難している子供の甲状腺検査についてお答え申し上げます。当然のことながら、県のほうで今現在も実施しておるわけございまして、4.9%の数字というのは非常に低い数字でございます。したがって、今後県に早急なる検査の実施を強固に要望してまいります。

それから、町のほうの甲状腺検査でございますが、県内に、県外に避難している子供さんに対しても、町では今までも検査の日程等お知らせしながら、その周知を図ってまいりました。

今後とも、県外、県内問わず、町の甲状腺検査を受けるよう今後とも案内してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、町外コミュニティについてお答え申し上げます。

このことにつきましては、現在国、福島県、そして受け入れ自治体との調整に着手した段階でありまして、既に南相馬市とは第1回目の協議をした段階であります。近々二本松市との協議も始まる予定であります。

また、今回のアンケート調査の結果では、町外コミュニティに対してなのですが、居住するが19.5%、居住しないが30.3%、現時点では判断できないというのが47.6%という結果となっております。約5割の方が現時点でなかなか判断できないような状況となっているということで、理由としましては災害公営住宅の建て方とか、間取りとか、周辺の生活環境の整備状況等々が今の段階でわからないということなかなか判断がつかないということがあります。そういうことなものですから、今回のコミュニティの意向調査の中では、

この辺を少しでもはっきりさせながら再度さらなるアンケート調査を行いたいということでの予算措置をしたところでございます。

議員おただしの遅れている理由なんですが、まず一つは用地の選定が一番やはり考えられるのかなと思っております。特に町としての町外コミュニティとして考えておりますいわき市とか南相馬市につきましては、その自治体そのものも被害を受けておりまして、そちらでも復興公営住宅を造っているということで県営での災害復興公営住宅の用地の選定がそういう関係で少し遅れているということも考えられているとことであります。そういう中で、少しでも個別協議を進めながら、災害復興公営住宅の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 生活再建支援金ですが、最高で300万円でありまして、現在町で要望しているのは、全壊、半壊した流失した家ばかりでなくて、長期避難のほうも該当できないかということで要望しているところでございます。

金額を300万円から500万円にするという件については、今後ご意見を参考にしまして検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 資料の8ページでございますけれども、被災児童の就学援助の件でお尋ねでございます。予算書でいきますと104ページ、災害救助費の中で就学援助費を予算化しております。113ページの13委託料では、自動車運転対策ということで民間バス借り上げによる通学支援。それから115ページの19負担金補助金では遠距離通学の助成金。それから116ページの同じく19負担金補助金の方では小中学校給食負担金、それから117ページの19負担金補助金では、小中学校の就学援助費負担金。それから飛びまして150ページでございますけれども、10款の10の4の2の19では幼稚園就園奨励費をそれぞれ予算化しております。よろしくどうぞお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 震災記録、なぜ2,000部なのかということでもありますけれども、震災記録につきましては早稲田大学等の協力を受けながら先月職員の聞き取り調査を実施いたしました。それをもとに記録史を発行したいということでもあります。その配布先につきましては、関係機関ということで2,000部ということで予定したところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉子ども課長（星 光美君） 災害弔慰金の関連死についてということですが、302件申請受理した中で不認定が8件ほどありますが、この理由ということなんですけれども、個人情報なものですからご理解いただきたいということですのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 先ほどの震災記録で答弁漏れありました。映像記録ということでもありますけれども、映像記録につきましては調査をしまして今後検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、復興プロジェクトの子供とか若者とか女性とか高齢者を入れた計画を策定する必要があるのではないかということについてお答え申し上げます。町では昨年10月に復興計画を策定したのは御存じのとおりであります。平成25年度につきましては、この見直しを予定しているところであります。復興復旧への取り組みのより具現化ということでの見直しを考えているところであります。背景といたしましては、4月1日からの区域の再編、さらに平成25年度中には財物賠償関係の支払関係も出てくるのかなと考えております。さらに町外コミュニティでも、個別協議等が入ってきますのである程度の進捗が考えられます。そういう中で、1次計画策定時との状況の変化ということで、これまで不透明であった前提条件が大分明らかになってくるということでの見直しを考えているところであります。

なお、この見直しなんですけど、昨年復興計画を策定したときも、103名という多くの町民の方での協議をしていただいたということでありまして、この見直しについても同じように考えているところであります。

なお、平成25年度につきましては、個別計画といたしまして、まちづくり計画を策定する予定となっております。平成24年度で津波シミュレーションを行いまして、それに基づきまして津波被災地関係の高台移転とか、さらに津波被災地の方の町内への復興公営住宅の希望もございます。さらに町の高線量地区住民からの町内への復興公営住宅への希望等がございます。そういう中でのまちづくり計画を平成25年には計画しているところであります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 平成25年度財政運営に対する基本姿勢としては、攻撃的に予算確保をしていくと。受け身にはならないということで、大いに期待をしております。お互いに頑張りましょう。

それから、それぞれの事業の財源構成、一般財源が多いというこ

とについてでありますけれども、様々な補助金や委託金が一般財源として活用できるので、そこから支出になるので一般財源の構成割合が高くなるというお答えでした。

個別事業までは調査できなかったわけでありましてけれども、先ほどの受け身にならないで攻撃的に町民の生活再建のために予算確保していくということでの関係からいえば、文字通り一言でいえばすべて国の責任だから、町独自の事業もあるわけですがけれども、ここは事務方のほうでも必要に応じて政治判断を仰ぎながら予算獲得を目指す、予算付けをすると進めていってもらいたいと思います。ここまでは了解しました。

それから、避難者の生活支援でありますけれども、復興支援員の導入事業について、今少し詳しく予算の中身についてお答えいただきたい。

それから、仮設借り上げの自治会の運営費、様々な行事まで自治会が関係しているということで、自治会の運営費、一定程度昨年度において見直しされたわけですがけれども、今年度において長期化すればするほど仮設の中での様々な問題も出てくるということですので、端的に言うと自治会の運営についても快く協力していただいているわけだから、町としてできることは自治会の運営に対して必要な支援をしていくと、財政的な支援をしていくということだと思います。すべての仮設の自治会で使っているわけではないけれども、パソコンでプリンタを使うと結構高いんです。活発に活動している自治会ほどそういう経費がかさむということですので、期間中の見直しもありということですのでよろしいのかどうかお答えください。

それから、食品分析についてであります。前年同様今年もやっていくということでした。それと合わせて、各仮設ということになると無理だと思うんだけど、少なくとも100戸以上の仮設、あるいは自治会とも相談しながら、仮設でも食品検査できるように、場合によってはこちらから出かけるということも含めて柔軟かつ弾力的な運用。台数が足りないというのであれば新たに増設するという必要ではないかと。

それから水際対策については、一言でいうと心配ないということですがけれども、私はここはやっぱり非常に大事だと。山菜の季節になれば山菜もいろんな手法で持ち出すことが考えられます。何せ通過オーライですから、出入り自由ですから。逆にすべて検査するというのも難しいかもしれませんが、食品検査と水際作戦については、これはもっと問題の事案に応じて町民の健康を害するようなことのないように水際作戦を強める必要があると思います。全体

の考え方について、改めてお尋ねをいたします。

それから、町独自の空間線量については、井戸水の調査とかいろいろやっている。警戒区域の井戸水とかあるいは仮設でも定期的にやっているということですがけれども、同じような質問になりますけれども、浪江町の100メートルメッシュが一番いいと思うんだけど、それができないとすれば500メートルメッシュぐらいで土壌、水、河川、森林の調査をする必要があるのではないかな。国でやっているということで済ませるのではなくて、国の測定もこの前の区長会でも議論になりましたけれども、モニタリングポストは除染したところに置くので信用できないということですよ。

したがって、職員でやるということが大変な負担になると思いますので、先ほど申し上げたように、大学とかあるいはその道の専門的な事業所と連携して測定をして、町民に情報を開示するということが必要ではないかと思います。そのことについてどういうふうに考えられるかお答えください。しかも、これを継続的に町が独自にいろんな方法で継続的に調査するということが非常に大事だということをあえて協調しておきます。改めてお尋ねしますのでお答えください。

それから、県外避難の甲状腺検査について、県外の子供の早急な検査を県に強く要望しているということです。しかし結果は遅れているという問題があります。それで、県外の子供に浪江で検査できるよという通知はしているということだけれども、例えば東京から来るといったって、子供一人では来れないわけです。私はやっぱりいま遅れている甲状腺検査を飛躍的に改善するという方法は、お金がかかるかもしれないけれども、町でここまで検査するときの旅費の支援をするということが求められているのではないかな。そういうことを考えているかどうかお答えください。

それから、町外コミュニティの問題についてです。いろいろお答えがありました。遅れている最大の理由は、用地選定だと。もちろん受け入れ自治体との関係があるから、おいそれとこっちは求めるように、はい、じゃあわかりましたという訳にいかないということは重々承知しております。その上で、やっぱりこの場でも仮設借り上げも長期避難は限界だと。コミュニティが崩れていると。様々な災害ストレスが蓄積していると。そこから抜け出す一つの方法としては、やっぱり町外コミュニティを一日も早く作る。災害公営住宅を造るということだと思えます。

そこで、3月5日の民報新聞には、国、県、町は3、4月に、町外コミュニティについて、これから方向性を定めるという報道があ

りました。課長の答弁を聞いていると、これから方向性を定めると。町でこれからアンケートをとるともいっていますから、これから方向性に定めるといことになるのかと思うんだけど、置かれている状況はこういうことだと受け止めざるを得ないんだけど、なぜ遅れているんだということはあえて繰り返し聞きません。

その上でですけれども、いま一つ非常にショッキングな報道がありました。2月25日の朝日新聞です。見出しは仮設入居4年に延長ということですが、復興住宅の整備計画について載っています。福島県全体建設計画が2,868戸。そのうち2013年度末までは500戸ですから。それで2014年度までの完成予定500戸も含めて2,563戸、約9割ということだけでも、さらにまた1年延びるという問題が一つ。この新聞報道では2015年度以降になる。305戸、11%。ここで2つの問題があります。1つは、これでは絶対戸数が足りない。私が言っているのは、災害公営住宅、希望する人全員が入れるように速やかに計画を具体化すべきだ。そういう事業計画を組むべきだ。そういう事業計画に基づいて事業化を進めるべきだと思います。もう一步踏み込むと、いろんな方と意見交換します。やっぱり2年を越して生活しているものだから、仮設の人でも全員が全員ではないですよ。今いるところに災害公営住宅を造ってもらうのが一番いいな。なじみの店もできた。女性であれば。パーマ屋さんも含めて、病院や買い物も含めてそういう声ですよ。全体計画が朝日新聞報道のとおりだとすれば、繰り返しますけれども、浪江町でプレハブ仮設に入居しているのは2,242戸ですから、もちろんこの方全員が災害公営住宅入居を希望されるとは考えられません。しかし、全県的にこれだけの計画だとすれば、浪江町に何戸回ってきますか。2013年度事業計画の500戸のうち、はっきり言うと浪江町の方は1戸もありません。いわきと郡山と会津若松につくる。町長の今度の議会で、どなたかに対する答弁で、いわき市の250戸のうち浪江町の方をいくらか提供してもらうことになったというお答えがありましたけれども、そこも含めて今はっきりこの場で答えられる部分について明確にお答えしていただきたい。

それにつけても、絶対戸数が足りないわけだから、これは皆さんもお見通しだと思う。県の全体計画が極めて不十分です。これは県だけの計画なのかといえ、私はそうではないと思う。復興庁が入った計画だと思います。ちょっとうがった見方になるけれども、この裏には何があるのかなと考えざるを得ませんよ。2年経ってもこういう状況ですから。要するに自力再建を目指すという、自力再建をなさいという意図があるのではないかということです。すべて

を奪っておいて、すべてを破壊させておいてそんなことありますか。もちろん自力再建できる人はそれはそれでいいでしょう。しかし、繰り返しませんけれども、今の財物賠償基準、再建たりえないものですよ。それを支援していくというのが被災者生活再建支援法だし福島特措法だと思う。しかし、それも極めて不十分。拡充を求めると言いましたけれども、町長、この全体計画に対してどういうお考えなのか。どのように改善を求めていくのか。浪江町としては災害公営住宅について、どれくらいの規模を考えているのか、建設計画。平成25年度の最大問題ですよ。なかなか頭は痛いと思いますよ。今いるところがいいな。率直にそう言っていますから、そういう土地の利用も含めて、やっぱり今回の原発避難は国の責任なんだから、結果責任とってもらいましょうよ。広域という言葉がいいかどうかは別にしても、まさに被災者の立場で問題を打開していくということがやっぱり平成25年度の浪江町の運営の骨格、基本姿勢であると思います。全体的な立場からお答えをいただきたいと思います。

被災者支援については、担当課長が長期避難、原発による長期避難。原発だけではないんだけど、津波被害もあるからだけでも、長期避難に対しても、今の被災者生活再建支援法には間違いなく入っていないです。だからこれはやっぱりある意味では力づくでも入れさせていく必要がありますよ。それと原発避難という独自の異常な災害事態が起きているわけだから、福島特措法、ここでやっぱりすくい上げることができるような対策も求めていく必要があると思います。檜野副町長、どうですか。下を向かないで前を向いて進みましょうよ。このことについてあなたお答えください。

それから、他の方も多分重要な議会ですから、当初予算に対してたくさんの質問があると思いますので、私は長々とやりませんけれども、私は復興再生の今年度のキーワードは、いきいき暮らす。元気で長生きしてこそ復興。これがキーワードだと私は思います。その上で、今と若干重なる部分がありますけれども、1つは法的な支援の拡充。2つは借上げ住宅も含む長期避難に対する支援の拡充、高速道路の長期無料化。3つは医療介護の全額補助の継続的な補償。ここだと思いますけれども、総合的にこの立場で平成25年度も町政運営をしていくと。この予算書に基づいてさらに一歩前に進むために町政運営をしていくという姿勢に、このキーワードに沿って進めていかれるおつもりかどうかお答えください。

就学援助金についてはわかりました。

それから、震災記録史の発行については、早稲田の学生が職員に聞き取り調査をした。私はやっぱり災害記録というのは、職員の聞

き取り調査ですまされる問題ではないですよ。もっとリアルに、現場も含めて被災者の生の声を震災記録として残すと。しかも映像記録として残すという取り組みが今求められているのではないか。先ほどの総務課長の答弁では、映像記録については調査して検討するというお答えでしたけれども、これはやっぱり具体化すべきだと思います。お答えください。

それから、2,000部については、関係機関にお配りすると。震災記録史の発行というのは、そういう取り扱いでいいのかな。全町避難ですよ。言葉はちょっと悪いですよ。もし、異議があるならばその立場からお答えください。やっぱり震災記録史2,000部の発行というのは、率直に言わせてもらうよ。自らこの原発被害を風化させる意識が一部働いているのではないか。全町民になんては言いませんよ。2万1,000人なんては言いません。しかし、関係機関も含めて少なくとも、電話帳だってあれだけ発行しているわけだから、これは後世に残すものとして震災記録史はちゃんと研究者、学者、あるいは協力者に対しても丁寧にお答えできるような、財政計画も組みながら震災記録史を作っていく必要がある。暫定的にこれを発行するということであれば、これはこれで一つの参考資料だからいいでしょう。どうですか。その議会の側から、議員の側から、職員が風化させるような意識を持っているんでないかなんて言われたい計画を組んでもらいたいというのが私の思いです。お答えください。

それから、災害弔慰金については様々な理由があるけれども、やっぱりがんで死亡した人から何人か相談がありました。診断書ががんだったという、該当にならないんだそうです。特別な理由があれば認定されるのかな。だけれども、ただでさえも健康を害するわけでしょう。病気を持っていたとすれば。がんに悪化するとか、病変するとか、急変するとか、助かる命も助からないというのがこれまでの災害関連死でしょう。がんだからだめだということも、私はやっぱり専門家でないからこれ以上のことは言えないけれども、町民の一人として相談を受けた立場の一人として、がんはだめなんだと片づけるわけにはいかない問題ではないかと。

したがって、避難記録、経過記録の整理の仕方も含めて私はやっぱりADRの問題とは別だけれども、これも町として特別な相談体制を組んで、1件でも多く認定できるようにするべきだと思います。今、仮設にいる人達はなんて言っているか。仮設では死にたくないということですよ。一方では計画が進まないもんだから、早く死ねということか。投げやりになっているという状況もあります。ぜひ行政としてできることは最大限取り組んでいくということだと思います。

ます。どうされますかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 町外コミュニティの件の再質問でありますけれども、これは受け入れ先と国と県との協議が進んでないということが、まず第一の要因だと思います。

したがいまして、やっぱり国のほうには議員おただしのとおり、国の責任の下での原子力事故でありますので、ぜひ我々の被災地、被災者の目線に立った形でとにかくコミュニティを早く協議をしてつくっていただきたいということを要請してまいりたいと思います。

どれぐらいの規模になるかということは、やはり現在意向調査もとりましたけれども、また具体的にどういうふうに皆さん方が災害復興公営住宅をどこに望んでいるのか。どういう形態がほしいのかということをもう一度調査をして、そしてできるだけ早く決めていきたい。この第一次の復興計画の中には、平成26年度中には順次入居開始という予定もあります。そういうことでありますので、これはできるだけ早く進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、災害記録の映像記録についての件でありますけれども、今まで震災以来、いろんなテレビ局等が公益立ち入りで入っております。そういうことで、映像を提供していただくようなものがあれば、これをDVDに起こして残していきたいと思っています。いろいろマスコミ等も入っておりますので、その辺の記録も収集しながらまとめ上げていきたいと思っています。

それから、2,000部の件については、これは議員おただしのとおり参考資料というような認識をしていただいて、やっぱり全世帯に災害記録史ができれば、これは全世帯の方に配布していきたいと考えてますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。災害弔慰金についての福島特措法での取り組みということですが、現実的に災害弔慰金というのはどんな運用がされているかという、基本的には各自治体、都道府県、市町村まで含めた自治体が、実は自分達で基金を持ってそこから運用されているのが実は災害弔慰金なんです。原資は国から最初に投入されているわけですが、そういう中でいろいろと我々の思いが行き届かないところもありますけれども、この辺は継続して担当課長からも回答したように、改善点については我々も求めていますし、それから郡としても求めています。そうい

う中で、現実的にはそれで足りない部分も含めて、いわゆる恒久的な医療費の無料化とか、我々は被ばくしておりますので、被ばくした町民の将来の健康被害、何が起きるかわからない。それらに対する対応も特措法の中にしっかりと入れてもらいたいということで望んでいます。それは県の方でも我々の望みを受け入れた姿で今後の計画には反映されるようにはなっています。

ただし、不透明なのは、現実的に範囲がどこまで実際に組み入れられるのか。それからお金の問題が現実的にはどうなのか。現実的には今、健康被害に対するものについては、福島県に国が基金を作らせてそれで健康調査をやっているということで、健康絡みの話になってしまうとその基金を県に渡してあるので、それを全部その中でやれというのが今の現時点で返ってくる答えなんです。それは我々としても、あのお金は限りあるお金ですから、我々のこれから何年続くかわからない。今あの時点でおぎゃーと生まれた子供が死ぬまでということになると、かなり長期間にわたっていろんなことが起きる可能性もあるので、その辺については継続して力を抜かないでしっかりと町も郡も一緒になって望みたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の食品の検査機器の設置の関係でございますが、仮設住宅の方でもということでございますけれども、この検査機器につきましては、ある程度遮蔽できる建物でないと検査はできないという状況になっています。

したがいまして、仮設等での建物内での検査は難しいという考えでございます。ただ、検査状況を把握しながら、今後上竹の検査機器の増設を検討してまいりたいという考えでございます。

それから、水際対策という質問でございますけれども、現在、町内からの食品の持ち出し、出荷、それから摂取の制限がございます。したがいまして、二本松市での上竹事務所への持込はご遠慮いただくようになります。答弁重なりますけれども、今後、浪江町内でも食品の検査ができる体制を整えていきたいという考えでございます。

それから町独自、いわゆる線量調査、メッシュで100メートルか500メートルの作成でございますけれども、現在、大学と協定を結んでございます。その中で対応できるように今後要望してまいりたいという考えでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 自治会運営費についてであります、これにつきましては、平成24年度これから実績が上がってきております。これを精査しながら今後考えていきたいと思います。

借上げ住宅におきましては、昨年から通信費がかなりかかっているということで、今後借上げ住宅におきます自治会についての運営費について増額する予定であります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは検査に対する旅費についてお答え申し上げます。当然のことながら、東京電力が支払うものと考えております。

したがいまして、町での予算措置については今のところ考えてございません。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、復興支援員導入事業、予算資料の9ページの一番上の導入事業なんですが、これは現在津波被災地の復興業務関係をやっております、現在1名ほどNPO法人からの応援する募集、右腕派遣という事業があるんですが、そうすることで1名ほど雇って実施しております。この方、東北3県のほうで大体132名ぐらいの方が導入されておまして、年に数回このメンバーが集まりまして意見交換というか勉強会なども実施しております。同じ今回東北3県ということで、津波被災地の復興に関した業務に当たっているということで、そういう中での情報共有とかそういうことができるということで、平成25年度も引き続き計画したいということで上げております。

さらに、復興計画の進行管理関係でも専門性を要した職員が必要だということでの予算要求ということでの予算を計画しているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 災害弔慰金の却下理由ということでの話であります、町といたしましては判断についてはこれまで専門家で組織している審査会に審査をお願いしているところであります。今後も受付申請相談に当たっては遺族の立場に立って、経過書の記入方法とかそういうことで相談には当たっております。

今後もそのようにしていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 文字通り最後の質問になりました。3回目です。

これまでのやりとりで明確になった部分、前進した部分があります。ぜひよろしく願いいたします。

それで問題は、人は城、城は人ということで、職員の問題であります。予算書では162ページにも記載されているわけですがけれども、職員は162ページの総括、職員では前年度が146、今年度が147ということです。金曜日の議案質疑で確認したところでもありますけれども、去年の10月1日では164人、今年の4月1日では156人というお答えでした。156人と147人の差はどういうことなのか。

それから、職員定数からいうと本来定数はいくらになるのか。あと、職員配置の問題で質問すると、他市町村、他県から職員派遣があるということですけれども、平成24年度との関係で、平成24年は何名要望して、結果として何名派遣されたのか。平成25年度については、職員派遣の要望はいくらなのかということについてお尋ねいたします。

つまり、現地復興再生事務所、1室14課、診療所1という体制で行政展開をするわけですがけれども、それぞれの分野で新たな挑戦が始まっているということです。だから人の数だけ多ければいいということではありませんけれども、新たな挑戦ということになれば仕事をするのは人ですから、やりたくても忙しかったりすると、時々私達のほうにも苦情が上がってきますけれども、なんとなく木で鼻をくくったような返事をされることもあると。それはやっぱり業務多忙だと、職員だって生身の人間ですから寒いときは暖かいこたつにも入りたいし、暑い夏には冷たいビールだって飲みたいわけですよ。そういう意味で、職員として、公務員としての姿勢は求められるけれども、同時に必要な体制はとっていく必要があるのではないかと思います。そういうことで、本来必要な人員は何名になるんですかということを率直に私はお聞きしたい。

あと、給料の問題です。給料の問題では、これも単純比較はできませんけれども、163ページに平成24年4月1日と平成25年4月1日現在の比較表が出ております。これによれば、平成24年4月1日の行政職の平均給与は、平均年齢41.9歳で31万6,059円。技能職で35万3,740円。それが平成25年4月1日になると0.2歳若くなりまして、平均給与が2,000円安くなります。31万3,958円。技能職は逆に1,100円ほど高くなる。それだけ技能職が少ないので、年齢加算分で増額されるということだと思います。

ここから先が問題です。1月24日、政府は、国家公務員の平均給与7.8%の引き下げを閣議決定しました。削減した分は賃金削減相当分を地方交付税で補填をするということかな。ということで、結局人件費を踏み絵にしているわけだね。しかも1月28日、総務大臣はそれぞれの首長に、あなたのところの職員の賃金を下げなさいと

いう要請をしたということも明らかになっております。そこで2つ。

1つは、1月28日の総務大臣通知が町長宛に来ているかどうか。それによって平成25年度の予算組みはどうなっているか。

2つ目は、それと関係するわけですがけれども、7.8%もし賃下げの予算組みをしているということになれば、浪江町の影響額はどの程度になるのか。最後にお尋ねいたします。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 職員数でありますけれども、この差は会計ごとに載せております。そのための差でございます。また、派遣の要望であります。これは2月1日現在ということで作成しております。それも会計ごとにやっております。一般職では100万円、今年度が147万円、前年度が146万円、1名増ということであります。

診療所会計等211ページ、これらそれぞれに載せているということで、私が議案の審議で述べましたのは浪江町職員全体ということでお話ししました。予算につきましては、それぞれの会計ごとに載せるということでご理解いただきたいと思います。

あと職員定数でありますけれども、これは町長の事務部局あるいは教育委員会、農業委員会、公営企業等含めまして201名でございます。

それと派遣でございますけれども、派遣の要望をしましたのは本年度は10件要望をいたしました。現在まで派遣をしていただけたというのが6市町村から支援をいただけたということで回答を受けているところであります。

また給料でありますけれども、国のほうでは基準財政需要額のほうで給料分を削減するというので、地方にもその分給料を引き上げていただきたいと思いますということであります。

そういうことで、各自治体では、それについてはやはりおかしいんじゃないかということで、話はあるようでありますけれども、これについては今年度の予算につきましてはその7.8%減額した予算編成にはなってございません。そのままの減額はない予算編成となっております。ただ、今後、各県、各県あるいは隣接の自治体の動向を踏まえながら、これは見つめていきたい、考えていきたいと考えております。

[何事か呼ぶ者あり]

○総務課長（根岸弘正君） これは通知は来ております。

○議長（吉田数博君） ここで10時45分まで休憩いたします。

（午前10時33分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 10 時 46 分）

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
10番。

○10番（田尻良作君） 平成25年度当初予算について質問したいと思います。発災から今日で727日ということです。質問なのですが、20番議員のほうからいろいろとあったので、私のほうからは1点だけお聞きしたいと思います。町民コミュニティの部分なのですが、実は私、昨日一時立ち入りで行ってきたのですが、行くたびに帰れないという実感がしてくるわけです。私ばかりではないと思うのですが、自分のまわりで他に土地を求めて、浪江町から離脱、離れているという実感がしてくているんですよ。ということは、これから果たして町で復興プラン計画ということでやったのですが、果たして計画どおりに進んでいくかということなのですが、私は本当に疑問に思うところがあります。

それで町執行部にお聞きしたいのは、離脱していく、当初絆ということで町行政は町民を引っ張っていったとか、つないでいた。この頃、絆というのを聞かなくなってきたというように私は感じます。現状がそういう形で離れていく、新天地を求めて行くという形になってくると、当然浪江町の今後の行く末が心配されてくるわけです。浪江町も崩壊に私は徐々に進んでいくような思いがしているんです。そういう点について、新年度の当初予算の中で、どこに町民を行政として繋ぎとめておくといいますか、絆を太くして浪江町に帰って行くんだと、再建していくんだということが出ているふるさと浪江の再生という中で、どこでそういう行政の形が出ているのかそれを教えてほしい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。復興計画の中にもありますように、さまざまな思いに沿った選択肢を確保していくということで、そのためには生活再建のための公平な賠償を実現したり、あるいは避難先で安心して生活できるような環境の整備をしていきたい。そういう中で、やっぱり避難先自治体と連携強化というのが非常に重要になってくると思います。したがって、現在私どもが今行政サービスをしているものを、できるだけ避難先でも行政サービスの提供をしたり、あるいは安心して生活できるような環境の確保に努めていくということだと思います。

この予算書の主要な施策の中にありますが、やはり大きな視点として生活環境再生プロジェクト、産業再生プロジェクトと大きくくりでやっております。そういう中で、今でき得る目標に向かって順次今後進めていきたいと考えております。非常に雑駁な答弁になりましたが、よろしく理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 雑駁です、正直言って。やはり私ばかりではなくて、町民が次のステップに向かう中で、光が見えてこないんです。復旧、復興ということが言われていますよ。でも、それだけが先回りして、今の現状からどうなっていくんだということが、もう727日過ぎているわけなんです。当初、私向こうの役場といいますか、町長に一般質問で問いただしたことがあるのですが、町独自で町の町営住宅を造っていけるのかということの質問したのですが、そういうことも視野に入れてやっていくという答弁をいただいているんですよ。ですからそのときに、少しでも例えば10軒でも50軒でも、100軒でもいいんですよ。形ができていけば、そこに現実的にいけるんだなという形で進めたのではないかという思いがしていたんです、実は。ですから答弁でも国は、国という形で、町独自としてこれから5年、10年という形の中で行くならば、私は民間のデベロッパーを造って、他力本願でやっていったのでは、ますます浪江町自体のひとつの崩壊が、ますます加速していくような感じがします。

またさらにこれから財物補償である程度のお金が入ってくる。であれば、ますますそういう形に進んで行くのではないかと。これは私ばかりではないですよ。ここにいる議員さんだってみんな周りでは、いわき市に土地を求めて家を造っているんだ。南相馬市だ、あそこ高くてもどうしようもないんだといういろんな情報が入っていますよ。という形になれば、やはり町独自として国、県を相手にしないで。では、その財源はどうするんだと言え、私は東京電力にもっていけばいいと思います、正直に言って。相談室等で仮設等に来ますよ。彼らはどうなるかと言うと、時間で勤務だけの話です。おかしい話でしょう、もともと加害者と被害者の立場から考えてみれば。おかしいと思いませんか、その辺。ですから徹底的に我々の敵はと言ったら適切かどうかわからないのですが、そのぐらいの意気込みで立ち向かっていかなかったら、私は正直に言って浪江町はなくなってしまう、このような状況でいけば。現に、役場職員の方だって退職して海外に行っている人いますよ。個人的なあれは別にしても。行政サイドでさえそうなのですから、一般町民だって未練も何もない話になります。これは本当に私がいま指摘しているの

はものすごい大きな問題だと思います。

ですから、ではどうするんだという形で、私は民間のデベロッパーを使って1戸でも2戸でも多くどんどん造ってしまう。そこに入れるという方策。復興住宅だって新聞報道なのですが、なかなか誘致確保ができない。ずっと前から回答、答弁はそうでしょう。何も進んでいないんです。先ほど馬場議員が言っていたように。ですから自ら動いていかないと。私は浪江町の行く末が非常に懸念しております。町長ばかりではなく副町長、教育長もいいですよ、教育面から。そういうことで何とか良い回答をもらえないでしょうか。

現実的にそういう住居、一番家族が離反するというのはものすごく不幸なことであって、そこからすべて始まっていくんです。結局それが町という集合体になるわけですから。そういう意味で、せめて復興住宅という形。いままで国におんぶにだっこではなく、もう自らつくっていくんだよというほうが浪江町のためになるのではないかという感じがするんです。どうですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 10番、田尻議員の意気込みと言いますか、そういうものが今ひしひしと私の胸に感じたところです。民間のデベロッパーを利用しながら、そういう開発もあるのではないかとということ、全くそのとおりだと思いますが、ただやはり如何せん、私も流浪している状況の中で受け入れてくれる自治体。いくら民間で開発をしたとしても受け入れる自治体もございます。そういう状況の中で、いろんな住民税の問題とか、あるいは住民票の問題とかいろいろ出てきまして、これは今回総務省の計らいで避難住民票というものを出していただくようになりましたが、いろんな行政としてクリアしていかななくてはならない問題があります。

田尻議員が質問されましたように、非常に歯がゆいところがあると思いますが、これは浪江町存亡の危機だという認識はお互いに共通しているところでありますので、やはり町としての存立を維持していくというのが行政の考え方でありますので、ぜひ出来るだけ早く希望に答えられるような町をつくって、そして災害公営住宅も早めに建設をするという話にしていきたいと思ってます。

それから、町外コミュニティの問題でいろいろご質問されました。今、町の中も、町内のコミュニティも新たに形成していかななくてはならない時期で、町内外のコミュニティを同時並行に進めていかななくてはならないと思うのです。したがって、町内の放射線量の問題もありますが、それに支障がないということであれば、町内のコミュニティも形成していくという状況にもなると思います。

いずれにしても、田尻議員の意気込みについては大変感謝しているところであります。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 感謝されてもしょうがないのですが、実はタベNHKの10時からベラルーシのことをやったでしょう。中には見た人もいると思うのですが、ようするにあれが20年後、30年後の姿なのです、現実に。言いたいのは、執行部が現地に行ってあれを見て来てください。そうすると、私はNHKと銀行は信用していますから、嘘ではないと思うんです。町長でもいいです。副町長でもいいです。総務課長でもいいですから、行って現実を見て来てください。浪江町の姿をずっと流れている記録を追っているんです。まるっきり同じです。浪江町は農業の町ですよ、私が前から言っているように、農業が基盤でやっていかなかったらば、あそこは復活できないんです。いまだかつて食料はやっていないですよ、食べられないですから。爆発の質が違うということもいっていますが、プルトニウム、ストロンチウムですか。でも中身的にはセシウムというものがあって、言っていたのは10万ベクレル云々だという形で、今食べられるのは100ベクレル以下でしょう。とんでもない数字になっているんです。嘘ではないと思います、NHKでやっているのですから。ですから確認して、そこから方向性を考えてほしいと思いました。

これは余計なことかもしれませんが、家内と家族で見ていたのですが、では我が家はどうするんだという、大体8割、9割かたまりますね、ああいう形になってくると。私ばかりではなくて、見ている人は早く財物補償をもらってなんとかしないと駄目だという気持ちにいくのではないですか。

それをではどうするんだと言ったら、今言っているように、本当に現場に行ってみてきて、話を聞いてきて、三瓶議員が行って来たのですが、今ちょっと説得力がなかったのですが、そういうことですよ。これから浪江町の20年後、30年後の姿というものが。そういう形で予算の関係もあるでしょうから、行ったほうがいいという私の質問なのですが。それと、これから本当に再建に向かって浪江町として2万1,000人がどういう形で浪江町に帰還できるのかということについて、要望でいいです。あとは、先ほど町長のほうから答弁がありましたので、本当にふんどしを締め直して、私の質問も今日で終わりにになるので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

16番。

○16番（小黒敬三君） 予算資料の8ページで、①の子どもたちをつな

ぐ絆プロジェクトの中の仮設学校運営事業ということで、この中に浪江小学校、中学校の運営ということでもあります。前も質問しましたが、これは教育委員会ばかりではなく町の政策として今後の子供達、教育をどうするのかということで、今現実的に人数が少なくなってきたしております。そして浪江町の記憶が子供からなくなってしまったのでは、町の将来の復興を担うことも大変ということで、政策としてどうなのか。

現実的に3番議員からもありましたが、針道と下川崎ということで、緊急避難的にあいている、住んでいる人にとっては失礼ですが、距離があるようなところになりましたが、今後、町も5年、6年帰れない。これは一般の人ですが、子供に関してはもっともっと長期化するのではないかとということで、今後抜本的な小、中学校のあり方の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

あともう1点ですが、2点ですが、復興プロジェクトの下の部分にも関係しますが、予算の一番最初のところで下から5行目、6行目のところで、東日本大震災及び原子力災害ということで、今回、東日本大震災と原子力災害を初めて分けて表現しているんです。これは予算がらみでありませんが、今後いろんなところで、例規集の中にも東日本大震災とうたって括弧書きで3.11以降の前、地震に伴う原子力災害ということで一括りにしているのですが、我々は東日本大震災で避難しているのではないんです。原子力災害で避難しているということで、今後復興計画であるとかこういったもの、例規集にもさまざまのところに出てきますが、明確に分ける。今回初めて東日本大震災と原子力災害と分けているんです。今後、国、東電と交渉する際も、やはり我々は原子力災害だということを明確に打ち出すためにも、今後さまざまな例規集にある文言とかなにかを統一してはどうかと、以上2点。

最初に言うの忘れました。所管委員長からの許可を受けておりますので、教育委員会のほうで。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ただいまのご質問にお答えします。

委員会の中でもいろんなご指摘いただきましたし、それから一般質問の中でもご質問いただいたことに関連いたします。

帰還ということ、まず頭においてお答えいたしますが、私としては町の復興、最終的には浪江への帰還、その復興の足並みを揃えながら浪江町の教育を何とか復興させたいという基本的な考え方しております。

ただ、現実的な状況をいろいろと考えますと、帰還そのものにつ

きましては、安全の確保ということも考えなければいけませんので、時期的には後のほうに浪江での再開ということにならざるを得ないのかと。

その間どうするかという大きな問題で対応するわけなのですが、とにかく浪江町の教育をつなげたい、そういう思いを強くもっております。今現在、再開できた小中学校ではそういう気持ちで子供達の教育にあたってもらっておりまして、子供達の中には、浪江町とのかかわり、あるいは復興への思いを何らかの形で語ってくれるという場面も出ておりますので、そういう思いはまがりなりにも通じているのかと思っているところです。

今、浪江の6つの小学校のうちの1つ、3つの中学校のうちの1つしか再開できてませんので、ここが非常に今後の見通しを得る意味で非常に難しいのですが、これまで考えてきた方向は保ちながらも、この休業の状態をどんなふうにすれば一步でも二歩でも前進させるのかという視点にたって平成25年度については取り組みたいと思っております。公立学校ですので教員の問題がございまして、私どもの要望をきちんと伝えて、従来の考え方とは違った教員のはり付け方を考えてもらおうということが一つの課題になります。と申しますのは、再開できた学校の子供達の教育と、もう一つは大多数の子供達が遠くに離れていますので、その子供達への支援の要員も確保しておかないといけない。今兼務という形で確保しているのですが、今のルールですと、学校を再開してしまいますと兼務の教員というものがなくなってしまうのです。そういうことも含めまして、私どもの状況を説明をしながら、新しいルールの中で学校の再開ができないか、あるいは教員の配置ができないかということを情報発信に努めた中で、今考えておりますのは、仮に未再開学校の子供達が少なくても、それを全部まとめるような形で集合体としての学校の再開ができないのかなと。こんな形で、まずは繋げていきたいと思います。

当然のことながら、たびたびご指摘いただいている就学前の子供達とのかかわりも、最初から立派なものができるかどうかはいろんな条件がありますので、これは今すぐにはできませんが、できるところから繋がりをもっていきたい。そんなことで進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 東日本大震災と原子力災害と分けてこれからやっていったらどうかということでしたが、東日本大震災は議員ご案内のとおり自然災害です。大地震、大津波。その大地震で倒壊した

家屋、半壊している家屋、それが今手入れされる状況ではないんです。ですから、そういう状況で原発災害がなければ、もうとっくに復旧が始まっていたのです。ところが原子力災害があったために、私はこれは人災だと思います。原子力災害によって、我々警戒区域に避難指示を命令されているわけです。

そういう状況で今分けたということで、これからは完全に分けた中でのとらえ方、それは議員おただしのおり必要だと思っています。ですから例規集等についても精査をしながら、やっぱり分けていくというのが正確だと考えていますので、その辺若干精査する時間があると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黑敬三君） 教育長からの答弁、本当に大変な中で努力しているということであります。あとこれは教育委員会ばかりではなくて町の政策だと思うので、浪江小学校、浪江中学校ではなくて統一した浪江の小学校、浪江の中学校。個別に今やっているというのは、帰町を考えていますが、帰町したからといって個別の学校が成り立つわけではないので、これから浪江の統一した小学校、中学校の考え方でやっていかないと人も集まりません。ということでそこら辺の考えが町長のほうからお願いしますと同時に、あと親御さんが一番心配しているのは、小学校、中学校の先に高校があるのです。浪江の学校に行って、果たしてどこの高校に行くのかなと。今回の卒業生の高校の行き先をみて、次判断するという人もいます。前も言っていましたように、一人一人のきめ細やかな教育ができるということは、やはり教育力をアップすることが浪江の中学校にいて、ちゃんとしたいい学校に行ける。そういう実績をどこまであげるかということで、現場の生の声として聞こえていますので、そここのところの考えもあれば教育長、馬場町長。

あと先ほど2番目の件については、了解しました。よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。大変厳しい状況の中での学校の再開あるいは運営ということになりますが、今統一した形でというご指摘がありました。私は前からもお答えをしているのですが、いずれは考えさせなくてはいけない時期がくると思います。

今、現在の考えで申しますが、学校の統廃合については大変難しい状況なのですが、この状況の中で、従来のような統廃合というのはもうちょっと先にできればなという思いでございます。なぜかと申しますのは、地域との結びつきというのが、義務教育の場合には

非常に強くございますので、この先どういう形になるかは不透明ではありますが、とにかく6つの小学校が地域と非常に密接な関わりをもっていて、今後時期がくれば形は変わるかもしれませんが、それが一つの復興の足がかりになるのではないかという思いをまだもっておるものですから、とにかく学校の一般論でいうところの統廃合というのは先において、もう少し別な形で何らかの形でまとまりがつけられないかというのが、私の今の願いでございます。こんなことで今ご理解いただければ大変有り難いと思います。

それから、高校の入試につきましては、今おっしゃったとおりでございます。本来ですと、双葉郡にいて地元の学校に進学するといういろんな思いがあったわけですが、それが崩れてしまいました。なおかつ、まったく高校受験についてのノウハウが乏しい中で、もちろん中学校の先生が指導してくださいますけれども、進路を選ばなくてはならない。それから学習をめぐる家庭学習の状況も含めてですが、当地区と他の地区、双葉郡とはかなり違いがございます、そういったことも含めて子供も親御さんも苦勞をしているという状況があります。そういう中で、再開して直接関われる子供については、今申し上げたようなことを含めまして、方策をきめ細かく講じていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。非常に今教育長の答弁であったとおり、非常に難しい状況になっています。町としては、今回、教育委員会のほうに子育ての関係、いわゆる幼児教育、そういうものを教育委員会のほうで把握をしながら、そして幼児教育も含めた小学、中学の教育というものを結びつけていくという形で今回は組織の見直しをいたしました。

そういう中で、本当に避難がばらばらになったという状況の中で、これから今議員がおただしのおとり、統合中学というものを目指しながら、生徒さんが戻ってくるような政策も必要だと考えていますが、どうも親御さんの話を聞きますと、やはり自分の職の問題、あるいは子供さん自身が転校、転校ということが嫌だという話も若干私の耳に聞こえてきます。非常に難しい状況であります、やはりいずれにしても、浪江町で学んでいた子供を、我々の郷土を忘れないようにある程度集約できるような状況になれば本当に助かるなという感じがいたします。

教育委員会独立した組織ですので、私から委員会のほうに踏み込んだコメントというのはできませんが、教育委員会の意見を尊重しながら行政に反映していきたいと考えております。よろしくお願

したいと思います。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） まだあるのですが、一応教育委員会は独立しているということなのですが、それは正常な状況なので、今はそういう正常な状況ではないんです。今後政策としてどうするかということなので、今後十分町も浪江町の子供達の教育についてもうちょっと突っ込んで連携していただきたいということで、要望であります。

あと、ほかにも教育行政に関しては質問もある議員もいるので、私のほうはこれで終わります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

19番。

○19番（佐々木英夫君） 総務常任委員会のとき聞き忘れましたので、所管ではありますが、所管委員長の許可をいただいて自問自答しましたらいいだろうということで。

弁護士料が73ページに載っております。かねてから町長は人災であるということから、東電を訴えてみたいということでしたが、ここに入っているとすれば金額が少ないので、果たしてこれで行けるのか。これから始まるのかということでお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 73ページの委託料の顧問弁護士委託料、これにつきましては年間を通じた顧問弁護士委託料ということで、これは今回の原発にかかる弁護資料は含んでございません。これは別に予算化をするということで考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） なかなか腰を上げてもらえなかったものから、いずれにしても町長はやるという発言、言葉にしたわけですから、ぜひ町民の鬱憤を晴らしてもらいたいという方が多いようです。

とにかくあの時期、能力のない人が、なぜあのとき日本を動かしていたのか残念でなりません。日本には戦後、戦争犯罪者ということで処刑された方が何人かいます。しかし原発も、多くの直接手をかけなかったにしても、間接的に手を貸したと同じように、多くの方が命を絶っております。このことを見るとなんで町長やってくれないんだという気がするのですが、その辺をぜひ。こんなことって許されるのか。私は絶対許されないと思います。まさしく原発犯罪者といってもいいのではないかと思います。

東電の社長は、爆発時点では、東京にはどんなことがあっても電

気を送ると言っていたんです。東京を守ればいいのかということで非常に残念な思いをしました。やはり浪江町の場合は、津波にさらわれた人も助かるかもしれなかったのが助からなかったということであれば、ぜひその腰を上げてやっていただきたいと思うのです。

3月9日に建築士が、風で倒れて業務上過失致死ということで逮捕されました。こんなことで逮捕されるのだったら、東電の社長なんか当然あってもしかるべきだと思います。何が法律ですか。何が国会議員ですか、こんなこともできないで。ぜひ町長、負けないでやってもらいたい。何かあれば我々も体を張って守ります。ぜひ町長の決断を聞きたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

予算書の112ページのほうに損害賠償に関しての弁護士料は掲載をさせていただいております。また、責任者である東京電力に対して、やはり今後も強く原因究明、そして我々の安全協定違反、そういう問題等々について、いろいろ弁護士あるいは大学院の先生方と協議をしておりますので、そういうところを詰めながら、ぜひ言わんとすることはきちっと言って、責任の所在を明らかにしていきたいとこのように思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） ぜひ、やっていただきたいということがあると思います。多くの犠牲者を出しているということです。これを頭にすれば、何としても闘ってもらいたいと私は思っています。ですから、勝ち、負けは別として最善を尽くしてやると。それが聡明な考えの指導者であると私は考えております。馬場町長は適切なあれでないですか、聡明だと。私はそう思っていますから、負けずにやっていただきたい。それが町民の鬱憤を晴らすことだと考えております。いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 最善を尽くしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

8番。

○8番（泉田重章君） 予算資料の8ページ、先ほど小黒議員からも出ましたが、子どもたちをつなぐ絆プロジェクトの中の小中学校交流事業、仮設学校運営事業、これは先ほど教育長からの答弁も聞かせてもらったわけですが、私は発想の転換が必要ではないかと思うんです。というのは、幼児、それから小中学校、高校という形で教育

は進んでいくと。その教育が進んでいく中で、最終目的はその子供達は社会に出ていくということです。そうすると、この義務教育、それから先のことも、今回こういう事態に陥ったわけですから考える必要があるのではないかと。

どういうことを言いたいかというと、まず高校を選ぶ、そのあと大学を選ぶ、社会の何を選ぶという人生というものがあると思います。そうすると、その中で我々がそこに協力できるのは、やはり大学も含めた特区としての教育のあり方を考えてみる必要があるのではないかと。なおかつ産学官連携の中の将来の子供の自分達の進む道、そこまでも考えていく必要があるのではないかと。ですから、細かい場所で義務教育だけを考えるということではなく、例えば福島県内の大学と連携をとって、そういう方向に進みたいという子供がいれば、そこに大学と協力をしてそういう子供を育てていくと。だから浪江の学校に通ってみてはどうですかという考え方もあると思うんです。

ですから、ちょっと拡大した考えかもしれませんが、なんか発想の転換がなければこの時期を乗り越えられないと考えるのですが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。子供達の将来を見越した対応ということでのご指摘、ご示唆でございます。いわゆるソフト面のことで今考えていることをお答えしますが、子供達の学習支援のいろんな流れの中で、例えば福島大学とはかなり密接な関わりができてございます。仮設住宅の子供あるいは希望する借り上げの子供さんも入って、月に2回ぐらいだったと思いますけれども、福島大学のほうに出かけておりまして、そこで勉強だけではないのですが学生さんと交流をしています。

今そこまでの話はしていませんが、議員からお話のような進路について、いわゆるキャリア教育というのでしょうか、将来像を自分で育てていくような形とか、それから先では、被災状況がどう変わるかわかりませんが、今の子供達が大学に進学するころには、そういった繋がりが生きていくような繋がりというのは、これから探ることは十分可能だと思いますので、今のご指摘をこれから大事にしていきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 8 番。

○8 番（泉田重章君） 実は、この取り組みについては、双葉郡内の町村でも動きが出ております。ですから、いわきの大学、会津の大学そういうところと連携したひとつの浪江の子供づくり、将来を見据

えた子供の教育というものを考えてみてはいかがかと思っているわけです。これは要望ですが、今後検討していただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

3 番。

○3 番（山本幸一郎君） 先ほど16番議員の方とだぶるんですが、答弁は町長、執行部のほうからお願いしたいのですが、私も文教で教育委員会の審議はたくさん終えているのですが、方向を変えて質問します。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3 番（山本幸一郎君） 何を言っているのか。ちゃんと聞いてください。先ほど16番議員も言っていたのですが、教育委員会は別組織だからなかなか執行部から言えないよう答弁ありましたと、私は聞こえたのですが。このような平常時ではないときに、今の状況の学校運営は、町長はどのように考えていてこの予算に反映されていないのか。私から言えば、このようなときだからこそ町が借金してでもこういう土地を見つけて学校運営に使ってくださいというのが、普通かと思っています。このようなときに、なぜ縦割りの状況の言い訳がましい答弁にしか私には聞こえません。

来年度、小学生の入学生は一人もいないことは町長ご存じかと思いますが、このような状況になっているのは、教育委員会が悪いからなのですか。施策が悪いイコール運営、町の施策、復興の推進に全然なっていないからだと思います。

私は復興というのは、小さい子供が次世代に、浪江町に生活もしくは何かの希望をもっていただけのために復興していくと思っています。私だけが死ぬまでそこで生きるだけではなく、これからのことを考えるのが町の責務だと思っています。その辺を町長が、もう少し教育委員会には、部署は違うんでしょうけれども、こうではなくてこういう案もあるからいっぱい使ってくれと。もしくは、こういう近場にいい所をやるから学校教育に使ってくれとか、いろんな面からいろんな行政から言っていて、お声がけしていただいて発展するような、幼稚園から小学校、中学校の運営の協力をするのが町行政ではないかと私は思います。その分の予算を措置しているのであれば若干たりとでも教えてください。

あとは、139ページの予算書の消防団です。今、消防団活動あまりされていないと思うのですが、4月1日から帰られれば、何らかの消防団活動が発生するかと思います。そこでここに報酬は載っていたのですが、万が一、帰宅準備とかで活動した場合の特別手当の報酬みたいなものは考えていないのかどうか。この予算を見ると、

その辺がよくわからないのでお願いします

また、消防団活動に伴い、ポンプ車等あるかと思いますが、被災から2年過ぎているので、多くは車検切れかメンテナンス不良だと思います。そういう予算措置はどこかで上げるのかどうか初めから入っていないので、補正で上げるのかはわかりませんが、こういうのが全然見あたらないのですが、はじめにその辺の質疑をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、第1点の次代を担う子供達教育についてであります。議員おただしのおり次世代を担う子供達が、私ども浪江町を愛郷の精神のもとで戻っていただいて、そして次の世代を担っていただくんだということは非常に重要なことだと思います。

それから、16番議員のほうに教育委員会の独立性ということのお話で、教育委員会の意見に対して尊重するという意味で私は言ったつもりでありまして、そこを誤解のないようにお願いしたいと思います。

したがって、予算措置についても教育委員会の委員会、月1回の定例会があるんですか、臨時委員会もあると聞いておりますが、そういう中でいろいろとご審議をいただいて、そして町のほうの行政のほうに予算措置の計上が上がってきます。そういう中でいろいろ吟味をして、今回も平成25年度の予算措置をしたということですので、ご理解をいただきたいと思います。

あとの消防団関係については担当課長からご説明いたします。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご答弁申し上げます。139ページの非常備消防費の関係だと思いますが、現在、消防活動とか、その他類するものに出動した場合は出動手当ということで1,000円を支給しております。

4月1日から再編に向けての消防団活動ということで、幹部会の中でいろいろ議論をしております。その中で、当然中通りから浪江町の役場の方ということでございますので、活動手当プラス特別手当ということでございますが、それらにつきましては140ページ、節9旅費、費用弁償の中で対応していきたいという考えを持っています。

それから、消防車両の関係でございますが、平成25年度予算の中に消防車両の整備、車検整備6台分を計上しております。消防団の

使用する車両の車検整備ということで、141ページの目3消防施設費の中で対応したいということです。この中に需用費がございますが、需用費、役務費、公課費の中で対応していきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） はじめに、先ほど町長から答弁等あったのですが、これからの教育運営、今のお話はわかったのですが、予算付けして、のちのちどこかに集積をするのであれば、調査費等がなければなかなか動かないと行政も思うので、こういう予算をとっていただいて、平成25年度には予算付け等、補正でもなんでもいいので、平成26年からでも、次にはこういう案がありますよと。町の復興の私はシンボルだと思っておりますので、新しい次世代の子供にいいような環境で、そして勉強する場所を提供するのは町側ではないかと私は思いますので、その辺をよろしく願います。

また、次、消防団のお金の配布だったのですが、先ほど車両6台というお話あったのですが、私思うに多くの消防団、分散していますが、たまに活動するのには搭載車等たくさん使われて防火活動なりされるかと思えます。この6台ではかなり少ないかと思われるんですが。あとは燃料等、町で給油所とかスタンドやられておりません。そういうところの燃料代等も需用費の中に入っているかということです。

あともう一つは、先ほどの特別手当というか危険手当だったのですが、役場職員の危険手当等々、前回ので1日どこで1万円とか4時間だと幾らとあったのですが、それに類似するののかも重ねて願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。今、3番議員が質問されましたように、これからいろいろ次の時代を担う子供、非常に大切でありますので、いろいろ調査とか何か必要であれば予算措置をしていく。そう考えていきたいと思えます。

それは、もちろん私のほうから教育長のほうに、今議員おただしの件もあったということで要請をして、そして教育委員会の中で相談をしていただくという形にしたいと思えますのでよろしく願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 燃料費の関係でございますが、この予算の中に計上してございます。

それから給油場所ですが、これはおそらく南相馬市のほうで給油

になると思います。

台数は、平成25年度は取りあえず6台ということで計上しましたが、今後消防団の活動状況によっては数を増やしていきたいという考えをもっています。

危険手当という言葉でございますが、これは一応特別手当ということではなく、費用弁償の中で旅費扱いということで今年度は対応していきたいという考えでございます。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 今、費用弁償の中から旅費といていたのですが、万が一、除染等々進む前に、やはり4月になれば地元の方が戻られてくるので、地元の消防団はある程度見ていないところは管理されるかと思われるのですが、それが地元の消防団かと思われます。そこで何らかの作業は発生するかと思われるんですが。車両も6台というと各大字、大堀とか浪江とか多分1台ずつになるかわかりませんが台数は少ない。消防団活動をあまりやらなくてもいいような感じに予算から見られるのですが、やはり多くの消防団が防犯活動並びに防火活動等をしていただければ、はじめからもう少し車両台数、もしくはこういう作業をしたときにはわかりませんが、基準詰めで幾らとかいう明確さがなければ、この予算がどこまでがどれだというのがなかなかわからないので、そういう面をはっきりして予算を上程していただきたいと思うのですが、再度よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

まず6台の車両の関係でございしますが、この6台で4月1日からの区域再編にかかる防火パトロールを考えています。6台の中で動けるのはおそらく2台から3台という考えをもっています。というのは、消防団も現在県内、県外に避難しております。先日の沿岸部の参加についても60数名の方が出席しておりますが、そういった防火活動はなかなか大変な状況でございします。その辺をご理解願いたいと思います。

危険手当の支給ということです。活動手当につきましては条例化されています。今後危険手当等につきましては、町外の市町村とも検討しながら対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

13番。

○13番（佐藤文子君） 2点ほど伺いたいと思います。予算書の64ページに総務寄附費として100万円計上してあるのですが、議案第29

号の補正の中で、ふるさと納税で1,250万円計上になりました。補正しました。だんだん最初の100万円から増えていって補正ということなのですが、今後、10番議員からもあったように、避難先々で土地購入、家屋新築、中古の物件とか移転していった人達が、いずれは住民税とか各納税の義務が発生すると思うのですが、こういった方々にふるさと納税のPR。いままではふるさと浪江会のPRが功を奏しているのかと思いますが、こういったことが発生してくるのかと思いますが、こういったお考えをお持ちなのかというのが1点。

それから、資料の中の8ページにスクールバス新規購入とあるのですが、小、中学校の児童生徒の通学時間がとても長くなりまして、平成24年だと一番遠くで福島笹谷あたりからの生徒の通学もあったと思います。通学時間が長くなると、専門的なことはわからないのですが、スクールバス仕様というバスだとかなり乗り心地がよくない仕様になっているかと思いますが。そういったもので仕様が決められているのでスクールバスを購入せざるを得ないのか。それとも研究をして、長時間通学に時間を要される子供達のために、何とか使用車を上げることができるのどうか、2点だけ伺いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 64ページの総務寄附金ということで、これはふるさと納税を考えておりまして、前年と同じ100万円を計上しております。今後、いままで浪江町民であった方が町外に出た場合ということでしょうけれども、だんだんそういうことが必要かと思いますが、現時点ではまだ避難の状況、状態だということで、これは今後考えていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） スクールバスの購入にあたっての仕様でございしますが、この資料にもございます国県支出金560万円ということで補助事業でございします。文部科学省の補助事業でございします2分の1ですが、補助事業でございしますので、ある程度仕様が制限されます。もう少しやわらかな椅子というお話も先般の委員会でもありましたが、その辺の補助規定によって制限されておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

5番。

○5番（若月芳則君） 1点だけご質問をさせていただきます。

今回の予算書には、除染についてであります。仮置き場を各行政区にお願いすると。これ環境省がやる仕事であります。予算的に

も環境省がやるということでありますが、現実には私どもの行政区を含めて、それぞれの行政区が区長さんを中心として検討していくわけであります。荻野地区においても、区長会とか皆さん心配していろんな議論がありました。私達の部落にも説明会が始まりました。やはり仮置き場が決まらないと除染もなかなか進まないという背景から、地区の皆さん方も、まだ一部私どもは2つの部落がありますから、そういうところまでのあれはありませんが、前向きに考えようという雰囲気がありました。

ただ、環境省は、その借地料については基本的に地権者だけにということがあります。しかしながら、畝一本隔てて片方では何らあれもない。しかし、地域的に田んぼのど真ん中にでかいそういう施設といいますか場所を造るわけです。そうしますと3年間という部分も本当に担保されるのかどうかもわかりません。したがって、地域全体に合意を得るための是正措置といいますか、総額のうち何割かは、集まって行政区が検討して議論を進めるわけでありますから、そういう部分の環境省が予算措置をとってくればいいのですが、町としてもそこら辺を要望するなり、また予算措置、今回は載っていませんが、いずれ補正とか、そういう予算措置をとる考えがあるのかどうか。そこを一つお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご答弁申し上げます。仮置き場の設置の関係でございますが、除染につきましては、議員お考えのように国直轄の事業でございます。予算資料の7ページのふるさとみえの再生の中の①番、除染推進プロジェクトということで、平成25年度は146万4,000円の予算を計上しております。これは町の単独でございます。この予算につきましては、除染の同意取付けでございます。県内は直接地権者のほうに行って交渉します。そのほか県外につきましても直接地権者と交渉するわけですが、146万4,000円につきましては県外の出張旅費ということで、計上をさせていただきました。

それから、地権者のとの契約でございますが、これも国との契約でございます。議員おただしのように、周りの地権者への配慮ということで、これらにつきましても、環境省のほうに要望してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 現状まだ始まったばかりですので、各地区の状況も出てきて、それらを踏まえて適切に、そして可及的すみやかに、

よく東電で使いますが、可及的すみやかにひとつ対応を講じられるよう要望しておきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号 平成25年度浪江町一般会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のために午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時58分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時30分）

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第36号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第37号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第37号ですが、この予算書にあるとおり給付費が大幅に伸びております。1桁ではなくて2桁12.5%です。いろんな理由があると思います。今後の町民の健康対策について、どういう保健福祉の活動をしていくのかということをお尋ねしたいと思います。

質問内容を若干補足したいと思いますが、私が今実施中の町民アンケート、3月17日現在で276通の戻りがありました。健康状態、通院状態について質問した項目があります。前と同じというのが66で24%、通院が増えた195、回答者の71%になります。これはまさにこのとおりになると思うのです。通院が増えた中身として月1回、月2回ということが増えていくと。これは浪江町にいたときは元気だったけれども、こちらにきて体調を悪くしたということだと思えます。

例えば、安達の仮設に入っている61歳の女性ですが、浪江町では元気で野菜づくりもやっていたと。ところが仮設に入ってから2年、糖尿で治療、血圧で治療、夜が眠れないので精神安定剤、体に力が入らないということで杖をついております。筋肉全体が後退しているという現れだと思えます。

したがって、通院が増えた裏にはこういう状態があるということです。保健師も限られた人数しかいないし、ほかの市町村でもおかれている状態は同じだと思いますができるだけ、仮設だけではありませんが、これは閉鎖的な生活を余儀なくされている町民の健康対策、いろいろ事業計画が示され予算化されていますが、今私が言ったような問題を受け止めた上で、今年度の国民健康保険事業の中でどういう町民の健康対策をやっていくのかということについてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） お答えを申し上げます。平成25年度予算で、当然のことながら給付が増えている。医療機関に今まで受診されていなかった方についても、この2年間で心身ともに疲弊しているということは、一般質問の中でも答弁を申し上げているような

状況でございまして、当然のことながら医療費の増加、それから国保に加入されている人も非常に増えているということで給付額が伸びているのは、この予算の中身でございます。こういう状況にあつて、平成25年度の健康保険課の事業の中身でございますが、今年は生きるというテーマというかこれは私の考えでございすけれども、当然のことながら健康指導に力を入れていきたいと思ひます。

それから、介護も医療も福祉も総合的な形でやっていかなければ、生きるというものについてはなかなか達成もできないのかと考えておりますので、平成25年度はその計画をつくりながら、平成26年度達成に向けた、いわゆる平成25年度にしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 置かれている町民の実態を正面から受けとめて、それに対応した健康事業を考えているということですから、前向きだと思います。

それで、医療も介護も福祉も総合的に取り組んでいきたいと。その計画を今年度中につくって、事業化は来年度からということですが、これはやはり走りながら、走りながらというのは計画をつくりながら事業化していくと。その必要性があるのではないかと思います。いちいち町民の健康状態すべてわかっているわけではないですが、アンケートの回答からも、あるいは個別の事情からも、やっぱりこれから計画をつくって来年度事業ということでは後追いだと。置かれている状況に遅れをとってしまうと私は心配するのですが。計画をつくりながら、走りながら同時並行でやっていくということではできないのかどうか。あるいはそうすべきだと私は思うのですが、ご苦労だと思いますが、前に出る形でお考えをお示してください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） ご指摘のとおりでございまして、当然のことながら計画は計画、事業は事業、その中身で実施、なるべくスピーディーな実施体制をつくりながら、健康管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第38号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 直営診療所の予算についてですが、体制の問題についてお尋ねします。予算は予算で、これでスタートするというものですから了解をしたいと思いますが、津島診療所、本当に平成のあかひげと私はときどき言うのですが、ドクターの関根先生を中心に、本当にスタッフも、それから週1、週2というサイクルで診療所の医療体制を支援してくれるほかのドクター、本当に大事な時期に大きな力を発揮していると思います。

そのうえでなのですが、聞くところによると誰先生がどこどこで開業すると。今の体制が後退するのではないかと。あわせて浪江の現地で新たな医療体制も組むという、非常に全方位的な医療事業が展開されることになるわけですが、ついでには津島の診療所が、関根先生も言っていますが、これ以上仕事増やさないでほしいなと言っていました、他の町ではやっていない独自の医療診療もやっているし、ドクター含めてスタッフも大変だと思いますが、抜けた部分の穴埋めというかカバーがどうなるのかという心配があります。

この診療事業所予算からは読みとれないわけではありますが、現状と対策についてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、今の津島診療所の仮設診療所でございますが、体制についてお答えを申し上げます。

8月31日までで1人の先生が開業なさるということでございますので、当然穴が空くのはわかっている状況であります。

したがって、今現在、この前、一般質問の中でも若干ふれておきましたが、その代わりということではないのですが、先生を町の職員として今招聘しているということがございまして、2月中に覚え書きも取り交わしてまいりました。さらに先生からのいろんなご要望がございますので、それについて町としての態度を明確にしながら

ら、その穴埋めということではないのですが、先生に対して今年の9月か10月ぐらいになると思いますが、先生には勤務していただくように、今詰めているような状況でございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第39号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第39号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第40号 平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第40号 平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第41号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第41号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第42号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計予算、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

20番。

- 20番（馬場 績君） 今年の介護保険特別会計については、国保と同じく保険料、収入が計上されておりません。すべて減免ということで財源措置がなされておりましたので、値上げ条例に賛成をしまし

た。そのうえで、今の高齢者介護の問題で介護タクシーの利用、その対策、その必要性について質問をして回答を求めたいと思います。

非常に分かりやすい事例ですが、80歳を超えた老夫婦が桑折町の借上げ住宅で生活をしております。文字通り津島にいたときは、バイクの運転もされたし、軽トラックの運転もされたと。こういう状態が重くのしかかって、まだ自力で生活していますが、買い物に行く、医者に行く、何らかの用事で外出をする。非常に大変な状況にある。したがって、介護タクシーが利用できれば一番いいわけですが、ご存じのとおり介護タクシーについては、さまざまな事業内容であります。移動手段として使うとか、乗り降りの介助をするとか、介護のあるいは身体介護とか生活援助も含めての介護タクシーです。その方は、車の乗り降りも難儀だということです。現状で介護タクシーを利用できるのか、できないのか。できないとすれば、そういう方はほかにもいると思うので、介護タクシーの対策についてどのように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 介護タクシーの利用についてご答弁申し上げます。

今現在、介護タクシーの利用についてですが、この特別会計でも、一般会計の中でも利用に対する助成の予算は計上しておりません。当然のことながら、介護タクシーも利用される方もいらっしゃるということも耳に今までもしてきたわけございますが、やはり交通手段がないということになれば非常に大変なことになってくるのかと。今はサポートセンター等については、送り迎えの車が走っておりまして、その中身で利用しているというのが現状でございます。そればかりではなく、いつでも自分が行けるときに、その施設を利用するとなれば、当然タクシーの利用というのも当然出てくるのかと思います。これは政策的な問題でございますので、今後検討して、補正予算であげるならば補正予算であげ、介護タクシーの利用助成を考えていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 非常に切実な問題です。したがって年度中、補正予算も検討したいというご答弁ですので、ぜひ具体化をしていただきたい。

できればさってばさというわけにはいかないけれども、車の運転も危なくてできないということで、いろいろ周りの人が配慮しているようですが、当面そういう高齢者の方々、あるいはどうしても一

人暮らしの方で移動手段がないという場合、タクシーの利用補助、利用助成なども考えながら、高齢者がある意味では、避難先でいきいきして生活できるというのは、ちょっとかっこよすぎる話ですが、おかれている状況が深刻なだけに、当面の対策としてタクシー利用なども支援するという事などは検討できないのかどうか、お答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは先ほど申しましたように、やはり利用の助成、補助について、今後ひとつの課題としてとらえながら、そうできるように前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第43号 平成25年度浪江町財産区管理事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第43号 平成25年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第44号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第44号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第45号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第45号 平成25年度浪江町水道事業会計予算、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第45号 平成25年度浪江町水道事業会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。
-

◎同意第１号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第１、同意第１号 固定資産評価員の選任について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第１号 固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎同意第２号の質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第１、同意第２号 津島財産区管理会委員の選任について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第２号 津島財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第２、発委第１号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。

12番。

[議会運営委員長 鈴木辰行君登壇]

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 浪江町議会会議規則の一部改正についてです。中身については、局長がただいま朗読したとおりであります。この内容については、14日の全員協議会の中で皆さんには理解を得たと思っております。ご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 浪江町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。

12番。

[議会運営委員長 鈴木辰行君登壇]

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 本案件については、議案第18号で浪江町課設置条例に伴い委員会の所管を決めるものであります。

その内容については、ただいま局長の朗読のとおりであります。内容については、実情にあった所管ということで今回のようになっております。このことについては全員協議会の中で皆さんからご了承を得た内容でそのとおりでありますので、ご了承よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発委第2号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、発委第3号 原子力災害から住民の生活再建に向けた施策の実施を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の災害対策特別委員長、小黑敬三君から趣旨説明を求めます。

16番。

〔災害対策特別委員会委員長 小黑敬三君登壇〕

○災害対策特別委員会委員長（小黑敬三君） それでは、原子力災害からの住民の生活再建に向けた施策の実施を求める意見書の説明を行います。震災から2年、737日ということで、いまだ住民の生活再建がなされていない。これは賠償、除染そしてまた復興住宅すべての点において、我々議会がたび重なる要望、要求活動または執行部の努力にもかかわらずなされていないということで、あえてまた意見書を提出する所存です。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発委第3号 原子力災害から住民の生活再建に向けた

施策の実施を求める意見書（案）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発議第1号 北朝鮮の地下核実験実施に対し厳しい制裁を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の馬場績君から趣旨説明を求めます。

20番。

[20番 馬場 績君登壇]

○20番（馬場 績君） 発議第1号 北朝鮮の地下核実験実施に対し厳しい制裁を求める意見書（案）を提出したいと思います。

提出賛同者については、発議第1号の鏡文書のとおりであります。意見書の中身もご覧のとおりであります。意見書提案の理由について簡潔に説明をしたいと思います。

北朝鮮は今回世界が注視し、自制を求める中で3度目の核実験を強行した。そればかりでなく、みずからを核兵器保有国として世界に認知させ、核実験を正当化しようとしていることは看過できない国際社会への重大な挑戦であります。

しかし、核兵器開発に固執する北朝鮮の国際的な孤立は明白であります。国連安保理は2009年北朝鮮2度目の核実験直後にいかなる核実験、または弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを求めています。

また、1月に採択された国連安保理2087号は、北朝鮮が核実験を強行すれば重大な行動をとると異例の警告をしていることであります。北朝鮮のとるべき道は核兵器やミサイルの開発ではなく、みずから公約した6カ国協議による対話と交渉に、再度踏み出すことであると考えます。また、国際的な無法行為を精算してこそ、国際社会の責任ある一員になり、経済発展や国民生活向上という目標への道が開かれるものと考えます。

我々浪江町民は、今東京電力福島原子力発電所により、これまでの当たり前の暮らしが破壊され、全町避難を余儀なくされてしまいました。かかる状況下で、北朝鮮が去る2月、3度目の核実験を強行したことに強い抗議の意思を込め、核計画の放棄を国際社会が一

致して求めるよう、この意見書を提案するものであります。

議員各位の賛同をお願いしまして提案理由にさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

19番。

○19番（佐々木英夫君） 国連決議の制裁を各国にお願いしたということだけで、日本にも核ミサイルを飛ばすと言っております。ますます孤立してきております。何をされるかわからない。信用できるのは銀行とNHKだと言われております。この二本松に飛んでこないか心配です。いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） そういう危険性もなしとは言えないので、厳しくそういうことをやめるように我々議会が満場一致でこの意見書を採択したいと思います。ご理解をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第1号 北朝鮮の地下核実験実施に対し厳しい制裁を求める意見書（案）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会といたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） 町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月5日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行または被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、4月1日からの区域再編を目前に控え、立ち入りする住民の安全、安心の確保と生活環境の再生、整備を加速するとともに、避難住民の生活の安定に資するため、浪江町復興再生事務所を設置し、また課を再編することについて今議会でご承認いただきました。今後、当該事務所を町復興の拠点として位置づけ、本格的な復旧自供に着手していくことといたします。

また、原発事故にかかわる損害賠償請求の支援に関する条例の制定についてご審議いただきましたように、議会の議決を得ることによって、町が全面に立って、被害者である町民の賠償支援に取り組む決意を明確にするため本条例を制定したものであり、今後ADR集団申立て行為の代理等により、積極的な支援活動を展開していきたいと考えております。

さらに、復興計画に掲げられた基本方針を具現化するため成立いたしました平成25年度予算に基づき、町民の避難生活支援、そしてふるさと浪江の再建のための復旧・復興事業に全力を傾注してまいりますので、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。

一方、議員の皆様方には4月末をもって任期満了を迎えられます。現在の任期を最後に後進に道を譲られる方々には、長年にわたり町進展にご助力をいただき、また震災後の2年間は町行政と一体となり、避難住民の支援に誠心誠意あたっていただきましたことを改めて感謝申し上げます。これまでの議員経験を生かし、今後なお一層浪江町の復興再生に向けたご指導をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また、再選を期して臨まれる方々には健康に十分留意され、所期の目的が達成されますことを念願しております。ご検討をお祈り申し上げます。

なお、予算整理のため、平成24年度一般会計及び特別会計の最終補正予算、地方税法の改正に伴う浪江町税条例の一部改正等については、3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年浪江町議会3月浪江町定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（午後 2時26分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成 2 5 年 月 日

浪 江 町 議 会 議 長 吉 田 数 博

署 名 議 員 佐 々 木 英 夫

署 名 議 員 馬 場 績

署 名 議 員 愛 澤 格